

名古屋市公報	令和 3年 4月 7日 第97号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例	
(経済・地域商業課)	(第15号) 42
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例	(住都・総務課) (第16号) 44
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例	
(緑土・総務課)	(第17号) 46
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	
(子青・総務課)	(第18号) 48
○ 名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	
(子青・総務課)	(第19号) 51
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	(総務・給与課) (第20号) 52
○ 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部を改正する条例	(財政・総務課) (第21号) 110
○ 名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例	(財政・総務課) (第22号) 111
○ 名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例	
(総務・行政改革推進室)	(第23号) 112
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例	
(総務・行政改革推進室)	(第24号) 114
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例	
(総務・行政改革推進室)	(第25号) 115
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課)	(第26号) 116
○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例	(健福・総務課) (第27号) 120
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課) (第28号) 122
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課)	(第29号) 124
○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	(健福・総務課) (第30号) 126
○ 名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課)	(第31号) 128
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	
(住都・建築指導課)	(第32号) 129
○ 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例	
(総務・総務課)	(第33号) 142

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(ス市・地域振興課)	(第34号)	143
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第35号)	145
	規	則	
○ 名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則	(消防・施設課)	(第19号)	150
○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則	(消防・規制課)	(第20号)	151
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第21号)	153
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第22号)	156
○ 名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第23号)	159
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第24号)	161
○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課)	(第25号)	163
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第26号)	165
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第27号)	166
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第28号)	167
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第29号)	169
○ 住居手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第30号)	170
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第31号)	171
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第32号)	172
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第33号)	174
○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第34号)	175
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第35号)	176
○ 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第36号)	178
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第37号)	179
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第38号)	248
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第39号)	267
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第40号)	268

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第41号)	273
○ 区長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第42号)	292
○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第43号)	294
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の 団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正 する規則	(総務・行政改革推進室)	(第44号)	296
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細 則の一部を改正する規則	(環境・総務課)	(第45号)	298
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第46号)	300
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第47号)	309
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行細則等の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第48号)	314
○ 名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則	(健福・総務課)	(第49号)	318
○ 名古屋市食の安全・安心条例施行細則及び名古屋市食品衛生 法等施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第50号)	323
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び 名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正す る規則	(健福・総務課)	(第51号)	326
○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則	(健福・総務課)	(第52号)	328
○ 名古屋市立病院財務規則	(健福・総務課)	(第53号)	333
○ 名古屋市立病院条例施行細則	(健福・総務課)	(第54号)	345
○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則	(消防・規制課)	(第55号)	348
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第56号)	350
○ 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進 に関する規則の一部を改正する規則	(ス市・区政課)	(第57号)	353
○ 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規 則の一部を改正する規則	(総務・人材育成・コンプライアンス推進室)	(第58号)	354
○ 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条 例施行細則の一部を改正する規則	(ス市・市民活動推進センター)	(第59号)	355
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1 条第 2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則の一部を 改正する規則	(総務・人事課)	(第60号)	357
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第61号)	358

○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則 (ス市・スポーツ施設室)	(第62号)	360
告	示	
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地維持課)	(第199号) 361
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番 号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部 改正	(財政・税制課)	(第200号) 362
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第201号) 363
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第202号) 366
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指 定	(防災・地域防災室)	(第203号) 367
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について	(緑土・緑地管理課)	(第204号) 387
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第205号) 390
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第206号) 391
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第207号) 397
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第208号) 399
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第209号) 401
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第210号) 403
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第211号) 404
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第212号) 409
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第213号) 411
○ 名古屋市森林整備計画について	(緑土・都市農業課)	(第214号) 413
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第215号) 414

○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・市街地整備課)	(第216号)	415
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(埋立地管理区域)の指定及び形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第217号)	416
○ 土壤汚染等対策指針の一部改正について (環境・地域環境対策課)	(第218号)	418
○ 令和 3年度一般廃棄物処理実施計画 (環境・減量推進室)	(第219号)	419
○ 指定管理者の指定 (観光・文化振興室)	(第220号)	437
○ 令和 3年度包括外部監査契約の締結について (監査・特別監査室)	(第221号)	438
○ 固定資産の価格等の登録 (財政・固定資産税課)	(第222号)	440
○ 占用工事の費用算出基準 (緑土・道路維持課)	(第223号)	441
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5及び第45号の 6の市長が告示で指定する建築物について (住都・建築指導課)	(第224号)	446
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の 12までの市長が告示で指定する建築物について (住都・建築指導課)	(第225号)	447
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所)	(第226号)	449
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所)	(第227号)	450
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について (ス市・スポーツ施設室)	(第228号)	451

達

○ 職名及び補職名規程の一部改正 (総務・給与課)	(第8号)	453
○ 職員の服務の宣誓実施規程の一部改正 (総務・給与課)	(第9号)	455
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正 (総務・給与課)	(第10号)	457
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第11号)	466
○ 区役所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第12号)	496
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第13号)	498
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第14号)	501
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第15号)	503
○ 名古屋市処分場処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第16号)	504
○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第17号)	505
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第18号)	507
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第19号)	514

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	516
○ 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	517
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第22号)	519
○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第23号)	520
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第24号)	522
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	524
○ 名古屋市防災行政用無線管理運営規程の一部改正	(防災・危機対策室)	(第26号)	526
○ 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用 短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念 する義務の免除の日数に関する規程	(総務・安全衛生課)	(第27号)	528
○ 名古屋市男女平等参画推進協議会規程の一部改正	(ス市・男女平等参画推進室)	(第28号)	529
○ 契約事務等の手続に関する規程の一部改正	(財政・契約監理課)	(第29号)	531

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

○ 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における政党その他 の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規程	(第2号)	533

監 査 委 員 規 程

○ 名古屋市監査委員監査基準の一部を改正する規程	(第1号)	542
○ 名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程	(第2号)	545
○ 名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部 を改正する規程	(第3号)	547

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	(第1号)	549
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例 等に関する規則等の一部を改正する規則	(第2号)	552
○ 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則	(第3号)	565
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則	(第4号)	567
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則	(第5号)	575
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則	(第6号)	576
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則	(第7号)	579
○ 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福 祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規 則	(第8号)	583
○ 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	(第9号)	584
○ 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則	(第10号)	585
○ 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則	(第11号)	586

○ 名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則	(第12号)	587
○ 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則	(第13号)	590
教 育 委 員 会 告 示		
○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について	(第5号)	592
名 教 委 訓 令		
○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第3号)	594
○ 名古屋市立学校文書管理規程の一部改正	(第4号)	595
○ 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第5号)	596
名 教 委 教 訓 令		
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第1号)	599
○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第2号)	604
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第7号)	608
人 事 委 員 会 達		
○ 事務局長以下代決規程の一部改正	(第3号)	610
固定資産評価審査委員会告示		
○ 名古屋市固定資産評価審査委員会公告式規程の一部改正	(第1号)	612
○ 名古屋市固定資産評価審査委員会規程の一部改正	(第2号)	613
消 防 局 告 示		
○ 火災予防条例に基づく炉等の点検及び整備を行わせるために必要な知識及び技能を有する者の指定の一部改正について	(第4号)	626
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域	(第3号)	627
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第4号)	629
○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員についての一部改正	(第5号)	630
○ 下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の徴収事務の一部委託	(第6号)	631
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第4号)	632
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第5号)	639
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第6号)	640

○ 職員分限条例の施行に関する規程及び名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正	(第7号)	644
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正	(第8号)	646
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正	(第9号)	650
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正	(第10号)	654
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第11号)	664
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第12号)	681
○ 名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正	(第13号)	708
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第14号)	711
○ 水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正	(第15号)	714

交 通 局 告 示

○ 名古屋市観光周遊バス・地下鉄全線一日乗車券の発売についての一部改正について	(第2号)	715
○ なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第3号)	716

交 通 局 管 理 規 程

○ 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程等の一部改正	(第10号)	719
○ 会計年度任用職員就業規程の一部改正	(第11号)	722
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第12号)	724
○ 高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部改正	(第13号)	779
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正	(第14号)	785

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市立病院条例施行規程等を廃止する規程	(第4号)	787

雑

報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	791
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	792
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	793

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例（第15号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市牧野公設市場を廃止します。（第 1条の表関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第16号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、別表を改正します。

2 施行期日等

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第17号）

1 改正内容

熱田駅自転車駐車場、神宮西駅自転車駐車場及び西高蔵駅自転車駐車場を設置します。（別表第 1関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 3年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第18号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターを廃止します。（第 1条関係）

- (2) 名古屋市新富町保育園、名古屋市汁谷保育園及び名古屋市高針北保育園を廃止します。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターに係る部分は、令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

医療費助成の範囲を、通院について、18歳に達する日以後の最初の 3月 31日までの間にある者まで拡大します。（第 4条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4年 1月 1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例の規定は、令和 4年 1月 1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（第20号）

1 改正内容

非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定等を行います。

- (1) 非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定を行います。（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第 3関係）

- (2) 会計年度任用職員の初任給決定に係る規定を整備します。（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）第 6条関係）

- (3) 住居手当の額等の改定を行います。（同条例第10条の 3関係）

- (4) 福祉業務手当の上限額の改定を行います。（同条例第12条の28関係）

- (5) 給料表の改定を行います。（同条例附則別表第 3、別表第 1から別表第 4まで及び別表第 5 2医療職給料表(2) から別表第 6まで関係）
- (6) 旅費を調整できる規定を整備します。（名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）第14条関係）
- (7) その他規定の整理を行います。（附則関係）

2 関係条例の整理等

非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定等に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3号）、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5号）、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日等

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 3年 3月31日から施行します。

○ 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部を改正する条例（第21号）

1 改正内容

病院局の廃止に伴い、規定の整備を行います。（第 3条及び第 5条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

基金の経理の簡素化を図るため、特別会計を廃止します。（第10号関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例（第23号）

1 改正内容

病院局の廃止に伴い、病院事業の管理者の附属機関としている名古屋市病院局指定管理者選定委員会を廃止するものです。（第 1条、第 2条及び別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

令和 3年度における職員の定数を35,297人から33,799人とするものです。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第25号）

1 改正内容

新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務等の実施に係る人員体制を強化するため、令和 3年度における市長の事務部局の職員の定数を11,684人から11,696人とするものです。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

- (1) 食品衛生法等に基づく営業許可申請手数料等を改定する等します。（第 2条関係）
- (2) 手数料の納付方法を改定します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 6月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又

は令和 3年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

敬老パスの対象となる交通事業者及び交通機関に係る規定の整備を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 2月 1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

(1) 令和 3年度から令和 5年度までの介護保険料の額等について定めます。（第 7条及び第 8条関係）

(2) 延滞金の計算方法に関して必要な事項を定めます。（第14条及び第14条の 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

(1) 延滞金の計算方法を改めます。（第23条及び第23条の 2関係）

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第14条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

延滞金の計算方法に関して必要な事項を定めます。（第10条及び第10条の2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条、第13条及び第14条関係）

2 施行期日

令和 3年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第17条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 3条及び第17条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するものです。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第34号）

1 改正内容

(1) 次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市中根コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区白砂町 4丁目 144番地の 1

(2) 次のとおりコミュニティセンターの位置を変更します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市明倫コミュニティセンター	名古屋市東区出来町三丁目 7番10号

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋州市税条例の一部を改正する条例（第35号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

(1) 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関する規定の整理を行います。（附則第 9条から第10条、第12条、第14条から第14条の 2の 2及び第14条の 4関係）

(2) 軽自動車税の種別割につき、環境性能に応じて税率を軽減する特例について、重点化等を行った上で 2年間延長されたことに伴い、規定の整理を行います。（附則第17条関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第55条の 3並びに附則第14条の 6、第16条の 2の 2、第16条の 4及び第19条の 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則（第19号）

1 改正内容

ポロシャツの導入並びに活動帽、救急帽及び救助帽の仕様の統一並びに冬救急服及び夏救急服の仕様の統一に伴い、規定の整備を行います。（第2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第13条、別記第 7、別記第10及び別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

- (1) 令和 3年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）
- (2) 事務の円滑化のため、都市計画法許可専用印の用途を拡大し、都市計画規制事務専用印に改めるとともに、市営住宅明渡事務専用印を作成します。（別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第22号）

1 改正内容

熱田駅自転車駐車場、神宮西駅自転車駐車場及び西高蔵駅自転車駐車場の位置及び入出場の取扱い時間を定めます。（別表関係）

2 施行期日

令和 3年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則（第23号）

1 改正内容

道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正に伴い、押印を求めている行政手続について、押印を廃止します。（第 1号様式、第 3号様式及び第13号様式関係）

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

(2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市道路管理規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市道路管理規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなします。

(3) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができるとします。

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則（第24号）

1 改正内容

令和 3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日等

(1) 令和 3年 4月 1日から施行します。

(2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市児童福祉施設条例施行細則の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則別表の規定は、令和 3年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する

規則（第25号）

1 改正内容

- (1) 私立高等学校の授業料補助対象者の区分を、所得割額による区分から高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第 112号）第 1条第 2項に規定する算定基準額による区分に改めます。（第2条及び第 3条関係）
- (2) 私立高等学校授業料の補助の額を改めます。（第 3条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第 2号様式関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第26号）

1 改正内容

- (1) 超過勤務手当に相当する報酬について、規定の整備を行います。（第 2条関係）
- (2) 報酬の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

- (1) 補職名の新設等に伴い、規定の整理を行います。（第 4条関係）
- (2) 給与の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第14条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

(1) 着後手当の支給の調整について規定の整備を行います。(第 8条関係)

(2) 名古屋市旅費条例(昭和25年条例第32号)の一部改正及び組織改正に伴い、規定の整理を行います。(第 8条及び別表第 1関係)

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則(第29号)

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整備を行います。(附則第 5項及び別表第 1関係)

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則(第30号)

1 改正内容

(1) 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例(令和 3年名古屋市条例第20号)の施行に伴い、規定の整備を行います。(第 4条及び第 5条関係)

(2) その他、規定の整理を行います。(第 8条から第10条関係)

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則(第31号)

1 改正内容

医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。
(附則第 3項から第 5項関係)

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第32号）

1 改正内容

- (1) 児童相談所に勤務する児童福祉士等に対する福祉業務手当の額を改定します。（第24条関係）
- (2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 7条、第21条、第24条、第34条から第36条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

勤勉手当に係る勤務期間について、規定の整備を行います。（第11条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

小学校又は中学校に勤務する再任用の主幹教諭に支給する義務教育等教員特別手当の額について、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急

に行われた措置に係る業務を対象とした特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第37号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 7条の 2、別表第 2及び別表第5の 2から別表第 6の 2関係）

(2) 昇格制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 6及び別表第 6の 2関係）

(3) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 7関係）

(4) その他、規定の整理を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第38号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条の 2及び別表第 2から別表第 3の 2関係）

(2) 昇格制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 3及び別表第 3の 2関係）

(3) その他、規定の整理を行います。（第23条及び別表第 4関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第39号）

- 1 改正内容

- 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

- 2 施行期日

- 令和 3年 4月 1日から施行します。

- 被服貸与規則の一部を改正する規則（第40号）

- 1 改正内容

- (1) 事務事業の見直し等に伴い、貸与する被服の変更等を行います。（第 6条、第 8条から第 8条の 3及び別表関係）

- (2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 1条及び別表関係）

- 2 施行期日

- 令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第41号）

- 1 改正内容

- 効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、令和 3年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条及び第 9条関係）

- 2 施行期日

- 令和 3年 4月 1日から施行します。

- 区長委任規則の一部を改正する規則（第42号）

- 1 改正内容

- 区所管の行政財産の使用許可及び使用料の減免に関すること等を区長に委任することに伴い、規定を整備します。（第 2項関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第44号）

1 改正内容

公益的法人等への職員の派遣について、派遣先団体の整備を行います。（別表第 4関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

(1) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（別表第18から別表第20関係）

(2) 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令／通商産業省令第 1号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（第 1号様式関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第14条、第30条及び第65条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

- (1) 居宅介護サービス費等の額の特例等について規定を整備します。（第19条関係）
- (2) 保険料の減免について規定を整備します。（第31条関係）
- (3) その他規定を整理します。（第22条の 4及び附則第 6条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

- (1) 滞納保険料の分割納付時に係る延滞金の減免を廃止します。（第16条の 2、第21条、別表及び別記様式第28号の 2関係）
- (2) 被保険者番号の電子資格確認の導入に伴い、様式を改めます。（別記様式第 4号の 1から別記様式第 4号の 3、別記様式第 4号の 7、別記様式第 8号の 5、別記様式第 9号の 2から別記様式第 9号の 4、別記様式第 9号の 6の 2及び別記様式第 9号の 7関係）
- (3) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（附則第20条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則（第48号）

1 改正内容

- (1) 国の法令等に基づいて市が押印を求める手続等について、押印を廃止します。
- (2) その他規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則（第49号）

1 制定の趣旨

障害者等に対して福祉特別乗車券（以下「乗車券」といいます。）を交付することにより、障害者等の自立及び社会参加を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図る必要があることから、名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則を制定します。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 乗車券を利用することができる交付対象者について定めます。（第 2条関係）
- (2) 乗車券の利用及び運賃相当額の支給について定めます。（第 3条及び第 4条関係）
- (3) 乗車券の交付申請等について定めます。（第 5条関係）
- (4) 介護者同乗の特例について定めます。（第 6条関係）
- (5) 乗車券の再交付申請について定めます。（第 7条関係）
- (6) 乗車券の通用区間、通用期間等について定めます。（第 8条関係）
- (7) 乗車券の譲渡又は担保の禁止、返還等について定めます。（第 9条及び第10条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 3年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 4年 2月 1日から施行します。
- (2) 乗車券の申請その他の行為は、施行日前においても行うことができる
こととします。

○ 名古屋市食の安全・安心条例施行細則及び名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

食品衛生法（昭和22年法律第 233号）等の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 3年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

令和 3年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則（第52号）

1 制定の趣旨

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 指定管理者の指定の手續等に関する事項について定めます。（第 2条から第 7条関係）

(2) 診療時間及び休日について定めます。（第 8条から第10条関係）

3 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立病院財務規則（第53号）

1 制定の趣旨

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）第 2条第 2項に規定する病院の財務に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 出納事務について定めます。（第 2条から第 6条関係）

(2) 伝票及び帳簿について定めます。（第 7条から第10条関係）

(3) 収入及び支出について定めます。（第11条から第24条関係）

(4) 物品について定めます。（第25条及び第26条関係）

(5) 固定資産について定めます。（第27条から第37条関係）

- (6) 引当金について定めます。（第38条関係）
- (7) 予算及び決算について定めます。（第39条から第42条関係）
- (8) 試算表及び様式その他必要な事項について定めます。（第43条から第46条関係）

3 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立病院条例施行細則（第54号）

1 制定の趣旨

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 往診について定めます。（第 2条関係）
- (2) 設置する診療科について定めます。（第 3条関係）
- (3) 診療及び入院に関する手続について定めます。（第 4条及び第 5条関係）
- (4) 利用料金及び手数料について定めます。（第 6条から第 8条関係）
- (5) 診療及び入院の拒否等について定めます。（第 9条から第10条関係）

3 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

- (1) 屋外貯蔵タンクの内部点検の時期の延長の届出が提出された際に本市が行う手続きを規定します。（第15条の 2関係）
- (2) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第16条の 2及び第20号様式の 3の 2から第20号様式の 3の 5関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第31条、第 1号様式、第 9号様式から第11号様式、第14号様式から第16号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式から第23号様式、第27号様式から第29号様式、第31号様式、第32号様式、第36号様式及び第37号様式関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第15条、第24条、第25条、別記目次、第 3号様式及び第25号様式関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則（第57号）

1 改正内容

区政推進会議の構成員について規定を整備します。（第13条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第58号）

1 改正内容

病院局の廃止及び総務局職員部主幹（内部統制等）の分担事項と総括コンプライアンス推進員との整合性を図るため、規定を整備します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第 319号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1条第 2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正及び令和 3年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第61号）

1 改正内容

令和 3年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条、第 6条から第 8条及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則（第62号）

1 改正内容

名古屋市瑞穂公園条例の改正に伴い、規定の整備を行います。（第22条及び第24条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

- (1) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）
- (2) 技術職員の名称及び業務内容を定めます。（別表関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 職員のサービスの宣誓実施規程の一部を改正する規程（第 9号）

1 改正内容

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 7号）の改正に伴い、規定の整備を行います。（第 8条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第10号）

1 改正内容

- (1) 職員の早出遅出勤務及び時差休憩について、規定の整備を行います。（第 2条、第 3条、別表第 3及び別表第 4関係）
- (2) ひばり荘に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (3) スポーツ市民局スポーツ施設室に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
- (4) 環境局減量推進室に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
- (5) 環境事業所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

令和 3年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第12号）

1 改正内容

令和 3年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 1条の 3及び第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第13号）

1 改正内容

令和 3年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第14号）

1 改正内容

名古屋城調査研究センター主幹（建造物等の調査・研究及び普及）を廃止します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第15

号)

1 改正内容

中央卸売市場南部市場の施設長寿命化に係る中長期保全計画を策定するため、中央卸売市場南部市場主査（南部市場の施設長寿命化に係る計画の策定）を設置します。（第 5条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市処分場処務規程の一部を改正する規程（第16号）

1 改正内容

第二処分場に係るごみ等の埋立処分の所管の変更に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部を改正する規程（第17号）

1 改正内容

中央看護専門学校の 4年制化等に向けた検討のため、主査（中央看護専門学校に係る企画調整）を設置します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第18号）

1 改正内容

保健所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第19号）

1 改正内容

中央児童相談所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

上飯田南保育園等に主査（保育所等に係る企画調整）を設置することに伴い、規定を整備します。（第 4条の 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市大曽根北・筒井都市整備事務所处務規程の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

名古屋市大曽根北・筒井都市整備事務所主査（補償）を廃止します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第22号）

1 改正内容

企画官を廃止します。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市副市長担回事務規程の一部を改正する規程（第23号）

1 改正内容

令和 3年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第24号）

1 改正内容

- (1) 令和 3年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 5条、第11条及び別表第 2関係）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第25号）

1 改正内容

- (1) 区所管の行政財産の使用許可に関することを区長に委任することに伴い、規定を整備します。（別表第 1及び別表第 3関係）
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第 2及び別表第 4関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、発布の日から施行します。

○ 名古屋市防災行政用無線管理運営規程の一部を改正する規程（第26号）

1 改正内容

防災行政用無線（多重固定系）の廃止に伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程（第27号）

- 1 制定内容

臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第3条第1項第4号に基づく任命権者が定める日数を1年間と定めるものです。

- 2 施行期日

発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

- 名古屋市男女平等参画推進協議会規程の一部を改正する規程（第28号）

- 1 改正内容

組織改正等に伴い、協議会の構成員に係る規定を整備します。（第3条及び別表関係）

- 2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

- 契約事務等の手続に関する規程の一部を改正する規程（第29号）

- 1 改正内容

組織改正による事務分掌の変更に伴い、規定の整備を行います。（第8条、第10条及び第11条関係）

- 2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 1号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、令和 3年度の組織改正等を行います。（第 2条、第 3条、第 6条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

(1) 職員の早出遅出勤務及び時差休憩について、規定の整備を行います。

(2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

(1) 名古屋市博物館総務課に主査（博物館の魅力向上）を設置します。（第 3条関係）

(2) 職員の早出遅出勤務について、規定の整備を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

(1) 名古屋市教育センターに主幹（個別最適化された学びに係る I C T 環

境整備の推進)を設置します。(第2条及び第3条関係)

(2) 職員の早出遅出勤務及び時差休憩について、規定の整備を行います。

(第3条の2、別表第1から別表第3関係)

(3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。(別表第1関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則(第5号)

1 改正内容

名古屋市立桜台高等学校等の生徒定員を変更します。(別表関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則(第6号)

1 改正内容

(1) 名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。(別表関係)

(2) 様式の性別欄について、規定の整備を行います。(第1号様式関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則(第7号)

1 改正内容

(1) 名古屋市立報徳幼稚園等の園児定員及び学級数を変更します。(別表第1関係)

(2) 様式の性別欄について、規定の整備を行います。(第1号様式関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

- 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則（第 8号）

- 1 改正内容

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2年文部科学省告示第 1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

- 2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則（第 9号）

- 1 改正内容

職員の表彰の対象となる者に教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に係る教育機関の職員を加えます。（第 2条関係）

- 2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）

- 1 改正内容

奨学金の受給資格について、規定の整備を行います。（附則関係）

- 2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則（第11号）

- 1 改正内容

就学援助の種類にオンライン学習通信費を加えます。（第 3条関係）

- 2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續等に関する事項を定めます。
- (2) 駐車場の使用料等の減免について、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

- (1) 学校施設の使用料について、規定の整備を行います。（第 7条の 2 及び第 7条の 3関係）
- (2) 使用許可申請の手續における押印を廃止します。（第 1号様式関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第12条及び第16条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 3号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第32条関係）（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（第 4号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第20条関係）
 - 2 施行期日
令和 3年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 5号）
 - (1) 災害その他の臨時的事由による勤務時間の特例等について、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - (2) 職員の早出遅出勤務について、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - (3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - (4) その他規定の整備を行います。（第 1条関係）

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 1号）
 - 1 改正内容
 - 令和 3年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 3年 4月 1日から施行します。

- 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 3年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 6条及び別表第 1関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（別表第 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 3年 4月 1日から施行します。

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例

名古屋市公設市場条例（昭和39年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

名古屋市元古井公設市場	名古屋市千種区今池二丁目27番22号
名古屋市牧野公設市場	名古屋市中村区太閤三丁目 7 番64号

を

「

名古屋市元古井公設市場	名古屋市千種区今池二丁目27番22号

に

改める。

第 3 条第 1 号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同条第 2 号中「終り」を「終わり」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

船 方 荘	熱田区一番二丁目
南 熱 田 荘	熱田区六番二丁目

を

」

「

船 方 荘	熱田区一番二丁目

に改

」

める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

妙音通駅自転車駐車場

」

を

「

妙音通駅自転車駐車場

熱田駅自転車駐車場

神宮西駅自転車駐車場

」

に、

「

伝馬町駅自転車駐車場

」

を

「

伝馬町駅自転車駐車場

西高蔵駅自転車駐車場

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

種 別	名 称	位 置
助産施設	名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番 23号
〃	名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番 地の 1

を

」

種 別	名 称	位 置	に、

〃	名古屋市上名古屋保育園	名古屋市西区上名古屋二丁目26番15号	を
〃	名古屋市新富町保育園	名古屋市中村区新富町 2丁目 4番25号	

〃	名古屋市上名古屋保育園	名古屋市西区上名古屋二丁目26番15号	に、

〃	名古屋市港西保育園	名古屋市港区野跡四丁目 4番 8号	を
〃	名古屋市汁谷保育園	名古屋市千種区汁谷町39番地	

〃	名古屋市港西保育園	名古屋市港区野跡四丁目 4番 8号	に、

〃	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地	を
〃	名古屋市高針北保育園	名古屋市名東区勢子坊二丁目 1302番地	

「

〃	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1 丁目 112 番地

に

」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1 条第 1 項の表の改正規定中名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターに係る部分は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「（15歳に達する日以後の最初の 3月31日を経過した子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例の規定は、令和 4年 1月 1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 27,730円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
12	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
13	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
14	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	健康福祉局
15	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		

16	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
17	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
18	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 49,400円		
19	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
20	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
21	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
22	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
23	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
24	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
25	保護課嘱託医	月額 117,000円		
26	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
27	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
28	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
29	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
30	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
31	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
32	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
33	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
34	保育所嘱託医 産後休暇明け園等	年額 402,500円		

	一般園	年額 251,600円		
35	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
36	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円		
37	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
38	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
39	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
40	名古屋市子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
41	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
42	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
43	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
44	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会事務局
45	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
46	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
47	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
48	学校産業医	月額 200,000円	7級	
49	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
50	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科 精神科（特別支援学校）	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額 393,300円	7級 7級 7級 7級	
51	小学校臨時専門医	1回につき、	7級	

		24,600 円に 335 円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		
52	学校歯科医	年額とし、216,400 円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
53	学校薬剤師	年額とし、180,800 円に 2,950 円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
54	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8 級	
55	子ども適応相談センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
56	子ども適応相談センターセラピスト	1 回 18,500円	7 級	
57	博物館長	日額 27,730円	9 級	
58	博物館参与	日額 15,630円	8 級	
59	美術館長	日額 27,730円	9 級	
60	美術館参与	日額 15,630円	8 級	
61	科学館長	日額 27,730円	9 級	
62	教育センター嘱託弁護士	1 回 25,900円	7 級	
63	教育センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
64	教育センター特別教育相談員	1 回 21,400円	7 級	
65	教育センター嘱託心理士	1 回 18,500円	7 級	
66	教育センター嘱託社会福祉士	1 回 18,500円	7 級	
67	消防局産業医	1 回 21,400円	7 級	消防局
68	消防局衛生管理医師	1 回 21,400円	7 級	
69	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700 円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	8 級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700 円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700 円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加	5 級	

	副団長	算した額とする。 年額とし、38,400 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	部長	年額とし、35,100 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	班長	年額とし、31,800 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	団員	年額とし、28,500 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
70	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防 団の業務に従事する者	1 回 4,500 円 を上限と して市長 が定める 額 と す る。	消 防 団 員 （基本消防 団）として の級に準ず る。	
	名古屋市大学生消防団の 業務に従事する者	1 回 1,000円	4 級	

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。
- 3 10の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,501円、区政協力委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 4 20の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,501円、民生委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 5 27の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額3,501円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額2,509円を支給す

る。
6 41の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額
2,509円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「次の各号」を「次」に、「、当該各号に掲げる額の直近上位の額の号給（第4号に掲げる職員にあつては、同号に掲げる号給）」を「それぞれ当該職員に適用される給料表ごとに、常時勤務を要する職員との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して別に定める号給」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その号給は、259,400円を超える額の号給とすることはできない。

第6条第12項第1号中「224,310円」を削り、同項第2号中「210,750円」を削り、同項第3号中「186,980円」を削り、同項第4号中「1号給」を削る。

第10条の3第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、「を超えない範囲内において市長が定める額」を削り、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「500円」に改め、「を超えない範囲内において市長が定める額」を削る。

第12条の28第2項中「600円」を「1,000円」に、「2,910円」を「3,310円」に改め、同条第3項中「600円」を「1,000円」に改める。

附則第14項中「同項各号」を「同項」に、「額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定めるところによる」を「職員の区分は、次のとおりとする」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「259,400円」とあるのは、「176,200円」とする。

附則第14項第1号中「173,583円」を削り、同項第2号中「1号給」を削る。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	132,300	150,000	205,200	230,000
2	133,300	151,400	206,500	231,100
3	134,300	152,800	207,800	232,200
4	135,200	154,200	209,100	233,300
5	136,100	155,600	210,400	234,300
6	137,100	157,000	211,800	235,400
7	138,100	158,400	213,200	236,500
8	139,000	159,800	214,600	237,600
9	139,900	161,200	215,900	238,600
10	140,900	162,600	217,700	239,700
11	141,900	164,000	219,500	240,800
12	142,900	165,400	221,200	241,900
13	143,800	166,800	222,900	242,900
14	144,900	168,200	224,100	244,000
15	145,900	169,600	225,200	245,100
16	146,900	171,000	226,300	246,200
17	147,900	172,400	227,400	247,200
18	149,100	173,800	228,600	248,300
19	150,300	175,200	229,700	249,400
20	151,500	176,600	230,800	250,500
21	152,700	178,000	231,900	251,500
22	153,900	179,400	233,100	252,600
23	155,100	180,800	234,200	253,700
24	156,300	182,200	235,300	254,800
25	157,500	183,600	236,400	255,800
26	159,000	185,000	237,600	257,000
27	160,500	186,400	238,700	258,200
28	161,900	187,800	239,800	259,300
29	163,300	189,200	240,900	260,400
30	164,800	190,600	242,100	261,500
31	166,300	192,000	243,200	262,600
32	167,700	193,400	244,300	263,600
33	169,100	194,800	245,400	264,600
34	170,900	196,000	246,600	265,600
35	172,700	197,200	247,700	266,600
36	174,500	198,300	248,800	267,600
37	176,200	199,400	249,900	268,500
38	177,900	200,500	251,100	269,500
39	179,600	201,600	252,200	270,500
40	181,200	202,600	253,300	271,500

41	182,800	203,600	254,400	272,400
42	184,200	204,700	255,500	273,400
43	185,600	205,700	256,600	274,400
44	187,000	206,700	257,700	275,300
45	188,400	207,700	258,700	276,200
46	189,800	208,800	259,800	277,200
47	191,200	209,800	260,800	278,200
48	192,500	210,800	261,800	279,100
49	193,800	211,800	262,800	280,000
50	195,000	212,800	263,900	281,000
51	196,100	213,800	264,900	282,000
52	197,200	214,800	265,900	282,900
53	198,300	215,800	266,900	283,800
54	199,400	216,800	267,900	284,700
55	200,500	217,800	268,900	285,600
56	201,500	218,800	269,900	286,500
57	202,500	219,800	270,900	287,300
58	203,600	220,800	271,900	288,200
59	204,600	221,800	272,900	289,100
60	205,600	222,800	273,900	290,000
61	206,600	223,800	274,900	290,800
62	207,500	224,800	275,900	291,700
63	208,400	225,800	276,900	292,600
64	209,200	226,800	277,800	293,400
65	210,000	227,800	278,700	294,200
66	210,700	228,800	279,500	295,100
67	211,400	229,800	280,300	296,000
68	212,100	230,800	281,100	296,800
69	212,700	231,700	281,800	297,600
70	213,200	232,700	282,600	298,300
71	213,700	233,700	283,400	299,000
72	214,200	234,700	284,100	299,700
73	214,700	235,600	284,800	300,400
74	215,200	236,600	285,600	301,100
75	215,700	237,600	286,300	301,800
76	216,200	238,500	287,000	302,500
77	216,700	239,400	287,700	303,200
78	217,200	240,300	288,200	303,900
79	217,700	241,200	288,700	304,600
80	218,200	242,100	289,200	305,300
81	218,700	242,900	289,600	306,000
82	219,200	243,800	290,100	306,700
83	219,700	244,600	290,600	307,400
84	220,200	245,400	291,100	308,000

85	220,600	246,200	291,500	308,600
86	221,100	247,100	292,000	309,200
87	221,600	247,900	292,500	309,800
88	222,100	248,700	293,000	310,400
89	222,500	249,500	293,400	310,900
90	223,000	250,300	293,900	311,400
91	223,500	251,100	294,400	311,800
92	223,900	251,800	294,800	312,200
93	224,300	252,500	295,200	312,600
94	224,800	253,000	295,700	313,000
95	225,300	253,400	296,200	313,400
96	225,700	253,800	296,600	313,800
97	226,100	254,200	297,000	314,200
98	226,600	254,700	297,500	314,500
99	227,100	255,100	298,000	314,800
100	227,500	255,500	298,400	315,100
101	227,900	255,900	298,800	315,400
102	228,400	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	

129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137		266,100		
138		266,400		
139		266,700		
140		266,900		
141		267,100		
142		267,400		
143		267,700		
144		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		
149		269,100		
150		269,400		
151		269,700		
152		269,900		
153		270,100		
154		270,400		
155		270,700		
156		270,900		
157		271,100		
158		271,400		
159		271,700		
160		271,900		
161		272,100		

別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第 5 2 医療職給料表 (2) から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	157,000	215,400	229,900	244,700	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,300	413,500
2	143,100	158,200	217,000	231,400	246,800	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	397,500	417,100
3	144,200	159,400	218,600	232,900	248,800	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	400,700	420,700
4	145,200	160,500	220,200	234,300	250,800	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	403,900	424,200
5	146,200	161,600	221,700	235,700	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,000	427,700
6	147,300	163,300	223,300	237,700	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,100	431,400
7	148,400	164,900	224,900	239,700	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,200	435,100
8	149,500	166,500	226,500	241,700	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,300	438,800
9	150,500	168,100	228,100	243,600	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400	442,500
10	151,700	171,100	230,100	245,600	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,400	446,200
11	152,800	174,000	232,100	247,600	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	425,400	449,800
12	153,900	176,900	234,000	249,600	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	428,400	453,400
13	155,000	179,800	235,900	251,500	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	431,300	457,000
14	156,500	181,500	237,900	253,600	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	434,200	460,500
15	158,000	183,100	239,800	255,700	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	437,100	464,000
16	159,500	184,700	241,700	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	440,000	467,500
17	160,900	186,300	243,600	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	442,800	470,900
18	162,700	187,900	245,500	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	445,700	474,200
19	164,500	189,500	247,400	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	448,500	477,500
20	166,300	191,100	249,300	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	451,300	480,700
21	168,100	192,700	251,200	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	454,100	483,900
22	171,100	194,300	253,100	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	456,700	487,000
23	174,000	195,900	255,000	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	459,300	490,100
24	176,900	197,500	256,900	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	258,800	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	464,500	496,200
26	181,400	200,700	260,700	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	466,400	499,300
27	183,000	202,300	262,600	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	468,300	502,400
28	184,500	203,900	264,500	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	470,200	505,400
29	186,000	205,500	266,400	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	472,100	508,400
30	187,000	207,100	268,300	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	474,000	511,500
31	188,000	208,700	270,200	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	475,900	514,500
32	189,000	210,300	272,100	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	189,900	211,900	274,000	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	479,500	520,500
34	190,900	213,500	275,900	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	481,000	523,500
35	191,900	215,100	277,800	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	482,500	526,500
36	192,900	216,700	279,700	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	484,000	529,500
37	193,800	218,300	281,600	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	485,400	532,400
38	194,800	219,900	283,500	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	486,800	535,200
39	195,800	221,500	285,400	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	488,200	537,900
40	196,800	223,100	287,300	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	489,500	540,600

41	197,700	224,700	289,100	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	490,800	543,300
42	198,700	226,300	291,000	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	492,100	546,000
43	199,700	227,900	292,900	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	493,300	548,700
44	200,700	229,500	294,800	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	494,500	551,400
45	201,600	231,100	296,600	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	495,700	554,000
46	202,600	232,700	298,500	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	496,800	556,700
47	203,600	234,300	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	497,900	559,300
48	204,600	235,900	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	499,000	561,900
49	205,500	237,500	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,900 (440,600)	500,100	564,500
50	206,500	239,100	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	413,600 (441,300)	501,200	567,100
51	207,500	240,700	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	414,200 (442,000)	502,300	569,700
52	208,400	242,300	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	414,800 (442,600)	503,300	572,300
53	209,300	243,900	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	415,400 (443,200)	504,300	574,900
54	210,300	245,500	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	416,100 (443,900)	505,400	577,500
55	211,300	247,100	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	416,700 (444,600)	506,400	580,100
56	212,200	248,700	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	417,300 (445,200)	507,400	582,700
57	213,100	250,300	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,900 (445,800)	508,400	585,200
58	214,100	251,900	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	418,600 (446,500)	509,500	587,800
59	215,100	253,500	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	419,200 (447,200)	510,500	590,400
60	216,000	255,100	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	419,800 (447,800)	511,500	593,000
61	216,900	256,600	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	420,400 (448,400)	512,500	595,500
62	217,700	258,200	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	421,100 (449,100)		
63	218,500	259,800	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	421,700 (449,800)		
64	219,300	261,300	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	422,300 (450,400)		
65	220,100	262,800	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,900 (451,000)		
66	220,900	263,800	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	423,600 (451,700)		
67	221,700	264,800	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)		
68	222,500	265,800	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	424,800 (453,000)		
69	223,300	266,700	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	425,400 (453,600)		
70	224,100	267,700	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	426,100 (454,300)		
71	224,900	268,700	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	426,700 (455,000)		
72	225,700	269,700	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	427,300 (455,600)		
73	226,500	270,600	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,900 (456,200)		
74	227,300	271,500	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	428,600 (456,900)		
75	228,100	272,400	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200 (457,600)		
76	228,900	273,300	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800 (458,200)		
77	229,600	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400 (458,800)		
78	230,400	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100 (459,500)		
79	231,200	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700 (460,200)		
80	232,000	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300 (460,800)		
81	232,700	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900 (461,400)		
82	233,300	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600		
83	233,900	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200		
84	234,400	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800		

85	234,900	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400		
86	235,400	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)	436,100		
87	235,900	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	436,700		
88	236,300	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300		
89	236,700	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	437,900		
90	237,200	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600		
91	237,600	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200		
92	238,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800		
93	238,400	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400		
94	238,900	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100		
95	239,300	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700		
96	239,700	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300		
97	240,100	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900		
98		290,200	354,200	366,600	385,200	405,500			
99		290,900	354,800	367,200	385,900	406,100			
100		291,500	355,300	367,800	386,500	406,700			
101		292,100	355,800	368,300	387,100	407,300			
102		292,600	356,400	368,900	387,800	407,900			
103		293,100	356,900	369,500	388,500	408,500			
104		293,600	357,400	370,000	389,100	409,100			
105		294,000	357,900	370,500	389,700	409,700			
106		294,400	358,400	371,100	390,400	410,300			
107		294,800	358,900	371,700	391,100	410,900			
108		295,200	359,400	372,200	391,700	411,500			
109		295,600	359,900	372,700	392,300	412,100			
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700			
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300			
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900			
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400			
114		297,600	362,400	375,500	395,500				
115		298,000	362,900	376,100	396,100				
116		298,400	363,400	376,600	396,700				
117		298,800	363,900	377,100	397,300				
118		299,200	364,400	377,700	398,000				
119		299,600	364,900	378,300	398,600				
120		300,000	365,400	378,800	399,200				
121		300,300	365,900	379,300	399,800				
122		300,700		379,900	400,500				
123		301,100		380,500	401,100				
124		301,500		381,000	401,700				
125		301,800		381,500	402,300				
126		302,200		382,100	403,000				
127		302,600		382,700	403,600				
128		303,000		383,200	404,200				

129		303,300		383,700	404,800				
130		303,700		384,300	405,400				
131		304,100		384,900	406,000				
132		304,400		385,400	406,600				
133		304,700		385,900	407,200				
134		305,100		386,500					
135		305,500		387,100					
136		305,800		387,600					
137		306,100		388,100					
138		306,500		388,700					
139		306,800		389,300					
140		307,100		389,800					
141		307,400		390,300					
142		307,800		390,900					
143		308,100		391,500					
144		308,400		392,000					
145		308,700		392,500					
146				393,100					
147				393,700					
148				394,200					
149				394,700					
150				395,300					
151				395,900					
152				396,400					
153				396,900					
154				397,500					
155				398,100					
156				398,600					
157				399,100					

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第2 消防職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,000	168,100	215,400	229,900	244,700	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,900
2	156,500	171,100	217,000	231,400	246,800	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	398,100
3	158,000	174,000	218,600	232,900	248,800	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	401,300
4	159,500	176,900	220,200	234,300	250,800	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	404,500
5	160,900	179,800	221,700	235,700	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,600
6	162,700	181,500	223,300	237,700	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,600
7	164,500	183,100	224,900	239,700	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,600
8	166,300	184,700	226,500	241,700	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,500
9	168,100	186,300	228,100	243,600	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400
10	171,100	187,900	230,100	245,600	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,200
11	174,000	189,500	232,100	247,600	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	424,900
12	176,900	191,100	234,000	249,600	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	427,600
13	179,800	192,700	235,900	251,500	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	430,300
14	181,400	194,300	237,900	253,600	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	433,000
15	183,000	195,900	239,800	255,700	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	435,700
16	184,500	197,500	241,700	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	438,300
17	186,000	199,100	243,600	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	440,900
18	187,000	200,700	245,500	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	443,200
19	188,000	202,300	247,400	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	445,500
20	189,000	203,900	249,300	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	447,700
21	189,900	205,500	251,200	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	449,900
22	190,900	207,100	253,100	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	451,900
23	191,900	208,700	255,000	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	453,900
24	192,900	210,300	256,900	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	455,800
25	193,800	211,900	258,800	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	457,700
26	194,800	213,500	260,700	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	459,400
27	195,800	215,100	262,600	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	461,100
28	196,800	216,700	264,500	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	462,800
29	197,700	218,300	266,400	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	464,500
30	198,700	219,900	268,300	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	466,000
31	199,700	221,500	270,200	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	467,500
32	200,700	223,100	272,100	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	469,000
33	201,600	224,700	274,000	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	470,500
34	202,600	226,300	275,900	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	472,000
35	203,600	227,900	277,800	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	473,500
36	204,600	229,500	279,700	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	475,000
37	205,500	231,100	281,600	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	476,400
38	206,500	232,700	283,500	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	477,800
39	207,500	234,300	285,400	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	479,200
40	208,400	235,900	287,300	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	480,600

41	209,300	237,500	289,100	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	481,900
42	210,300	239,100	291,000	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	483,000
43	211,300	240,700	292,900	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	484,000
44	212,200	242,300	294,800	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	485,000
45	213,100	243,900	296,600	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	486,000
46	214,100	245,500	298,500	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	487,000
47	215,100	247,100	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	488,000
48	216,000	248,700	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	489,000
49	216,900	250,300	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,900 (440,600)	489,900
50	217,700	251,900	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	413,600 (441,300)	490,900
51	218,500	253,500	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	414,200 (442,000)	491,800
52	219,300	255,100	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	414,800 (442,600)	492,700
53	220,100	256,600	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	415,400 (443,200)	493,600
54	220,900	258,200	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	416,100 (443,900)	
55	221,700	259,800	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	416,700 (444,600)	
56	222,500	261,300	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	417,300 (445,200)	
57	223,300	262,800	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,900 (445,800)	
58	224,100	263,800	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	418,600 (446,500)	
59	224,900	264,800	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	419,200 (447,200)	
60	225,700	265,800	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	419,800 (447,800)	
61	226,500	266,700	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	420,400 (448,400)	
62	227,300	267,700	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	421,100 (449,100)	
63	228,100	268,700	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	421,700 (449,800)	
64	228,900	269,700	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	422,300 (450,400)	
65	229,600	270,600	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,900 (451,000)	
66	230,400	271,500	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	423,600 (451,700)	
67	231,200	272,400	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)	
68	232,000	273,300	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	424,800 (453,000)	
69	232,700	274,200	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	425,400 (453,600)	
70	233,300	275,100	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	426,100	
71	233,900	276,000	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	426,700	
72	234,400	276,800	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	427,300	
73	234,900	277,600	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,900	
74	235,400	278,500	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	428,600	
75	235,900	279,400	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200	
76	236,300	280,200	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800	
77	236,700	281,000	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400	
78	237,200	281,800	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100	
79	237,600	282,600	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700	
80	238,000	283,400	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300	
81	238,400	284,100	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900	
82	238,900	284,800	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600	
83	239,300	285,500	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200	
84	239,700	286,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800	

85	240,100	286,800	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400	
86	240,600	287,500	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)		
87	241,000	288,200	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)		
88	241,400	288,900	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)		
89	241,800	289,500	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)		
90	242,300	290,200	349,600	361,900	380,000	400,500		
91	242,700	290,900	350,200	362,500	380,700	401,100		
92	243,100	291,500	350,800	363,100	381,300	401,700		
93	243,500	292,100	351,400	363,700	381,900	402,300		
94	244,000	292,600	352,000	364,300	382,600	403,000		
95	244,400	293,100	352,600	364,900	383,300	403,600		
96	244,800	293,600	353,100	365,500	383,900	404,200		
97	245,200	294,000	353,600	366,000	384,500	404,800		
98		294,400	354,200	366,600	385,200	405,500		
99		294,800	354,800	367,200	385,900	406,100		
100		295,200	355,300	367,800	386,500	406,700		
101		295,600	355,800	368,300	387,100	407,300		
102		296,000	356,400	368,900	387,800	407,900		
103		296,400	356,900	369,500	388,500	408,500		
104		296,800	357,400	370,000	389,100	409,100		
105		297,200	357,900	370,500	389,700	409,700		
106		297,600	358,400	371,100	390,400			
107		298,000	358,900	371,700	391,100			
108		298,400	359,400	372,200	391,700			
109		298,800	359,900	372,700	392,300			
110		299,200	360,400	373,300	393,000			
111		299,600	360,900	373,900	393,600			
112		300,000	361,400	374,400	394,200			
113		300,300	361,900	374,900	394,800			
114		300,700	362,400	375,500	395,500			
115		301,100	362,900	376,100	396,100			
116		301,500	363,400	376,600	396,700			
117		301,800	363,900	377,100	397,300			
118		302,200		377,700	398,000			
119		302,600		378,300	398,600			
120		303,000		378,800	399,200			
121		303,300		379,300	399,800			
122		303,700		379,900	400,500			
123		304,100		380,500	401,100			
124		304,400		381,000	401,700			
125		304,700		381,500	402,300			
126		305,100		382,100	403,000			
127		305,500		382,700	403,600			
128		305,800		383,200	404,200			

129		306,100		383,700	404,800			
130				384,300	405,400			
131				384,900	406,000			
132				385,400	406,600			
133				385,900	407,200			
134				386,500				
135				387,100				
136				387,600				
137				388,100				
138				388,700				
139				389,300				
140				389,800				
141				390,300				
142				390,900				
143				391,500				
144				392,000				
145				392,500				
146				393,100				
147				393,700				
148				394,200				
149				394,700				
150				395,300				
151				395,900				
152				396,400				
153				396,900				
154				397,500				
155				398,100				
156				398,600				
157				399,100				

備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防長、部長その他市長が指定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から69号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第3 教育職給料表

1 削除

2 教育職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	157,800	173,600	254,500	377,600
2	159,300	175,300	257,200	380,700
3	160,800	177,000	259,800	383,800
4	162,200	178,700	262,400	386,900
5	163,600	180,400	265,000	389,900
6	165,400	182,300	267,700	393,100
7	167,100	184,200	270,400	396,300
8	168,800	186,100	273,000	399,400
9	170,500	187,900	275,600	402,500
10	172,300	189,800	278,400	405,100
11	174,100	191,700	281,200	407,700
12	175,900	193,600	283,900	410,300
13	177,700	195,400	286,600	412,800
14	179,500	197,400	289,500	414,800
15	181,200	199,400	292,300	416,800
16	182,900	201,400	295,100	418,800
17	184,600	203,300	297,900	420,700
18	186,400	205,400	300,800	422,700
19	188,200	207,500	303,700	424,700
20	190,000	209,600	306,500	426,700
21	191,700	211,700	309,300	428,600
22	193,500	214,000	312,200	430,600
23	195,300	216,200	315,100	432,600
24	197,100	218,400	318,000	434,600
25	198,800	220,600	320,800	436,500
26	200,400	222,900	323,700	438,500
27	202,000	225,200	326,500	440,500
28	203,500	227,400	329,300	442,500
29	205,000	229,600	332,100	444,400
30	206,700	231,700	334,900	446,400
31	208,400	233,800	337,700	448,400
32	210,100	235,900	340,500	450,400
33	211,700	237,900	343,300	452,300
34	213,700	240,000	346,000	453,900
35	215,700	242,100	348,700	455,500
36	217,700	244,100	351,400	457,100
37	219,600	246,100	354,000	458,700
38	221,700	248,200	356,400	459,800
39	223,800	250,300	358,700	460,900
40	225,900	252,400	361,000	461,900

41	227,900	254,500	363,300	462,900
42	230,100	256,800	365,700	463,900
43	232,300	259,100	368,000	464,800
44	234,500	261,300	370,300	465,700
45	236,700	263,500	372,600	466,600
46	238,500	265,900	374,700	467,500
47	240,200	268,300	376,800	468,400
48	241,900	270,700	378,900	469,300
49	243,600	273,000	380,900	470,200
50	244,700	275,600	382,800	471,100
51	245,800	278,100	384,700	472,000
52	246,900	280,600	386,600	472,900
53	247,900	283,100	388,400	473,800
54	249,600	286,000	390,000	474,600
55	251,300	288,900	391,600	475,400
56	253,000	291,700	393,200	476,200
57	254,700	294,500	394,700	476,900
58	256,300	297,400	396,300	477,700
59	257,900	300,200	397,900	478,500
60	259,500	303,000	399,500	479,300
61	261,000	305,800	401,000	480,000
62	262,700	308,600	402,500	480,800
63	264,400	311,400	404,000	481,600
64	266,100	314,200	405,500	482,300
65	267,800	317,000	407,000	483,000
66	269,500	319,800	408,500	483,800
67	271,200	322,600	410,000	484,600
68	272,900	325,400	411,500	485,300
69	274,500	328,100	412,900	486,000
70	276,100	330,900	414,400	486,800
71	277,700	333,700	415,900	487,600
72	279,300	336,400	417,400	488,300
73	280,800	339,100	418,800	489,000
74	282,100	342,100	420,300	489,800
75	283,400	345,000	421,800	490,500
76	284,700	347,900	423,300	491,200
77	285,900	350,800	424,700	491,900
78	287,400	353,500	426,200	
79	288,900	356,200	427,700	
80	290,400	358,900	429,200	
81	291,900	361,600	430,600	
82	293,400	364,300	432,100	
83	294,900	367,000	433,600	
84	296,400	369,700	435,100	

85	297,800	372,400	436,500
86	299,300	374,500	438,000
87	300,800	376,600	439,400
88	302,300	378,700	440,800
89	303,800	380,700	442,200
90	305,300	382,500	443,000
91	306,800	384,300	443,800
92	308,200	386,100	444,600
93	309,600	387,800	445,300
94	311,200	389,600	446,000
95	312,800	391,300	446,700
96	314,400	393,000	447,400
97	316,000	394,700	448,000
98	316,900	396,300	448,700
99	317,800	397,800	449,400
100	318,700	399,300	450,000
101	319,500	400,800	450,600
102	320,100	401,900	451,200
103	320,700	403,000	451,700
104	321,200	404,100	452,200
105	321,700	405,100	452,700
106	322,300	406,200	453,200
107	322,900	407,200	453,700
108	323,400	408,200	454,200
109	323,900	409,200	454,700
110	324,500	409,900	455,200
111	325,100	410,500	455,700
112	325,700	411,100	456,200
113	326,300	411,700	456,700
114	326,800	412,300	457,200
115	327,200	412,900	457,700
116	327,600	413,500	458,200
117	328,000	414,000	458,700
118	328,400	414,600	
119	328,700	415,200	
120	329,000	415,700	
121	329,300	416,200	
122	329,600	416,800	
123	329,900	417,400	
124	330,200	417,900	
125	330,500	418,400	
126	330,900	418,900	
127	331,300	419,400	
128	331,600	419,900	

129	331,900	420,300	
130	332,300	420,800	
131	332,700	421,300	
132	333,100	421,800	
133	333,500	422,200	
134	333,900	422,700	
135	334,300	423,200	
136	334,600	423,700	
137	334,900	424,100	
138		424,600	
139		425,100	
140		425,600	
141		426,000	
142		426,500	
143		427,000	
144		427,500	
145		427,900	
146		428,400	
147		428,900	
148		429,400	
149		429,800	
150		430,300	
151		430,800	
152		431,300	
153		431,700	
154		432,200	
155		432,700	
156		433,200	
157		433,600	
158		434,100	
159		434,600	
160		435,100	
161		435,500	
162		436,000	
163		436,500	
164		437,000	
165		437,400	
166		437,900	
167		438,400	
168		438,900	
169		439,300	
170		439,800	
171		440,300	
172		440,800	

173		441,200		
174		441,700		
175		442,200		
176		442,600		
177		443,000		

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

3 教育職給料表(3)

号 給	職務の級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
1		155,600	164,100	236,800
2		157,100	165,800	238,600
3		158,500	167,500	240,400
4		159,900	169,200	242,200
5		161,300	170,900	244,000
6		163,000	172,900	245,800
7		164,700	174,900	247,600
8		166,400	176,900	249,400
9		168,100	178,800	251,200
10		169,900	180,700	253,100
11		171,600	182,600	254,900
12		173,300	184,500	256,700
13		175,000	186,400	258,500
14		176,800	188,300	260,300
15		178,600	190,100	262,100
16		180,300	191,900	263,900
17		182,000	193,700	265,700
18		183,800	195,700	267,900
19		185,600	197,600	270,000
20		187,400	199,500	272,100
21		189,100	201,400	274,200
22		190,900	203,300	276,700
23		192,700	205,100	279,200
24		194,400	206,900	281,600
25		196,100	208,700	284,000
26		197,600	210,600	287,000
27		199,000	212,400	289,900
28		200,400	214,200	292,800
29		201,800	216,000	295,700
30		203,200	217,900	298,600
31		204,600	219,700	301,500
32		206,000	221,500	304,400
33		207,300	223,300	307,200
34		208,700	225,200	310,200
35		210,100	227,100	313,200
36		211,500	229,000	316,100
37		212,800	230,900	319,000
38		214,200	233,000	322,000
39		215,600	235,100	325,000
40		216,900	237,200	327,900

41	218,200	239,200	330,800
42	219,600	241,000	332,800
43	220,900	242,800	334,800
44	222,200	244,500	336,800
45	223,500	246,200	338,700
46	224,800	248,000	340,900
47	226,100	249,800	343,100
48	227,400	251,600	345,300
49	228,700	253,300	347,500
50	230,000	255,500	349,700
51	231,300	257,700	351,900
52	232,600	259,900	354,100
53	233,900	262,000	356,300
54	235,200	264,300	358,700
55	236,500	266,500	361,100
56	237,800	268,700	363,500
57	239,000	270,900	365,900
58	240,300	273,700	367,500
59	241,600	276,500	369,100
60	242,900	279,300	370,700
61	244,100	282,000	372,300
62	245,400	284,900	373,800
63	246,700	287,800	375,300
64	248,000	290,700	376,800
65	249,200	293,500	378,200
66	250,500	296,400	379,900
67	251,800	299,300	381,500
68	253,000	302,100	383,100
69	254,200	304,900	384,700
70	255,500	307,600	386,500
71	256,800	310,300	388,300
72	258,000	313,000	390,100
73	259,200	315,700	391,900
74	260,200	318,400	393,700
75	261,100	321,100	395,500
76	262,000	323,800	397,300
77	262,900	326,400	399,100
78	263,900	328,700	400,500
79	264,800	331,000	401,900
80	265,700	333,300	403,300
81	266,600	335,500	404,600
82	267,400	337,700	406,000
83	268,100	339,900	407,400
84	268,800	342,100	408,800

85	269,500	344,200	410,200
86	270,200	346,500	411,100
87	270,800	348,800	412,000
88	271,400	351,100	412,900
89	272,000	353,400	413,800
90	272,600	355,000	414,700
91	273,200	356,500	415,600
92	273,800	358,000	416,400
93	274,300	359,500	417,200
94	274,800	360,900	417,900
95	275,300	362,300	418,600
96	275,700	363,700	419,200
97	276,100	365,000	419,800
98	276,600	366,400	420,500
99	277,100	367,800	421,100
100	277,500	369,100	421,700
101	277,900	370,400	422,300
102	278,300	371,600	423,000
103	278,700	372,800	423,600
104	279,100	373,900	424,200
105	279,500	375,000	424,800
106	279,900	375,700	425,500
107	280,200	376,400	426,100
108	280,500	377,100	426,700
109	280,800	377,800	427,300
110	281,100	378,700	427,900
111	281,300	379,600	428,500
112	281,500	380,400	429,000
113	281,700	381,200	429,500
114		381,900	430,100
115		382,600	430,700
116		383,200	431,200
117		383,800	431,700
118		384,400	432,300
119		385,000	432,900
120		385,600	433,400
121		386,200	433,900
122		386,700	434,500
123		387,200	435,100
124		387,600	435,600
125		388,000	436,100
126		388,500	436,700
127		388,900	437,300
128		389,300	437,800

129	389,700	438,300
130	390,200	
131	390,700	
132	391,100	
133	391,500	
134	392,000	
135	392,400	
136	392,800	
137	393,200	
138	393,700	
139	394,200	
140	394,600	
141	395,000	
142	395,400	
143	395,800	
144	396,200	
145	396,600	
146	397,000	
147	397,400	
148	397,800	
149	398,200	
150	398,700	
151	399,100	
152	399,500	
153	399,900	
154	400,400	
155	400,900	
156	401,300	
157	401,700	
158	402,200	
159	402,700	
160	403,100	
161	403,500	
162	404,000	
163	404,400	
164	404,800	
165	405,200	
166	405,700	
167	406,200	
168	406,700	
169	407,200	
170	407,700	
171	408,200	
172	408,700	

173		409,200	
174		409,700	
175		410,200	
176		410,700	
177		411,200	

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

4 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,700	173,400	251,700	254,300	367,000
2	159,200	175,100	254,200	257,000	370,100
3	160,700	176,800	256,600	259,600	373,200
4	162,100	178,500	259,000	262,200	376,300
5	163,500	180,200	261,400	264,800	379,400
6	165,300	182,100	263,900	267,500	382,600
7	167,000	184,000	266,400	270,200	385,700
8	168,700	185,900	268,900	272,800	388,800
9	170,400	187,700	271,300	275,400	391,900
10	172,200	189,600	274,000	278,200	394,500
11	174,000	191,500	276,700	280,900	397,100
12	175,800	193,400	279,300	283,600	399,700
13	177,600	195,200	281,900	286,300	402,300
14	179,400	197,200	284,800	289,200	404,100
15	181,100	199,200	287,600	292,100	405,900
16	182,800	201,200	290,400	294,900	407,700
17	184,500	203,100	293,200	297,700	409,400
18	186,300	205,200	296,100	300,600	411,100
19	188,100	207,300	299,000	303,500	412,800
20	189,800	209,400	301,800	306,300	414,500
21	191,500	211,500	304,600	309,100	416,200
22	193,300	213,800	307,400	311,900	417,700
23	195,100	216,000	310,200	314,700	419,200
24	196,800	218,200	313,000	317,500	420,700
25	198,500	220,400	315,800	320,300	422,200
26	200,000	222,700	318,500	322,900	423,700
27	201,500	225,000	321,200	325,500	425,200
28	202,900	227,200	323,900	328,100	426,700
29	204,300	229,400	326,500	330,700	428,200
30	205,900	231,500	329,100	333,300	429,700
31	207,500	233,600	331,700	335,900	431,200
32	209,100	235,700	334,300	338,500	432,600
33	210,600	237,700	336,900	341,100	434,000
34	212,700	239,800	339,500	343,700	434,900
35	214,700	241,900	342,100	346,200	435,800
36	216,700	243,900	344,600	348,700	436,600
37	218,700	245,900	347,100	351,200	437,400
38	220,800	248,000	349,400	353,300	438,300
39	222,900	250,100	351,700	355,300	439,200
40	225,000	252,200	353,900	357,300	440,000

41	227,000	254,200	356,100	359,300	440,800
42	229,200	256,500	358,300	361,300	441,600
43	231,400	258,800	360,500	363,200	442,400
44	233,600	261,000	362,700	365,100	443,100
45	235,700	263,200	364,800	367,000	443,800
46	237,500	265,600	366,800	368,800	444,600
47	239,300	268,000	368,800	370,600	445,400
48	241,000	270,400	370,800	372,300	446,100
49	242,700	272,700	372,700	374,000	446,800
50	243,800	275,300	374,400	375,700	447,600
51	244,900	277,900	376,100	377,400	448,400
52	246,000	280,400	377,700	379,100	449,100
53	247,100	282,900	379,300	380,700	449,800
54	248,600	285,800	380,700	382,000	450,600
55	250,100	288,600	382,100	383,300	451,400
56	251,500	291,400	383,400	384,600	452,100
57	252,900	294,200	384,700	385,900	452,800
58	254,500	297,100	385,900	387,000	453,600
59	256,000	300,000	387,100	388,100	454,300
60	257,500	302,800	388,300	389,200	455,000
61	259,000	305,600	389,500	390,300	455,700
62	260,800	308,400	390,600	391,400	456,500
63	262,600	311,200	391,700	392,500	457,200
64	264,300	314,000	392,700	393,600	457,900
65	266,000	316,700	393,700	394,600	458,600
66	267,600	319,500	394,700	395,700	459,400
67	269,200	322,300	395,700	396,800	460,100
68	270,800	325,000	396,700	397,800	460,800
69	272,400	327,700	397,600	398,800	461,500
70	274,000	330,200	398,500	399,900	462,300
71	275,600	332,700	399,400	400,900	463,000
72	277,200	335,200	400,300	401,900	463,700
73	278,700	337,700	401,200	402,900	464,400
74	279,900	340,400	402,000	404,000	465,200
75	281,000	343,000	402,800	405,000	465,900
76	282,100	345,600	403,500	406,000	466,600
77	283,200	348,200	404,200	407,000	467,300
78	284,600	350,600	405,000	408,100	468,100
79	286,000	352,900	405,800	409,100	468,800
80	287,300	355,200	406,500	410,100	469,500
81	288,600	357,500	407,200	411,100	470,200
82	289,800	360,000	408,000	412,200	471,000
83	291,000	362,500	408,800	413,200	471,700
84	292,200	364,900	409,500	414,200	472,400

85	293,400	367,300	410,200	415,200	473,100
86	294,600	369,300	411,000	416,200	
87	295,800	371,300	411,800	417,200	
88	297,000	373,200	412,500	418,200	
89	298,200	375,100	413,200	419,100	
90	299,400	376,500	413,900	419,900	
91	300,600	377,900	414,600	420,700	
92	301,800	379,300	415,200	421,400	
93	303,000	380,700	415,800	422,100	
94	304,100	382,100	416,400	422,800	
95	305,200	383,500	417,000	423,500	
96	306,200	384,900	417,500	424,100	
97	307,200	386,200	418,000	424,700	
98	307,500	387,400	418,500	425,400	
99	307,800	388,600	419,000	426,000	
100	308,100	389,700	419,500	426,600	
101	308,400	390,800	420,000	427,200	
102	308,800	391,800	420,500	427,700	
103	309,100	392,800	421,000	428,200	
104	309,400	393,800	421,400	428,700	
105	309,700	394,700	421,800	429,100	
106	310,000	395,700	422,300	429,600	
107	310,300	396,600	422,800	430,100	
108	310,600	397,500	423,200	430,600	
109	310,900	398,400	423,600	431,000	
110	311,300	398,900	424,100	431,500	
111	311,700	399,400	424,600	432,000	
112	312,100	399,900	425,000	432,500	
113	312,400	400,400	425,400	432,900	
114	312,600	400,900	425,900	433,400	
115	312,800	401,400	426,400	433,900	
116	313,000	401,900	426,800	434,400	
117	313,200	402,400	427,200	434,800	
118		402,900	427,700	435,300	
119		403,400	428,200	435,800	
120		403,900	428,600	436,300	
121		404,400	429,000	436,700	
122		404,900	429,500	437,200	
123		405,400	430,000	437,700	
124		405,900	430,400	438,200	
125		406,400	430,800	438,600	
126		406,900	431,300	439,100	
127		407,400	431,800	439,600	
128		407,900	432,200	440,100	

129	408,400	432,600	440,500
130	408,900		
131	409,400		
132	409,900		
133	410,400		
134	410,900		
135	411,300		
136	411,700		
137	412,100		
138	412,600		
139	413,000		
140	413,400		
141	413,800		
142	414,300		
143	414,700		
144	415,100		
145	415,500		
146	415,900		
147	416,300		
148	416,700		
149	417,100		
150	417,500		
151	417,900		
152	418,300		
153	418,700		
154	419,200		
155	419,600		
156	420,000		
157	420,400		
158	420,900		
159	421,300		
160	421,700		
161	422,100		
162	422,600		
163	423,000		
164	423,400		
165	423,800		
166	424,300		
167	424,700		
168	425,100		
169	425,500		
170	426,000		
171	426,400		
172	426,800		

173		427,200			
174		427,700			
175		428,100			
176		428,500			
177		428,900			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

別表第4 研究職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,900	176,700	236,900	290,800	302,900	321,300	414,300
2	176,700	178,800	239,300	293,200	305,600	323,800	417,900
3	178,500	180,800	241,600	295,600	308,300	326,300	421,400
4	180,300	182,800	243,900	298,000	311,000	328,800	424,900
5	182,100	184,800	246,200	300,400	313,600	331,300	428,400
6	184,000	186,900	248,600	302,900	316,300	333,800	432,200
7	185,900	189,000	250,900	305,300	319,000	336,300	435,900
8	187,800	191,100	253,200	307,700	321,700	338,800	439,600
9	189,600	193,200	255,500	310,100	324,400	341,300	443,300
10	191,600	195,500	257,800	312,600	326,900	343,800	447,000
11	193,500	197,700	260,000	315,000	329,400	346,300	450,600
12	195,400	199,900	262,200	317,400	331,800	348,800	454,200
13	197,300	202,100	264,400	319,800	334,200	351,300	457,800
14	199,300	204,600	266,600	322,000	336,600	353,800	461,300
15	201,200	207,100	268,800	324,200	338,900	356,300	464,800
16	203,100	209,600	271,000	326,400	341,200	358,800	468,300
17	205,000	212,000	273,200	328,500	343,500	361,300	471,800
18	207,000	214,000	275,400	330,400	345,700	363,800	475,100
19	209,000	216,000	277,600	332,300	347,900	366,300	478,300
20	210,900	218,000	279,700	334,100	350,100	368,800	481,500
21	212,800	219,900	281,800	335,900	352,300	371,300	484,700
22	214,700	221,900	283,900	337,600	354,400	373,900	487,800
23	216,600	223,900	286,000	339,300	356,500	376,400	490,900
24	218,500	225,900	288,100	341,000	358,600	378,900	494,000
25	220,300	227,800	290,100	342,700	360,700	381,400	497,000
26	222,200	229,800	292,200	344,400	362,700	384,100	500,100
27	224,000	231,800	294,300	346,100	364,700	386,800	503,100
28	225,800	233,800	296,400	347,800	366,600	389,400	506,100
29	227,600	235,700	298,400	349,500	368,500	392,000	509,100
30	229,200	237,700	300,400	351,200	370,400	394,700	512,100
31	230,800	239,700	302,400	352,900	372,300	397,400	515,100
32	232,400	241,700	304,400	354,600	374,200	400,000	518,100
33	234,000	243,600	306,300	356,300	376,100	402,600	521,000
34	235,400	245,400	308,300	358,000	378,000	405,300	524,000
35	236,800	247,200	310,200	359,700	379,800	408,000	527,000
36	238,200	249,000	312,100	361,400	381,600	410,700	529,900
37	239,600	250,800	314,000	363,000	383,400	413,400	532,800
38	240,700	252,400	316,000	364,600	385,000	416,100	535,400
39	241,800	254,000	317,900	366,200	386,600	418,800	538,000
40	242,800	255,600	319,800	367,800	388,200	421,500	540,600

41	243,800	257,200	321,700	369,400	389,700	424,200	543,100
42	244,900	258,800	323,600	370,900	391,300	426,800	545,700
43	245,900	260,400	325,500	372,400	392,900	429,400	548,300
44	246,900	262,000	327,400	373,900	394,500	431,900	550,900
45	247,900	263,500	329,200	375,300	396,000	434,400	553,400
46	249,000	265,100	330,900	376,600	397,400	436,900	556,000
47	250,000	266,700	332,600	377,900	398,800	439,300	558,600
48	251,000	268,200	334,300	379,200	400,100	441,700	561,200
49	252,000	269,700	335,900	380,500	401,400	444,100	563,700
50	253,100	271,300	337,600	381,800	402,700	446,200	566,300
51	254,100	272,800	339,300	383,100	403,900	448,300	568,900
52	255,100	274,300	340,900	384,400	405,100	450,400	571,400
53	256,100	275,800	342,500	385,600	406,300	452,500	573,900
54	257,200	277,300	344,200	386,800	407,600	454,500	
55	258,200	278,800	345,900	388,000	408,800	456,500	
56	259,200	280,200	347,500	389,100	410,000	458,400	
57	260,200	281,600	349,100	390,200	411,200	460,300	
58	261,300	283,100	350,800	391,400	412,200	462,000	
59	262,300	284,500	352,400	392,500	413,200	463,700	
60	263,300	285,900	354,000	393,600	414,200	465,300	
61	264,300	287,300	355,600	394,700	415,100	466,900	
62	265,400	288,800	357,300	395,900	416,000	468,300	
63	266,400	290,200	358,900	397,000	416,800	469,700	
64	267,400	291,600	360,500	398,100	417,600	471,100	
65	268,400	293,000	362,100	399,200	418,400	472,400	
66	269,400	294,500	363,800	400,100	419,200	473,800	
67	270,400	295,900	365,400	401,000	420,000	475,200	
68	271,400	297,300	367,000	401,900	420,800	476,600	
69	272,400	298,700	368,600	402,800	421,500	477,900	
70	273,300	300,000	370,100	403,700	422,300	478,900	
71	274,200	301,300	371,600	404,600	423,100	479,900	
72	275,100	302,500	373,000	405,500	423,900	480,800	
73	275,900	303,700	374,400	406,400	424,600	481,700	
74	276,500	305,000	375,500	407,200	425,400	482,600	
75	277,100	306,300	376,600	408,000	426,200	483,500	
76	277,700	307,500	377,700	408,800	427,000	484,400	
77	278,200	308,700	378,700	409,500	427,700	485,300	
78	278,600	310,000	379,800	410,200	428,500	486,200	
79	279,000	311,300	380,900	410,900	429,300	487,000	
80	279,400	312,500	381,900	411,600	430,100	487,800	
81	279,700	313,700	382,900	412,300	430,800	488,600	
82	280,100	315,000	383,900	413,000	431,600	489,500	
83	280,400	316,200	384,900	413,700	432,400	490,300	
84	280,700	317,400	385,900	414,300	433,200	491,100	

85	281,000	318,600	386,900	414,900	433,900	491,900
86	281,300	319,800	387,700	415,600	434,700	
87	281,600	321,000	388,500	416,300	435,500	
88	281,900	322,200	389,300	416,900	436,300	
89	282,200	323,300	390,100	417,500	437,000	
90		324,000	390,500	418,200	437,800	
91		324,700	390,900	418,900	438,600	
92		325,400	391,300	419,500	439,400	
93		326,000	391,600	420,100	440,100	
94		326,600	392,000	420,800	440,900	
95		327,200	392,400	421,500	441,700	
96		327,700	392,800	422,100	442,500	
97		328,200	393,100	422,700	443,200	
98		328,800		423,400	444,000	
99		329,300		424,100	444,800	
100		329,800		424,700	445,500	
101		330,300		425,300	446,200	
102		330,800		426,000	447,000	
103		331,300		426,700	447,800	
104		331,700		427,300	448,500	
105		332,100		427,900	449,200	
106		332,500		428,600		
107		332,900		429,300		
108		333,200		429,900		
109		333,500		430,500		
110				431,200		
111				431,900		
112				432,500		
113				433,100		
114				433,800		
115				434,400		
116				435,000		
117				435,600		
118				436,300		
119				436,900		
120				437,500		
121				438,100		
122				438,800		
123				439,400		
124				440,000		
125				440,600		
126				441,300		
127				441,900		
128				442,500		

129				443,100			
130				443,800			
131				444,400			
132				445,000			
133				445,600			
134				446,300			
135				446,900			
136				447,500			
137				448,100			

備考 この表は、工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で市長が指定するものに適用する。

2 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	157,000	215,400	244,200	261,400	272,100 (310,500)	328,200
2	143,100	158,200	217,000	246,000	263,500	274,200 (313,000)	330,900
3	144,200	159,400	218,600	247,800	265,600	276,300 (315,400)	333,500
4	145,200	160,500	220,200	249,600	267,700	278,300 (317,800)	336,100
5	146,200	161,600	221,700	251,400	269,700	280,300 (320,200)	338,700
6	147,300	163,300	223,300	253,400	271,800	282,500 (322,700)	341,400
7	148,400	164,900	224,900	255,400	273,900	284,700 (325,200)	344,000
8	149,500	166,500	226,500	257,400	276,000	286,800 (327,600)	346,600
9	150,500	168,100	228,100	259,300	278,000	288,900 (330,000)	349,200
10	151,700	171,100	230,100	261,400	280,200	291,200 (332,400)	351,900
11	152,800	174,000	232,100	263,400	282,300	293,400 (334,800)	354,500
12	153,900	176,900	234,000	265,400	284,400	295,600 (337,100)	357,100
13	155,000	179,800	235,900	267,400	286,500	297,800 (339,400)	359,700
14	156,500	181,500	237,900	269,500	288,700	300,100 (341,800)	362,300
15	158,000	183,100	239,800	271,600	290,800	302,400 (344,100)	364,900
16	159,500	184,700	241,700	273,700	292,900	304,700 (346,400)	367,500
17	160,900	186,300	243,600	275,700	295,000	306,900 (348,700)	370,100
18	162,700	187,900	245,500	277,800	297,200	309,300 (351,000)	372,700
19	164,500	189,500	247,400	279,900	299,300	311,700 (353,300)	375,300
20	166,300	191,100	249,300	282,000	301,400	314,100 (355,600)	377,900
21	168,100	192,700	251,200	284,000	303,500	316,400 (357,800)	380,400
22	171,100	194,300	253,100	286,200	305,700	318,800 (360,100)	382,900
23	174,000	195,900	255,000	288,300	307,900	321,200 (362,300)	385,400
24	176,900	197,500	256,900	290,400	310,100	323,600 (364,500)	387,900
25	179,800	199,100	258,800	292,500	312,200	325,900 (366,700)	390,300
26	181,400	200,700	260,700	294,700	314,600	327,900 (369,000)	392,700
27	183,000	202,300	262,600	296,900	316,900	329,900 (371,200)	395,100
28	184,500	203,900	264,500	299,100	319,200	331,900 (373,400)	397,500
29	186,000	205,500	266,400	301,200	321,500	333,800 (375,600)	399,800
30	187,000	207,100	268,300	303,300	323,700	335,700 (377,800)	401,800
31	188,000	208,700	270,200	305,400	325,900	337,600 (380,000)	403,800
32	189,000	210,300	272,100	307,500	328,100	339,500 (382,100)	405,700
33	189,900	211,900	274,000	309,600	330,200	341,400 (384,200)	407,600
34	190,900	213,500	275,900	311,500	332,300	343,300 (385,800)	409,000
35	191,900	215,100	277,800	313,400	334,400	345,200 (387,400)	410,400
36	192,900	216,700	279,700	315,300	336,400	347,100 (389,000)	411,800
37	193,800	218,300	281,600	317,200	338,400	349,000 (390,500)	413,100
38	194,800	219,900	283,500	319,000	340,300	350,900 (391,400)	414,300
39	195,800	221,500	285,400	320,800	342,200	352,800 (392,300)	415,500
40	196,800	223,100	287,300	322,600	344,000	354,700 (393,200)	416,700

41	197,700	224,700	289,100	324,400	345,800	356,500 (394,100)	417,800
42	198,700	226,300	291,000	325,800	347,400	358,300 (394,800)	418,700
43	199,700	227,900	292,900	327,200	349,000	360,000 (395,500)	419,600
44	200,700	229,500	294,800	328,600	350,500	361,700 (396,200)	420,500
45	201,600	231,100	296,600	329,900	352,000	363,400 (396,900)	421,300
46	202,600	232,700	298,500	331,300	353,200	365,200 (397,600)	422,200
47	203,600	234,300	300,400	332,700	354,400	366,900 (398,300)	423,100
48	204,600	235,900	302,200	334,000	355,600	368,600 (399,000)	423,900
49	205,500	237,500	304,000	335,300	356,700	370,300 (399,700)	424,700
50	206,500	239,100	305,900	336,700	357,800	371,600 (400,400)	425,600
51	207,500	240,700	307,700	338,100	358,800	372,900 (401,100)	426,400
52	208,400	242,300	309,500	339,400	359,800	374,100 (401,800)	427,200
53	209,300	243,900	311,300	340,700	360,800	375,300 (402,500)	428,000
54	210,300	245,500	313,100	341,800	361,900	376,400 (403,200)	428,900
55	211,300	247,100	314,800	342,900	362,900	377,500 (403,800)	429,700
56	212,200	248,700	316,500	344,000	363,900	378,500 (404,400)	430,500
57	213,100	250,300	318,200	345,000	364,900	379,500 (405,000)	431,300
58	214,100	251,900	319,700	346,000	365,800	380,200 (405,700)	432,200
59	215,100	253,500	321,200	347,000	366,700	380,900 (406,300)	433,000
60	216,000	255,100	322,600	348,000	367,600	381,600 (406,900)	433,800
61	216,900	256,600	324,000	349,000	368,400	382,300 (407,500)	434,600
62	217,700	258,200	325,400	349,900	369,300	383,000 (408,200)	435,500
63	218,500	259,800	326,800	350,800	370,100	383,600 (408,800)	436,300
64	219,300	261,300	328,200	351,700	370,900	384,200 (409,400)	437,100
65	220,100	262,800	329,600	352,500	371,700	384,800 (410,000)	437,900
66	220,900	263,800	330,900	353,300	372,600	385,500 (410,700)	438,800
67	221,700	264,800	332,200	354,100	373,400	386,100 (411,300)	439,600
68	222,500	265,800	333,500	354,900	374,200	386,700 (411,900)	440,400
69	223,300	266,700	334,700	355,600	375,000	387,300 (412,500)	441,200
70	224,100	267,700	335,800	356,300	375,800	388,000 (413,200)	442,100
71	224,900	268,700	336,900	357,000	376,600	388,600 (413,800)	442,900
72	225,700	269,700	338,000	357,700	377,400	389,200 (414,400)	443,700
73	226,500	270,600	339,000	358,300	378,200	389,800 (415,000)	444,500
74	227,300	271,500	339,700	359,000	378,900	390,500 (415,600)	445,400
75	228,100	272,400	340,400	359,700	379,600	391,100 (416,200)	446,200
76	228,900	273,300	341,100	360,400	380,300	391,700 (416,800)	447,000
77	229,600	274,200	341,700	361,000	381,000	392,300 (417,400)	447,800
78	230,400	275,100	342,400	361,700	381,700	393,000 (418,000)	448,700
79	231,200	276,000	343,000	362,400	382,400	393,600 (418,600)	449,500
80	232,000	276,800	343,600	363,100	383,100	394,200 (419,200)	450,300
81	232,700	277,600	344,200	363,700	383,700	394,800 (419,800)	451,100
82	233,300	278,500	344,800	364,400	384,400	395,500 (420,400)	451,900
83	233,900	279,400	345,400	365,100	385,100	396,100 (421,000)	452,700
84	234,400	280,200	346,000	365,700	385,800	396,700 (421,600)	453,500

85	234,900	281,000	346,600	366,300	386,400	397,300 (422,200)	454,300
86	235,400	281,800	347,200	367,000	387,100	398,000 (422,800)	
87	235,900	282,600	347,800	367,700	387,800	398,600 (423,400)	
88	236,300	283,400	348,400	368,300	388,400	399,200 (424,000)	
89	236,700	284,100	349,000	368,900	389,000	399,800 (424,600)	
90	237,200	284,800	349,600	369,600	389,700	400,500	
91	237,600	285,500	350,200	370,300	390,400	401,100	
92	238,000	286,200	350,800	370,900	391,000	401,700	
93	238,400	286,800	351,400	371,500	391,600	402,300	
94	238,900	287,500	352,000	372,200	392,300	403,000	
95	239,300	288,200	352,600	372,900	393,000	403,600	
96	239,700	288,900	353,100	373,500	393,600	404,200	
97	240,100	289,500	353,600	374,100	394,200	404,800	
98		290,200	354,200	374,800	394,800	405,500	
99		290,900	354,800	375,500	395,400	406,100	
100		291,500	355,300	376,100	396,000	406,700	
101		292,100	355,800	376,700	396,600	407,300	
102		292,600	356,400	377,400	397,200	407,900	
103		293,100	356,900	378,100	397,800	408,500	
104		293,600	357,400	378,700	398,400	409,100	
105		294,000	357,900	379,300	399,000	409,700	
106		294,400	358,400	380,000	399,600	410,300	
107		294,800	358,900	380,700	400,200	410,900	
108		295,200	359,400	381,300	400,800	411,500	
109		295,600	359,900	381,900	401,400	412,100	
110		296,000	360,400	382,600	402,000	412,700	
111		296,400	360,900	383,200	402,600	413,300	
112		296,800	361,400	383,800	403,200	413,900	
113		297,200	361,900	384,400	403,800	414,400	
114		297,600	362,400	385,000	404,400		
115		298,000	362,900	385,600	405,000		
116		298,400	363,400	386,200	405,600		
117		298,800	363,900	386,800	406,200		
118		299,200		387,400			
119		299,600		388,000			
120		300,000		388,600			
121		300,300		389,200			
122		300,700		389,800			
123		301,100		390,400			
124		301,500		391,000			
125		301,800		391,500			
126		302,200		392,100			
127		302,600		392,700			
128		303,000		393,300			

129		303,300		393,800			
130		303,700		394,400			
131		304,100		395,000			
132		304,400		395,600			
133		304,700		396,100			
134		305,100		396,700			
135		305,500		397,300			
136		305,800		397,900			
137		306,100		398,400			
138				399,000			
139				399,600			
140				400,200			
141				400,700			
142				401,300			
143				401,900			
144				402,500			
145				403,000			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

3 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,500	157,000	215,400	229,900	244,700	272,100 (310,500)	325,600
2	151,700	158,200	217,000	231,400	246,800	274,200 (313,000)	328,300
3	152,800	159,400	218,600	232,900	248,800	276,300 (315,400)	330,900
4	153,900	160,500	220,200	234,300	250,800	278,300 (317,800)	333,500
5	155,000	161,600	221,700	235,700	252,800	280,300 (320,200)	336,100
6	156,500	163,300	223,300	237,700	254,900	282,500 (322,700)	338,500
7	158,000	164,900	224,900	239,700	256,900	284,700 (325,200)	340,800
8	159,500	166,500	226,500	241,700	258,900	286,800 (327,600)	343,100
9	160,900	168,100	228,100	243,600	260,900	288,900 (330,000)	345,400
10	162,700	171,100	230,100	245,600	263,000	291,200 (332,400)	347,800
11	164,500	174,000	232,100	247,600	265,100	293,400 (334,800)	350,100
12	166,300	176,900	234,000	249,600	267,200	295,600 (337,100)	352,400
13	168,100	179,800	235,900	251,500	269,200	297,800 (339,400)	354,700
14	171,100	181,500	237,900	253,600	271,300	300,100 (341,800)	357,100
15	174,000	183,100	239,800	255,700	273,400	302,400 (344,100)	359,400
16	176,900	184,700	241,700	257,800	275,500	304,700 (346,400)	361,700
17	179,800	186,300	243,600	259,800	277,500	306,900 (348,700)	364,000
18	181,400	187,900	245,500	262,000	279,600	309,300 (351,000)	366,400
19	183,000	189,500	247,400	264,100	281,700	311,700 (353,300)	368,700
20	184,500	191,100	249,300	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,000
21	186,000	192,700	251,200	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,300
22	187,000	194,300	253,100	270,500	288,100	318,800 (360,100)	375,500
23	188,000	195,900	255,000	272,600	290,200	321,200 (362,300)	377,700
24	189,000	197,500	256,900	274,700	292,300	323,600 (364,500)	379,900
25	189,900	199,100	258,800	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,100
26	190,900	200,700	260,700	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,100
27	191,900	202,300	262,600	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,100
28	192,900	203,900	264,500	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,100
29	193,800	205,500	266,400	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,000
30	194,800	207,100	268,300	287,500	305,100	335,700 (377,800)	391,700
31	195,800	208,700	270,200	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,400
32	196,800	210,300	272,100	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,100
33	197,700	211,900	274,000	293,800	311,500	341,400 (384,200)	396,800
34	198,700	213,500	275,900	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,300
35	199,700	215,100	277,800	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,700
36	200,700	216,700	279,700	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,100
37	201,600	218,300	281,600	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500
38	202,600	219,900	283,500	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,600
39	203,600	221,500	285,400	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,700
40	204,600	223,100	287,300	308,800	327,100	354,700 (393,200)	405,700

41	205,500	224,700	289,100	310,800	329,200	356,500 (394,100)	406,700
42	206,500	226,300	291,000	312,700	331,300	358,300 (394,800)	407,400
43	207,500	227,900	292,900	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,100
44	208,400	229,500	294,800	316,500	335,300	361,700 (396,200)	408,800
45	209,300	231,100	296,600	318,300	337,300	363,400 (396,900)	409,400
46	210,300	232,700	298,500	320,200	339,200	365,200 (397,600)	410,100
47	211,300	234,300	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	410,800
48	212,200	235,900	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	411,400
49	213,100	237,500	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,000
50	214,100	239,100	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	412,700
51	215,100	240,700	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	413,300
52	216,000	242,300	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	413,900
53	216,900	243,900	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	414,500
54	217,700	245,500	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	415,200
55	218,500	247,100	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	415,800
56	219,300	248,700	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	416,400
57	220,100	250,300	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,000
58	220,900	251,900	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	417,700
59	221,700	253,500	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	418,300
60	222,500	255,100	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	418,900
61	223,300	256,600	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	419,500
62	224,100	258,200	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	420,200
63	224,900	259,800	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	420,800
64	225,700	261,300	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	421,400
65	226,500	262,800	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,000
66	227,300	263,800	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	422,700
67	228,100	264,800	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	423,300
68	228,900	265,800	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	423,900
69	229,600	266,700	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	424,500
70	230,400	267,700	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	425,200
71	231,200	268,700	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	425,800
72	232,000	269,700	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	426,400
73	232,700	270,600	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,000
74	233,300	271,500	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	427,600
75	233,900	272,400	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	428,200
76	234,400	273,300	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	428,800
77	234,900	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	429,400
78	235,400	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	
79	235,900	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	
80	236,300	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	
81	236,700	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	
82	237,200	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	
83	237,600	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	
84	238,000	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	

85	238,400	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)
86	238,900	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)
87	239,300	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)
88	239,700	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)
89	240,100	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)
90		284,800	349,600	361,900	380,000	400,500
91		285,500	350,200	362,500	380,700	401,100
92		286,200	350,800	363,100	381,300	401,700
93		286,800	351,400	363,700	381,900	402,300
94		287,500	352,000	364,300	382,600	403,000
95		288,200	352,600	364,900	383,300	403,600
96		288,900	353,100	365,500	383,900	404,200
97		289,500	353,600	366,000	384,500	404,800
98		290,200	354,200	366,600	385,200	405,500
99		290,900	354,800	367,200	385,900	406,100
100		291,500	355,300	367,800	386,500	406,700
101		292,100	355,800	368,300	387,100	407,300
102		292,600	356,400	368,900	387,800	407,900
103		293,100	356,900	369,500	388,500	408,500
104		293,600	357,400	370,000	389,100	409,100
105		294,000	357,900	370,500	389,700	409,700
106		294,400	358,400	371,100	390,400	410,300
107		294,800	358,900	371,700	391,100	410,900
108		295,200	359,400	372,200	391,700	411,500
109		295,600	359,900	372,700	392,300	412,100
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400
114		297,600	362,400	375,500	395,500	
115		298,000	362,900	376,100	396,100	
116		298,400	363,400	376,600	396,700	
117		298,800	363,900	377,100	397,300	
118		299,200		377,700	398,000	
119		299,600		378,300	398,600	
120		300,000		378,800	399,200	
121		300,300		379,300	399,800	
122		300,700		379,900	400,500	
123		301,100		380,500	401,100	
124		301,500		381,000	401,700	
125		301,800		381,500	402,300	
126		302,200		382,100		
127		302,600		382,700		
128		303,000		383,200		

129		303,300		383,700			
130		303,700		384,300			
131		304,100		384,900			
132		304,400		385,400			
133		304,700		385,900			
134		305,100		386,500			
135		305,500		387,100			
136		305,800		387,600			
137		306,100		388,100			
138				388,700			
139				389,300			
140				389,800			
141				390,300			
142				390,900			
143				391,500			
144				392,000			
145				392,500			
146				393,100			
147				393,700			
148				394,200			
149				394,700			
150				395,300			
151				395,900			
152				396,400			
153				396,900			
154				397,500			
155				398,100			
156				398,600			
157				399,100			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第 6 指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	_____
2	_____
3	_____
4	608,000
5	656,000
6	679,000
7	733,000
8	794,000
9	882,000
10	938,000

備考 この表は、職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が特に必要と認めて指定する職員に適用する。

(名古屋市旅費条例の一部改正)

第3条 名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「から第14条まで」を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条 削除

第14条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の定めるところにより旅費を支給することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条（職員の給与に関する条例第12条の28第2項及び第3項の改正規定に限る。）及び附則第9項の規定は公布の日から、附則第10項の規定は同年3月31日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第12条の28第2項及び第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

- 3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で市長の定めるもの（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の施行日における号給又は給料月額は、市長が定める。

(施行日前の異動者の号給等)

- 4 令和2年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の施行日における号給又は給料月額は、市長が定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	452,000
2	512,000
3	584,000
4	683,000
5	799,000

（特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正）

- 6 特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「準用する」の次に「。この場合において、給与条例第9条第1項ただし書中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定めるもの」とあるのは、「特別職に属する職員の給与に関する条例第2条第4号から第5号までに掲げる職員」と読み替えるものとする」を加え、同項ただし書中「同条第4号から」を「前条第4号から」に改める。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とする。

（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「附則第14項」を「附則第14項第 1 号」に、「同項第 1 号」を「同項ただし書」に、「173,583 円」を「176,200 円」に、「186,980 円」を「188,000 円」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成33年 4 月 1 日」を「令和 3 年 4 月 1 日」に改める。

附則別表第 6 を次のように改める。

附則別表第 6 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	147,800	215,400	229,900	244,700
2	133,100	149,000	217,000	231,400	246,800
3	133,900	150,200	218,600	232,900	248,800
4	134,700	151,300	220,200	234,300	250,800
5	135,500	152,400	221,700	235,700	252,800
6	136,300	153,600	223,300	237,700	254,900
7	137,100	154,800	224,900	239,700	256,900
8	137,900	155,900	226,500	241,700	258,900
9	138,700	157,000	228,100	243,600	260,900
10	139,600	158,200	230,100	245,600	263,000
11	140,400	159,400	232,100	247,600	265,100
12	141,200	160,500	234,000	249,600	267,200
13	142,000	161,600	235,900	251,500	269,200
14	143,100	163,300	237,900	253,600	271,300
15	144,200	164,900	239,800	255,700	273,400
16	145,200	166,500	241,700	257,800	275,500
17	146,200	168,100	243,600	259,800	277,500
18	147,300	171,100	245,500	262,000	279,600
19	148,400	174,000	247,400	264,100	281,700
20	149,500	176,900	249,300	266,200	283,800
21	150,500	179,800	251,200	268,300	285,900
22	151,700	181,500	253,100	270,500	288,100
23	152,800	183,100	255,000	272,600	290,200
24	153,900	184,700	256,900	274,700	292,300
25	155,000	186,300	258,800	276,800	294,400
26	156,500	187,900	260,700	279,000	296,600
27	158,000	189,500	262,600	281,100	298,700
28	159,500	191,100	264,500	283,200	300,800
29	160,900	192,700	266,400	285,300	302,900
30	162,700	194,300	268,300	287,500	305,100
31	164,500	195,900	270,200	289,600	307,300
32	166,300	197,500	272,100	291,700	309,400
33	168,100	199,100	274,000	293,800	311,500
34	171,100	200,700	275,900	296,000	313,800
35	174,000	202,300	277,800	298,200	316,100
36	176,900	203,900	279,700	300,400	318,400
37	179,800	205,500	281,600	302,500	320,600
38	181,400	207,100	283,500	304,600	322,800
39	183,000	208,700	285,400	306,700	325,000
40	184,500	210,300	287,300	308,800	327,100

41	186,000	211,900	289,100	310,800	329,200
42	187,000	213,500	291,000	312,700	331,300
43	188,000	215,100	292,900	314,600	333,300
44	189,000	216,700	294,800	316,500	335,300
45	189,900	218,300	296,600	318,300	337,300
46	190,900	219,900	298,500	320,200	339,200
47	191,900	221,500	300,400	322,000	341,000
48	192,900	223,100	302,200	323,800	342,800
49	193,800	224,700	304,000	325,600	344,600
50	194,800	226,300	305,900	327,500	346,400
51	195,800	227,900	307,700	329,300	348,200
52	196,800	229,500	309,500	331,100	350,000
53	197,700	231,100	311,300	332,900	351,700
54	198,700	232,700	313,100	334,400	352,900
55	199,700	234,300	314,800	335,800	354,100
56	200,700	235,900	316,500	337,200	355,300
57	201,600	237,500	318,200	338,600	356,400
58	202,600	239,100	319,700	339,700	357,300
59	203,600	240,700	321,200	340,800	358,200
60	204,600	242,300	322,600	341,800	359,100
61	205,500	243,900	324,000	342,800	360,000
62	206,500	245,500	325,400	343,800	360,900
63	207,500	247,100	326,800	344,800	361,800
64	208,400	248,700	328,200	345,800	362,700
65	209,300	250,300	329,600	346,800	363,500
66	210,300	251,900	330,900	347,500	364,200
67	211,300	253,500	332,200	348,100	364,900
68	212,200	255,100	333,500	348,700	365,600
69	213,100	256,600	334,700	349,300	366,300
70	214,100	258,200	335,800	349,900	367,000
71	215,100	259,800	336,900	350,500	367,700
72	216,000	261,300	338,000	351,100	368,300
73	216,900	262,800	339,000	351,700	368,900
74	217,700	263,800	339,700	352,300	369,600
75	218,500	264,800	340,400	352,900	370,300
76	219,300	265,800	341,100	353,500	370,900
77	220,100	266,700	341,700	354,100	371,500
78	220,900	267,700	342,400	354,700	372,200
79	221,700	268,700	343,000	355,300	372,900
80	222,500	269,700	343,600	355,900	373,500
81	223,300	270,600	344,200	356,500	374,100
82	224,100	271,500	344,800	357,100	374,800
83	224,900	272,400	345,400	357,700	375,500
84	225,700	273,300	346,000	358,300	376,100

85	226,500	274,200	346,600	358,900	376,700
86	227,300	275,100	347,200	359,500	377,400
87	228,100	276,000	347,800	360,100	378,100
88	228,900	276,800	348,400	360,700	378,700
89	229,600	277,600	349,000	361,300	379,300
90	230,400	278,500	349,600	361,900	380,000
91	231,200	279,400	350,200	362,500	380,700
92	232,000	280,200	350,800	363,100	381,300
93	232,700	281,000	351,400	363,700	381,900
94	233,300	281,800	352,000	364,300	382,600
95	233,900	282,600	352,600	364,900	383,300
96	234,400	283,400	353,100	365,500	383,900
97	234,900	284,100	353,600	366,000	384,500
98	235,400	284,800	354,200	366,600	385,200
99	235,900	285,500	354,800	367,200	385,900
100	236,300	286,200	355,300	367,800	386,500
101	236,700	286,800	355,800	368,300	387,100
102	237,200	287,500	356,400	368,900	387,800
103	237,600	288,200	356,900	369,500	388,500
104	238,000	288,900	357,400	370,000	389,100
105	238,400	289,500	357,900	370,500	389,700
106	238,900	290,200	358,400	371,100	390,400
107	239,300	290,900	358,900	371,700	391,100
108	239,700	291,500	359,400	372,200	391,700
109	240,100	292,100	359,900	372,700	392,300
110		292,600	360,400	373,300	393,000
111		293,100	360,900	373,900	393,600
112		293,600	361,400	374,400	394,200
113		294,000	361,900	374,900	394,800
114		294,400	362,400	375,500	395,500
115		294,800	362,900	376,100	396,100
116		295,200	363,400	376,600	396,700
117		295,600	363,900	377,100	397,300
118		296,000		377,700	398,000
119		296,400		378,300	398,600
120		296,800		378,800	399,200
121		297,200		379,300	399,800
122		297,600		379,900	400,500
123		298,000		380,500	401,100
124		298,400		381,000	401,700
125		298,800		381,500	402,300
126		299,200		382,100	
127		299,600		382,700	
128		300,000		383,200	

129		300,300		383,700	
130		300,700		384,300	
131		301,100		384,900	
132		301,500		385,400	
133		301,800		385,900	
134		302,200		386,500	
135		302,600		387,100	
136		303,000		387,600	
137		303,300		388,100	
138		303,700		388,700	
139		304,100		389,300	
140		304,400		389,800	
141		304,700		390,300	
142		305,100		390,900	
143		305,500		391,500	
144		305,800		392,000	
145		306,100		392,500	
146				393,100	
147				393,700	
148				394,200	
149				394,700	
150				395,300	
151				395,900	
152				396,400	
153				396,900	
154				397,500	
155				398,100	
156				398,600	
157				399,100	

(職員退職手当条例の一部改正)

- 9 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「退職手当」の次に「の支給」を加える。

(病院局の公立大学法人名古屋市立大学への移行に伴う特例措置)

- 10 前項の規定による改正後の職員退職手当条例第2条の規定にかかわらず、施行日の前日現に病院局に所属する職員が同日に退職し、引き続き公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の役員又は職員となったときは、当該退職に伴う退職手当は支給しない。ただし、その者の本市職員としての勤続期間が法人の退職手当に関する規定により法人の役員又は職員としての勤続期間に通算されることに定められていないときは、この限りでない。
- 11 附則第9項の規定による改正後の職員退職手当条例第2条の規定にかかわらず、施行日から令和9年3月31日までの間に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第2条第1項第2号の規定により法人に派遣された職員が職務に復帰した後、同日に退職し、引き続き法人の職員となったときは、当該退職に伴う退職手当は支給しない。ただし、その者の本市職員としての勤続期間が法人の退職手当に関する規定により法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められていないときは、この限りでない。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 12 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、職員の職務の級が職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）別表第1行政職給料表の9級に相当するものとして管理者が定める職員にあっては、この限りでない。

第4条の3及び第5条を次のように改める。

(住居手当)

第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（公務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている職員その他管理者が定める職員を除く。）

(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例 の一部を改正する条例

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（平成22年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 号及び第 2 号」を削り、「定める予算」の次に「（同条第 3 号に定める予算にあつては、病院事業に係るものに限る。）」を加え、同条第 4 項中「の予算」の次に「（病院事業に係るものを除く。）」を加え、「同条第 1 号及び第 2 号に定める」を「第 1 項に規定する」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める」を「第 3 条第 1 項に規定する」に改め、同条第 4 項中「予算」の次に「（病院事業に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第22号

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例

名古屋市特別会計条例（昭和39年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市基金特別会計の令和 2 年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育委員会又は病院事業の管理者」を「又は教育委員会」に改める。

第2条第1項中「（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局、教育委員会事務局及び病院局をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中

「

名古屋市病院局指定管理者選定委員会	病院事業 の管理者	病院局

」

を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第24号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11,638人」を「11,684人」に改め、同条第 3 号中「2,241人」を「2,225人」に改め、同条第 4 号中「4,452人」を「4,448人」に改め、同条第 5 号を削り、同条第 6 号中「2,414人」を「2,413人」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「12,780人」を「12,880人」に、「10,703人」を「10,810人」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第25号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11,684人」を「11,696人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第27号中「第52条第 1項」を「第55条第 1項」に改め、同号アからミまでを次のように改める。

ア 飲食店営業許可申請手数料

- (ア) 短期営業（催事等において、 3月以内の期間、同一の場所で営む営業（催事等において、 1月以内の期間、同一の場所で組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店営業（以下「臨時営業」という。）を除く。）をいう。以下同じ。））、臨時営業及び露店営業（出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店営業をいう。以下同じ。）以外の営業に係るもの 16,000円
- (イ) 短期営業に係るもの 8,000円

(ウ) 臨時営業及び露店営業に係るもの	4,000円
イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	9,600円
ウ 食肉販売業許可申請手数料	
(ア) 短期営業以外の営業に係るもの	9,600円
(イ) 短期営業に係るもの	4,800円
エ 魚介類販売業許可申請手数料	
(ア) 短期営業以外の営業に係るもの	9,600円
(イ) 短期営業に係るもの	4,800円
オ 魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000円
カ 集乳業許可申請手数料	9,600円
キ 乳処理業許可申請手数料	21,000円
ク 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
ケ 食肉処理業許可申請手数料	21,000円
コ 食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円
サ 菓子製造業許可申請手数料	14,000円
シ アイスcream類製造業許可申請手数料	14,000円
ス 乳製品製造業許可申請手数料	21,000円
セ 清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円
ソ 食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円
タ 水産製品製造業許可申請手数料	16,000円
チ 冰雪製造業許可申請手数料	21,000円
ツ 液卵製造業許可申請手数料	21,000円
テ 食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円
ト みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	16,000円
ナ 酒類製造業許可申請手数料	16,000円
ニ 豆腐製造業許可申請手数料	14,000円
ヌ 納豆製造業許可申請手数料	14,000円
ネ 麺類製造業許可申請手数料	14,000円
ノ そうざい製造業許可申請手数料	21,000円

ハ 複合型そうざい製造業許可申請手数料	33,000円
ヒ 冷凍食品製造業許可申請手数料	21,000円
フ 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	33,000円
ヘ 漬物製造業許可申請手数料	16,000円
ホ 密封包装食品製造業許可申請手数料	21,000円
マ 食品の小分け業許可申請手数料	14,000円
ミ 添加物製造業許可申請手数料	21,000円

第 2条第 1項第27号中ム及びメを削り、同項第35号の次に次の 2号を加える。

(35)の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57号）第15条第 2項の規定に基づく輸出証明書の発行

輸出証明書発行手数料 870円

(35)の 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第 2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

適合施設認定申請手数料

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1号）第21条第 1号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの 20,900円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第21条第 2号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの 10,400円

第 2条第 2項中「メまで（」を「ミまで（短期営業、」に改める。

第 3条ただし書中「前条第 1項第30号」の次に「及び第33号」を加える。

附 則

1 この条例は、令和 3年 6月 1日から施行する。ただし、第 3条ただし書の改正規定は公布の日から、第 2条第 1項第35号の次に 2号を加える改正規定は同年10月 1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第 2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「旧法」という。）第52条第 1項の規定に基づいて営業の許可（臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けている

者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き改正法第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第 1 項の規定に基づいて同一の営業（これに相当する営業を含む。）（複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業を除く。）の許可（短期営業、臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けようとするときの手数料の額は、それぞれこの条例による改正後の名古屋市保健衛生関係手数料条例第 2 条第 1 項第27号アからミまでに掲げる額に 100分の75を乗じて得た額とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧法第52条第 1 項の規定に基づいて喫茶店営業の許可（臨時営業の許可を除く。）を受けている者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き新法第55条第 1 項の規定に基づいて飲食店営業の許可（短期営業、臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けようとするときの手数料の額は、前項の規定にかかわらず、7,200円とする。

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例

名古屋市敬老パス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

近畿日本鉄道株式会社	鉄道

を

」

「

近畿日本鉄道株式会社	鉄道
名鉄バス株式会社	一般乗合旅客自動車
三重交通株式会社	一般乗合旅客自動車

に改め

」

る。

附 則

この条例は、令和 4年 2月 1日から施行する。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「平成30年度」を「令和 3年度」に、「令和 2年度」を「令和 5年度」に改め、同項第 1号及び第 2号中「34,514円」を「35,870円」に改め、同項第 3号中「49,853円」を「51,811円」に改め、同項第 4号中「57,522円」を「59,782円」に改め、同項第 5号中「65,192円」を「67,753円」に改め、同項第 6号中「76,696円」を「79,709円」に改め、同項第 7号中「80,531円」を「83,695円」に改め、同号ア中「第38条第 1項第 1号ハ」を「第38条第 1項第 6号イ（令附則第23条第 1項（同条第 2項及び第 3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同項第 8号中「84,366円」を「87,680円」に改め、同項第 9号中「95,870円」を「99,637円」に改め、同項第10号中「115,044円」を「119,564円」に改め、同項第11号中「130,384円」を「

135,506円」に改め、同項第12号中「145,723円」を「151,448円」に改め、同項第13号中「161,062円」を「167,389円」に改め、同項第14号中「176,401円」を「183,331円」に改め、同項第15号中「191,740円」を「199,273円」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「15,340円」を「15,942円」に改め、同項第3号中「19,174円」を「19,927円」に改め、同項第4号中「3,834円」を「3,985円」に改める。

第8条中「合計所得金額」の次に「（令第22条の2第4項第1号又は前条第1項第7号アに規定する合計所得金額をいう。）」を加える。

第14条第1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に、「延滞金を」を「延滞金額を」に改め、同項ただし書中「延滞金の額」を「延滞金額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第14条の2 前条第1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定中保険料に関する部分は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度における新条例第8条の規定の適用については、同条中「令第22条の2第4項第1号又は前条第1項第7号ア」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第29号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 3号中「第35条の 2第 1項」の次に「、第35条の 3第 1項」を加える。

第23条第 1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

（一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等）

第23条の 2 前条第 1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第 1項本文の規定により世帯主が延滞金をその額の計算の基礎となる保険料に加算して納付すべき場合において、世帯主が納付した金額がその延

滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条第 1項第 3号の改正規定及び次項の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第14条第 1項第 3号の規定は、令和 3年度分の保険料から適用し、令和 2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第 1項及び第23条の 2の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する
る条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（平成20年名古屋
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に、「延滞金を」を「
延滞金額を」に改め、同項ただし書中「延滞金の額」を「延滞金額」に改め、
同条の次に次の 1条を加える。

（一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等）

第10条の 2 前条第 1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、
その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納
付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第 1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎と
なる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額

がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例

名古屋市食の安全・安心条例（平成19年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 5号を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3年 6月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市食の安全・安心条例第13条第 1項に規定する食品等の自主的な回収に着手している場合については、なお従前の例による。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第32号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 7 条までを次のように改める。

第 3 条から第 7 条まで 削除

第17条第45号の 5 ア中「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表 1（い）項に掲げる断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 の表示があるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が交付された住宅」を「その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物」に改め、同号ア（イ）b 中（f）を（g）とし、（c）から（e）までを（d）から（f）までとし、同号ア（イ）b（b）中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア（イ）b（b）を同号ア（イ）b（c）とし、同号ア（イ）b（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の5ア(イ) c 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) c (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) c (b)を同号ア(イ) c (c)とし、同号ア(イ) c (a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の5ア(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ) bを同号ア(ウ) cとし、同号ア(ウ) aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の5イ(イ) b 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ) b (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) b (b)を同号イ(イ) b (c)とし、同号イ(イ) b (a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 149,700円

第17条第45号の5イ(イ) c 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ) c (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) c (b)を同号イ(イ) c (c)とし、同号イ(イ) c (a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 121,000円

第17条第45号の5イ(イ) d (a)中「261,600円」を「248,400円」に改め、同号イ(イ) d (f)中「979,400円」を「952,400円」に改め、同号イ(イ) d (f)を同号イ(イ) d (g)とし、同号イ(イ) d (e)中「858,100円」を「834,900円」に改め、同号イ(イ) d (e)を同号イ(イ) d (f)とし、同号イ(イ) d (d)中「728,000円」を「706,300円」に改め、同号イ(イ) d (d)を同号イ

(イ) d (e) とし、同号イ (イ) d (c) 中「593,600 円」を「573,400 円」に改め、
同号イ (イ) d (c) を同号イ (イ) d (d) とし、同号イ (イ) d (b) 中「300 平方メ
ートル」を「1,000 平方メートル」に、「417,100 円」を「401,800 円」に改
め、同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、同号イ (イ) d (a) の次に次の
ように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以
内のもの 311,200 円

第17条第45号の 5 イ (ウ) a 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までも (d) から
(f) までとし、同号イ (ウ) a (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メ
ートル」に改め、同号イ (ウ) a (b) を同号イ (ウ) a (c) とし、同号イ (ウ) a (a)
の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以
内のもの 121,000 円

第17条第45号の 5 イ (ウ) b (a) 中「261,600 円」を「248,400 円」に改め、
同号イ (ウ) b (f) 中「979,400 円」を「952,400 円」に改め、同号イ (ウ) b
(f) を同号イ (ウ) b (g) とし、同号イ (ウ) b (e) 中「858,100 円」を「
834,900 円」に改め、同号イ (ウ) b (e) を同号イ (ウ) b (f) とし、同号イ (ウ)
b (d) 中「728,000 円」を「706,300 円」に改め、同号イ (ウ) b (d) を同号イ
(ウ) b (e) とし、同号イ (ウ) b (c) 中「593,600 円」を「573,400 円」に改め、
同号イ (ウ) b (c) を同号イ (ウ) b (d) とし、同号イ (ウ) b (b) 中「300 平方メ
ートル」を「1,000 平方メートル」に、「417,100 円」を「401,800 円」に改
め、同号イ (ウ) b (b) を同号イ (ウ) b (c) とし、同号イ (ウ) b (a) の次に次の
ように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以
内のもの 311,200 円

第17条第45号の 6 ア中「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保
の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく設計住宅性能評価書が交付
された住宅」を「その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして
市長が告示で指定する建築物」に改め、同号ア (イ) b 中 (f) を (g) とし、(c)
から (e) までも (d) から (f) までとし、同号ア (イ) b (b) 中「300 平方メート

ル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) b(b)を同号ア(イ) b(c)とし、同号ア(イ) b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の6ア(イ) c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) c(b)を同号ア(イ) c(c)とし、同号ア(イ) c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の6ア(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ) bを同号ア(ウ) cとし、同号ア(ウ) aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の6イ(イ) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) b(b)を同号イ(イ) b(c)とし、同号イ(イ) b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 76,600円

第17条第45号の6イ(イ) c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ) c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) c(b)を同号イ(イ) c(c)とし、同号イ(イ) c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の6イ(イ) d(a)中「131,900円」を「125,200円」に改め、同号イ(イ) d(f)中「511,500円」を「498,200円」に改め、同号イ(イ) d(f)を同号イ(イ) d(g)とし、同号イ(イ) d(e)中「446,500円」を「

435,000円」に改め、同号イ(イ) d (e) を同号イ(イ) d (f) とし、同号イ(イ) d (d) 中「377,800円」を「367,100円」に改め、同号イ(イ) d (d) を同号イ(イ) d (e) とし、同号イ(イ) d (c) 中「305,600円」を「295,500円」に改め、同号イ(イ) d (c) を同号イ(イ) d (d) とし、同号イ(イ) d (b) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「211,500円」を「203,800円」に改め、同号イ(イ) d (b) を同号イ(イ) d (c) とし、同号イ(イ) d (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の6イ(ウ) a 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ) a (b) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ) a (b) を同号イ(ウ) a (c) とし、同号イ(ウ) a (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の6イ(ウ) b (a) 中「131,900円」を「125,200円」に改め、同号イ(ウ) b (f) 中「511,500円」を「498,200円」に改め、同号イ(ウ) b (f) を同号イ(ウ) b (g) とし、同号イ(ウ) b (e) 中「446,500円」を「435,000円」に改め、同号イ(ウ) b (e) を同号イ(ウ) b (f) とし、同号イ(ウ) b (d) 中「377,800円」を「367,100円」に改め、同号イ(ウ) b (d) を同号イ(ウ) b (e) とし、同号イ(ウ) b (c) 中「305,600円」を「295,500円」に改め、同号イ(ウ) b (c) を同号イ(ウ) b (d) とし、同号イ(ウ) b (b) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「211,500円」を「203,800円」に改め、同号イ(ウ) b (b) を同号イ(ウ) b (c) とし、同号イ(ウ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の8ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア) 中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号ア(ア) を同号ア(イ) とし、同号アに(ア)として次のように加

える。

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のもの
60,500円

第17条第45号の 8 イ (ア) 中 e を f とし、b から d までを c から e までとし、
同号イ (ア) a 中「300 平方メートル以上」を「1,000 平方メートルを超え」に
改め、同号イ (ア) a を同号イ (ア) b とし、同号イ (ア) に a として次のように加
える。

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の
もの
121,000円

第17条第45号の 8 イ (イ) 中 e を f とし、b から d までを c から e までとし、
同号イ (イ) a 中「300 平方メートル以上」を「1,000 平方メートルを超え」に
改め、同号イ (イ) a を同号イ (イ) b とし、同号イ (イ) に a として次のように加
える。

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の
もの
311,200円

第17条第45号の 8 中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第 1 項の認定
を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（
同法第34条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第45号
の11までにおいて同じ。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
10,300円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の
もの
17,900円

(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内
のもの
29,100円

(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内
のもの
87,300円

(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内
のもの
138,100円

(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内

のもの 174,400円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

第17条第45号の9ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 31,100円

第17条第45号の9イ(ア)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(ア)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号イ(ア)aを同号イ(ア)bとし、同号イ(ア)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の9イ(イ)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(イ)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の9中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,200円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 10,700円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 52,400円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 82,900円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 104,700円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 130,800円

第17条第45号の10中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「同法第30条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア（イ）b中（f）を（g）とし、（c）から（e）までを（d）から（f）までとし、同号ア（イ）b（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（イ）b（b）を同号ア（イ）b（c）とし、同号ア（イ）b（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の10ア（イ）c中（f）を（g）とし、（c）から（e）までを（d）から（f）までとし、同号ア（イ）c（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（イ）c（b）を同号ア（イ）c（c）とし、同号ア（イ）c（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の10ア（ウ）中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア（ウ）b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（ウ）b を同号ア（ウ）c とし、同号ア（ウ）a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の10イ（イ）b中（f）を（g）とし、（c）から（e）までを（d）から（f）までとし、同号イ（イ）b（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ（イ）b（b）を同号イ（イ）b（c）とし、同号イ（イ）b（a）

の次に次のように加える。

- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 149,700円

第17条第45号の10イ (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) c (b) を同号イ (イ) c (c) とし、同号イ (イ) c (a) の次に次のように加える。

- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 121,000円

第17条第45号の10イ (イ) d 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) d (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、同号イ (イ) d (a) の次に次のように加える。

- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 311,200円

第17条第45号の10イ (ウ) a 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) a (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (ウ) a (b) を同号イ (ウ) a (c) とし、同号イ (ウ) a (a) の次に次のように加える。

- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 121,000円

第17条第45号の10イ (ウ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (ウ) b (b) を同号イ (ウ) b (c) とし、同号イ (ウ) b (a) の次に次のように加える。

- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 311,200円

第17条第45号の11中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア (イ) b 中

(f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号ア (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) b (b) を同号ア (イ) b (c) とし、同号ア (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の11ア (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号ア (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) c (b) を同号ア (イ) c (c) とし、同号ア (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の11ア (ウ) 中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア (ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (ウ) b を同号ア (ウ) c とし、同号ア (ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 10,700円

第17条第45号の11イ (イ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) b (b) を同号イ (イ) b (c) とし、同号イ (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 76,600円

第17条第45号の11イ (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) c (b) を同号イ (イ) c (c) とし、同号イ (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の11イ (イ) d 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) d (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー

トル」に改め、同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、同号イ (イ) d (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の11イ (ウ) a 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) a (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (ウ) a (b) を同号イ (ウ) a (c) とし、同号イ (ウ) a (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の11イ (ウ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (ウ) b (b) を同号イ (ウ) b (c) とし、同号イ (ウ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の12中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改め、同号ア中「第36条第 2 項」を「第41条第 2 項」に改め、同号ア (イ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号ア (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) b (b) を同号ア (イ) b (c) とし、同号ア (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の12ア (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号ア (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) c (b) を同号ア (イ) c (c) とし、同号ア (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の12ア (ウ) 中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、

同号ア (ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (ウ) b を同号ア (ウ) c とし、同号ア (ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の12イ (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) c (b) を同号イ (イ) c (c) とし、同号イ (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 149,700円

第17条第45号の12イ (イ) d 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) d (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、同号イ (イ) d (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 121,000円

第17条第45号の12イ (イ) e 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) e (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) e (b) を同号イ (イ) e (c) とし、同号イ (イ) e (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 311,200円

第17条第45号の12イ (ウ) a 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) a (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (ウ) a (b) を同号イ (ウ) a (c) とし、同号イ (ウ) a (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 121,000円

第17条第45号の12イ (ウ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (ウ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー

トル」に改め、同号イ (ウ) b (b) を同号イ (ウ) b (c) とし、同号イ (ウ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 311,200円

第17条第45号の13ア中 (オ) を (カ) とし、(イ) から (エ) までを (ウ) から (オ) までとし、同号ア (ア) 中「300 平方メートル以上」を「1,000 平方メートルを超え」に改め、同号ア (ア) を同号ア (イ) とし、同号アに (ア) として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のもの 15,500円

第17条第45号の13イ (ア) 中 e を f とし、b から d までを c から e までとし、同号イ (ア) a 中「300 平方メートル以上」を「1,000 平方メートルを超え」に改め、同号イ (ア) a を同号イ (ア) b とし、同号イ (ア) に a として次のように加える。

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のもの 31,100円

第17条第45号の13イ (イ) 中 e を f とし、b から d までを c から e までとし、同号イ (イ) a 中「300 平方メートル以上」を「1,000 平方メートルを超え」に改め、同号イ (イ) a を同号イ (イ) b とし、同号イ (イ) に a として次のように加える。

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のもの 78,700円

第17条第50号中「第19条第 3 項」を「第19条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号エを削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第34号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市明倫コミュニティセンター	名古屋市東区出来町二丁目 8 番15号

」

を

「

名古屋市明倫コミュニティセンター	名古屋市東区出来町三丁目 7 番10号

」

に、

「

名古屋市豊岡コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区豊岡通 3 丁目29番地の3

」

を

名古屋市豊岡コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区豊岡通 3 丁目29番地の 3
名古屋市中根コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区白砂町 4 丁目1 4 4番地 の 1

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第35号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第55条の3第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項（法第451条第1項第1号に係る部分に限る。）及び第2項（同条第2項第1号に係る部分に限る。）の規定は、法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、附則第12条、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の2中「附則第22条」を「附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の2の2（見出しを含む。）及び附則第14条の4中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の6第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第19項ただし書」を「附則第15条第16項ただし書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を削り、同条中第19項を第17項とし、第20項を第18項とする。

附則第16条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条の4第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項

の表中「第４項」の次に「又は第５項」を加え、同条第３項中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第17条第２項中「、当該軽自動車平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第30条第２項各号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第30条第７項に規定する３輪以上のガソリン軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第30条第８項に規定する３輪以上のガソリン軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５

年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の2第3項中「、同項に規定する特定保有株式」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第19条の2第3項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、この条例による改正前の名古屋市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条の6第3項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械

装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、旧条例附則第14条の6第18項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月 29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第19号

名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市消防吏員服制等に関する規則（平成元年名古屋市規則第 103号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「ワイシャツ」の次に「、ポロシャツ」を加え、同項第 2号中「救急帽、救助帽、冬救急服、夏救急服」を「救急服」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市消防吏員服制等に関する規則の規定に基づいて支給されている救急帽、救助帽、冬救急服及び夏救急服は、この規則による改正後の名古屋市消防吏員服制等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、用いることができる。

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第13条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2号中「、第 5号、第 6号」を「から第 6号まで」に改める。

別記第 7（表）中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式注第 4項中「第 1条」を「第 1条の 3」に改める。

別記第10中

「燃料電池発電設備		「燃料電池発電設備
発 電 設 備		変 電 設 備
変 電 設 備	設 置 届 を	急 速 充 電 設 備 設 置 届 に、「（
蓄 電 池 設 備	」	発 電 設 備
		蓄 電 池 設 備

あて先）」を「（宛先）」に改める。

別表中「第14条の 2第 2項」を「第14条の 2第 3項」に、「第64条第 4号」を「第64条第 3号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消防法等施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の消防法等施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第21号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表中「法制課長」を「行政部法制課長」に改め、同表市長印の項中

「

やまと 古字	方 21	都 市 計 画 法	都市計画法に 基づく建築等 の許可（風致 地区内におけ る建築等の許 可を除く。） 専用	住宅都市 局 建築指導 部 開発指導 課長	
		名 古 屋 市 長 印			
		許 可 専 用			

を

」

やまと 古字	方 21	都市計画規制	都市計画法に 基づく建築等 の許可（風致 地区内におけ る建築等の許 可を除く。） 協議、承認及 び証明事務専 用	住宅都市 局 建築指導 部 開発指導 課長	に、
		名古屋市長印			
		事務専用			

やまと 古字	方 21	市営住宅管	名古屋市営住 宅条例及び名 古屋市定住促 進住宅条例に 基づく契約、 承認、許可及 び通知事務専 用	住宅都市 局 住宅部 住宅管理 課長	を
		名古屋市長印			
		理事務専用			

やまと 古字	方 21	市営住宅管	名古屋市営住 宅条例及び名 古屋市定住促 進住宅条例に 基づく契約、 承認、許可及 び通知事務専 用	住宅都市 局 住宅部 住宅管理 課長	に改
		名古屋市長印			
		理事務専用			
やまと 古字	方 21	市営住宅明	名古屋市営住 宅条例及び名 古屋市定住促 進住宅条例に 基づく明渡請 求事務専用	住宅都市 局 住宅部 住宅管理 課長	」
		名古屋市長印			
		渡事務専用			

める。

附 則

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第22号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

妙音通駅自転車駐車場	妙音通北	名古屋市瑞穂区妙音通 2 丁目 22 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	妙音通南	名古屋市瑞穂区土市町 1 丁目 4 番 9	午前 0 時から午後 12 時まで

」

を

妙音通駅自転車駐車場	妙音通北	名古屋市瑞穂区妙音通 2 丁目 22 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	妙音通南	名古屋市瑞穂区土市町 1 丁目 4 番 9	午前 0 時から午後 12 時まで
熱田駅自転車駐車場	熱田西	名古屋市熱田区森後町 914 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	熱田東	名古屋市熱田区三本松町 1 番	午前 0 時から午後 12 時まで
神宮西駅自転車駐車場	神宮西駅西	名古屋市熱田区旗屋町 406 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	神宮西駅東	名古屋市熱田区神宮一丁目 105 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	神宮西駅南	名古屋市熱田区白鳥二丁目 911 番	午前 0 時から午後 12 時まで

に、

伝馬町駅自転車駐車場	伝馬町	名古屋市熱田区伝馬二丁目 101 番	午前 0 時から午後 12 時まで

を

伝馬町駅自転車駐車場	伝馬町	名古屋市熱田区伝馬二丁目 101 番	午前 0 時から午後 12 時まで
西高蔵駅自転車駐車場	西高蔵北	名古屋市熱田区五本松町 702 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	西高蔵南	名古屋市熱田区五本松町 1119 番 2	午前 0 時から午後 12 時まで

に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第23号

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 3 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

第13号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、「年月 日付け」を「年 月 日付」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市道路管理規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市道路管理規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第24号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 5条の 2第 1項第 1号中「 1,402円」を「 1,418円」に改める。

(名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「精神科、小児科、整形外科」を「整形外科、精神科、小児科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科、リハビリテーション科」に改める。

別表中

「

1,131円	1,046円	1,240円	364円
1,096円	1,011円	1,200円	343円
1,009円	924円	1,100円	270円
922円	837円	1,000円	197円
749円	664円	849円	110円
532円	447円	649円	80円
315円	230円	448円	80円
270円	185円	298円	80円
270円	185円	246円	80円

を

」

「

1,137円	1,052円	1,245円	401円
1,102円	1,017円	1,205円	380円
1,015円	930円	1,105円	307円
928円	843円	1,005円	234円
755円	670円	854円	147円
538円	453円	654円	117円
321円	236円	453円	117円
276円	191円	303円	117円
276円	191円	251円	117円

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市児童福祉施設条例施行細則の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則別表の規定は、令和 3年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「に対して課される」を「に係る」に、「市町村民税の所得割額及び道府県民税の所得割額の合計額」を「算定基準額（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第 112 号）第 1 条第 2 項に規定する算定基準額をいう。以下同じ。））」に、「父母の所得割額」を「父母の算定基準額」に、「692,500 円」を「415,500 円」に改め、同項第 7 号中「に対して課される」を「に係る」に、「市町村民税の所得割額及び道府県民税の所得割額の合計額」を「算定基準額」に、「勤労生徒の所得割額」を「勤労生徒の算定基準額」に、「692,500 円」を「415,500 円」に改め、同条第 2 項中「所得割額」を「算定基準額」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「所得割額」を「算定基準額」に、「542,500 円」を

「325,500円」に、「42,000円」を「44,000円」に改め、同項第2号中「所得割額」を「算定基準額」に、「542,500円」を「325,500円」に、「692,500円」を「415,500円」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同条第2項中「所得割額」を「算定基準額」に改める。

第2号様式中「申請します。」の次に「なお、必要な場合は、名古屋市において市民税に関する課税資料（必要に応じ世帯分を含む。）について確認されることに同意します。」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に限り、私立高等学校の第3学年以上の学年に在籍する者に対するこの規則による改正後の名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則第3条第1項の規定の適用については、同項中「44,000円」とあるのは「42,000円」と、「27,000円」とあるのは「25,000円」とする。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「場合は」を「場合その他総務局長が別に定める場合は、それぞれにつき」に改める。

第 3 条中「、第10号の 2、第10号の 3」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則第 2 条第 5 項の規定は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第27号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「栄養士、管理栄養士、診療放射線技師」を「管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士」に改める。

第14条第2項中「、第10号の2、第10号の3」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第28号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「条例第14条の規定による」を削り、「旅行命令権者は」の次に「、条例第14条第 1 項の規定に基づき」を加え、同項第 1 号中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当に相当する部分を含む。以下この号において同じ。）を支給する場合において、次の各号に掲げる事由により正規の着後手当の額を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる額の着後手当を支給する。

ア 旅行者が新任地に到着後直ちに公舎又は自宅に入居したこと。 条例第19条の日当の定額（以下この号において「日当定額」という。）の 2 日分及び条例第20条の宿泊料の定額（以下この号において「宿泊料定

額」という。)の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満であったこと（アに該当する場合を除く。）。 日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満であったこと（アに該当する場合を除く。）。 日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

別表第1備考第2項中「、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第29号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）名古屋城総合事務所長 3 種

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「分担事項が」の次に「医療連携推進、」を加え、同表市長の事務部局その他東山総合公園の項中「、企画官」を削り、同表教育委員会事務局その他教育センターの項中「4 種」を「2 種」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第30号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和46年名古屋市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項ただし書中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条中「どうかを」の次に「、住宅を借り受け、及び家賃を支払っている状況が分かる書類の提出を当該職員に求める等の方法により」を加え、同条を第 9 条とし、第11条から第13条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改める。

附則第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「管理職手当」の次に「の支給」を加える。

第21条第 2 項中「、上小田井ポンプ所、大高西部ポンプ所又は戸田川排水機場（以下「ポンプ所等」を「又は上小田井ポンプ所（以下「ポンプ所」に改め、同条第 4 項第 3 号及び第 5 項中「ポンプ所等」を「ポンプ所」に改める。

第24条第 5 項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 児童福祉センター（中央療育センター診療相談係及び同センター主査（診療）に限る。）における児童に関する診療、相談、看護若しくは指導又は児童に対する検査若しくは判定を行う医師、保健師、看護師、准看護師、相談支援員、ケースワーカー、セラピスト又は心理判定員の業務

(4) 児童福祉センター（発達障害者支援センターに限る。）における発達

障害者の相談及び支援を行う主査（発達障害者支援）、ケースワーカー又はセラピストの業務

第24条第10項第29号中「250円（保健師、看護師又は准看護師が当該業務に従事したときは410円）」を「1,000円」に改め、同項第30号中「560円」を「1,000円」に改め、同項第33号を削り、同項第32号中「第5項第5号」を「第5項第7号」に改め、同号を同項第33号とし、同項第31号中「第5項第3号又は第4号」を「第5項第5号又は第6号」に改め、同号を同項第32号とし、同項第30号の次に次の1号を加える。

(31) 第5項第3号又は第4号に掲げる業務 日額250円（保健師、看護師又は准看護師が当該業務に従事したときは410円）

第24条第14項中「第5号」を「第7号」に改め、同条第15項中「手当」の次に「の支給」を加える。

第34条中「定められた手当」の次に「の支給」を加える。

第35条及び第36条中「手当」の次に「の支給」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当規則第24条第10項第29号及び第30号の規定は、令和2年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「派遣職員」の次に「（市長が別に定める者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「 6,400 円」の次に「、主幹教諭にあつては 4,500 円」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号区分の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同表第 2 号区分の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同表第 3 号区分の項中第 9 号から第11号までを削り、第12号を第 9 号とし、同表第 4 号区分の項中第 9 号及び第 10号を削り、第11号を第 9 号とし、同表第 5 号区分の項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、同表第 6 号区分の項中第13号から第15号までを削り、第16号を第13号とし、同表第 7 号区分の項中第11号及び第12号を削り、第 13号を第11号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員退職手当条例施行規則別表の規定にかかわらず、施行日の前日までに名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第70号）による改正前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）第3条第2項に規定する病院局に所属していた期間を有する職員が属する職員の区分（当該期間に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例による。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則（令和 2 年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める。

第 2 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 2 条例第 6 条第12項に規定する「別に定める号給」とは、同項各号に掲げる職員の区分及び当該職員に適用される給料表に応じて上限号給表（別表第 5 の 2）に定める号給とする。

別表第 2 初任給表 1 行政職給料表中

「

正規の試験	上級		1 級27号給 175,600 ^円
	中級		1 級15号給 155,600
	初級		1 級 7 号給 145,900

を

」

「

正規の試験	上級		1 級27号給 183,000 ^円
	中級		1 級15号給 158,000
	初級		1 級 7 号給 148,400
学 芸 員		大 学 卒	1 級27号給 183,000
		短 大 卒	1 級15号給 158,000
		高 校 卒	1 級 7 号給 148,400

に改め、同表

」

その他の項中「169,100」を「174,000」に、「155,600」を「158,000」に、「141,700」を「144,200」に改める。

別表第2 初任給表2 消防職給料表中「181,600」を「188,000」に、「155,600」を「158,000」に改める。

別表第2 初任給表4 教育職給料表(2) 中「267,200」を「268,300」に、「231,000」を「233,800」に、「204,200」を「207,500」に、「181,000」を「184,200」に、「192,100」を「195,300」に、「170,900」を「174,100」に、「157,600」を「160,800」に改める。

別表第2 初任給表5 教育職給料表(3) 中「202,400」を「205,100」に、「179,700」を「182,600」に、「190,400」を「192,700」に、「169,300」を「171,600」に、「156,100」を「158,500」に改める。

別表第2 初任給表5 の2 教育職給料表(4) 中「267,200」を「268,000」

に、「231,000」を「233,600」に、「204,200」を「207,300」に、「181,000」を「184,000」に、「192,000」を「195,100」に、「170,900」を「174,000」に、「157,600」を「160,700」に改める。

別表第2 初任給表6 研究職給料表中「234,700」を「236,800」に、「208,700」を「210,900」に、「187,200」を「189,600」に、「176,200」を「178,500」に改める。

別表第2 初任給表8 医療職給料表(2) 中「175,600」を「183,000」に、「162,100」を「164,500」に、「169,100」を「174,000」に、「165,700」を「168,100」に、「158,500」を「160,900」に、「152,600」を「155,000」に、「155,600」を「158,000」に、「141,700」を「144,200」に改める。

別表第2 初任給表9 医療職給料表(3) 中「185,900」を「190,900」に、「178,600」を「186,000」に、「184,400」を「189,900」に、「172,500」を「179,800」に、「150,400」を「152,800」に、「175,600」を「183,000」に、「169,100」を「174,000」に、「162,100」を「164,500」に改める。

別表第5 の次に次の1 表を加える。

別表第 5 の 2

上 限 号 給 表

給 料 表	上 限 の 号 給			
	条例第 6 条 第12項第 1 号に掲げる 者	条例第 6 条 第12項第 2 号に掲げる 者	条例第 6 条 第12項第 3 号に掲げる 者	条例第 6 条 第12項第 4 号に掲げる 者
行 政 職 給 料 表	42	55	31	1
消 防 職 給 料 表	34	43	19	1
教育職給料表(2)	27	33	19	1
教育職給料表(3)	34	37	21	1
教育職給料表(4)	27	34	19	1
研 究 職 給 料 表	25	21	9	1
医 療 職 給 料 表 (1)	1	1	1	1
医 療 職 給 料 表 (2)	42	55	31	1
医 療 職 給 料 表 (3)	42	47	23	1

別表第 6 昇格時号給対応表 1 行政職給料表から 5 研究職給料表まで、7 医療職給料表 (2) 及び 8 医療職給料表 (3) を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表

1 行政職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	26	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	27	35
42	36	14	38	41	31	42	27	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

45	39	17	41	44	34	45	28	37
46	40	18	42	45	35	46	28	37
47	41	19	43	46	36	47	28	37
48	42	20	44	47	37	48	28	38
49	43	21	45	48	38	49	29	38
50	43	22	46	49	39	50	29	38
51	44	23	47	50	40	51	29	39
52	44	24	48	51	41	52	29	39
53	45	25	49	52	42	53	30	39
54	45	26	50	53	43	54	30	40
55	46	27	51	54	44	55	30	40
56	46	28	52	55	45	56	30	40
57	47	29	53	56	46	57	31	41
58	47	30	54	57	47	58	31	41
59	48	31	55	58	48	59	31	42
60	48	32	56	59	49	60	31	42
61	49	33	57	60	50	61	32	43
62	49	34	58	61	51	62	32	
63	50	35	59	62	52	63	32	
64	50	36	60	63	53	64	32	
65	51	37	61	64	54	65	33	
66	51	37	62	65	54	66	33	
67	52	38	63	66	54	67	33	
68	52	38	64	67	55	68	34	
69	53	39	65	68	55	69	34	
70	53	39	66	69	55	70	34	
71	54	40	67	70	56	71	35	
72	54	40	68	71	56	72	35	
73	55	41	69	72	56	73	35	
74	55	41	70	72	57	74	36	
75	56	42	71	73	57	75	36	
76	56	42	72	73	57	76	36	
77	57	43	73	74	58	77	37	
78	57	43	74	74	58	78	37	
79	58	44	75	75	59	79	37	
80	58	44	76	75	59	80	38	
81	59	45	77	76	60	81	38	
82	59	45	78	77	60	82		
83	59	46	79	78	61	83		
84	60	46	80	79	61	84		
85	60	47	81	80	62	85		
86	60	47	82	81	62	86		
87	61	48	83	82	63	87		
88	61	48	84	83	63	88		
89	61	49	85	84	64	89		
90	62	49	86	85	64			
91	62	49	87	86	65			

92	62	50	88	87	65			
93	63	50	89	88	66			
94	63	50	90	89	67			
95	63	51	91	90	68			
96	63	51	92	91	69			
97	64	51	93	92	70			
98		52	94	93	71			
99		52	95	94	72			
100		52	96	95	73			
101		53	97	96	74			
102		53	98	97	75			
103		53	99	98	76			
104		54	100	99	77			
105		54	100	100	78			
106		54	101	100	79			
107		55	102	101	80			
108		55	103	101	81			
109		55	104	102	82			
110		56	105	102	83			
111		56	106	103	84			
112		56	107	103	85			
113		57	108	104	86			
114		57	109	105	87			
115		57	110	106	88			
116		57	111	107	89			
117		57	112	108	90			
118		58	113	109	91			
119		58	114	110	92			
120		58	115	111	93			
121		58	116	112	94			
122		58		113	95			
123		59		114	96			
124		59		115	97			
125		59		116	98			
126		59		117	99			
127		59		118	100			
128		60		119	101			
129		60		120	102			
130		60		121	103			
131		60		122	104			
132		60		123	105			
133		60		124	106			
134		60		124				
135		60		125				
136		60		125				
137		60		126				
138		61		126				

139		61		127				
140		61		127				
141		61		128				
142		61		129				
143		62		130				
144		62		131				
145		62		132				
146				133				
147				133				
148				133				
149				133				
150				133				
151				133				
152				133				
153				133				
154				133				
155				133				
156				133				
157				133				

2 消防職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3	1	1	4	2	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17
19	13	1	15	18	8	19	18
20	14	1	16	19	9	20	18
21	15	1	17	20	10	21	19
22	16	2	18	21	11	22	19
23	17	3	19	22	12	23	20
24	18	4	20	23	13	24	20
25	19	5	21	24	14	25	21
26	20	6	22	25	15	26	21
27	21	7	23	26	16	27	22
28	22	8	24	27	17	28	22
29	23	9	25	28	18	29	23
30	24	10	26	29	19	30	23
31	25	11	27	30	20	31	24
32	26	12	28	31	21	32	24
33	27	13	29	32	22	33	25
34	27	14	30	33	23	34	25
35	28	15	31	34	24	35	25
36	28	16	32	35	25	36	26
37	29	17	33	36	26	37	26
38	29	18	34	37	27	38	26
39	30	19	35	38	28	39	27
40	30	20	36	39	29	40	27
41	31	21	37	40	30	41	27
42	32	22	38	41	31	42	28
43	33	23	39	42	32	43	28
44	34	24	40	43	33	44	28

45	35	25	41	44	34	45	29
46	35	26	42	45	35	46	29
47	36	27	43	46	36	47	29
48	36	28	44	47	37	48	30
49	37	29	45	48	38	49	30
50	37	30	46	49	39	50	30
51	38	31	47	50	40	51	31
52	38	32	48	51	41	52	31
53	39	33	49	52	42	53	31
54	39	34	50	53	43	54	32
55	40	35	51	54	44	55	32
56	40	36	52	55	45	56	32
57	41	37	53	56	46	57	33
58	41	37	54	57	47	58	33
59	42	38	55	58	48	59	34
60	42	38	56	59	49	60	34
61	43	39	57	60	50	61	35
62	43	39	58	61	51	62	35
63	44	40	59	62	52	63	36
64	44	40	60	63	53	64	36
65	45	41	61	64	54	65	37
66	45	41	62	65	54	66	37
67	46	42	63	66	54	67	37
68	46	42	64	67	55	68	38
69	47	43	65	68	55	69	38
70	47	43	66	69	55	70	
71	47	44	67	70	56	71	
72	48	44	68	71	56	72	
73	48	45	69	72	56	73	
74	48	45	70	72	57	74	
75	49	46	71	73	57	75	
76	49	46	72	73	57	76	
77	49	47	73	74	58	77	
78	50	47	74	74	58	78	
79	50	48	75	75	59	79	
80	50	48	76	75	59	80	
81	51	49	77	76	60	81	
82	51	49	78	77	60	82	
83	51	49	79	78	61	83	
84	51	50	80	79	61	84	
85	52	50	81	80	62	85	
86	52	50	82	81	62	85	
87	52	51	83	82	63	85	
88	52	51	84	83	63	85	
89	53	51	85	84	64	85	
90	53	52	86	85	64		
91	53	52	87	86	65		

92	53	52	88	87	65		
93	54	53	89	88	66		
94	54	53	90	89	67		
95	54	53	91	90	68		
96	54	54	92	91	69		
97	55	54	93	92	70		
98		54	94	93	71		
99		55	95	94	72		
100		55	96	95	73		
101		55	96	96	74		
102		56	97	97	75		
103		56	98	98	76		
104		56	99	99	77		
105		57	100	100	78		
106		57	101	100	79		
107		57	102	101	80		
108		57	103	101	81		
109		57	104	102	82		
110		58	105	102	83		
111		58	106	103	84		
112		58	107	103	85		
113		58	108	104	86		
114		58	109	105	87		
115		58	110	106	88		
116		58	111	107	89		
117		58	112	108	90		
118		58		109	91		
119		58		110	92		
120		59		111	93		
121		59		112	94		
122		59		113	95		
123		59		114	96		
124		59		115	97		
125		60		116	98		
126		60		117	99		
127		60		118	100		
128		60		119	101		
129		60		120	102		
130				121	103		
131				122	104		
132				123	105		
133				124	105		
134				124			
135				125			
136				125			
137				126			
138				126			

139				127			
140				127			
141				128			
142				129			
143				130			
144				131			
145				132			
146				133			
147				133			
148				133			
149				133			
150				133			
151				133			
152				133			
153				133			
154				133			
155				133			
156				133			
157				133			

3 教育職給料表(2)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	3	1
2	1	3	1
3	1	3	1
4	1	3	1
5	1	3	1
6	2	3	1
7	3	3	1
8	4	3	1
9	5	3	1
10	6	3	1
11	7	3	1
12	8	3	1
13	9	3	1
14	10	3	1
15	11	3	1
16	12	3	1
17	13	3	1
18	14	3	1
19	15	3	1
20	16	3	1
21	17	3	1
22	18	3	1
23	19	3	1
24	20	3	1
25	21	3	1
26	22	3	1
27	23	3	1
28	24	3	1
29	25	3	1
30	26	3	1
31	27	3	1
32	28	3	1
33	29	3	1
34	30	3	1
35	31	3	1
36	32	3	1
37	33	3	1
38	34	3	1
39	35	3	1
40	36	3	1
41	37	3	1
42	38	4	2
43	39	5	3
44	40	6	4

45	41	7	5
46	42	8	6
47	43	9	7
48	44	10	8
49	45	11	9
50	46	12	10
51	47	13	11
52	48	14	12
53	49	15	13
54	49	16	14
55	50	17	15
56	50	18	16
57	51	19	17
58	51	20	18
59	52	21	19
60	52	22	20
61	53	23	21
62	54	24	22
63	55	25	23
64	56	26	24
65	57	27	25
66	57	28	25
67	58	29	26
68	58	30	26
69	59	31	27
70	59	32	27
71	60	33	28
72	60	34	28
73	61	35	29
74	61	36	30
75	62	37	31
76	62	38	32
77	63	39	33
78	63	40	34
79	64	41	35
80	64	42	36
81	65	43	37
82	65	44	37
83	66	45	38
84	66	46	38
85	67	47	39
86	67	48	39
87	68	49	40
88	68	50	40
89	69	51	41
90	70	52	42
91	71	53	43

92	72	54	44
93	73	55	45
94	73	56	45
95	73	57	46
96	74	58	46
97	74	59	47
98	74	60	47
99	75	61	48
100	75	62	48
101	75	63	49
102	76	64	50
103	76	65	51
104	76	66	52
105	77	67	53
106	77	68	53
107	77	69	54
108	77	70	54
109	77	71	55
110	77	72	55
111	78	73	56
112	78	74	56
113	78	75	57
114	78	76	57
115	78	77	58
116	78	78	58
117	79	79	59
118	79	79	
119	79	79	
120	79	80	
121	79	80	
122	79	80	
123	80	81	
124	80	81	
125	80	81	
126	80	82	
127	80	82	
128	80	82	
129	81	83	
130	81	83	
131	81	83	
132	81	84	
133	81	84	
134	81	84	
135	81	85	
136	81	85	
137	81	85	
138		86	

139		86	
140		86	
141		87	
142		87	
143		87	
144		88	
145		88	
146		88	
147		89	
148		89	
149		89	
150		90	
151		90	
152		90	
153		91	
154		91	
155		91	
156		92	
157		92	
158		92	
159		93	
160		93	
161		93	
162		94	
163		94	
164		94	
165		95	
166		95	
167		95	
168		96	
169		96	
170		96	
171		97	
172		97	
173		97	
174		98	
175		98	
176		98	
177		99	

4 教育職給料表(3)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	1
19	19	1
20	20	1
21	21	1
22	22	1
23	23	1
24	24	1
25	25	1
26	26	1
27	27	1
28	28	1
29	29	1
30	30	1
31	31	1
32	32	1
33	33	1
34	34	2
35	35	3
36	36	4
37	37	5
38	38	6
39	39	7
40	40	8
41	41	9
42	41	10
43	42	11
44	42	12

45	43	13
46	43	14
47	44	15
48	44	16
49	45	17
50	46	18
51	47	19
52	48	20
53	49	21
54	49	22
55	50	23
56	50	24
57	51	25
58	51	26
59	52	27
60	52	28
61	53	29
62	54	30
63	55	31
64	56	32
65	57	33
66	57	34
67	58	35
68	58	36
69	59	37
70	59	38
71	60	39
72	60	40
73	61	41
74	61	42
75	62	43
76	62	44
77	63	45
78	63	46
79	64	47
80	64	48
81	65	49
82	65	50
83	65	51
84	65	52
85	66	53
86	66	54
87	66	55
88	66	56
89	67	57
90	67	58
91	67	59

92	67	60
93	68	61
94	68	62
95	68	63
96	68	64
97	69	65
98	69	66
99	69	67
100	69	68
101	69	69
102	69	70
103	69	71
104	69	72
105	69	73
106	69	74
107	70	75
108	70	76
109	70	77
110	70	78
111	70	79
112	70	80
113	70	81
114		81
115		81
116		82
117		82
118		82
119		83
120		83
121		83
122		84
123		84
124		84
125		85
126		85
127		85
128		86
129		86
130		86
131		87
132		87
133		87
134		88
135		88
136		88
137		89
138		89

139		89
140		89
141		90
142		90
143		90
144		90
145		91
146		91
147		91
148		91
149		92
150		92
151		92
152		92
153		93
154		93
155		94
156		94
157		95
158		95
159		96
160		96
161		97
162		97
163		98
164		98
165		99
166		99
167		100
168		100
169		101
170		102
171		103
172		104
173		105
174		106
175		107
176		108
177		109

4の2 教育職給料表(4)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2 級	3 級	4 級
1	1	2	2	1
2	1	2	3	1
3	1	2	4	1
4	1	2	5	1
5	1	2	6	1
6	2	2	7	1
7	3	2	8	1
8	4	2	9	1
9	5	2	10	1
10	6	2	11	1
11	7	2	12	1
12	8	2	13	1
13	9	2	14	1
14	10	2	15	1
15	11	2	16	1
16	12	2	17	1
17	13	2	18	1
18	14	2	19	1
19	15	2	20	1
20	16	2	21	1
21	17	2	22	1
22	18	2	23	1
23	19	2	24	1
24	20	2	25	1
25	21	2	26	1
26	22	2	27	1
27	23	2	28	1
28	24	2	29	1
29	25	2	30	1
30	26	2	31	1
31	27	2	32	1
32	28	2	33	1
33	29	2	34	1
34	30	2	35	1
35	31	2	36	1
36	32	2	37	1
37	33	2	38	1
38	34	3	39	2
39	35	4	40	3
40	36	5	41	4
41	37	6	42	5
42	38	7	43	6
43	39	8	44	7
44	40	9	45	8

45	41	10	46	9
46	42	11	47	10
47	43	12	48	11
48	44	13	49	12
49	45	14	50	13
50	46	15	51	14
51	47	16	52	15
52	48	17	53	16
53	49	18	54	17
54	49	19	55	17
55	50	20	56	18
56	50	21	57	18
57	51	22	58	19
58	51	23	59	19
59	52	24	60	20
60	52	25	61	20
61	53	26	62	21
62	54	27	63	21
63	55	28	64	22
64	56	29	65	22
65	57	30	66	23
66	57	31	67	23
67	58	32	68	24
68	58	33	69	24
69	59	34	70	25
70	59	35	71	26
71	60	36	72	27
72	60	37	73	28
73	61	38	74	29
74	61	39	75	29
75	62	40	76	30
76	62	41	77	30
77	63	42	78	31
78	63	43	79	31
79	64	44	80	32
80	64	45	81	32
81	65	46	82	33
82	65	47	83	34
83	66	48	84	35
84	66	49	85	36
85	67	50	86	37
86	67	51	87	37
87	68	52	88	38
88	68	53	89	38
89	69	54	90	39
90	69	55	91	39
91	69	56	92	40

92	69	57	93	40
93	70	58	94	41
94	70	59	94	42
95	70	60	95	43
96	70	61	95	44
97	71	62	96	45
98	71	63	96	46
99	71	64	97	47
100	71	65	97	48
101	72	66	98	49
102	72	67	98	49
103	72	68	99	50
104	72	69	99	50
105	73	70	100	51
106	73	71	100	51
107	73	72	101	52
108	73	73	101	52
109	73	74	102	53
110	73	75	103	54
111	73	76	104	55
112	73	77	105	56
113	73	78	106	57
114	73	79	106	57
115	73	80	107	58
116	73	81	107	58
117	74	82	108	59
118		83	108	59
119		84	109	60
120		85	109	60
121		86	110	61
122		86	111	61
123		87	112	62
124		87	113	62
125		88	114	63
126		88	115	63
127		89	116	64
128		89	117	64
129		90	118	65
130		91		
131		92		
132		93		
133		94		
134		94		
135		95		
136		95		
137		96		
138		96		

139		97		
140		97		
141		98		
142		98		
143		99		
144		99		
145		100		
146		100		
147		101		
148		101		
149		102		
150		103		
151		104		
152		105		
153		106		
154		107		
155		108		
156		109		
157		110		
158		111		
159		112		
160		113		
161		114		
162		115		
163		116		
164		117		
165		118		
166		119		
167		120		
168		121		
169		122		
170		122		
171		123		
172		123		
173		124		
174		124		
175		125		
176		125		
177		126		

5 研究職給料表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	6	1	3	1	1	1
2	7	1	3	2	2	1
3	8	1	3	3	3	1
4	9	1	3	4	4	1
5	10	1	3	5	5	1
6	11	1	3	6	6	1
7	12	1	3	7	7	1
8	13	1	3	8	8	1
9	14	1	3	9	9	1
10	15	1	3	10	10	1
11	16	1	3	11	11	1
12	17	1	3	12	12	1
13	18	1	3	13	13	1
14	19	1	3	14	14	1
15	20	1	3	15	15	1
16	21	1	3	16	16	1
17	22	1	3	17	17	1
18	23	1	3	18	18	1
19	24	1	3	19	19	1
20	25	1	3	20	20	1
21	26	1	3	21	21	1
22	27	1	4	22	22	1
23	28	1	5	23	23	1
24	29	1	6	24	24	1
25	30	1	7	25	25	1
26	31	2	8	26	26	1
27	32	3	9	27	27	1
28	33	4	10	28	28	1
29	34	5	11	29	29	1
30	35	6	12	30	30	2
31	36	7	13	31	31	3
32	37	8	14	32	32	4
33	38	9	15	33	33	5
34	39	10	16	34	34	6
35	40	11	17	35	35	7
36	41	12	18	36	36	8
37	42	13	19	37	37	9
38	42	14	20	38	38	10
39	43	15	21	39	39	11
40	43	16	22	40	40	12
41	44	17	23	41	41	13
42	44	18	24	42	41	14
43	45	19	25	43	42	15
44	45	20	26	44	42	16

45	46	21	27	45	43	17
46	47	22	28	46	43	18
47	48	23	29	47	44	19
48	49	24	30	48	44	20
49	50	25	31	49	45	21
50	50	26	32	50	45	21
51	51	27	33	51	46	22
52	51	28	34	52	46	22
53	52	29	35	53	47	23
54	52	29	36	54	47	23
55	53	30	37	55	48	24
56	53	30	38	56	48	24
57	54	31	39	57	49	25
58	55	31	40	58	49	25
59	56	32	41	59	49	26
60	57	32	42	60	50	26
61	58	33	43	61	50	27
62	58	34	44	61	50	27
63	59	35	45	62	51	28
64	59	36	46	62	51	28
65	60	37	47	63	51	29
66	60	37	48	63	52	29
67	61	38	49	64	52	30
68	61	38	50	64	52	30
69	62	39	51	65	53	31
70	63	39	52	66	53	31
71	64	40	53	67	53	32
72	65	40	54	68	54	32
73	66	41	55	69	54	33
74	66	42	56	70	54	33
75	66	43	57	71	55	33
76	67	44	58	72	55	33
77	67	45	59	73	55	34
78	67	45	60	74	56	34
79	68	46	61	75	56	34
80	68	46	62	76	56	34
81	68	47	62	77	57	35
82	69	47	63	78	57	35
83	69	48	64	79	57	35
84	69	48	65	80	58	35
85	70	49	66	81	58	36
86	70	50	67	82	58	
87	70	51	68	83	59	
88	70	52	69	84	59	
89	70	53	70	85	59	
90		53	71	86	60	
91		53	72	87	60	

92		54	73	88	60	
93		54	74	89	61	
94		54	74	90	61	
95		54	75	91	61	
96		54	75	92	62	
97		54	76	93	62	
98		55		94	62	
99		55		95	63	
100		55		96	63	
101		56		97	63	
102		56		97	64	
103		56		98	64	
104		56		98	64	
105		57		99	65	
106		57		99		
107		57		100		
108		57		100		
109		58		101		
110				102		
111				103		
112				104		
113				105		
114				105		
115				105		
116				105		
117				105		
118				105		
119				105		
120				105		
121				105		
122				105		
123				105		
124				105		
125				105		
126				105		
127				105		
128				105		
129				105		
130				105		
131				105		
132				105		
133				105		
134				105		
135				105		
136				105		
137				105		

7 医療職給料表(2)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	3	1	1	5	3	6
7	3	1	1	6	4	7
8	3	1	1	7	5	8
9	3	1	1	8	6	9
10	4	1	1	9	7	10
11	5	1	1	10	8	11
12	6	1	1	11	9	12
13	7	1	1	12	10	13
14	8	1	2	13	11	14
15	9	1	3	14	12	15
16	10	1	4	15	13	16
17	11	1	5	16	14	17
18	12	1	6	17	15	18
19	13	1	7	18	16	19
20	14	1	8	19	17	20
21	15	1	9	20	18	21
22	16	1	10	21	19	22
23	17	1	11	22	20	23
24	18	1	12	23	21	24
25	19	1	13	24	22	25
26	20	1	14	25	23	26
27	21	1	15	26	24	27
28	22	1	16	27	25	28
29	23	1	17	28	26	29
30	24	2	18	29	27	30
31	25	3	19	30	28	31
32	26	4	20	31	29	32
33	27	5	21	32	30	33
34	28	6	22	33	31	34
35	29	7	23	34	32	35
36	30	8	24	35	33	36
37	31	9	25	36	34	37
38	32	10	26	37	35	37
39	33	11	27	38	36	38
40	34	12	28	39	37	38
41	35	13	29	40	38	39
42	36	14	30	41	39	39
43	37	15	31	42	40	40
44	38	16	32	43	41	40

45	39	17	33	44	42	41
46	40	18	34	45	43	41
47	41	19	35	46	44	42
48	42	20	36	47	45	42
49	43	21	37	48	46	43
50	43	22	38	49	47	43
51	44	23	39	50	48	44
52	44	24	40	51	49	44
53	45	25	41	52	50	45
54	45	26	42	53	51	45
55	46	27	43	54	52	46
56	46	28	44	55	53	46
57	47	29	45	56	54	47
58	47	30	46	57	54	47
59	48	31	47	58	55	48
60	48	32	48	59	55	48
61	49	33	49	60	56	49
62	49	34	50	61	56	50
63	50	35	51	62	57	51
64	50	36	52	63	57	52
65	51	37	53	64	58	53
66	51	37	54	64	58	53
67	52	38	55	65	59	54
68	52	38	56	65	59	54
69	53	39	57	66	60	55
70	53	39	58	66	60	55
71	54	40	59	67	61	56
72	54	40	60	67	61	56
73	55	41	61	68	62	57
74	55	41	62	69	63	58
75	56	42	63	70	64	59
76	56	42	64	71	65	60
77	57	43	65	72	66	61
78	57	43	66	73	67	62
79	58	44	67	74	68	63
80	58	44	68	75	69	64
81	59	45	69	76	70	65
82	59	45	70	77	71	65
83	59	46	71	78	72	66
84	60	46	72	79	73	66
85	60	47	73	80	74	67
86	60	47	74	80	75	67
87	61	48	75	81	76	68
88	61	48	76	81	77	68
89	61	49	77	82	78	69
90	62	49	78	82	79	
91	62	49	79	83	80	

92	62	50	80	83	81	
93	63	50	81	84	82	
94	63	50	82	85	83	
95	63	51	83	86	84	
96	63	51	84	87	85	
97	64	51	85	88	86	
98		52	85	89	87	
99		52	86	90	88	
100		52	86	91	89	
101		53	86	92	90	
102		53	86	93	91	
103		53	87	94	92	
104		54	87	95	93	
105		54	88	96	94	
106		54	89	97	95	
107		55	90	98	96	
108		55	91	99	97	
109		55	92	100	98	
110		56	93	101	99	
111		56	94	102	100	
112		56	95	103	101	
113		57	96	104	102	
114		57	96	105	103	
115		57	97	106	104	
116		57	97	107	105	
117		57	98	108	106	
118		58		109		
119		58		110		
120		58		111		
121		58		112		
122		58		113		
123		58		114		
124		58		115		
125		58		116		
126		58		117		
127		58		117		
128		59		117		
129		59		117		
130		59		117		
131		59		117		
132		59		117		
133		60		117		
134		60		117		
135		60		117		
136		60		117		
137		60		117		
138				117		

139				117		
140				117		
141				117		
142				117		
143				117		
144				117		
145				117		

8 医療職給料表(3)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	4	1	2	5	2	6
7	5	1	3	6	2	7
8	6	1	4	7	2	8
9	7	1	5	8	2	9
10	8	1	6	9	2	10
11	9	1	7	10	2	11
12	10	1	8	11	2	12
13	11	1	9	12	2	13
14	12	1	10	13	3	14
15	13	1	11	14	4	15
16	14	1	12	15	5	16
17	15	1	13	16	6	17
18	16	1	14	17	7	18
19	17	1	15	18	8	19
20	18	1	16	19	9	20
21	19	1	17	20	10	21
22	20	1	18	21	11	22
23	21	1	19	22	12	23
24	22	1	20	23	13	24
25	23	1	21	24	14	25
26	24	1	22	25	15	26
27	25	1	23	26	16	27
28	26	1	24	27	17	28
29	27	1	25	28	18	29
30	28	2	26	29	19	30
31	29	3	27	30	20	31
32	30	4	28	31	21	32
33	31	5	29	32	22	33
34	32	6	30	33	23	34
35	33	7	31	34	24	35
36	34	8	32	35	25	36
37	35	9	33	36	26	37
38	35	10	34	37	27	38
39	36	11	35	38	28	39
40	36	12	36	39	29	40
41	37	13	37	40	30	41
42	37	14	38	41	31	42
43	38	15	39	42	32	43
44	38	16	40	43	33	44

45	39	17	41	44	34	45
46	40	18	42	45	35	46
47	41	19	43	46	36	47
48	42	20	44	47	37	48
49	43	21	45	48	38	49
50	43	22	46	49	39	50
51	44	23	47	50	40	51
52	44	24	48	51	41	52
53	45	25	49	52	42	53
54	45	26	50	53	43	54
55	46	27	51	54	44	55
56	46	28	52	55	45	56
57	47	29	53	56	46	57
58	47	30	54	57	47	58
59	48	31	55	58	48	59
60	48	32	56	59	49	60
61	49	33	57	60	50	61
62	49	34	58	61	51	62
63	50	35	59	62	52	63
64	50	36	60	63	53	64
65	51	37	61	64	54	65
66	51	37	62	65	54	66
67	52	38	63	66	54	67
68	52	38	64	67	55	68
69	53	39	65	68	55	69
70	53	39	66	69	55	70
71	54	40	67	70	56	71
72	54	40	68	71	56	72
73	55	41	69	72	56	73
74	55	41	70	72	57	74
75	55	42	71	73	57	75
76	56	42	72	73	57	76
77	56	43	73	74	58	77
78	56	43	74	74	58	77
79	57	44	75	75	59	77
80	57	44	76	75	59	77
81	57	45	77	76	60	77
82	58	45	78	77	60	77
83	58	46	79	78	61	77
84	58	46	80	79	61	77
85	59	47	81	80	62	77
86	59	47	82	81	62	77
87	59	48	83	82	63	77
88	59	48	84	83	63	77
89	60	49	85	84	64	77
90		49	86	85	64	
91		49	87	86	65	

92		50	88	87	65	
93		50	89	88	66	
94		50	90	89	67	
95		51	91	90	68	
96		51	92	91	69	
97		51	93	92	70	
98		52	94	93	71	
99		52	95	94	72	
100		52	96	95	73	
101		53	96	96	74	
102		53	97	97	75	
103		53	98	98	76	
104		54	99	99	77	
105		54	100	100	78	
106		54	101	100	79	
107		55	102	101	80	
108		55	103	101	81	
109		55	104	102	82	
110		56	105	102	83	
111		56	106	103	84	
112		56	107	103	85	
113		57	108	104	86	
114		57	109	105	87	
115		57	110	106	88	
116		57	111	107	89	
117		57	112	108	90	
118		58		109	91	
119		58		110	92	
120		58		111	93	
121		58		112	94	
122		58		113	95	
123		58		114	96	
124		58		115	97	
125		58		116	98	
126		58		117		
127		58		118		
128		59		119		
129		59		120		
130		59		121		
131		59		122		
132		59		123		
133		60		124		
134		60		124		
135		60		125		
136		60		125		
137		60		125		
138				125		

139				125		
140				125		
141				125		
142				125		
143				125		
144				125		
145				125		
146				125		
147				125		
148				125		
149				125		
150				125		
151				125		
152				125		
153				125		
154				125		
155				125		
156				125		
157				125		

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 1 行政職給料表から 5 研究職給料表まで、7 医療職給料表 (2) 及び 8 医療職給料表 (3) を次のように改める。

別表第6の2 降格時号給対応表

1 行政職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	2	2	2
3	9	31	7	5	14	3	3	3
4	10	32	8	5	15	4	4	4
5	11	33	9	6	16	5	5	5
6	12	34	10	7	17	6	6	6
7	13	35	11	8	18	7	7	7
8	14	36	12	9	19	8	8	8
9	15	37	13	10	20	9	9	9
10	16	38	14	11	21	10	10	10
11	17	39	15	12	22	11	11	11
12	18	40	16	13	23	12	12	12
13	19	41	17	14	24	13	13	13
14	20	42	18	15	25	14	14	14
15	21	43	19	16	26	15	15	15
16	22	44	20	17	27	16	16	16
17	23	45	21	18	28	17	18	17
18	24	46	22	19	29	18	20	18
19	25	47	23	20	30	19	22	19
20	26	48	24	21	31	20	24	20
21	27	49	25	22	32	21	26	21
22	28	50	26	23	33	22	28	22
23	29	51	27	24	34	23	30	23
24	30	52	28	25	35	24	32	24
25	31	53	29	26	36	25	36	25
26	32	54	30	27	37	26	40	26
27	33	55	31	28	38	27	44	27
28	34	56	32	29	39	28	48	28
29	35	57	33	30	40	29	52	30
30	36	58	34	31	41	30	56	32
31	37	59	35	32	42	31	60	34
32	38	60	36	33	43	32	64	36
33	39	61	37	34	44	33	67	38
34	40	62	38	35	45	34	70	40
35	41	63	39	36	46	35	73	42
36	42	64	40	37	47	36	76	44
37	43	66	41	38	48	37	79	47
38	44	68	42	39	49	38	81	50
39	45	70	43	40	50	39	81	53
40	46	72	44	41	51	40	81	56
41	47	74	45	42	52	41	81	58
42	48	76	46	43	53	42	81	60
43	50	78	47	44	54	43	81	61
44	52	80	48	45	55	44	81	61

45	54	82	49	46	56	45	81	61
46	56	84	50	47	57	46	81	61
47	58	86	51	48	58	47	81	61
48	60	88	52	49	59	48	81	61
49	62	91	53	50	60	49	81	61
50	64	94	54	51	61	50	81	61
51	66	97	55	52	62	51	81	61
52	68	100	56	53	63	52	81	61
53	70	103	57	54	64	53	81	61
54	72	106	58	55	67	54	81	61
55	74	109	59	56	70	55	81	61
56	76	112	60	57	73	56	81	61
57	78	117	61	58	76	57	81	61
58	80	122	62	59	78	58	81	61
59	83	127	63	60	80	59	81	61
60	86	137	64	61	82	60	81	61
61	89	142	65	62	84	61	81	61
62	92	145	66	63	86	62		
63	96	145	67	64	88	63		
64	97	145	68	65	90	64		
65	97	145	69	66	92	65		
66	97	145	70	67	93	66		
67	97	145	71	68	94	67		
68	97	145	72	69	95	68		
69	97	145	73	70	96	69		
70	97	145	74	71	97	70		
71	97	145	75	72	98	71		
72	97	145	76	74	99	72		
73	97	145	77	76	100	73		
74	97	145	78	78	101	74		
75	97	145	79	80	102	75		
76	97	145	80	81	103	76		
77	97	145	81	82	104	77		
78	97	145	82	83	105	78		
79	97	145	83	84	106	79		
80	97	145	84	85	107	80		
81	97	145	85	86	108	81		
82	97	145	86	87	109	82		
83	97	145	87	88	110	83		
84	97	145	88	89	111	84		
85	97	145	89	90	112	85		
86	97	145	90	91	113	86		
87	97	145	91	92	114	87		
88	97	145	92	93	115	88		
89	97	145	93	94	116	89		
90	97	145	94	95	117	89		
91	97	145	95	96	118	89		

92	97	145	96	97	119	89		
93	97	145	97	98	120	89		
94	97	145	98	99	121	89		
95	97	145	99	100	122	89		
96	97	145	100	101	123	89		
97	97	145	101	102	124	89		
98	97	145	102	103	125			
99	97	145	103	104	126			
100	97	145	105	106	127			
101	97	145	106	108	128			
102	97	145	107	110	129			
103	97	145	108	112	130			
104	97	145	109	113	131			
105	97	145	110	114	132			
106	97	145	111	115	133			
107	97	145	112	116	133			
108	97	145	113	117	133			
109	97	145	114	118	133			
110	97	145	115	119	133			
111	97	145	116	120	133			
112	97	145	117	121	133			
113	97	145	118	122	133			
114	97	145	119	123				
115	97	145	120	124				
116	97	145	121	125				
117	97	145	121	126				
118	97	145	121	127				
119	97	145	121	128				
120	97	145	121	129				
121	97	145	121	130				
122	97		121	131				
123	97		121	132				
124	97		121	134				
125	97		121	136				
126	97		121	138				
127	97		121	140				
128	97		121	141				
129	97		121	142				
130	97		121	143				
131	97		121	144				
132	97		121	145				
133	97		121	146				
134	97		121					
135	97		121					
136	97		121					
137	97		121					
138	97		121					

139	97		121					
140	97		121					
141	97		121					
142	97		121					
143	97		121					
144	97		121					
145	97		121					
146			121					
147			121					
148			121					
149			121					
150			121					
151			121					
152			121					
153			121					
154			121					
155			121					
156			121					
157			121					

2 消防職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	9	21	5	5	13	1	1
2	9	22	6	5	13	2	2
3	9	23	7	5	14	3	3
4	10	24	8	5	15	4	4
5	11	25	9	6	16	5	5
6	12	26	10	7	17	6	6
7	13	27	11	8	18	7	7
8	14	28	12	9	19	8	8
9	15	29	13	10	20	9	9
10	16	30	14	11	21	10	10
11	17	31	15	12	22	11	11
12	18	32	16	13	23	12	12
13	19	33	17	14	24	13	13
14	20	34	18	15	25	14	14
15	21	35	19	16	26	15	15
16	22	36	20	17	27	16	16
17	23	37	21	18	28	17	18
18	24	38	22	19	29	18	20
19	25	39	23	20	30	19	22
20	26	40	24	21	31	20	24
21	27	41	25	22	32	21	26
22	28	42	26	23	33	22	28
23	29	43	27	24	34	23	30
24	30	44	28	25	35	24	32
25	31	45	29	26	36	25	35
26	32	46	30	27	37	26	38
27	34	47	31	28	38	27	41
28	36	48	32	29	39	28	44
29	38	49	33	30	40	29	47
30	40	50	34	31	41	30	50
31	41	51	35	32	42	31	53
32	42	52	36	33	43	32	56
33	43	53	37	34	44	33	58
34	44	54	38	35	45	34	60
35	46	55	39	36	46	35	62
36	48	56	40	37	47	36	64
37	50	58	41	38	48	37	67
38	52	60	42	39	49	38	69
39	54	62	43	40	50	39	69
40	56	64	44	41	51	40	69
41	58	66	45	42	52	41	69
42	60	68	46	43	53	42	69
43	62	70	47	44	54	43	69
44	64	72	48	45	55	44	69

45	66	74	49	46	56	45	69
46	68	76	50	47	57	46	69
47	71	78	51	48	58	47	69
48	74	80	52	49	59	48	69
49	77	83	53	50	60	49	69
50	80	86	54	51	61	50	69
51	84	89	55	52	62	51	69
52	88	92	56	53	63	52	69
53	92	95	57	54	64	53	69
54	96	98	58	55	67	54	
55	97	101	59	56	70	55	
56	97	104	60	57	73	56	
57	97	109	61	58	76	57	
58	97	119	62	59	78	58	
59	97	124	63	60	80	59	
60	97	129	64	61	82	60	
61	97	129	65	62	84	61	
62	97	129	66	63	86	62	
63	97	129	67	64	88	63	
64	97	129	68	65	90	64	
65	97	129	69	66	92	65	
66	97	129	70	67	93	66	
67	97	129	71	68	94	67	
68	97	129	72	69	95	68	
69	97	129	73	70	96	69	
70	97	129	74	71	97	70	
71	97	129	75	72	98	71	
72	97	129	76	74	99	72	
73	97	129	77	76	100	73	
74	97	129	78	78	101	74	
75	97	129	79	80	102	75	
76	97	129	80	81	103	76	
77	97	129	81	82	104	77	
78	97	129	82	83	105	78	
79	97	129	83	84	106	79	
80	97	129	84	85	107	80	
81	97	129	85	86	108	81	
82	97	129	86	87	109	82	
83	97	129	87	88	110	83	
84	97	129	88	89	111	84	
85	97	129	89	90	112	85	
86	97	129	90	91	113		
87	97	129	91	92	114		
88	97	129	92	93	115		
89	97	129	93	94	116		
90	97	129	94	95	117		
91	97	129	95	96	118		

92	97	129	96	97	119		
93	97	129	97	98	120		
94	97	129	98	99	121		
95	97	129	99	100	122		
96	97	129	101	101	123		
97	97	129	102	102	124		
98	97	129	103	103	125		
99	97	129	104	104	126		
100	97	129	105	106	127		
101	97	129	106	108	128		
102	97	129	107	110	129		
103	97	129	108	112	130		
104	97	129	109	113	131		
105	97	129	110	114	133		
106	97	129	111	115			
107	97	129	112	116			
108	97	129	113	117			
109	97	129	114	118			
110	97	129	115	119			
111	97	129	116	120			
112	97	129	117	121			
113	97	129	117	122			
114	97	129	117	123			
115	97	129	117	124			
116	97	129	117	125			
117	97	129	117	126			
118	97		117	127			
119	97		117	128			
120	97		117	129			
121	97		117	130			
122	97		117	131			
123	97		117	132			
124	97		117	134			
125	97		117	136			
126	97		117	138			
127	97		117	140			
128	97		117	141			
129	97		117	142			
130			117	143			
131			117	144			
132			117	145			
133			117	146			
134			117				
135			117				
136			117				
137			117				
138			117				

139			117				
140			117				
141			117				
142			117				
143			117				
144			117				
145			117				
146			117				
147			117				
148			117				
149			117				
150			117				
151			117				
152			117				
153			117				
154			117				
155			117				
156			117				
157			117				

3 教育職給料表(2)

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	5	41	41
2	6	41	42
3	7	41	43
4	8	42	44
5	9	43	45
6	10	44	46
7	11	45	47
8	12	46	48
9	13	47	49
10	14	48	50
11	15	49	51
12	16	50	52
13	17	51	53
14	18	52	54
15	19	53	55
16	20	54	56
17	21	55	57
18	22	56	58
19	23	57	59
20	24	58	60
21	25	59	61
22	26	60	62
23	27	61	63
24	28	62	64
25	29	63	66
26	30	64	68
27	31	65	70
28	32	66	72
29	33	67	73
30	34	68	74
31	35	69	75
32	36	70	76
33	37	71	77
34	38	72	78
35	39	73	79
36	40	74	80
37	41	75	82
38	42	76	84
39	43	77	86
40	44	78	88
41	45	79	89
42	46	80	90
43	47	81	91
44	48	82	92

45	49	83	94
46	50	84	96
47	51	85	98
48	52	86	100
49	54	87	101
50	56	88	102
51	58	89	103
52	60	90	104
53	61	91	106
54	62	92	108
55	63	93	110
56	64	94	112
57	66	95	114
58	68	96	116
59	70	97	117
60	72	98	117
61	74	99	117
62	76	100	117
63	78	101	117
64	80	102	117
65	82	103	117
66	84	104	117
67	86	105	117
68	88	106	117
69	89	107	117
70	90	108	117
71	91	109	117
72	92	110	117
73	95	111	117
74	98	112	117
75	101	113	117
76	104	114	117
77	110	115	117
78	116	116	
79	122	119	
80	128	122	
81	137	125	
82	137	128	
83	137	131	
84	137	134	
85	137	137	
86	137	140	
87	137	143	
88	137	146	
89	137	149	
90	137	152	
91	137	155	

92	137	158	
93	137	161	
94	137	164	
95	137	167	
96	137	170	
97	137	173	
98	137	176	
99	137	177	
100	137	177	
101	137	177	
102	137	177	
103	137	177	
104	137	177	
105	137	177	
106	137	177	
107	137	177	
108	137	177	
109	137	177	
110	137	177	
111	137	177	
112	137	177	
113	137	177	
114	137	177	
115	137	177	
116	137	177	
117	137	177	
118	137		
119	137		
120	137		
121	137		
122	137		
123	137		
124	137		
125	137		
126	137		
127	137		
128	137		
129	137		
130	137		
131	137		
132	137		
133	137		
134	137		
135	137		
136	137		
137	137		
138	137		

139	137		
140	137		
141	137		
142	137		
143	137		
144	137		
145	137		
146	137		
147	137		
148	137		
149	137		
150	137		
151	137		
152	137		
153	137		
154	137		
155	137		
156	137		
157	137		
158	137		
159	137		
160	137		
161	137		
162	137		
163	137		
164	137		
165	137		
166	137		
167	137		
168	137		
169	137		
170	137		
171	137		
172	137		
173	137		
174	137		
175	137		
176	137		
177	137		

4 教育職給料表(3)

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給	
	1 級	2 級
1	1	33
2	2	34
3	3	35
4	4	36
5	5	37
6	6	38
7	7	39
8	8	40
9	9	41
10	10	42
11	11	43
12	12	44
13	13	45
14	14	46
15	15	47
16	16	48
17	17	49
18	18	50
19	19	51
20	20	52
21	21	53
22	22	54
23	23	55
24	24	56
25	25	57
26	26	58
27	27	59
28	28	60
29	29	61
30	30	62
31	31	63
32	32	64
33	33	65
34	34	66
35	35	67
36	36	68
37	37	69
38	38	70
39	39	71
40	40	72
41	42	73
42	44	74
43	46	75
44	48	76

45	49	77
46	50	78
47	51	79
48	52	80
49	54	81
50	56	82
51	58	83
52	60	84
53	61	85
54	62	86
55	63	87
56	64	88
57	66	89
58	68	90
59	70	91
60	72	92
61	74	93
62	76	94
63	78	95
64	80	96
65	84	97
66	88	98
67	92	99
68	96	100
69	106	101
70	113	102
71	113	103
72	113	104
73	113	105
74	113	106
75	113	107
76	113	108
77	113	109
78	113	110
79	113	111
80	113	112
81	113	115
82	113	118
83	113	121
84	113	124
85	113	127
86	113	130
87	113	133
88	113	136
89	113	140
90	113	144
91	113	148

92	113	152
93	113	154
94	113	156
95	113	158
96	113	160
97	113	162
98	113	164
99	113	166
100	113	168
101	113	169
102	113	170
103	113	171
104	113	172
105	113	173
106	113	174
107	113	175
108	113	176
109	113	177
110	113	177
111	113	177
112	113	177
113	113	177
114	113	177
115	113	177
116	113	177
117	113	177
118	113	177
119	113	177
120	113	177
121	113	177
122	113	177
123	113	177
124	113	177
125	113	177
126	113	177
127	113	177
128	113	177
129	113	177
130	113	
131	113	
132	113	
133	113	
134	113	
135	113	
136	113	
137	113	
138	113	

139	113	
140	113	
141	113	
142	113	
143	113	
144	113	
145	113	
146	113	
147	113	
148	113	
149	113	
150	113	
151	113	
152	113	
153	113	
154	113	
155	113	
156	113	
157	113	
158	113	
159	113	
160	113	
161	113	
162	113	
163	113	
164	113	
165	113	
166	113	
167	113	
168	113	
169	113	
170	113	
171	113	
172	113	
173	113	
174	113	
175	113	
176	113	
177	113	

4の2 教育職給料表(4)

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特2 級	3 級
1	5	37	1	37
2	6	37	1	38
3	7	38	2	39
4	8	39	3	40
5	9	40	4	41
6	10	41	5	42
7	11	42	6	43
8	12	43	7	44
9	13	44	8	45
10	14	45	9	46
11	15	46	10	47
12	16	47	11	48
13	17	48	12	49
14	18	49	13	50
15	19	50	14	51
16	20	51	15	52
17	21	52	16	54
18	22	53	17	56
19	23	54	18	58
20	24	55	19	60
21	25	56	20	62
22	26	57	21	64
23	27	58	22	66
24	28	59	23	68
25	29	60	24	69
26	30	61	25	70
27	31	62	26	71
28	32	63	27	72
29	33	64	28	74
30	34	65	29	76
31	35	66	30	78
32	36	67	31	80
33	37	68	32	81
34	38	69	33	82
35	39	70	34	83
36	40	71	35	84
37	41	72	36	86
38	42	73	37	88
39	43	74	38	90
40	44	75	39	92
41	45	76	40	93
42	46	77	41	94
43	47	78	42	95
44	48	79	43	96

45	49	80	44	97
46	50	81	45	98
47	51	82	46	99
48	52	83	47	100
49	54	84	48	102
50	56	85	49	104
51	58	86	50	106
52	60	87	51	108
53	61	88	52	109
54	62	89	53	110
55	63	90	54	111
56	64	91	55	112
57	66	92	56	114
58	68	93	57	116
59	70	94	58	118
60	72	95	59	120
61	74	96	60	122
62	76	97	61	124
63	78	98	62	126
64	80	99	63	128
65	82	100	64	129
66	84	101	65	129
67	86	102	66	129
68	88	103	67	129
69	92	104	68	129
70	96	105	69	129
71	100	106	70	129
72	104	107	71	129
73	116	108	72	129
74	117	109	73	129
75	117	110	74	129
76	117	111	75	129
77	117	112	76	129
78	117	113	77	129
79	117	114	78	129
80	117	115	79	129
81	117	116	80	129
82	117	117	81	129
83	117	118	82	129
84	117	119	83	129
85	117	120	84	129
86	117	122	85	
87	117	124	86	
88	117	126	87	
89	117	128	88	
90	117	129	89	
91	117	130	90	

92	117	131	91	
93	117	132	92	
94	117	134	94	
95	117	136	96	
96	117	138	98	
97	117	140	100	
98	117	142	102	
99	117	144	104	
100	117	146	106	
101	117	148	108	
102	117	149	109	
103	117	150	110	
104	117	151	111	
105	117	152	112	
106	117	153	114	
107	117	154	116	
108	117	155	118	
109	117	156	120	
110	117	157	121	
111	117	158	122	
112	117	159	123	
113	117	160	124	
114	117	161	125	
115	117	162	126	
116	117	163	127	
117	117	164	128	
118	117	165	129	
119	117	166	129	
120	117	167	129	
121	117	168	129	
122	117	170	129	
123	117	172	129	
124	117	174	129	
125	117	176	129	
126	117	177	129	
127	117	177	129	
128	117	177	129	
129	117	177	129	
130	117			
131	117			
132	117			
133	117			
134	117			
135	117			
136	117			
137	117			
138	117			

139	117			
140	117			
141	117			
142	117			
143	117			
144	117			
145	117			
146	117			
147	117			
148	117			
149	117			
150	117			
151	117			
152	117			
153	117			
154	117			
155	117			
156	117			
157	117			
158	117			
159	117			
160	117			
161	117			
162	117			
163	117			
164	117			
165	117			
166	117			
167	117			
168	117			
169	117			
170	117			
171	117			
172	117			
173	117			
174	117			
175	117			
176	117			
177	117			

5 研究職給料表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	25	21	1	1	29
2	1	26	21	2	2	30
3	1	27	21	3	3	31
4	1	28	22	4	4	32
5	1	29	23	5	5	33
6	1	30	24	6	6	34
7	2	31	25	7	7	35
8	3	32	26	8	8	36
9	4	33	27	9	9	37
10	5	34	28	10	10	38
11	6	35	29	11	11	39
12	7	36	30	12	12	40
13	8	37	31	13	13	41
14	9	38	32	14	14	42
15	10	39	33	15	15	43
16	11	40	34	16	16	44
17	12	41	35	17	17	45
18	13	42	36	18	18	46
19	14	43	37	19	19	47
20	15	44	38	20	20	48
21	16	45	39	21	21	50
22	17	46	40	22	22	52
23	18	47	41	23	23	54
24	19	48	42	24	24	56
25	20	49	43	25	25	58
26	21	50	44	26	26	60
27	22	51	45	27	27	62
28	23	52	46	28	28	64
29	24	54	47	29	29	66
30	25	56	48	30	30	68
31	26	58	49	31	31	70
32	27	60	50	32	32	72
33	28	61	51	33	33	76
34	29	62	52	34	34	80
35	30	63	53	35	35	84
36	31	64	54	36	36	85
37	32	66	55	37	37	85
38	33	68	56	38	38	85
39	34	70	57	39	39	85
40	35	72	58	40	40	85
41	36	73	59	41	42	85
42	38	74	60	42	44	85
43	40	75	61	43	46	85
44	42	76	62	44	48	85

45	44	78	63	45	50	85
46	45	80	64	46	52	85
47	46	82	65	47	54	85
48	47	84	66	48	56	85
49	48	85	67	49	59	85
50	50	86	68	50	62	85
51	52	87	69	51	65	85
52	54	88	70	52	68	85
53	56	91	71	53	71	85
54	57	97	72	54	74	
55	58	100	73	55	77	
56	59	104	74	56	80	
57	60	108	75	57	83	
58	62	109	76	58	86	
59	64	109	77	59	89	
60	66	109	78	60	92	
61	68	109	79	62	95	
62	69	109	81	64	98	
63	70	109	82	66	101	
64	71	109	83	68	104	
65	72	109	84	69	105	
66	75	109	85	70	105	
67	78	109	86	71	105	
68	81	109	87	72	105	
69	84	109	88	73	105	
70	89	109	89	74	105	
71	89	109	90	75	105	
72	89	109	91	76	105	
73	89	109	92	77	105	
74	89	109	94	78	105	
75	89	109	96	79	105	
76	89	109	97	80	105	
77	89	109	97	81	105	
78	89	109	97	82	105	
79	89	109	97	83	105	
80	89	109	97	84	105	
81	89	109	97	85	105	
82	89	109	97	86	105	
83	89	109	97	87	105	
84	89	109	97	88	105	
85	89	109	97	89	105	
86	89	109	97	90		
87	89	109	97	91		
88	89	109	97	92		
89	89	109	97	93		
90	89	109	97	94		
91	89	109	97	95		

92	89	109	97	96		
93	89	109	97	97		
94	89	109	97	98		
95	89	109	97	99		
96	89	109	97	100		
97	89	109	97	102		
98	89		97	104		
99	89		97	106		
100	89		97	108		
101	89		97	109		
102	89		97	110		
103	89		97	111		
104	89		97	112		
105	89		97	113		
106	89		97			
107	89		97			
108	89		97			
109	89		97			
110			97			
111			97			
112			97			
113			97			
114			97			
115			97			
116			97			
117			97			
118			97			
119			97			
120			97			
121			97			
122			97			
123			97			
124			97			
125			97			
126			97			
127			97			
128			97			
129			97			
130			97			
131			97			
132			97			
133			97			
134			97			
135			97			
136			97			
137			97			

7 医療職給料表(2)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	9	29	13	5	5	1
2	9	30	14	5	5	2
3	9	31	15	5	6	3
4	10	32	16	5	7	4
5	11	33	17	6	8	5
6	12	34	18	7	9	6
7	13	35	19	8	10	7
8	14	36	20	9	11	8
9	15	37	21	10	12	9
10	16	38	22	11	13	10
11	17	39	23	12	14	11
12	18	40	24	13	15	12
13	19	41	25	14	16	13
14	20	42	26	15	17	14
15	21	43	27	16	18	15
16	22	44	28	17	19	16
17	23	45	29	18	20	17
18	24	46	30	19	21	18
19	25	47	31	20	22	19
20	26	48	32	21	23	20
21	27	49	33	22	24	21
22	28	50	34	23	25	22
23	29	51	35	24	26	23
24	30	52	36	25	27	24
25	31	53	37	26	28	25
26	32	54	38	27	29	26
27	33	55	39	28	30	27
28	34	56	40	29	31	28
29	35	57	41	30	32	29
30	36	58	42	31	33	30
31	37	59	43	32	34	31
32	38	60	44	33	35	32
33	39	61	45	34	36	33
34	40	62	46	35	37	34
35	41	63	47	36	38	35
36	42	64	48	37	39	36
37	43	66	49	38	40	38
38	44	68	50	39	41	40
39	45	70	51	40	42	42
40	46	72	52	41	43	44
41	47	74	53	42	44	46
42	48	76	54	43	45	48
43	50	78	55	44	46	50
44	52	80	56	45	47	52

45	54	82	57	46	48	54
46	56	84	58	47	49	56
47	58	86	59	48	50	58
48	60	88	60	49	51	60
49	62	91	61	50	52	61
50	64	94	62	51	53	62
51	66	97	63	52	54	63
52	68	100	64	53	55	64
53	70	103	65	54	56	66
54	72	106	66	55	58	68
55	74	109	67	56	60	70
56	76	112	68	57	62	72
57	78	117	69	58	64	73
58	80	127	70	59	66	74
59	83	132	71	60	68	75
60	86	137	72	61	70	76
61	89	137	73	62	72	77
62	92	137	74	63	73	78
63	96	137	75	64	74	79
64	97	137	76	66	75	80
65	97	137	77	68	76	82
66	97	137	78	70	77	84
67	97	137	79	72	78	86
68	97	137	80	73	79	88
69	97	137	81	74	80	89
70	97	137	82	75	81	89
71	97	137	83	76	82	89
72	97	137	84	77	83	89
73	97	137	85	78	84	89
74	97	137	86	79	85	89
75	97	137	87	80	86	89
76	97	137	88	81	87	89
77	97	137	89	82	88	89
78	97	137	90	83	89	89
79	97	137	91	84	90	89
80	97	137	92	86	91	89
81	97	137	93	88	92	89
82	97	137	94	90	93	89
83	97	137	95	92	94	89
84	97	137	96	93	95	89
85	97	137	98	94	96	89
86	97	137	102	95	97	
87	97	137	104	96	98	
88	97	137	105	97	99	
89	97	137	106	98	100	
90	97	137	107	99	101	
91	97	137	108	100	102	

92	97	137	109	101	103	
93	97	137	110	102	104	
94	97	137	111	103	105	
95	97	137	112	104	106	
96	97	137	114	105	107	
97	97	137	116	106	108	
98	97	137	117	107	109	
99	97	137	117	108	110	
100	97	137	117	109	111	
101	97	137	117	110	112	
102	97	137	117	111	113	
103	97	137	117	112	114	
104	97	137	117	113	115	
105	97	137	117	114	116	
106	97	137	117	115	117	
107	97	137	117	116	117	
108	97	137	117	117	117	
109	97	137	117	118	117	
110	97	137	117	119	117	
111	97	137	117	120	117	
112	97	137	117	121	117	
113	97	137	117	122	117	
114	97	137	117	123		
115	97	137	117	124		
116	97	137	117	125		
117	97	137	117	126		
118	97		117			
119	97		117			
120	97		117			
121	97		117			
122	97		117			
123	97		117			
124	97		117			
125	97		117			
126	97		117			
127	97		117			
128	97		117			
129	97		117			
130	97		117			
131	97		117			
132	97		117			
133	97		117			
134	97		117			
135	97		117			
136	97		117			
137	97		117			
138			117			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			

8 医療職給料表(3)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	5	29	5	5	13	1
2	5	30	6	5	13	2
3	5	31	7	5	14	3
4	6	32	8	5	15	4
5	7	33	9	6	16	5
6	8	34	10	7	17	6
7	9	35	11	8	18	7
8	10	36	12	9	19	8
9	11	37	13	10	20	9
10	12	38	14	11	21	10
11	13	39	15	12	22	11
12	14	40	16	13	23	12
13	15	41	17	14	24	13
14	16	42	18	15	25	14
15	17	43	19	16	26	15
16	18	44	20	17	27	16
17	19	45	21	18	28	17
18	20	46	22	19	29	18
19	21	47	23	20	30	19
20	22	48	24	21	31	20
21	23	49	25	22	32	21
22	24	50	26	23	33	22
23	25	51	27	24	34	23
24	26	52	28	25	35	24
25	27	53	29	26	36	25
26	28	54	30	27	37	26
27	29	55	31	28	38	27
28	30	56	32	29	39	28
29	31	57	33	30	40	29
30	32	58	34	31	41	30
31	33	59	35	32	42	31
32	34	60	36	33	43	32
33	35	61	37	34	44	33
34	36	62	38	35	45	34
35	38	63	39	36	46	35
36	40	64	40	37	47	36
37	42	66	41	38	48	37
38	44	68	42	39	49	38
39	45	70	43	40	50	39
40	46	72	44	41	51	40
41	47	74	45	42	52	41
42	48	76	46	43	53	42
43	50	78	47	44	54	43
44	52	80	48	45	55	44

45	54	82	49	46	56	45
46	56	84	50	47	57	46
47	58	86	51	48	58	47
48	60	88	52	49	59	48
49	62	91	53	50	60	49
50	64	94	54	51	61	50
51	66	97	55	52	62	51
52	68	100	56	53	63	52
53	70	103	57	54	64	53
54	72	106	58	55	67	54
55	75	109	59	56	70	55
56	78	112	60	57	73	56
57	81	117	61	58	76	57
58	84	127	62	59	78	58
59	88	132	63	60	80	59
60	89	137	64	61	82	60
61	89	137	65	62	84	61
62	89	137	66	63	86	62
63	89	137	67	64	88	63
64	89	137	68	65	90	64
65	89	137	69	66	92	65
66	89	137	70	67	93	66
67	89	137	71	68	94	67
68	89	137	72	69	95	68
69	89	137	73	70	96	69
70	89	137	74	71	97	70
71	89	137	75	72	98	71
72	89	137	76	74	99	72
73	89	137	77	76	100	73
74	89	137	78	78	101	74
75	89	137	79	80	102	75
76	89	137	80	81	103	76
77	89	137	81	82	104	77
78	89	137	82	83	105	
79	89	137	83	84	106	
80	89	137	84	85	107	
81	89	137	85	86	108	
82	89	137	86	87	109	
83	89	137	87	88	110	
84	89	137	88	89	111	
85	89	137	89	90	112	
86	89	137	90	91	113	
87	89	137	91	92	114	
88	89	137	92	93	115	
89	89	137	93	94	116	
90	89	137	94	95	117	
91	89	137	95	96	118	

92	89	137	96	97	119	
93	89	137	97	98	120	
94	89	137	98	99	121	
95	89	137	99	100	122	
96	89	137	101	101	123	
97	89	137	102	102	124	
98	89	137	103	103	125	
99	89	137	104	104	125	
100	89	137	105	106	125	
101	89	137	106	108	125	
102	89	137	107	110	125	
103	89	137	108	112	125	
104	89	137	109	113	125	
105	89	137	110	114	125	
106	89	137	111	115	125	
107	89	137	112	116	125	
108	89	137	113	117	125	
109	89	137	114	118	125	
110	89	137	115	119	125	
111	89	137	116	120	125	
112	89	137	117	121	125	
113	89	137	117	122	125	
114	89	137	117	123		
115	89	137	117	124		
116	89	137	117	125		
117	89	137	117	126		
118	89		117	127		
119	89		117	128		
120	89		117	129		
121	89		117	130		
122	89		117	131		
123	89		117	132		
124	89		117	134		
125	89		117	135		
126	89		117			
127	89		117			
128	89		117			
129	89		117			
130	89		117			
131	89		117			
132	89		117			
133	89		117			
134	89		117			
135	89		117			
136	89		117			
137	89		117			
138			117			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			
146			117			
147			117			
148			117			
149			117			
150			117			
151			117			
152			117			
153			117			
154			117			
155			117			
156			117			
157			117			

別表第 7 昇給号給数表備考を同表備考第 1 項とし、同表備考に次の 1 項を加える。

- 2 条例第 8 条の 2 に規定する管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定めるものに対するこの表の適用については、同表特に良好の欄中「5」とあるのは「6」と、「3」とあるのは「4」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和 34 年名古屋市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	137,100 円	29 歳	184,200 円
17	139,000	30	189,800
18	141,900	31	195,000
19	143,800	32	200,500
20	147,900	33	200,500
21	150,300	34	200,500
22	153,900	35	200,500
23	157,500	36	200,500
24	161,900	37	202,500
25	166,300	38	203,600
26	172,700	39	206,600
27	177,900	40歳以上	210,000
28	181,200		

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 条例附則第13項において準用する条例第 6 条第12項に規定する「別に定める号給」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める号給とする。

- (1) 条例附則第14項第 1 号に掲げる者 37号給
- (2) 条例附則第14項第 2 号に掲げる者 1 号給

第23条中「条例附則第18項」を「条例附則第13項において準用する条例附則第18項」に改める。

別表第 2 初任給表初任給の欄中「159,100円」を「160,500円」に、「

144,600 円」を「145,900円」に、「149,000円」を「150,300円」に、「140,600 円」を「141,900円」に、「136,800円」を「138,100円」に改める。

別表第3 昇格時号給対応表及び別表第3 の2 降格時号給対応表を次のように改める。

別表第3

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	2	1	1
2	2	1	1
3	2	1	1
4	2	1	1
5	2	1	1
6	2	1	1
7	2	1	1
8	2	1	1
9	2	1	1
10	2	1	2
11	2	1	3
12	2	1	4
13	2	1	5
14	2	1	6
15	2	1	7
16	2	1	8
17	2	1	9
18	3	1	10
19	4	1	11
20	5	1	12
21	6	1	13
22	7	1	14
23	8	1	15
24	9	1	16
25	10	1	17
26	11	1	18
27	12	1	19
28	13	1	20
29	14	1	21
30	15	1	22
31	16	1	23
32	17	1	24
33	18	1	25
34	19	2	26
35	20	3	27
36	21	4	28
37	22	5	29
38	23	6	30
39	24	7	31
40	25	8	32
41	26	9	33
42	27	10	34
43	28	11	35
44	29	12	36

45	30	13	37
46	31	14	38
47	32	15	39
48	33	16	40
49	34	17	41
50	35	17	42
51	36	18	43
52	37	18	44
53	38	19	45
54	39	19	46
55	40	20	47
56	41	20	48
57	42	21	49
58	43	22	50
59	44	23	51
60	45	24	52
61	46	25	53
62	47	26	54
63	48	27	55
64	49	28	56
65	50	29	57
66	51	30	58
67	52	31	59
68	53	32	60
69	54	33	61
70	55	34	62
71	56	35	63
72	57	36	64
73	58	37	65
74	59	38	66
75	60	39	67
76	61	40	68
77	62	41	69
78	62	41	70
79	63	42	71
80	63	42	72
81	64	43	73
82	64	43	74
83	65	44	75
84	65	44	76
85	66	45	77
86	66	46	78
87	67	47	79
88	67	48	80
89	68	49	81
90	68	50	81
91	69	51	82

92	69	52	82
93	70	53	83
94	70	53	83
95	71	54	84
96	71	54	84
97	72	55	85
98	72	55	86
99	73	56	87
100	73	56	88
101	74	57	89
102	74	57	89
103	74	57	90
104	75	57	90
105	75	58	91
106	75	58	91
107	76	58	92
108	76	58	92
109	76	59	93
110	77	59	93
111	77	59	94
112	77	59	94
113	78	60	95
114	78	60	95
115	79	60	96
116	79	60	96
117	80	61	97
118	80	61	97
119	81	61	98
120	81	62	98
121	82	62	99
122		62	99
123		63	100
124		63	100
125		63	101
126		64	102
127		64	103
128		64	104
129		65	105
130		65	105
131		65	106
132		65	106
133		66	107
134		66	
135		66	
136		66	
137		67	
138		67	

139		67	
140		67	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		68	
146		68	
147		68	
148		68	
149		69	
150		69	
151		69	
152		69	
153		70	
154		70	
155		70	
156		70	
157		71	
158		71	
159		71	
160		71	
161		72	

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	17	33	9
2	17	34	10
3	18	35	11
4	19	36	12
5	20	37	13
6	21	38	14
7	22	39	15
8	23	40	16
9	24	41	17
10	25	42	18
11	26	43	19
12	27	44	20
13	28	45	21
14	29	46	22
15	30	47	23
16	31	48	24
17	32	50	25
18	33	52	26
19	34	54	27
20	35	56	28
21	36	57	29
22	37	58	30
23	38	59	31
24	39	60	32
25	40	61	33
26	41	62	34
27	42	63	35
28	43	64	36
29	44	65	37
30	45	66	38
31	46	67	39
32	47	68	40
33	48	69	41
34	49	70	42
35	50	71	43
36	51	72	44
37	52	73	45
38	53	74	46
39	54	75	47
40	55	76	48
41	56	78	49
42	57	80	50
43	58	82	51
44	59	84	52

45	60	85	53
46	61	86	54
47	62	87	55
48	63	88	56
49	64	89	57
50	65	90	58
51	66	91	59
52	67	92	60
53	68	94	61
54	69	96	62
55	70	98	63
56	71	100	64
57	72	104	65
58	73	108	66
59	74	112	67
60	75	116	68
61	76	119	69
62	78	122	70
63	80	125	71
64	82	128	72
65	84	132	73
66	86	136	74
67	88	140	75
68	90	148	76
69	92	152	77
70	94	156	78
71	96	160	79
72	98	161	80
73	100	161	81
74	103	161	82
75	106	161	83
76	109	161	84
77	112	161	85
78	114	161	86
79	116	161	87
80	118	161	88
81	120	161	90
82	121	161	92
83	121	161	94
84	121	161	96
85	121	161	97
86	121	161	98
87	121	161	99
88	121	161	100
89	121	161	102
90	121	161	104
91	121	161	106

92	121	161	108
93	121	161	110
94	121	161	112
95	121	161	114
96	121	161	116
97	121	161	118
98	121	161	120
99	121	161	122
100	121	161	124
101	121	161	125
102	121	161	126
103	121	161	127
104	121	161	128
105	121	161	130
106	121	161	132
107	121	161	133
108	121	161	133
109	121	161	133
110	121	161	133
111	121	161	133
112	121	161	133
113	121	161	133
114	121	161	133
115	121	161	133
116	121	161	133
117	121	161	133
118	121	161	133
119	121	161	133
120	121	161	133
121	121	161	133
122	121	161	
123	121	161	
124	121	161	
125	121	161	
126	121	161	
127	121	161	
128	121	161	
129	121	161	
130	121	161	
131	121	161	
132	121	161	
133	121	161	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		
138	121		

139	121		
140	121		
141	121		
142	121		
143	121		
144	121		
145	121		
146	121		
147	121		
148	121		
149	121		
150	121		
151	121		
152	121		
153	121		
154	121		
155	121		
156	121		
157	121		
158	121		
159	121		
160	121		
161	121		

別表第 4 昇給号給数表備考中「条例第 6 条第 6 項」を「条例附則第13項において準用する条例第 6 条第 6 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を次のように改める。

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	3
2	2	1	1	3
3	2	1	1	3
4	2	1	1	3
5	2	1	1	3
6	2	1	2	4
7	2	1	3	5
8	2	1	4	6
9	2	1	5	7
10	2	1	6	8
11	2	1	7	9
12	2	1	8	10
13	2	1	9	11
14	2	1	10	12
15	2	1	11	13
16	2	1	12	14
17	2	1	13	15
18	3	1	14	16
19	4	1	15	17
20	5	1	16	18
21	6	1	17	19
22	7	1	18	20
23	8	1	19	21
24	9	1	20	22
25	10	1	21	23
26	11	1	22	24
27	12	1	23	25
28	13	1	24	26
29	14	1	25	27
30	15	1	26	28
31	16	1	27	29
32	17	1	28	30
33	18	1	29	31
34	19	1	30	32
35	20	1	31	33
36	21	1	32	34
37	22	1	33	35
38	23	2	34	36
39	24	3	35	37
40	25	4	36	38
41	26	5	37	39
42	27	6	38	40
43	28	7	39	41
44	29	8	40	42

45	30	9	41	43
46	31	10	42	44
47	32	11	43	45
48	33	12	44	46
49	34	13	45	47
50	35	14	46	48
51	36	15	47	49
52	37	16	48	50
53	38	17	49	51
54	39	18	50	52
55	40	19	51	53
56	41	20	52	54
57	42	21	53	55
58	42	22	54	56
59	43	23	55	57
60	43	24	56	58
61	44	25	57	59
62	44	26	58	60
63	45	27	59	61
64	45	28	60	62
65	46	29	61	63
66	47	30	62	64
67	48	31	63	65
68	49	32	64	66
69	50	33	65	67
70	50	34	66	68
71	51	35	67	69
72	51	36	68	70
73	52	37	69	71
74	52	37	70	71
75	53	38	71	72
76	53	38	72	72
77	54	39	73	73
78	54	39	74	73
79	55	40	75	74
80	55	40	76	74
81	56	41	77	75
82	56	41	78	76
83	57	42	79	77
84	57	42	80	78
85	58	43	81	79
86	58	43	82	80
87	59	44	83	81
88	59	44	84	82
89	60	45	85	83
90	60	45	86	84
91	61	46	87	85

92	61	46	88	86
93	62	47	89	87
94	62	47	90	88
95	62	48	91	89
96	63	48	92	90
97	63	49	93	91
98	63	49	94	92
99	64	49	95	93
100	64	50	96	94
101	64	50	96	95
102	65	50	97	96
103	65	51	98	97
104	65	51	99	98
105	66	51	100	99
106	66	52	101	99
107	66	52	102	100
108	66	52	103	100
109	67	53	104	101
110		53	105	101
111		53	106	102
112		54	107	102
113		54	108	103
114		54	109	104
115		55	110	105
116		55	111	106
117		55	112	107
118		56		108
119		56		109
120		56		110
121		57		111
122		57		112
123		57		113
124		57		114
125		57		115
126		58		116
127		58		117
128		58		118
129		58		119
130		58		120
131		58		121
132		58		122
133		58		123
134		58		123
135		58		124
136		59		124
137		59		125
138		59		125

139		59		125
140		59		125
141		60		125
142		60		125
143		60		125
144		60		125
145		60		125
146				125
147				125
148				125
149				125
150				125
151				125
152				125
153				125
154				125
155				125
156				125
157				125

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	37	5	5
2	17	38	6	5
3	18	39	7	5
4	19	40	8	6
5	20	41	9	7
6	21	42	10	8
7	22	43	11	9
8	23	44	12	10
9	24	45	13	11
10	25	46	14	12
11	26	47	15	13
12	27	48	16	14
13	28	49	17	15
14	29	50	18	16
15	30	51	19	17
16	31	52	20	18
17	32	53	21	19
18	33	54	22	20
19	34	55	23	21
20	35	56	24	22
21	36	57	25	23
22	37	58	26	24
23	38	59	27	25
24	39	60	28	26
25	40	61	29	27
26	41	62	30	28
27	42	63	31	29
28	43	64	32	30
29	44	65	33	31
30	45	66	34	32
31	46	67	35	33
32	47	68	36	34
33	48	69	37	35
34	49	70	38	36
35	50	71	39	37
36	51	72	40	38
37	52	74	41	39
38	53	76	42	40
39	54	78	43	41
40	55	80	44	42
41	56	82	45	43
42	58	84	46	44
43	60	86	47	45
44	62	88	48	46

45	64	90	49	47
46	65	92	50	48
47	66	94	51	49
48	67	96	52	50
49	68	99	53	51
50	70	102	54	52
51	72	105	55	53
52	74	108	56	54
53	76	111	57	55
54	78	114	58	56
55	80	117	59	57
56	82	120	60	58
57	84	125	61	59
58	86	135	62	60
59	88	140	63	61
60	90	145	64	62
61	92	145	65	63
62	95	145	66	64
63	98	145	67	65
64	101	145	68	66
65	104	145	69	67
66	108	145	70	68
67	109	145	71	69
68	109	145	72	70
69	109	145	73	71
70	109	145	74	72
71	109	145	75	74
72	109	145	76	76
73	109	145	77	78
74	109	145	78	80
75	109	145	79	81
76	109	145	80	82
77	109	145	81	83
78	109	145	82	84
79	109	145	83	85
80	109	145	84	86
81	109	145	85	87
82	109	145	86	88
83	109	145	87	89
84	109	145	88	90
85	109	145	89	91
86	109	145	90	92
87	109	145	91	93
88	109	145	92	94
89	109	145	93	95
90	109	145	94	96
91	109	145	95	97

92	109	145	96	98
93	109	145	97	99
94	109	145	98	100
95	109	145	99	101
96	109	145	101	102
97	109	145	102	103
98	109	145	103	104
99	109	145	104	106
100	109	145	105	108
101	109	145	106	110
102	109	145	107	112
103	109	145	108	113
104	109	145	109	114
105	109	145	110	115
106	109	145	111	116
107	109	145	112	117
108	109	145	113	118
109	109	145	114	119
110	109	145	115	120
111	109	145	116	121
112	109	145	117	122
113	109	145	117	123
114	109	145	117	124
115	109	145	117	125
116	109	145	117	126
117	109	145	117	127
118	109		117	128
119	109		117	129
120	109		117	130
121	109		117	131
122	109		117	132
123	109		117	134
124	109		117	136
125	109		117	137
126	109		117	
127	109		117	
128	109		117	
129	109		117	
130	109		117	
131	109		117	
132	109		117	
133	109		117	
134	109		117	
135	109		117	
136	109		117	
137	109		117	
138	109		117	

139	109		117	
140	109		117	
141	109		117	
142	109		117	
143	109		117	
144	109		117	
145	109		117	
146			117	
147			117	
148			117	
149			117	
150			117	
151			117	
152			117	
153			117	
154			117	
155			117	
156			117	
157			117	

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1号中「、交通局及び病院局」を「及び交通局」に、「、交通局の」を「並びに交通局の」に改め、「並びに病院局の東部医療センター病院、西部医療センター及び西部医療センター病院の長並びに西部医療センター技監」を削る。

第2号及び第3号中「、交通局及び病院局」を「及び交通局」に改める。

第4号中「上下水道局の」の次に「営業センター、」を加える。

第6号を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、病院局」を削る。

第 6 条中第 9 項を第10項とし、同条第 8 項中「前項本文」を「第 7 項本文」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 制式の変更その他の事由がある場合には、前項に規定する貸与期日以外の貸与期日に新品の被服を貸与することができる。

第 8 条第 3 項及び第 8 条の 2 中「第 9 項」を「第10項」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 6 条第 9 項」を「第 6 条第10項」に改める。

別表 2 乙類環境局の項中

作業服（上）	2 年	を
作業服（下）（2 着）	1 年	
シャツ（夏）	2 年	
シャツ（盛夏）	2 年	
シャツ（冬）（2 着）	4 年	
ゴム引手袋（2 双）	1 年	
長靴	3 年	
靴	1 年	

作業服（上・冬）	3 年	に改め、同類健康福祉局の項中
作業服（下）（2 着）	1 年	
シャツ（夏）	2 年	
シャツ（盛夏）	2 年	
シャツ（冬）（2 着）	4 年	
ゴム引手袋（2 双）	1 年	
長靴	3 年	
靴	1 年	

○エプロン又は予防衣	2 年	を削り、

○看護衣（上・半袖）	2 年	を
○看護衣（上・長袖）	2 年	
○看護衣（半袖）	2 年	
○看護衣（長袖）	2 年	

「

○看護衣（上・半袖）	1 年	に、

」

「

ズボン	1 年	を
○白衣（夏）	2 年	
○白衣（冬）	1 年	
○看護衣（上・長袖）	2 年	

」

「

○看護衣（上・半袖）	2 年	に改める。

」

別表 3 丙類環境局の項中

技士（南リサイクルプラザにおける業務を行う者に限る。）	○帽子	3 年	を
	○作業服（上）	3 年	
	○作業服（下）	2 年	
	○シャツ（夏）	2 年	
	○シャツ（冬）	3 年	
	○防水衣	3 年	
	○ゴム引手袋（8 双）	1 年	
	○長靴	3 年	
技士（第二処分場におけるごみの埋立業務を行う者に限る。）	○安全靴	2 年	
	○帽子	3 年	を
	○作業服（上）	3 年	
	○作業服（下）（2 着）	1 年	
	○シャツ（夏）（3 着）	3 年	
	○シャツ（冬）	3 年	
	○ゴム引手袋（8 双）	1 年	
	○長靴	1 年	

	○安全靴	3 年
業務士	作業服（上・夏）	2 年
	作業服（上・冬）	2 年
	○作業服（下・夏）	2 年
	○作業服（下・冬）	2 年

」

「

業務士	作業服（上・夏）	2 年
	作業服（上・冬）	2 年
	○作業服（下・夏）	2 年
	○作業服（下・冬）	2 年

に、

」

「

○作業服（上）	2 年
○作業服（下）（2 着）	1 年
○シャツ（夏）	2 年
○シャツ（盛夏）（2 着）	2 年
○シャツ（冬）（2 着）	4 年
○防水衣	2 年

を

」

「

○作業服（上・冬）	3 年
○作業服（下）（2 着）	1 年
○シャツ（夏）	2 年
○シャツ（盛夏）（2 着）	2 年
○シャツ（冬）（2 着）	4 年
○防水衣	2 年

に、

」

○作業服（上）	2 年	を
○作業服（下）（2 着）	1 年	
○シャツ（夏）	2 年	
○シャツ（盛夏）（2 着）	2 年	
○防水衣	2 年	

○作業服（上・冬）	3 年	に、「並びに富田工場及び大江破碎
○作業服（下）（2 着）	1 年	
○シャツ（夏）	2 年	
○シャツ（盛夏）（2 着）	2 年	
○防水衣	2 年	

工場」を「及び富田工場」に改め、「、大江破碎工場」を削り、同類教育委員

会事務局の項中	シャツ（盛夏）	2 年	を

シャツ（盛夏）	2 年	に改める。
長靴	3 年	

別表備考中第 4 項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

「法 制 課」 「行 政 部」
第 1 条第 1 項中 行政改革推進部 を 行政改革推進室 に、
行政改革推進室」 法 制 課 」
「統 計 課」 「空 港 対 策 室」
「統 計 課」を「統 計 課」に、「空 港 対 策 室」を 市立大学部 に、
大学政策室」 市立大学室」
「工 事 契 約 課」を「契 約 課」に、「健康増進課」を「健康増進課」に
医療連携推進室」
改める。

第 2 条防災危機管理局危機管理企画室の項第 6 号中「国土強じん化地域計画」を「国土強靱化地域計画」に改め、同室の項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を

第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関する事（危機対策室の主管に属するものを除く。）。

第 2 条総務局法制課の項を削り、同局の項中「行政改革推進部」を「行政部」に改め、同局行政部行政改革推進室の項第 7 号中「部内他課」を「部内他課公所」に改め、同室の項の次に次のように加える。

法 制 課

- (1) 文書の収受及び発送並びに行政文書の保存に関する事。
- (2) 文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関する事。
- (3) 公印に関する事。
- (4) 公告式、庁中令達及び市公報に関する事。
- (5) 法制度の調査研究に関する事。
- (6) 法規文書の審査に関する事。
- (7) 訴訟、調停等の総括に関する事。
- (8) 行政不服審査会に関する事。
- (9) 不服申立てに関する事務の調整に関する事。
- (10) 行政手続に関する事務の調整に関する事。
- (11) 職員の損害賠償責任に関する事。
- (12) 市政資料館に関する事。

第 2 条総務局企画部大学政策室の項を削り、同局総合調整部総合調整室の項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 公民連携推進に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 大学等と連携した政策の推進に関する事。

第 2 条総務局の項に次のように加える。

市立大学部

市立大学室

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関する事。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関する事。

第 2 条財政局財政部資金課の項に次の 1 号を加える。

- (7) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関する事。

第2条財政局契約部契約監理課の項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 入札監視等委員会に関すること。

(5) 競争入札参加資格に関すること。

第2条財政局契約部契約監理課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同部の項中「工事契約課」を「契約課」に改め、同部契約課の項第2号中「委託等」を「委託」に改め、「（契約監理課の主管に属するものを除く。）」を削り、同課の項に次の1号を加える。

(3) 物品の契約に関すること。

第2条スポーツ市民局地域振興部区政課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同局スポーツ推進部スポーツ施設室の項中第4号を削り、同部スポーツ戦略室の項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) スポーツコミッションに係る企画、調整等に関すること。

(4) スポーツプロモーションの推進に関すること。

第2条経済局産業労働部産業企画課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関すること。

第2条経済局商業・流通部地域商業課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項中第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。

(5) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部介護保険課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 介護支援専門員の指導監督に関すること。

第2条健康福祉局生活福祉部保護課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同局健康部保健医療課の項第1号中「関すること」の次に「（医療連携推進室の主管に属するものを除く。）」を加え、同部健康増進課の項の次に次のように加える。

医療連携推進室

(1) 医療連携の推進に関すること。

(2) 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。

(3) 緑市民病院に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局健康部環境薬務課の項第4号中「及び生活衛生センター」を削り、同局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室の項を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症対策室

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関すること。

(2) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。

(3) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。

(4) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

(5) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

第2条子ども青少年局保育部保育企画室の項第4号中「関すること」の次に「（放課後事業推進室の主管に属するものを除く。）」を加え、同局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同部放課後事業推進室の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 放課後事業に係る待機児童対策に関すること。

第2条住宅都市局企画経理課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。

第2条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条緑政土木局総務課の項第5号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局企画経理課の項第6号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改める。

第5条第2項の表総務局の項中「大学病院化推進監」を「市立大学監」に改

め、同表健康福祉局の項中「医監」の次に「、医療政策監」を加える。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 市立大学監は、上司の命を受けて公立大学法人名古屋市立大学に係る重要事項の企画及び調整を行い、総務局市立大学部所属職員（参事（市立大学病院）を含む。）を指揮監督する。

第6条第8項中「参事（生活衛生）」を「参事（医療連携推進）、参事（生活衛生）、参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）及び参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）」に改め、同条中第14項を第15項とし、第9項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 医療政策監は、上司の命を受けて医療政策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の職員を指揮監督する。

第8条第1項の表総務局大学病院化の推進に係る調整の項を次のように改める。

市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1

第8条第1項の表環境局新工場建設に係る総合調整の項を次のように改める。

北名古屋工場 に係る総合調整	1 北名古屋工場に係る関係地方公共団体等との総合調整に関すること。	1

第8条第1項の表健康福祉局の項中

「

生活衛生	1 斎場の整備に関すること。 2 局長の指定する環境衛生、薬務、食品表示及び獣医務に関すること。	1

を

」

「

医療連携推進	1 医療連携の推進に関する事 2 医療関係施設に係る特命事項の処理に関する事 3 緑市民病院に係る調整に関する事 4 前3号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事	1
生活衛生	1 斎場の整備に関する事 2 局長の指定する環境衛生、薬務、食品表示及び獣医務に関する事	1

に改め、同表

」

緑政土木局地域企画の項第2号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改める。

第9条第1項の表防災危機管理局防災に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

地域強靱化 に係る人材 育成等	1 地域強靱化に係る人材育成の推進に関する事（危機対策室の主管に属するものを除く。） 2 被災者支援に係る企画及び調整に関する事 3 局長の指定する危機管理に係る企画及び総合調整に関する事	1

第9条第1項の表防災危機管理局危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

危機管理に 係る連絡調 整	1 危機管理に係る連絡調整に関する事 2 危機管理に係る施策の推進に関する事	31

第9条第1項の表防災危機管理局新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整の項を次のように改める。

新型コロナ ウイルス感 染症対策等 に係る総合 調整・広報	1	局長の指定する危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。	1
	2	新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整に関すること。	
	3	新型コロナウイルス感染症対策に係る広報に関すること。	
	4	局長の指定する危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。	

第9条第1項の表総務局行政改革推進部の項を次のように改める。

行政部	組 織 定 員	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関すること。 2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。 3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関すること。 4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関すること。 5 局長の指定する行政組織に関すること。 6 局長の指定する職員の定員管理に関すること。	1
	デジタルトランスフォーメーションの推進	1 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。	1

第9条第1項の表総務局企画部指定都市間の連絡調整の項を削り、同局大学病院化の推進に係る調整の項を削り、同局総合調整部の項中

選手村に係る総合調整	1 アジア競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。	1	を

公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1	に改め、同表財
選手村に係る総合調整	1 アジア競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。	1	

政局契約部契約事務の総合調整の項を削り、同表スポーツ市民局地域振興部区役所の庁舎営繕等の項を次のように改める。

区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。	2

第9条第1項の表スポーツ市民局地域振興部特別定額給付金の項を削り、同局スポーツ推進部の項中

瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。 2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。	1	を

「

瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関する こと。 2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関する こと。	1
アジア競技大会に係る施設整備等	1 アジア競技大会の競技会場に係るス ポーツ施設の整備に関する こと。 2 スポーツ施設に係る特命事項の処理 に関する こと。	1

に改め、同表経

」

済局産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関する こと。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関する こと。	1
	金融等	1 中小企業に対する資金の融資に関する こと。 2 中小企業金融の相談に関する こと。 3 創業支援に関する こと。 4 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関する こと。 5 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関する こと。	1

第9条第1項の表経済局商業・流通部新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援の項を次のように改める。

プレミアム付商品券	1 プレミアム付商品券に関する こと。	1

第 9 条第 1 項の表環境局環境企画部国連生物多様性の10年最終年に係る企画調整等の項を次のように改める。

生物多様性に係る連携推進	1 生物多様性の主流化の推進に関する こと。	1
	2 生物多様性に係る国内外の地方公共 団体等との連携の推進に関する こと。	
	3 外来生物の対策に係る企画及び調整 に関する こと。	

第 9 条第 1 項の表環境局施設部新工場建設推進の項を削り、同部の項中

「

南陽工場設備更新	1 南陽工場の処理施設に係る設備の更 新に関する こと。	1

を

」

「

南陽工場設備更新	1 南陽工場の処理施設に係る設備の更 新に関する こと。	1
鳴海・北名古屋工場運営調整	1 鳴海工場及び北名古屋工場の運営に 係る調整に関する こと。	1

に改め、同表健

」

康福祉局高齢福祉部の項中

「

持続可能な敬老パス制度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に 関 する こと。	1

を

」

「

持続可能な 敬老パス制 度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に 関すること。	1
包括的支援 の推進に係 る企画調整	1 包括的支援の推進に係る企画及び調 整に関すること。 2 生活困窮者に対する自立の支援に関 すること。	1

に改め、同部事

」

業者指定の項及び事業者指導の項を次のように改める。

事業者指定	1 高齢者に係る福祉施設の設置の計画、認可及び運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。 2 介護保険施設の指定又は許可に関すること。 3 介護保険法により指定する事業者（指定介護予防支援事業者を除く。）の指定に関すること。 4 指定特別給付事業者の指定に関すること。 5 有料老人ホームの届出に関すること。	1
事業者指導	1 介護保険の保険給付に関すること。 2 高齢者に係る福祉施設の運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。 3 介護保険法により指定する事業者（指定介護予防支援事業者を除く。）、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督に関すること。 4 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言に関すること。 5 有料老人ホームの指導監督に関すること。	1

第9条第1項の表健康福祉局生活福祉部の項中

「

生活困窮者 自立支援	1 生活困窮者に対する自立の支援に 関すること。	1
	2 住居のない者の援護に 関すること。	
	3 保護施設の運営に係る企画及び調整 に 関すること（厚生院のあり方の検討 を除く。）。	
	4 無料低額宿泊所に係る届出及び指導 監督に 関すること。	
	5 日常生活支援住居施設の認定に 関 すること。	

を

」

「

援護事業・ 保護施設	1 住居のない者の援護に 関すること。	1
	2 保護施設の運営に係る企画及び調整 に 関すること（厚生院のあり方の検討 を除く。）。	
	3 無料低額宿泊所に係る届出及び指導 監督に 関すること。	
	4 日常生活支援住居施設の認定に 関 すること。	
困窮者支援 に係る連絡 調整	1 生活困窮者に対する自立の支援に係 る連絡調整に 関すること（高齢福祉部 の 主管に属するものを除く。）。	1

に改め、同局健

」

康部陽子線がん治療施設事業の項を次のように改める。

陽子線がん治療施設事業・中央看護専門学校に係る総合調整	1 陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に関する事 2 中央看護専門学校に係る総合調整に関する事。	1

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

「

精神保健・いのちの支援	1 局長の指定する精神保健に関する事 2 自殺対策に関する事。 3 精神保健福祉審議会に関する事。	1

を

」

「

公衆衛生看護	1 局長の指定する公衆衛生看護に関する事。	1
精神保健・いのちの支援	1 局長の指定する精神保健に関する事 2 自殺対策に関する事。 3 精神保健福祉審議会に関する事。	1
医療関係施設に係る特命事項の処理	1 医療関係施設に係る特命事項の処理に関する事。	5
緑市民病院に係る調整	1 緑市民病院に係る調整に関する事。	1
八事斎場再整備	1 八事斎場の再整備に関する事。	1

に改め、同局新

」

型コロナウイルス感染症対策部の項を次のように改める。

新型コロナ ウイルス感 染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に関すること。	4
新型コロナ ウイルスワ クチンに係 る総合調整	1 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る総合調整に関すること。	1
新型コロナ ウイルスワ クチンに係 る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。	4
新型コロナ ウイルス感 染症対策に 係る保健セ ンターの支 援	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に係る保健センターの支援 に関すること。	1
新型コロナ ウイルス感 染症の軽症 者等宿泊療 養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿泊療養施設に関す ること。 2 その他局長の指定する新型コロナウ イルス感染症対策に関すること。	1

第9条第1項の表子ども青少年局子ども未来企画部企画調整の項を削り、
同部放課後事業に係る企画調整の項を次のように改める。

放課後事業 に係る企画 調整	1 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関する事	2
	2 局長の指定する放課後事業に係る待機児童対策に関する事	
	3 トワイライトルームに関する事	
	4 留守家庭児童健全育成事業に関する事（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）	

第9条第1項の表住宅都市局営繕部区役所整備に係る連絡調整の項を次のように改める。

区役所整備 に係る連絡 調整	1 区役所の整備に係る連絡調整に関する事	2

第9条第1項の表住宅都市局の都市整備部の項中

「

まちづくりに係る特命事項の処理	1 まちづくりに係る特命事項の処理に関する事	1

を

」

「

金山まちづくりに係る連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関する事	1
まちづくりに係る特命事項の処理	1 まちづくりに係る特命事項の処理に関する事	1

に、

」

金城ふ頭開発	1 金城ふ頭地区の開発に関する事	2	を

金城ふ頭開発	1 金城ふ頭地区の開発に関する事	2	に改め、同局リ
金城ふ頭来訪促進	1 金城ふ頭地区の来訪促進に関する事	1	

ニア関連都心開発部栄の項中第 2 号を削り、同表緑政土木局河川部の項中

堀川総合整備	1 堀川総合整備に係る調査及び企画に関する事。 2 堀川まちづくりに係る構想の策定及び推進に関する事。	1	を

堀川総合整備	1 堀川総合整備に係る調査及び企画に関する事。 2 堀川まちづくりに係る構想の推進に関する事。	1	に改め、同条第
流域治水に伴う河川事業の推進	1 流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関する事。	1	

2 項中「総務局行政改革推進部」を「総務局行政部」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局行政改革推進部行政改革推進室」を「総務局行政部行政改革推進室」に改める。

- 3 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局行政改革推進部行政改革推進室」を「総務局行政部行政改革推進室」に改める。

- 4 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局法制課」を「総務局行政部法制課」に改める。

- 5 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、病院局」を削り、同条第6号中「総務局法制課」を「総務局行政部法制課」に改める。

第4条第2項中「総務局行政改革推進部長」を「総務局行政部長」に、「総務局法制課長」を「総務局行政部法制課長」に改め、同条第5項中「総務局行政改革推進部情報化推進課長」を「総務局行政部情報化推進課長」に改める。

第6条第2項中「総務局行政改革推進部長」を「総務局行政部長」に、「総務局行政改革推進部情報化推進課長」を「総務局行政部情報化推進課長」に改める。

第61条の2第4項中「総務局法制課」を「総務局行政部法制課」に改める。

別表第1中

「

〃	交通局長
〃	病院局長

を「

〃	交通局長

」に改める。

- 6 名古屋市市政資料館条例施行細則（平成元年名古屋市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第4項中「総務局市政資料館」を「総務局行政部市政資料館」に改める。

- 7 職員に対する児童手当の認定及び支給事務に関する規則（昭和47年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、交通局及び病院局」を「及び交通局」に、「、交通局長及び病院局長」を「及び交通局長」に改める。

- 8 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、病院局」を削る。

- 9 次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則（平成17年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則の表病院局長の項を削る。

- 10 名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、交通局長及び病院局長」を「及び交通局長」に改める。

- 11 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表病院局の項を削る。

区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第42号

区長委任規則の一部を改正する規則

区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。
第 2 項第23号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(23)の 3 区所管の行政財産の使用許可及び使用料の減免に関する事（前
2 号に規定するものを除く。）。

第 2 項中第26号の 2 を第26号の 3 とし、第26号の次に次の 1 号を加える。

(26)の 2 名古屋市コミュニティセンター条例施行細則第 6 条第 1 項による
コミュニティセンターの管理に関する協定の締結に関する事。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、区所管の行政財産の使用許可及び使用料の減免に関し、市長が行い又は市長に対して行われた行為は、この規則による改正後の区長委任規則の規定に基づいて、区長が行い又は区長に対して行われた行為

とみなす。

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第20号中「第12条第 3 項（第 6 項）」を「第12条第 4 項（第 8 項）」に改め、「含む。）」の次に「において準用する同条第 3 項及び第15条第14項」を加える。

本則第21号の 2 中「第15条の 3 第 1 項による報告の請求」を「第15条第 8 項による命令」に改める。

本則第22号中「第16条の 2 による協力の要請」を「第15条の 3 第 1 項による報告の請求」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則第20号の改正規定（「含む。）」の次に「において準用する同条第 3 項及び第15条第14項」を

加える部分のうち「及び第15条第14項」に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体
及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「		
	公益財団法人日本下水道新技術機構	
	公益社団法人日本下水道協会	を
		」
「		
	公益社団法人日本下水道協会	に改める。
		」

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第65条を次のように改める。

第65条 削除

別表第18カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

別表第19カドミウム及びその化合物の項中「150ミリグラム」を「45ミリグ

ラム」に改める。

別表第20カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)名古屋市長」に改め、同様式別紙1中「 $\text{m}^3\text{N}/\text{時}$ 」を「 $\text{m}^3/\text{時}$ 」に、「 $\text{kJ}/\text{m}^3\text{N}$ 」を「 kJ/m^3 」に、「 $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 」を「 g/m^3 」に改め、同様式別紙1注中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 「規模及び能力」、「使用燃原料」、「排出ガス量」及び「窒素酸化物の排出係数」の欄の記載に当たっては、気体の体積については、温度が0度で圧力が1気圧の状態における量に換算したものとして記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則別表第18から別表第20までの規定は、施行日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第57条の2に規定する土壤汚染等調査及び自主調査並びに条例第60条第1項に規定する土壤汚染等対策指針で定める方法による調査（以下「土壤汚染等調査等」という。）について適用し、施行日前に着手した土壤汚染等調査等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に条例第58条の2第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置及び条例第58条の5第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の拡散の防止等の措置については、なお従前の例による。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1項の表 2の項及び 3の項を次のように改める。

	主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは長期間の入院、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失、失業又は干ばつ、冷害、凍霜害等に	居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の合計所	申請の日の属する月の翌月から 6月以内の期間（左欄第 1号に該当する場合にあっては翌年の 7月までの期間に限り、同欄第 2号に該当する場合にあっては翌々年（当該年の翌々年をいう。第31条第 1項の表において同	100分の95

よる農作物の不 作、不漁その他 これらに類する 理由（以下「収 入減少理由」と いう。）によ り、第 1号又は 第 2号のいずれ かに該当し、か つ、第 3号にも 該当すること。 (1) 主たる生 計維持者の 当該年（収 入減少理由 の生じた日 の属する年	得金額の見込額 の合算額（第 1 号に該当する場 合にあつては全 世帯員の当該年 合計所得見込額 の合算額とし、 第 2号に該当す る場合にあつて は全世帯員の翌 年合計所得見込 額の合算額とす る。以下この表 に お い て 同 じ。）が 110万 円以下であるこ と。	じ。）の 7月までの期 間に限る。以下この項 において同じ。）	
（収入減少 理由の生じ た日が 1月 から 3月ま での間であ る場合に あつては、そ の前年）を いう。以下 この表にお い て 同 じ。）の所 得について	全世帯員の合計 所得金額の見込 額の合算額が 110万円を超え 250万円以下で あること。	申請の日の属する月の 翌月から 6月以内の期 間	100分の93

2	算定した地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の見込額（以下「当該年合計所得見込額」という。）が前年（当該年の前年をいう。）の所得について算定した合計所得金額（以下「前年合計所得金額」という。）に比し 2分の 1 以下に減少すること。			

(2) 主たる生計維持者の翌年（当該年の翌年をいう。以下この項及び第31条第1項の表2の項において同じ。）の所得について算定した合計所得金額の見込額（以下「翌年合計所得見込額」という。）が当該年合計所得見込額に比し2分の1以下に減少すること。

(3) 居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者及

	び主たる生計維持者の前年合計所得金額が410万円以下であること。		
3	主たる生計維持者が死亡した場合であって、2の項第3号に該当し、かつ、全世帯員（当該主たる生計維持者を除く。）の当該年合計所得見込額の合算額が110万円以下であること。	申請の日の属する月の翌月から6月以内の期間（翌年（主たる生計維持者が死亡した日の属する年（主たる生計維持者が死亡した日が1月から3月までの間である場合にあっては、その前年）の翌年をいう。第31条第1項の表3の項において同じ。）の7月までの期間に限る。）	100分の95

第19条第2項中「、「100分の90」」を「「100分の90」と、「100分の93」とあるのは「100分の86」」に改め、同条第3項中「、「100分の85」」を「「100分の85」と、「100分の93」とあるのは「100分の79」」に改め、同条中第6項を第10項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の3項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、第1項の表2の項下段に該当することにより居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けた者が当該適用に係る収入減少理由が生じた日から1年を経過しない間において同項上段又は同表3の項に該当するようになった場合においては、当該適用を受けた期間について、法第50条又は第60条に定める市町村が定めた割合を100分の95に変更するものとする。

8 法第49条の 2第 1項に規定する要介護被保険者及び法第59条の 2第 1項に規定する居宅要支援被保険者について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の90」とする。

9 法第49条の 2第 2項に規定する要介護被保険者及び法第59条の 2第 2項に規定する居宅要支援被保険者について第 7項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

第19条第 4項の次に次の 1項を加える。

5 第 1項の表 2の項に該当することにより居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けた者は、当該適用に係る収入減少理由により再び居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けることができない。

第22条の 4第 3項中「第 6項」を「第10項」に改める。

第31条第 1項の表 2の項を次のように改める。

2	収入減少理由により、第 1号又は第 2号のいずれかに該当し、かつ、第 3号にも該当すること。 (1) 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1以下に減少すること。 (2) 主たる生計維持者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1以下に減少	保険料の減免を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の合計所得金額の見込額の合算額（第 1号に該当する場合にあっては全世帯員の当該年合計所得見込額の合算額とし、第 2号に該当する場合にあっては全世帯員の翌	申請の日の属する月から 6月以内の期間（左欄第 1号に該当する場合にあっては翌年の 3月までの期間に限り、同欄第 2号に該当する場合にあっては翌々年の 3月までの期間に限る。以下この項及び第 4項において同じ。）における各納期に納付すべき保険料の額の 2分の 1に相当する額

	すること。 (3) 保険料の減免を受けようとする者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額が 410万円以下であること。	年合計所得見込額の合算額とする。以下この表において同じ。) が 110万円以下であること。	
		全世帯員の合計所得金額の見込額の合算額が 110万円を超え 250万円以下であること。	申請の日の属する月から 6月以内の期間における各納期に納付すべき保険料の額の10分の 3に相当する額

第31条第 1項の表 3の項中「 2の項第 1号及び第 2号」を「 2の項第 3号」に改め、同条中第 4項を第 6項とし、第 3項を第 5項とし、同条第 2項中「前項の表 2の項」を「第 1項の表 2の項」に改め、同項を同条第 3項とし、同項の次に次の 1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第 1項の表 2の項下段に該当することにより保険料の減額を受けた者が当該適用に係る収入減少理由が生じた日から 1年を経過しない間において同項上段又は同表 3の項に該当するようになった場合においては、当該適用を受けた減免額を、当該適用に係る申請の日の属する月から 6月以内の期間における各納期に納付すべき保険料の額の 2分の 1に相当する額に変更するものとする。

第31条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 前項の表 2の項に該当することにより保険料の減額を受けた者は、当該適用に係る収入減少理由により再び保険料の減額を受けることができない。

附則第 6条第 2項中「第31条第 2項」を「第31条第 3項」に改め、同条第 3項中「第31条第 4項」を「第31条第 6項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行し、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）第19条第 1項から第 3項までの規定は平成31年 4月 1日から、第31条第 1項の規定は令和 2年 4月 1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までの間において、新規則第19条第 1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における同項の規定の適用については、同表中「に規定する合計所得金額（」とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「 410万円」とあるのは「 400万円」と、「 110万円」とあるのは「 100万円」と、「 250万円」とあるのは「 240万円」とする。
- 3 令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までの間において、新規則第19条第 1項の表の左欄に掲げる事由又は第31条第 1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における新規則第19条第 1項及び第31条第 1項の規定の適用については、新規則第19条第 1項の表中「に規定する合計所得金額（」とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「 410万円」とあるのは「 400万円」と、「 110万円」とあるのは「 100万円」と、「 250万円」とあるのは「 240万円」と、新規則第31条第 1項の表中「 410万円」とあるのは「 400万円」と、「 110万円」とあるのは「 100万円」と、「 250万円」とあるのは「 240万円」とする。
- 4 新規則附則第 6条第 1項第 2号の規定に該当することより保険料の減免を受けた者は、当該適用に係る同号に掲げる事由と同じ収入減少理由により新規則第31条第 1項の表 2の項の規定による保険料の減額を受けることができない。

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

5 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（令和元年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項を削る。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第47号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2中「保険料納付誓約書・保険料延滞金減免申請書」を「保険料納付誓約書」に改める。

第21条第 2項中「又は保険料納付誓約書・保険料延滞金減免申請書」を削り、同条中第 3項を削り、第 4項を第 3項とする。

附則第20条中「令和 3年 3月」を「令和 4年 3月」に改める。

別表第 9号の 2中「第27条の14の 2第 3項」を「第27条の14の 2第 2項」に改め、同表第28号の 2中「並びに第21条第 2項及び第 3項」を削り、「国民健康保険料納付誓約書・国民健康保険料延滞金減免申請書」を「国民健康保険料納付誓約書」に改める。

別記様式第 4号の 1（表）及び別記様式第 4号の 2（表）中

「有効期限 「有効期限

を

に、

記号番号」

記号番号

(枝番) 」

「

愛知県

有効期限

記号番号

」

を

「

愛知県

有効期限

記号番号

(枝番)

」

に改める。

別記様式第 4号の 3 (表) 中

「

記 号 番 号	

を

「

記 号 番 号	(枝番)

」

」

に改め、同様式 (裏) 注意事項第 2項中「について」を「において」に、「必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 4号の 7 (表) 中

「

記 号 番 号	

を

」

「

記 号 番 号	(枝番)

に改め、同様式 (裏)

」

注意事項第 2項中「について」を「において」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 8号の 5 (表) 中

「

記 号 番 号	

を

」

「

記 号 番 号	(枝番)

に改め、同様式（裏）

」

注意事項第 1 項中「について認定疾病に係る」を「において」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 9 号の 2（表）中

「

記 号 番 号	

を

」

「

記 号 番 号	(枝番)

に改め、同様式（

」

裏）注意事項第 2 項中「について療養を受ける」を「において療養を受けようとする」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 9 号の 3（表）中

「

記 号 番 号	

を

」

「

記 号 番 号	(枝番)

に改め、同様式（裏）

」

注意事項第 2 項中「について入院する」を「において入院をする」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 9 号の 4（表）中

「
記 号 番 号 を
」

「
記 号 番 号 (枝番) に改め、同様式 (」

裏) 注意事項第 2 項中「療養を受ける」を「保険医療機関等において療養を受けようとする」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 9 号の 6 の 2 (表) 中

「
記 号 番 号 を
」

「
記 号 番 号 (枝番) に改め、同様式 (」

裏) 注意事項第 2 項中「について療養を受ける」を「において療養を受けようとする」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 9 号の 7 (表) 中

「
記 号 番 号 を
」

「
記 号 番 号 (枝番) に改め、同様式 (裏)」

注意事項第 2 項中「療養を受ける」を「保険医療機関等において療養を受けようとする」に、「被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記様式第 28 号の 2 中「国民健康保険料納付誓約書・国民健康保険料延滞金

減免申請書」を「国民健康保険料納付誓約書」に改め、「また、誓約事項を遵守して納付した保険料に係る延滞金額の減免を申請します。」及び「延滞金の減免の取消し」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条及び別表第 9号の 2の改正規定は公布の日から、第16条の 2、第21条、別表第28号の 2及び別記様式第28号の 2の改正規定は令和 4年 4月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）第16条の 2、第21条及び別記様式第28号の 2の規定は、一部施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、一部施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている被保険者証等であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙（別記様式第 4号の 1、別記様式第 4号の 2及び別記様式第28号の 2を除く。）は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第48号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第15号様式中「㊦」を削り、同様式注第 4項を削る。

第16号様式中「㊦」を削り、同様式注第 3項を削る。

第17号様式中「㊦」を削り、同様式注第 7項を削る。

第21号様式の 4及び第21号様式の 4の 3中「㊦」を削る。

(名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市身体障害者福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊦」を削る。

第 3号様式中「㊦」を削る。

第 4号様式及び第 6号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊞」を削る。

（名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の一部改正）

第 3条 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「氏 名 印」を「氏 名 」
に、「確認印」を「確認欄」に改め、「㊞」を削る。

第 3号様式中「㊞」を削る。

第 4号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「氏名 印」を「氏名 」に
改める。

第 5号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削る。

第 6号様式から第 9号様式までの規定中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「氏 名 印」を「氏 名 」に改め
る。

第10号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削る。

第11号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削り、「禁
錮」を「禁錮」に改める。

第12号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「氏名 印」を「氏名 」に改め
る。

（名古屋市生活保護法施行細則の一部改正）

第 4条 名古屋市生活保護法施行細則（昭和44年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式から第 3号様式までの規定中「㊞」を削る。

第 5号様式、第16号様式及び第16号様式の 2中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削る。

第16号様式の 3及び第16号様式の 4中「印」を削る。

第17号様式の 2中「㊞」を削る。

第20号様式及び第21号様式中「地区担当員印」を「地区担当員」に、「取扱担当者印」を「取扱担当者」に改める。

(名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第 5条 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8 年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 6号様式中「㊟」を削る。

第 7号様式中「㊟」を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項を同様式注とする。

第 9号様式（裏）中「㊟」を削り、同様式注を削る。

第11号様式及び第12号様式中「㊟」を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項を同様式注とする。

第13号様式（表）及び第13号様式の 2（表）中「㊟」を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項を同様式注とする。

第16号様式、第17号様式（表）、第19号様式、第21号様式（表）及び第22号様式（表）中「㊟」を削る。

第22号様式の 2（表）中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

(名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 6条 名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3年名古屋市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式、第 3号様式、第 5号様式から第10号様式までの規定、第13号様式及び第15号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第49号

名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則

(目的)

第 1条 この規則は、障害者等に対して福祉特別乗車券（以下「乗車券」という。）を交付することにより、障害者等の自立及び社会参加を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2条 乗車券の交付対象者は、本市内に住所を有する者（本市内に住所を有しない者であって市長が特別の事由があると認めるものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に定める身体障害者障害程度等級表の 1級から 4級までに該当する障害を有するもの

- (2) 市長が発行する愛護手帳（以下「愛護手帳」という。）の交付を受けて

いる者又は児童相談所その他の判定機関により知能指数が75以下と判定された者で愛護手帳に類するものの交付を受けているもの

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）第 3条第 3号の規定に該当することにより名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）第 4条第 1項に規定する医療証の交付を受けている者
- (5) 市長が発行する福祉給付金資格者証の交付を受けている者であって、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項に規定する医療受給者証の交付を受けているもののうち、市長が別に定める基準に該当するもの
- (6) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第 2条第 1項第 1号に規定する者であって、本邦に永住する目的で本邦に帰国したもの
- (9) 前号に規定する者の配偶者及び子であって、中国の地域から本邦に入国したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 名古屋市敬老パス条例施行細則（平成16年名古屋市規則第 101号）第 3条第 2項の規定により敬老パスの交付を受けている者
- (2) 乗車券と同等のものとして市長が別に定めるものの交付を受けている者
- (3) 前項第 8号又は第 9号に規定する者であって、本邦に帰国した日又は入国した日から起算して 5年を経過したもの
(乗車券の利用)

第 3条 乗車券の交付を受けた者は、当該乗車券を提示することにより、料金を支払うことなく、別表第 1の交通事業者の欄に定める交通事業者（以下「別表第 1の交通事業者」という。）が運行する同表の交通機関の欄に定める交通機関（以下「別表第 1の交通機関」という。）を利用することができる。
（乗車券の利用による運賃相当額の支給）

第 4条 市は、乗車券を提示し、別表第 2の交通事業者の欄に定める交通事業者が運行する同表の交通機関の欄に定める交通機関（以下「別表第 2の交通機関」という。）の利用（別表第 2の交通機関の通用区間（別表第 1の交通機関の通用区間を含む。）内においてのみ利用をしたものと認められる場合に限る。次項において同じ。）をして運賃を負担した者に対し、当該利用に係る運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）を支給するものとする。

2 市長は、運賃相当額の支給を受ける者（以下「支給対象者」という。）が、通用期間内の乗車券に記録された金銭的価値等により別表第 2の交通機関の利用をした場合に、運賃相当額を支給対象者に対して支給するものとする。

3 市長は、支給対象者の乗車券に係る乗車実績により、前項の規定により支給する運賃相当額を決定する。

（交付申請等）

第 5条 乗車券の交付を受けようとする者は、乗車券に係る個人情報をも市長が取得することに同意するとともに、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、乗車券を交付するまでの間、別に定めるところにより、当該申請者に福祉特別乗車券臨時乗車証（以下「臨時乗車証」という。）を交付することができる。

（介護者同乗の特例）

第 6条 第 2条第 1項第 1号から第 3号までの規定に該当することにより乗車券又は臨時乗車証の交付を受けている者のうち別に定めるものが、別表第 1の交通機関及び別表第 2の交通機関を利用する場合において介護者を必要とするときは、当該介護者のうちの 1人分についてのみ、介護者用乗車券の交付を受けることができる。

2 第 3条から前条までの規定は、前項の介護者用乗車券について準用する。

(再交付申請)

第 7条 乗車券及び介護者用乗車券の再交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(通用区間等)

第 8条 乗車券、臨時乗車証及び介護者用乗車券（以下「乗車券等」という。）の通用区間及び通用期間は、別に定める。

(譲渡又は担保の禁止等)

第 9条 乗車券等の交付を受けた者は、当該乗車券等を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者、不正の手段により乗車券等の交付を受けた者又は乗車券等を不正に使用した者に対し、当該乗車券等を返還させるものとする。この場合において、市長は、相当の期間を定めて、乗車券等を交付しないことができる。

(乗車券等の返還)

第10条 乗車券等の交付を受けた者は、第 2条に定める要件に該当しなくなったときは、市長に当該乗車券等を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 4条及び別表第 2の規定は令和 4年 2月 1日から施行する。

2 この規則の規定による乗車券の交付の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第 1

交通事業者	交通機関
名古屋市	一般乗合旅客自動車及び鉄道
名古屋ガイドウェイバス株式会社	軌道
名古屋臨海高速鉄道株式会社	鉄道

別表第 2

交通事業者	交通機関
名古屋鉄道株式会社	鉄道
東海旅客鉄道株式会社	鉄道
近畿日本鉄道株式会社	鉄道
名鉄バス株式会社	一般乗合旅客自動車
三重交通株式会社	一般乗合旅客自動車

名古屋市食の安全・安心条例施行細則及び名古屋市食品衛生法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第50号

名古屋市食の安全・安心条例施行細則及び名古屋市食品衛生法等
施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市食の安全・安心条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市食の安全・安心条例施行細則（平成20年名古屋市規則第48号）
の一部を次のように改正する。

第 2条から第 4条までを次のように改める。

第 2条から第 4条まで 削除

第 5条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2項中「（第 3号様式）」を「（別記様式）」に改める。

第 1号様式及び第 2号様式を削り、第 3号様式（裏）中「次の各号」を「次」に、「（第 3号様式）」を「（別記様式）」に改め、同様式を別記様式とする。

(名古屋市食品衛生法等施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）の一

部を次のように改正する。

第 1条中「、食品、添加物等の規格基準」を「及び食品、添加物等の規格基準」に改め、「及び名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例（平成12年名古屋市条例第53号。以下「条例」という。）」を削る。

第 2条の 2を削る。

第 9条中「営業許可申請書（第 6号様式）」を「規則第67条に規定する申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条ただし書の規定の適用を受けようとする者は、営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）から当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し等を添付しなければならない。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条中「営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）」を「許可業者」に、「営業許可申請書」を「第 9条の申請書」に改める。

第12条の 2を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条 削除

（廃業の届出）

第14条 許可業者、営業の届出をした者又は法第56条第 1項（法第57条第 2項により準用する場合を含む。）の規定により許可業者の地位を承継した者（法人が破産手続開始の決定により解散した場合にあってはその破産管財人、法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合にあってはその清算人）は、廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合にあっては、規則第71条の 2に規定する届出書を保健所長に提出しなければならない。

第14条の 2から第18条までを削る。

第 6号様式を次のように改める。

第 6号様式 削除

第 7号様式中「第52条」を「第55条」に、「営業所」を「施設」に改める。

第 8号様式から第15号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市食品衛生法等施行細則の規定に基づいて交付されている営業許可書は、この規則による改正後の名古屋市食品衛生法等施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「50人」を「40人」に、「51人」を「55人」に改める。

第 8条第 1項第 1号中「 1,402円」を「 1,418円」に改める。

(名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則（平成25年名古屋市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 1号中「 1,402円」を「 1,418円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 第 1条の規定による改正後の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則第 8条の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の規定は、令和 3年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分までの使用料については、なお従前の例による。

名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第52号

名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2条 条例第12条第 1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第 1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3条 条例第12条第 2項の規定による名古屋市立緑市民病院（以下「緑市民病院」という。）の指定管理者の指定の申請は、名古屋市立緑市民病院指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第 2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 緑市民病院の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第 4条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

第 5条 条例第12条第 4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について

て行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第 4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第 6条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、緑市民病院の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
 - (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (4) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (5) 緑市民病院の利用者の苦情解決の措置の概要
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第 7条 指定管理者は、毎年度 4月30日までに、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 244条の 2第 7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 緑市民病院の利用状況
 - (3) 緑市民病院の管理経費等の収支状況
 - (4) 前 3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (診療時間)

第 8条 診療の開始時間は、午前 9時とする。

2 外来患者の診療の受付時間は、指定管理者が定める。

(休日)

第 9条 緑市民病院の休日は、次のとおりとし、診療及び診療に関する事務（以下「診療等」という。）を取り扱わない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日

(3) 1月 2日、同月 3日、12月30日及び同月31日

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休日に診療等を取り扱い、又は休日以外の日に診療等を取り扱わないことができる。

(適用除外)

第10条 前 2条の規定は、やむを得ない場合又は急を要する患者には適用しない。

附 則

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別記様式

名古屋市立緑市民病院指定管理者指定申請書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () ー			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号 () ー		
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する 書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()				
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

名古屋市立病院財務規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第53号

名古屋市立病院財務規則

目次

- 第 1章 総則（第 1条—第 6条）
- 第 2章 伝票及び帳簿（第 7条—第10条）
- 第 3章 収入及び支出
 - 第 1節 収入（第11条—第17条）
 - 第 2節 支出（第18条—第23条）
 - 第 3節 預り金（第24条）
- 第 4章 物品（第25条・第26条）
- 第 5章 固定資産（第27条—第37条）
- 第 6章 引当金（第38条）
- 第 7章 予算及び決算（第39条—第42条）
- 第 8章 雑則（第43条—第46条）

附則

第 1章 総則

(趣旨)

第 1条 名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）第 2条第 2項に規定する病院（以下「市立病院」という。）の財務に関しては、法令、条例及び規則（名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）を除く。）に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(企業出納員)

第 2条 健康福祉局に企業出納員を置く。

(企業出納員への委任)

第 3条 市長は、病院事業の業務に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の収納に関する事務を企業出納員に委任する。

第 4条 市長は、病院事業の業務に係る第 4章に規定する物品の出納及び保管に関する事務を企業出納員に委任する。

(出納取扱金融機関)

第 5条 病院事業の業務に係る現金の出納事務の一部については、企業出納員が行うもののほか、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号。以下「令」という。）第22条の 2第 2項に規定する出納取扱金融機関に行わせるものとする。

(出納取扱金融機関の出納の原則)

第 6条 出納取扱金融機関が前条の規定により出納事務を行う場合にあっては、令第22条の 4に規定するもののほか、市が出納取扱金融機関と締結する名古屋市病院事業公金等の取扱いに関する契約の定めるところによらなければならない。

第 2章 伝票及び帳簿

(会計伝票の発行)

第 7条 病院事業の業務に係る取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行しなければならない。

(会計伝票の種類)

第 8条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、金銭収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、金銭支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前 2項に規定する取引を除く取引について発行する。

(会計伝票の整理保存)

第 9条 会計伝票及び取引の証拠となるべき書類は、それぞれの日付により整理し、保存しなければならない。

(帳簿の種類)

第10条 市立病院の会計経理を行うため、次に掲げる帳簿及びこれらの補助簿を備えるものとする。

(1) 総勘定元帳

(2) 現金預金出納簿

(3) 前渡金出納簿

(4) 固定資産台帳

(5) 企業債台帳

(6) 預り金整理簿

(7) リース資産台帳

第 3章 収入及び支出

第 1節 収入

(調定)

第11条 市長は、収入を調定したときは、振替伝票（調定と同時に現金の収納が行われる場合にあつては、収入伝票）を発行するものとする。

(調定の更正)

第12条 市長は、調定の更正をしたときは、振替伝票を発行するものとする。

(収納金の取扱い)

第13条 企業出納員は、自ら収納した現金を、速やかに払込書により出納取扱金融機関へ払い込まなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定により現金を払い込んだときは、収入伝票を発

行しなければならない。

(現金預金出納簿の記帳等)

第14条 市長は、出納取扱金融機関から納入済通知書及び払込済通知書の送付を受けたときは、現金預金出納簿に記帳するとともに、企業出納員へ送付しなければならない。

(収入伝票の発行)

第15条 企業出納員は、前条の規定により納入済通知書の送付を受けたときは、収入伝票を発行しなければならない。

(過誤払金の返納)

第16条 市長は、過誤払金の返納の決定をしたときは、振替伝票を発行するとともに、返納人に納入通知書を送付するものとする。

2 返納金の受入れの手続については、前 2条の規定を準用する。

(不納欠損処分)

第17条 不納欠損処分を行ったときは、振替伝票を発行するものとする。

第 2節 支出

(支出の手続)

第18条 市長は、支出をしようとするときは、請求書（これに代わる書類を含む。）その他関係書類に基づき、支出すべき内容について調査し、支払伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合において、同一支払日に複数の口座振替による支払がある場合には、当該口座振替による支払額を合計した書類を添付するものとする。

(現金預金出納簿の整理)

第19条 市長は、現金による支払、債権者の発行する払込書による振込、隔地払又は口座振替による支払をしたときは、支払伝票により現金預金出納簿を整理しなければならない。

(資金前渡)

第20条 令第21条の 5第 1項第15号の規定に基づき、資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 交際費

(2) 即時支払を必要とする物件の購入費又は修繕に係る経費

- (3) 運賃、通行料及び即時支払を必要とする駐車料又は車両の借上料
- (4) 手数料
- (5) 事故賠償金
- (6) 貸付金
- (7) 式典、講習会、懇談会その他の会合又は催物に係る経費
- (8) 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事業経費
- (9) 供託金
- (10) 休業補償等の付加給付に関する条例（昭和42年名古屋市条例第49号）
による付加給付金
- (11) 保険料
- (12) 児童手当
- (13) 日本郵便株式会社に支払う経費
（概算払）

第21条 令第21条の 6第 5号の規定に基づき、概算払をすることができる経費は、損害賠償義務の範囲内で支払う賠償金（即時支払をしなければ被害者の救済が困難なものに限る。）とする。

（前金払）

第22条 令第21条の 7第 8号の規定に基づき、前金払をすることができる経費は、保険料とする。

（過誤納金の還付）

第23条 市長は、収入の過誤納となった金額を当該収入から還付する必要があるときは、納入者にその旨を通知するとともに、請求書の提出を求めるものとする。

2 還付金支払の手続については、支出の手続の例による。

第 3節 預り金

（預り金）

第24条 企業出納員は、保証金その他市立病院の収入に属さない現金又は有価証券の受入れがあった場合は、これを預り金として整理しなければならない。

第 4章 物品

(直購入)

第25条 購入後直ちに使用する予定の物品又は建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する物品は、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 企業出納員は、前項の規定により購入した物品のうち残品が生じた場合は、振替伝票を発行し、戻し入れなければならない。

(不用品の処分)

第26条 企業出納員は、前条第1項の規定により購入した物品のうち不用となり又は使用に耐えなくなったものがあるときは、これを不用品として整理し、売却の手続をしなければならない。ただし、買受人のないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適當と認められるものについては、廃棄の手続をすることができる。

2 企業出納員は、前項の規定により不用品の売却又は廃棄が行われたときは、直ちに振替伝票を発行しなければならない。

第5章 固定資産

(固定資産の区分)

第27条 固定資産は、次に掲げるものとする。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 器械備品（耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。）

オ 車両

カ リース資産（ファイナンス・リース取引（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「省令」という。）第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。）におけるリース物件（同条第13号に規定するリース物件をいう。以下同じ。）の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場

合に限る。)

キ 建設仮勘定

ク その他有形固定資産

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がア及びイに掲げるものである場合に限る。）

オ その他無形固定資産

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券

イ 長期貸付金

ウ 出資金

エ 基金

オ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

カ その他投資

(取得価額)

第28条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

(1) 購入により取得した固定資産 購入に要した価額

(2) 交換により取得した固定資産 交換のため提供した固定資産の帳簿価額に交換差金の額を加算し、又は当該帳簿価額から交換差金の額を控除した価額

(3) 建設改良工事又は製作（以下「建設改良工事等」という。）により取得した固定資産 当該建設改良工事等に要した直接費及び間接費の合計額

(4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前 3号に掲げる固定資産であって取得価額が不明のもの 公正な評価額

(購入)

第29条 健康福祉局健康部主幹（緑市民病院に係る調整）（以下「健康部主幹」という。）は、固定資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を経なければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（交換）

第30条 健康部主幹は、固定資産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を経なければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする事由
- (3) 契約の方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（建設改良工事等の施行）

第31条 健康部主幹は、建設改良工事等を施行しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を経なければならない。

- (1) 建設改良工事等により取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 建設改良工事等を必要とする事由
- (3) 建設改良工事等の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 建設改良工事等に係る予算科目及び予算額
- (6) 建設改良工事等の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

- 2 前項の文書には、設計書その他建設改良工事等の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(無償譲受け)

第32条 健康部主幹は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を経なければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
- (4) その他必要と認められる事項

- 2 第30条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第1項第3号の見積価額は、市長が定める。

(取得の報告)

第33条 市長は、固定資産を取得したときは、振替伝票を発行しなければならない。

(建設改良工事等の精算)

第34条 健康部主幹は、建設改良工事等が完成したときは、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、健康部主幹は、間接費を配賦し、工事費に併せて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第35条 建設改良工事等でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 市長は、前項の建設改良工事等が完成したときは、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行するとともに、固定資産に振り替えなければならない。

- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(売却等に関する報告)

第36条 健康部主幹は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止したときは、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により売却又は廃棄が行われたときは、直ちに振替伝票を発行しなければならない。

(減価償却)

第37条 固定資産の減価償却は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める基準により取得の翌年度から行うものとする。

(1) 有形固定資産 定額法（省令第 1条第 5号に規定する定額法をいう。以下同じ。）に基づく間接法

(2) 無形固定資産 定額法に基づく直接法

第 6章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第38条 退職給付引当金は、当該事業年度の末日における病院事業に従事する職員（同日に退職する職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額を計上するものとする。

第 7章 予算及び決算

(予定キャッシュ・フロー計算書の作成)

第39条 健康部主幹は、間接法により、予定キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

(予算の執行)

第40条 市長は、事業の適切な運営管理を確保するために必要な計画を款、項、目及び節に区分して作成し、執行するものとする。

2 収入支出予算は、予算の執行計画に基づき配当を行うものとする。

(決算整理)

第41条 市長は、毎事業年度経過後速やかに、振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1) 固定資産の減価償却

(2) 繰延収益の償却

(3) 資産の評価

- (4) 引当金の計上
- (5) 経過勘定に関する整理
(決算報告書等の作成)

第42条 市長は、次に掲げる書類を作成しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (4) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書

第 8章 雑則

(試算表等)

第43条 健康部主幹は、毎月末日をもって月次試算表その他必要な資料を翌月20日までに作成するものとする。

(名古屋市会計規則の準用)

第44条 この規則に規定するもののほか、市立病院の財務に関しては、名古屋市会計規則第 8条、第23条、第31条、第39条、第40条第 2項、第45条第 1項本文、第49条、第50条、第51条第 1項及び第 2項、第66条、第67条、第73条、第75条から第77条まで、第78条第 1項本文及び第 3項、第79条第 1項から第 3項まで及び第 6項、第80条、第82条第 1項及び第 4項、第89条、第90条、第91条第 2項及び第 3項、第96条、第 109条から第 114条まで、第 120条、第 122条並びに第 128条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(様式)

第45条 この規則に規定する書類等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第46条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

名古屋市立病院条例施行細則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第54号

名古屋市立病院条例施行細則

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(往診)

第 2条 条例第 2条に規定する特別の事由があると認めた者は、指定管理者が特に必要があると認めた者とする。

(診療科)

第 3条 条例第 3条の規定により条例第 1条に規定する病院（以下「市立病院」という。）に設置する診療科は、内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科及び麻酔科とする。

(診療の手續)

第 4条 診療を受けようとする者は、指定管理者に申し出て、診療券の交付を受けなければならない。この場合において、本人にやむを得ない事由があるときは、親族その他の関係者が申し出ることができる。

2 法令の規定により診療を受けようとする者は、それらの法令の定めるところにより証票を提出し、診療券の交付を受けなければならない。

3 診療券の様式は、指定管理者が市長と協議して定める。

(入院の手続)

第 5条 入院しようとする者は、身元引受人を立てて指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。この場合において、本人にやむを得ない事由があるときは、親族その他の関係者が申し出ることができる。

(利用料金及び手数料)

第 6条 条例第 4条第 1項に規定する利用料金及び同条第 4項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 特別室使用加算額 次に掲げる額以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額

ア 特別室	1日	9,000円
イ 特A室	1日	4,500円
ウ 特B室	1日	3,000円

(2) 文書料

ア 普通診断書	1通	1,300円
イ 特殊診断書	1通	3,500円
ウ 死亡診断書	1通	2,000円
エ 諸証明書	1通	1,000円

2 前項に定めのない利用料金及び手数料の額は、別に定める。

(利用料金及び手数料の減免)

第 7条 条例第 5条第 1項の規定により、医学研究の必要に応じて診療を受ける者又は別に定める基準に従い指定管理者が特に必要があると認める者に対しては、利用料金を減免することができる。

2 条例第 5条第 2項の規定により、医学研究の必要に応じて診療を受ける者又は別に定める基準に従い市長が特に必要があると認める者に対しては、手

数料を減免することができる。

(利用料金及び手数料の徴収)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する利用料金並びに同条第 4 項及び第 5 項に規定する手数料の額は、診療等の都度徴収するものとする。
ただし、利用料金にあっては指定管理者が、手数料にあっては市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、入院に伴う利用料金は、月の 1 日（月の途中で入院したときは、その入院の日）から末日（月の途中で退院し、又は入院中死亡したときは、その退院又は死亡の日）までの期間について算定するものとし、支払通知を受けた日から 10 日目の日（退院又は入院中死亡したときは、支払通知を受けた日）を支払期限とする。

3 前項の支払期限が市立病院の休日に当たるときは、その直後の市立病院の休日でない日を支払期限とする。

(診療等の拒否及び退院等)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(1) 入院の必要を認めないとき。

(2) 患者が定数に達したとき。

(3) 利用料金、手数料その他の料金を滞納し、又は市立病院の諸規程に違反したとき。

(4) 風紀又は公の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。

(5) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第55号

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則

名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の 1条を加える。

（保安のための措置を講じている場合の内部点検時期）

第15条の 2 省令第62条の 5第 1項本文の規定による屋外貯蔵タンクに保安のための措置を講じている旨の届出をしようとする者は、同条第 2項に規定する届出書 2部を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の届出を受理したときは、第 7条の規定を準用する。

第16条の 2第 1項中「第62条の 5の 2第 2項ただし書」を「第62条の 5の 2第 3項」に改め、同条第 2項中「第62条の 5の 3第 2項ただし書」を「第62条の 5の 3第 3項」に改める。

第20号様式の 3の 2及び第20号様式の 3の 3中「第62条の 5の 2第 2項ただし書」を「第62条の 5の 2第 3項」に改める。

第20号様式の 3の 4及び第20号様式の 3の 5中「第62条の 5の 3第 2項ただし書」を「第62条の 5の 3第 3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市危険物規制規則の規定に基づいて交付されている承認書及び不承認書は、この規則による改正後の名古屋市危険物規制規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第56号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「OCR 票（別記第 3 号様式）」を「特定行政庁が別に定める OCR 票」に、「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第15条第 1 項の表の 3 項左欄中「第19条第 3 項」を「第19条第 4 項」に改める。

第24条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) その他特定行政庁が必要と認めて指示した図書

第24条第 3 項を削る。

第25条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) その他特定行政庁が必要と認めて指示した図書

第31条第 1 項中「第11条の 4 第 3 項」を「第11条の 3 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第11条の 4 第 1 項」を「第11条の 3 第 1 項」に改める。

別記目次中「第 3 号様式 OCR 票」を「第 3 号様式 削除」に、「第 25 号様式 説明状況報告書」を「第 25 号様式 削除」に改める。

別記第 1 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

別記第 9 号様式中「㊟」を削る。

別記第 10 号様式中「㊟」を削り、同様式注中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とする。

別記第 11 号様式表面中「㊟」を削り、同様式注中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別記第 14 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 15 号様式中「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 16 号様式表面中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式表面注を削り、同様式裏面中「又は隣地」を削り、同様式裏面注 2 の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は隣地」を削る。

別記第 18 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 19 号様式表面中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式表面注を削り、同様式裏面中「又は隣地」を削り、同様式裏面注 2 の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は隣地」を削る。

別記第 20 号様式及び第 21 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 22 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第 23 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注 1 の項を削り、同様式注 2 の項を同様式注とする。

別記第 25 号様式を次のように改める。

第25号様式 削除

別記第27号様式及び第28号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とする。

別記第29号様式及び第31号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式注1の項を削り、同様式注2の項を同様式注とする。

別記第32号様式表面中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式表面注中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り上げる。

別記第36号様式中「㊟」を削り、同様式注中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から9の項までを1項ずつ繰り上げる。

別記第37号様式中「㊟」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同様式注8の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同様式注7の項とし、同様式注9の項を同様式注8の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第57号

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則（昭和58年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を削り、第６号を第４号とする。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第58号

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同室推進係長及び同室主査」を「総務局職員部主幹（内部統制等）、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室推進係長及び総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室主査」に改め、同条第 2 号中「、病院局」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第59号

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (3) 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第 101 号）第19条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第 8 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第21条第 1 項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第 8 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。以下同じ。）のみを寄附した者
- (4) 氏名（法人にあつては、その名称）又は住所が明らかでない者

第 3 条第 4 項中「寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所が明

らかな寄附金」を「第 1 項各号に掲げる者以外のものからの寄附金（休眠預金等交付金関係助成金を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 60 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき特定事業主等を定める規則（平成 27 年名古屋市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 15 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、本則の表中

「

病院局長	病院局長が任命する職員

」

を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「補助職員」の次に「並びに名古屋市立病院財務規則（令和 3年名古屋市規則第53号。以下「財務規則」という。）第 2条に規定する企業出納員」を加える。

第 7条を第 8条とし、第 6条中「第 4条まで」の次に「及び前条」を加え、同条を第 7条とし、第 5条の次に次の 1条を加える。

（企業出納員）

第 6条 財務規則第 2条に規定するところにより配置される組織における企業出納員は、特に発令するもののほか、当該組織の構成員のうち健康福祉局健康部主幹（緑市民病院に係る調整）の職にある者をもって充てる。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「総務局行政改革推進部行政改革推進室」を「総務局行政部行政改革推進室」に改め、「健康福祉局新

型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室」の次に「、同部新型コロナウイルス感染症対策室」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第11条第 1 項」の次に「本文」を加える。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、条例第11条第 1 項ただし書の規定により指定管理者を選定する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 199号

市民緑地の管理期間の変更について

平成18年名古屋市告示第 435号の一部を次のように変更します。

令和 3年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成18年10月 3日から平成33年 3月31日まで」を「平成18年10月 3日から令和 8年 3月31日まで」に変更します。

5 縦覧場所中「緑化推進課」を「緑地維持課」に変更します。

6 縦覧期間及び縦覧できる時間帯中「平成18年10月 3日から平成23年 3月31日まで」を「平成18年10月 3日から令和 8年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 200 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成27年名古屋市告示第 783 号）の一部を次のように改正します。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

表「規則第 6 条第 1 項第 3 号」の項を次のように改める。

規則第 6 条第 1 項第 3 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和26年法律第 237 号）第 2 条第 1 項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第 2 条第 1 項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 201号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
サン・ハート株式 会社 名古屋市西区新道 一丁目15番25号	ヘルパーステーシ ョン新道 名古屋市西区新道 一丁目14番13号	居宅介護 重度訪問介護	2310201468	令和 3年 3月 1日
合同会社ガジュマ ル 名古屋市中川区打 中二丁目 239番地	訪問介護事業所い ちご 名古屋市中川区打 中二丁目 239番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2311301747	令和 3年 3月 1日
合同会社クレッシ ェ 名古屋市中川区荒 子一丁目 114番地 の 2	多機能型事業所び ーの 名古屋市中川区高 畑一丁目71番地の 1	生活介護 就労継続支援 B型	2311301754	令和 3年 3月 1日
ウェルビー株式会 社	ウェルビー金山セ ンター	就労移行支援	2316101167	令和 3年 3月 1日

東京都中央区銀座 二丁目 3番 6号	名古屋市中区金山 二丁目16番22号			
株式会社ケア21 大阪市北区堂島二 丁目 2番 2号	ケア21川名公園 名古屋市昭和区川 原通 7丁目 5番地 の12	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316201017	令和 3年 3月 1日
株式会社 I B I S 東海 名古屋市中区上前 津一丁目 7番 2号	アイビス八事 名古屋市昭和区八 事本町 101番地の 11	就労継続支援 B型	2316201025	令和 3年 3月 1日
合同会社ぬくもり 名古屋市中村区塩 池町 2丁目14番 5 号	ぬくもりケアステ ーション 名古屋市北区平安 二丁目11番39号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301683	令和 3年 3月 1日
株式会社医療給食 名古屋市中村区中切 町 5丁目17番地	ショートステイオ アシス大河 名古屋市中村区中切 町 6丁目13番地	短期入所	2317301691	令和 3年 3月 1日
株式会社アルベロ 名古屋市中区城下 町 3丁目 9番地の 1	就労継続支援 B型 事業所ヴェルデ 名古屋市中区城下 町 3丁目 9番地の 1	就労継続支援 B型	2318101181	令和 3年 3月 1日
株式会社エバーア フター 名古屋市中村区名 駅四丁目 1番 3号	ウィズ 名古屋市中村区鳥 居通 4丁目16番地	共同生活援助	2320100270	令和 3年 3月 1日
ヴァンライズ有限 会社 名古屋市中村区東茶	マイホーム 名古屋市中村区中川 本町 5丁目 1番地	共同生活援助	2321200186	令和 3年 3月 1日

屋二丁目77番地の 2	の 1			

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 202号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人リガーレ 名古屋市中村区宿 跡町 1丁目71番地 の 1	相談支援事業所リ ガーレ 名古屋市中村区宿 跡町 1丁目71番地 の 1	特定相談支援 一般相談支援	2330100203	令和 3年 3月 1日
一般社団法人一社 福祉会 名古屋市名東区高 社一丁目 221番地	一社相談支援事業 所 名古屋市名東区高 社一丁目 221番地	特定相談支援 一般相談支援	2338000223	令和 3年 3月 1日
		障害児相談支 援	2378000224	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 203号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第56条に規定する指定避難施設として、次のとおり指定しました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社マツザワ瓦店笈瀬倉庫	名古屋市中川区笈瀬町 2丁目45番地の 1	令和 2年 2月14日
わたつみ保育園	名古屋市中川区下之一 色町字中ノ切 4番地	令和 2年 3月31日
タイハウ熱田六番南ビル	名古屋市熱田区六番三 丁目18番 5号	令和 2年 4月15日
イオンタウン熱田千年	名古屋市熱田区千年一 丁目16－30	令和 2年 4月15日
株式会社センダン センダン港	名古屋市港区遠若町 2 － 7	令和 2年 4月15日
アビタシオン山田	名古屋市港区甚兵衛町 4－ 1－ 1	令和 2年 4月15日
サンハイツ麻里	名古屋市港区善南町12	令和 2年 4月15日
ユニー株式会社ポートウォーク みなとアピタ港店	名古屋市港区当知二丁 目1501	令和 2年 4月15日

レジデンス港西	名古屋市港区宝神二丁目2008	令和 2年 4月15日
フラット 1	名古屋市南区豊田一丁目14－16	令和 2年 4月15日
モラリス豊	名古屋市南区豊二丁目35－12	令和 2年 4月15日
グランメール37	名古屋市緑区大高町字鳥戸37－ 1	令和 2年 4月15日
株式会社エム・エー・テック安藤ビル	名古屋市緑区鳴海町字京田96－ 1	令和 2年 4月15日
グリーンハイツ	名古屋市熱田区切戸町2－ 118	令和 2年 4月27日
ソレイユかどや	名古屋市熱田区南一番町10－ 1	令和 2年 4月27日
パークサイドグロリア	名古屋市中川区細米町2－70	令和 2年 4月27日
みず貴	名古屋市港区善南町 8	令和 2年 4月27日
杉江精機株式会社	名古屋市港区千年三丁目 101－12	令和 2年 4月27日
本宮ハイツ山田	名古屋市港区本宮町 8－29－ 1	令和 2年 4月27日
丸美ロイヤル港	名古屋市港区千鳥一丁目13－12	令和 2年 4月27日
エクシード	名古屋市南区堤起町 1－41	令和 2年 4月27日
明治屋ビルディング	名古屋市南区内田橋二丁目37－ 4	令和 2年 4月27日
みらいろ	名古屋市港区正保町八	令和 2年 4月27日

	丁目 110番地	
ハイツE L E N C I A	名古屋市南区豊一丁目 31番 3号	令和 2年 4月27日
サンドミール	名古屋市中川区馬手町 2-94	令和 2年 5月 7日
F Qビル	名古屋市中川区尾頭橋 三丁目 4- 3	令和 2年 5月 7日
前田商店	名古屋市港区小碓一丁 目 280-1	令和 2年 5月 7日
第 7近藤ビル	名古屋市港区寺前町 2	令和 2年 5月 7日
スペリア須成	名古屋市港区須成町 3 -63- 1	令和 2年 5月 7日
シーガル宝神	名古屋市港区宝神町字 会所裏 706-44	令和 2年 5月 7日
鬼頭第 2土古ビル	名古屋市港区土古町 4 -72	令和 2年 5月 7日
あおいマンション	名古屋市南区源兵衛町 1-35	令和 2年 5月 7日
ユーハウス第 2正徳	名古屋市港区正徳町 4 丁目59番地	令和 2年 5月11日
グランドヒルズ正徳町 2番館	名古屋市港区正徳町 3 丁目71番地	令和 2年 5月11日
愛知海運	名古屋市港区名港二丁 目 9-31	令和 2年 5月15日
名港ビル	名古屋市港区入船二丁 目 4- 6	令和 2年 5月15日
第 2名港ビル	名古屋市港区入船二丁 目 2-28	令和 2年 5月15日

特別養護老人ホーム 東茶屋御苑	名古屋市港区東茶屋二丁目 401－ 1	令和 2年 5月15日
メゾンサンヒル	名古屋市港区川西通 5－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 1号棟	名古屋市港区九番町 1－ 1－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 2号棟	名古屋市港区九番町 1－ 1－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 4号棟	名古屋市港区九番町 1－ 1－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 5号棟	名古屋市港区九番町 1－ 1－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 6号棟	名古屋市港区九番町 1－ 1－ 1	令和 2年 5月15日
中駒九番団地 7号棟	名古屋市港区九番町 2－11－ 1	令和 2年 5月15日
プリオール港西	名古屋市港区十一屋二丁目 339	令和 2年 5月15日
サンモールⅤ	名古屋市港区春日野一丁目 802－ 1	令和 2年 5月15日
メゾン二村	名古屋市港区春日野三丁目1502	令和 2年 5月15日
メゾン二村Ⅱ	名古屋市港区春日野三丁目 902－ 1	令和 2年 5月15日
メゾン二村Ⅲ	名古屋市港区春日野三丁目 902－ 2	令和 2年 5月15日
ハピネス知多	名古屋市港区知多二丁目2218	令和 2年 5月15日
第 2コーポ明利	名古屋市港区小碓四丁	令和 2年 5月15日

	目90番地	
(株) ヤマナカ柴田店・エディオン柴田店	名古屋市南区鳴浜町 5 丁目 1ー 1、 2	令和 2年 5月15日
安井ビル	名古屋市南区内田橋二 丁目 510番地	令和 2年 5月15日
サンヴェール柴田	名古屋市南区柴田町 1 ー17ー 1	令和 2年 5月15日
ネスト三吉	名古屋市南区三吉町 1 ー80	令和 2年 5月15日
シャルマンコーポ北頭	名古屋市南区弥次エ町 1ー 8	令和 2年 5月15日
フラット 2	名古屋市南区豊田四丁 目 3番52号	令和 2年 5月25日
クレーレ浅井	名古屋市中川区打中一 丁目31	令和 2年 5月27日
プラティークあらこ	名古屋市中川区荒子一 丁目 203	令和 2年 5月27日
第三銀行八田社宅	名古屋市中川区八田本 町46	令和 2年 5月27日
ネクステージあらこ	名古屋市中川区荒子二 丁目42	令和 2年 5月27日
サンつゆはし	名古屋市中川区露橋一 丁目30ー24	令和 2年 5月27日
花塚コーポラス	名古屋市中川区花塚町 1ー 102	令和 2年 5月27日
シティコーポあらこし 1号館	名古屋市中川区荒越町 1ー 3ー 1	令和 2年 5月27日
シティコーポあらこし 3号館	名古屋市中川区荒越町 1ー 3ー 1	令和 2年 5月27日

オリエントグリーンハイツ澄池	名古屋市中川区澄池町 12-28	令和 2年 5月27日
NATURE AND AIR	名古屋市中川区畑田町 3-43- 1	令和 2年 5月27日
メゾン美竹	名古屋市港区十一屋二 丁目 436- 1	令和 2年 5月27日
第 2コーポ豊	名古屋市港区七反野一 丁目 602	令和 2年 5月27日
南陽老番館	名古屋市港区知多三丁 目 401	令和 2年 5月27日
第 5コーポ豊	名古屋市港区七反野一 丁目 802	令和 2年 5月27日
アベニュー南陽町	名古屋市港区七反野一 丁目 810	令和 2年 5月27日
シンザン南陽店（立体駐車場）	名古屋市港区知多一丁 目 214	令和 2年 5月27日
宝小碓ハイツ	名古屋市港区小碓四丁 目 320	令和 2年 5月27日
宇佐美ビル	名古屋市港区浜一丁目 1-14	令和 2年 5月27日
メガコンコルド1220 名古屋み なと23号通り店	名古屋市港区遠若町 2 丁目59番地の 2	令和 2年 5月27日
大同特殊鋼（株）星崎工場 体 育館	名古屋市南区大同町 2 -30	令和 2年 5月27日
柴田マンション	名古屋市南区柴田町 6 -14	令和 2年 5月27日
オーキッドマンション星崎	名古屋市南区元塩町 3 - 1- 5	令和 2年 5月27日
星崎運輸	名古屋市南区南野二丁	令和 2年 5月27日

	目58	
株式会社ジョウナン 本社ビル	名古屋市南区六条町 4 ー 117	令和 2年 5月27日
ニューコーポ堤	名古屋市南区堤町 2ー 96ー 2	令和 2年 5月27日
パークサイド幹	名古屋市南区元柴田東 町 1ー21	令和 2年 5月27日
オーキッドマンション笠寺	名古屋市南区弥次エ町 3ー82ー 1	令和 2年 5月27日
プレスイン明治	名古屋市南区明治二丁 目2508番地	令和 2年 5月27日
ロジクロス名古屋笠寺	名古屋市南区東又兵エ 町 1ー57ー 2	令和 2年 5月27日
シャンポール鶴見	名古屋市南区鶴見通 6 ー 2ー 6	令和 2年 5月27日
ライオンズマンション大高第 2	名古屋市緑区大高町字 東千正坊13	令和 2年 5月27日
社会福祉法人日進福祉会 特別 養護老人ホーム大高	名古屋市緑区大高町字 東千正坊 6	令和 2年 5月27日
中部電力パワーグリッド株式会 社緑営業所	名古屋市緑区大高町字 東正地71ー 1	令和 2年 5月27日
わいわい長屋・グループホーム いりやあせ	名古屋市南区源兵衛町 1丁目 6番地	令和 2年 6月 2日
名古屋掖済会病院職員住宅	名古屋市中川区松年町 4ー31	令和 2年 6月 4日
メゾンソシアル	名古屋市中川区松年町 1ー70ー 1	令和 2年 6月 4日
GAZE Hills ‘18	名古屋市中川区昭和橋 通 1ー12ー 2	令和 2年 6月 4日

ヒロタマンション	名古屋市中川区上脇町 2-146	令和 2年 6月 4日
フルリールメゾン	名古屋市中川区上流町 2-95	令和 2年 6月 4日
(株) カイナン	名古屋市中川区四女子 町 4-43	令和 2年 6月 4日
医療法人生生会 松蔭病院 (南 病棟)	名古屋市中川区打出二 丁目70	令和 2年 6月 4日
Kブランドール	名古屋市中川区尾頭橋 三丁目15-11	令和 2年 6月 4日
真栄マンション愛知町	名古屋市中川区愛知町 29- 1	令和 2年 6月 4日
グランド三栄	名古屋市中川区西中島 一丁目 603	令和 2年 6月 4日
第 2三栄ハイツ	名古屋市中川区西中島 一丁目 506	令和 2年 6月 4日
パーシモンガーデン	名古屋市中川区中島新 町四丁目1312	令和 2年 6月 4日
スーパースポーツゼビオ 名古 屋富田店	名古屋市中川区富田町 大字榎津西乗江 525- 2	令和 2年 6月 4日
中川コロナワールド	名古屋市中川区江松三 丁目 110	令和 2年 6月 4日
クラリティガーデン	名古屋市中川区下之一 色町字権野23- 1	令和 2年 6月 4日
加藤マンション	名古屋市中川区下之一 色町字権野86- 1	令和 2年 6月 4日
ライオンズマンション南陽町第 2	名古屋市港区知多二丁 目1101	令和 2年 6月 4日

ユーハウス南陽	名古屋市港区小賀須三丁目1010	令和 2年 6月 4日
ユーハウス本宮	名古屋市港区本宮町 1-41- 1	令和 2年 6月 4日
ベルメゾン大山	名古屋市港区惟信町 1-26- 1	令和 2年 6月 4日
シャトーラメール	名古屋市港区惟信町 3-25- 1	令和 2年 6月 4日
シャトービオレ	名古屋市港区神宮寺二丁目 102	令和 2年 6月 4日
シャトーパルシェ	名古屋市港区宝神五丁目1031- 1	令和 2年 6月 4日
東京インテリア 名古屋本店	名古屋市港区川園一丁目 111	令和 2年 6月 4日
メディコート	名古屋市南区豊田一丁目30- 1	令和 2年 6月 4日
忠道マンションA棟	名古屋市南区豊田五丁目15-30	令和 2年 6月 4日
忠道マンションB棟	名古屋市南区豊田五丁目15-30	令和 2年 6月 4日
ニューユウチク	名古屋市南区戸部下一丁目 354番地	令和 2年 6月 4日
白水公園ハイツ	名古屋市南区滝春町19- 1	令和 2年 6月 4日
サニーウェル神松	名古屋市南区神松町 1-18	令和 2年 6月 4日
株式会社平成観光 KEI Z 大高店	名古屋市緑区大高町字西正地45	令和 2年 6月 4日
ロイヤルシティ松本	名古屋市中川区吉津二	令和 2年 6月 5日

	丁目 518番地	
ファミリー日比野	名古屋市熱田区大宝四 丁目 9-27	令和 2年 6月12日
浅井コーポⅢ	名古屋市中川区運河町 407	令和 2年 6月12日
メゾン大成	名古屋市中川区八熊一 丁目 9-20	令和 2年 6月12日
エトワール八田	名古屋市中川区八田町 1813	令和 2年 6月12日
(株) 矢木楽器店本社ビル	名古屋市中川区八田町 1902	令和 2年 6月12日
レインボー二女子	名古屋市中川区二女子 町 1- 8- 1	令和 2年 6月12日
パールシティ88	名古屋市中川区十番町 3-15- 1	令和 2年 6月12日
第 2高杉マンション	名古屋市中川区高杉町 260	令和 2年 6月12日
第 3高杉マンション	名古屋市中川区高杉町 251	令和 2年 6月12日
第 5高杉マンション	名古屋市中川区高杉町 20- 1	令和 2年 6月12日
ボナール畑田	名古屋市中川区昭和橋 通 6丁目16	令和 2年 6月12日
ニューコーポ伏屋	名古屋市中川区前田西 町二丁目1003	令和 2年 6月12日
昴アネックス	名古屋市中川区助光二 丁目 203	令和 2年 6月12日
昴スケミツ	名古屋市中川区助光二 丁目 902	令和 2年 6月12日

ジュネスA・ミヤワキ	名古屋市中川区宮脇町 2-62	令和 2年 6月12日
ヤマトマンション馬手	名古屋市中川区馬手町 1-98	令和 2年 6月12日
医療法人 開生会 老人保健施設ラベンダー	名古屋市中川区福島一丁目 148	令和 2年 6月12日
スペクトル船頭場	名古屋市港区船頭場一丁目 107	令和 2年 6月12日
KEIZ 港店（自走式駐車場）	名古屋市港区砂美町 151	令和 2年 6月12日
シルバーライフ月東	名古屋市港区小碓一丁目38- 2	令和 2年 6月12日
小島ビル	名古屋市南区西又兵衛町 2- 101	令和 2年 6月12日
サンシャインミナミ	名古屋市南区豊田二丁目 4-16	令和 2年 6月12日
サンシャインミナミⅡ	名古屋市南区豊一丁目 3503番地	令和 2年 6月12日
スカイハイツふ志	名古屋市南区三吉町 1 -64	令和 2年 6月12日
日比野団地 2 号棟	名古屋市熱田区中出町 2-22	令和 2年 6月16日
メゾンT・S・N	名古屋市熱田区青池町 3-74	令和 2年 6月16日
KS グリーンホームズ	名古屋市中川区中郷一丁目 228	令和 2年 6月16日
FORM GP	名古屋市中川区二女子町 6-86	令和 2年 6月16日
OS・SKYマンション西中島	名古屋市中川区西中島	令和 2年 6月16日

Ⅱ	二丁目 606	
メゾンドUM	名古屋市中川区福川町 3－1－24	令和 2年 6月16日
東邦ガス エネルギーセンター	名古屋市港区港明二丁目 3－1	令和 2年 6月16日
スーパービバホーム名古屋南店	名古屋市南区豊田五丁目 21－1	令和 2年 6月16日
サンハイツ大山	名古屋市南区内田橋二丁目 2402番地	令和 2年 6月16日
V g T R E E	名古屋市中川区五女子町 1－78－1	令和 2年 6月24日
山寄ビル	名古屋市中川区吉津三丁目 1906	令和 2年 6月24日
名古屋自動車学校港校	名古屋市港区八百島二丁目 2103	令和 2年 6月24日
グループホームほっと館なみき	名古屋市南区内田橋二丁目 404番地他 4 筆	令和 2年 6月24日
レジデンス内田橋	名古屋市南区内田橋一丁目 701番地他 1 筆	令和 2年 6月24日
ペルテ内田橋	名古屋市南区内田橋一丁目 1431番地他 2 筆	令和 2年 6月24日
雀荘 葵	名古屋市南区鳴浜町 3 － 5	令和 2年 6月24日
愛知時計電機株式会社本社ビル	名古屋市熱田区千年一丁目 2 番70号	令和 2年 6月24日
ユーハウス六番町	名古屋市熱田区大宝四丁目 9－20	令和 2年 7月 1日
メゾンイトウ	名古屋市中川区十番町 4－1－2	令和 2年 7月 1日

シャトーブランエブルー	名古屋市港区甚兵衛通 1－5－1	令和 2年 7月 1日
鬼頭小碓ビル	名古屋市港区小碓二丁目 214	令和 2年 7月 1日
鬼頭正徳ビル	名古屋市港区正徳町 6 －32	令和 2年 7月 1日
株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海 名古屋みなと物流センター	名古屋市港区稲永三丁目 8 番 2 号	令和 2年 7月 1日
ヨシヅヤ太平通り店	名古屋市中川区宮脇町 2－11	令和 2年 7月 9日
ボンメゾン	名古屋市中川区福船町 5－2－5	令和 2年 7月 9日
アネックスコート比翼	名古屋市中川区一色新町二丁目 101	令和 2年 7月 9日
社会福祉法人共愛会 共愛病院	名古屋市中川区下之一色町字権野 148－1	令和 2年 7月 9日
フロイデ小賀須	名古屋市港区小賀須四丁目1124	令和 2年 7月 9日
パストラル知多	名古屋市港区知多一丁目 104	令和 2年 7月 9日
アーバンヒルズ明治	名古屋市南区明治二丁目1019番地	令和 2年 7月 9日
エスポア内田橋	名古屋市南区明治一丁目 427番地	令和 2年 7月 9日
ハイツサンルート	名古屋市南区三条二丁目 412番	令和 2年 7月 9日
ユーハウス宝生	名古屋市南区堤起町 1 －1	令和 2年 7月 9日

REARU HIMURO	名古屋市南区豊二丁目 30－32	令和 2年 7月 9日
ロイヤルピジョンライズ	名古屋市中村区烏森町 6－ 191	令和 2年 7月15日
ロイヤルピジョン八田	名古屋市中村区並木二 丁目 256	令和 2年 7月15日
セトル正徳	名古屋市港区正徳町 5 － 5	令和 2年 7月15日
ストーク内田橋	名古屋市南区内田橋一 丁目 430番地他 1 筆	令和 2年 7月15日
昴フシヤ	名古屋市中川区伏屋三 丁目1204番地の 1	令和 2年 7月16日
メガコンコルド1220名古屋みな と23号通り店（店舗棟）	名古屋市港区遠若町 2 丁目60番地の 8	令和 2年 7月27日
医療法人幸世会 介護老人保健 施設 セントラル堀田	名古屋市瑞穂区田光町 1－ 4	令和 2年 7月28日
特別養護老人ホーム オーネス ト神穂	名古屋市瑞穂区神穂町 5－10	令和 2年 7月28日
名鉄交通株式会社南ビル	名古屋市瑞穂区浮島町 5－ 1	令和 2年 7月28日
TRILLION	名古屋市港区宝神二丁 目2607	令和 2年 7月28日
ライオンズマンション稲永	名古屋市港区稲永三丁 目 5－23	令和 2年 7月28日
医療法人杏園会 介護老人保健 施設 トリトン	名古屋市港区西倉町 1 －14	令和 2年 7月28日
老人保健施設 ケア・サポート 新茶屋	名古屋市港区新茶屋三 丁目 901	令和 2年 8月 5日
老人保健施設 かいこう	名古屋市港区新茶屋三	令和 2年 8月 5日

	丁目 915	
なごやかハウス丸池	名古屋市港区丸池町 1 － 3	令和 2年 8月 5日
介護老人保健施設 セントラル 内田橋	名古屋市南区内田橋一 丁目 4－24	令和 2年 8月 5日
アーベントビル	名古屋市南区柴田町 2 －10－ 1	令和 2年 8月 5日
サンライズマンション	名古屋市南区柴田町 1 － 5－ 1	令和 2年 8月 5日
トーエネック教育センター ク リエイトホール	名古屋市南区滝春町 1 －79	令和 2年 8月 5日
サンモールタナカ	名古屋市中川区太平通 5－38	令和 2年 8月17日
ぜんしん保育園	名古屋市港区善進本町 191	令和 2年 8月17日
木場清里苑	名古屋市港区木場町 1 －11	令和 2年 8月17日
臨港病院	名古屋市港区名港二丁 目 9－43	令和 2年 8月17日
国際留学生会館	名古屋市港区港栄二丁 目 2－29	令和 2年 8月17日
グレース堀田	名古屋市瑞穂区明前町 1－ 8	令和 2年 8月17日
ららぽーと名古屋みなとアクル ス 立体駐車場棟	名古屋市港区港明二丁 目 3－ 2	令和 2年 9月 4日
ラ・ヴァールス小西	名古屋市港区小賀須四 丁目 650番地	令和 2年 9月11日
エーデル小賀須	名古屋市港区小賀須四 丁目 722番地	令和 2年 9月11日

グランドール横前	名古屋市中村区横前町 66	令和 2年 9月23日
コーポ奈津	名古屋市中川区大畑町 2-14- 1	令和 2年 9月23日
サンシャイン千鳥	名古屋市港区千鳥一丁 目11番 5 号	令和 2年 9月25日
独立行政法人地域医療機能推進 機構 中京病院（本館）	名古屋市南区三条一丁 目 1 番10号	令和 2年10月 7日
マリポーサ上田	名古屋市中川区大当郎 二丁目1501	令和 2年10月 7日
リーデンススクエア八田	名古屋市中村区岩塚町 字一里山 1- 7	令和 2年10月20日
ユーハウス蜷橋	名古屋市中川区大山町 64	令和 2年10月20日
ニューコーポ南陽	名古屋市港区船頭場二 丁目 222	令和 2年10月20日
南海ビル	名古屋市南区白水町38 - 5	令和 2年11月10日
ナンカイビル	名古屋市南区白水町37 - 8	令和 2年11月10日
光立マンション	名古屋市中川区長良町 3-11	令和 2年12月 9日
第 2 中柳ハイツ	名古屋市中川区西中島 一丁目 510	令和 2年12月 9日
オーネスト紫の郷	名古屋市中川区富永四 丁目 278	令和 2年12月 9日
マルハン中川店	名古屋市中川区江松五 丁目 816	令和 2年12月 9日
中岡ビル	名古屋市南区元柴田東	令和 2年12月 9日

	町 2-31- 1	
サンシャイン伊藤	名古屋市南区三条一丁目 402番地	令和 2年12月 9日
宇佐美ビル	名古屋市南区柴田本通 2-12- 1	令和 2年12月 9日
マルシェ小島	名古屋市南区豊田四丁目 6-33	令和 2年12月 9日
医療法人名南会 名南病院	名古屋市南区南陽通 5- 1- 3	令和 2年12月 9日
カワキタビル	名古屋市南区観音町 5-41	令和 2年12月 9日
華の郷 南陽	名古屋市港区新茶屋一丁目1728番地	令和 2年12月10日
アネックス高畑	名古屋市中川区高畑四丁目 143	令和 2年12月15日
ファミリー大畑	名古屋市中川区大畑町 2-14- 2	令和 2年12月15日
オーネスト戸田川	名古屋市中川区富永四丁目 266	令和 2年12月15日
GOLD玉越 中川店	名古屋市中川区長須賀一丁目 201	令和 2年12月15日
カサ・フェリス中柳	名古屋市中川区西中島二丁目 502	令和 2年12月15日
特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽	名古屋市港区新茶屋一丁目1701	令和 2年12月15日
大丸 星崎店	名古屋市南区南野一丁目91	令和 2年12月15日
特別養護老人ホーム 内田橋清涼苑	名古屋市南区明治一丁目 6- 9	令和 2年12月15日

コーポ中野	名古屋市中川区八幡本 通 2-27	令和 2年12月23日
イオンモール名古屋みなと	名古屋市港区品川町 2 - 1- 6	令和 2年12月23日
イオン南陽 ショッピングセン ター	名古屋市港区春田野一 丁目 330	令和 2年12月23日
中部工業株式会社	名古屋市南区南野三丁 目19	令和 2年12月23日
グランピア星崎	名古屋市南区元鳴尾町 47番地	令和 2年12月23日
DCMカーマ 八田店	名古屋市中村区野田町 字経田64	令和 3年 1月12日
高畑 101ビル	名古屋市中川区高畑二 丁目 101	令和 3年 1月12日
K Tハウス	名古屋市中川区柳島町 4-39	令和 3年 1月12日
カーマホームセンター 中川富 田店	名古屋市中川区富田町 大字榎津字布部田 462	令和 3年 1月12日
シャルマンコーポ木場町 1 棟	名古屋市港区木場町 9 -11	令和 3年 1月12日
シャルマンコーポ木場町 2 棟	名古屋市港区木場町 9 -11	令和 3年 1月12日
医療法人東樹会 あずまりハビ リテーション病院	名古屋市港区入船二丁 目 1-15	令和 3年 1月12日
レインボー港店	名古屋市港区寛政町 4 -34	令和 3年 1月12日
レインボー港店（駐車場棟）	名古屋市港区寛政町 4 -34	令和 3年 1月12日
特別養護老人ホーム 第Ⅱ港寿	名古屋市港区寛政町	令和 3年 1月12日

楽苑	1- 32	
株式会社ワキタ 名古屋みなと 営業所	名古屋市港区神宮寺 2 丁目 702	令和 3年 1月12日
ストロベリーガーデン	名古屋市港区畑中一丁 目 303	令和 3年 1月12日
特別養護老人ホーム 南生苑	名古屋市南区西又兵エ 町 4- 8- 2	令和 3年 1月12日
氷室エーケーマンション	名古屋市南区明治二丁 目3207番地 他 1 筆	令和 3年 1月12日
ウィング大江川	名古屋市南区元塩町 4 -15	令和 3年 1月12日
ハットリビル	名古屋市南区柴田本通 3-13	令和 3年 1月12日
ハイツマキⅡ	名古屋市南区堤町 2 丁 目41番地	令和 3年 1月12日
パークハウス八田	名古屋市中川区八田町 2304	令和 3年 1月27日
グリュックハーベン	名古屋市中川区高畑三 丁目 115	令和 3年 1月27日
ヴィラエイト	名古屋市中川区荒子二 丁目45	令和 3年 1月27日
宝マンション川間町	名古屋市港区川間町 3 -42	令和 3年 1月27日
宝マンション川間町スクエア	名古屋市港区川間町 1 -11	令和 3年 1月27日
宝正徳公園ハイツ	名古屋市港区正徳町 1 -19	令和 3年 1月27日
特別養護老人ホーム なごやか ハウス神宮寺	名古屋市港区神宮寺二 丁目 201	令和 3年 1月27日

フィールEQV o ! 入場店	名古屋市港区正保町 8 －57	令和 3年 1月27日
宝マンション小碓第 2	名古屋市港区小碓四丁 目 198	令和 3年 1月27日
宝マンション本宮公園	名古屋市港区本宮町 5 －11	令和 3年 1月27日
ファミリーレミナと第 2	名古屋市港区十一屋二 丁目87	令和 3年 1月27日
ファミリーレミナと第 3	名古屋市港区十一屋二 丁目 292－ 1	令和 3年 1月27日
ファミリーレミナと第 5	名古屋市港区十一屋二 丁目 395－ 2	令和 3年 1月27日
宝マンション宝神	名古屋市港区宝神四丁 目 505	令和 3年 1月27日
宝マンション港西	名古屋市港区十一屋二 丁目 275	令和 3年 1月27日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 204号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、 字野田、字野畑、字洗堰、字瓢箪、字比良脇、字外新田、字東新川、字長田、字薄山、字西新川、字郷前、字下前、字市場屋敷、大字比良字野市場、大字上小田井字坂井戸、字東古川、字天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字味鉢字落合、大字喜惣治新田字中島、福德町字七合、字溝向、字戸太夫割	図面西37の 16の区域	昭和46年 8 月 1日

」

を

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、 字野田、字野畑、字洗堰、字瓢 箆、字比良脇、字外新田、字東 新川、字長田、字薄山、字西新 川、字郷前、字下前、字市場屋 敷、大字比良字野市場、大字上 小田井字坂井戸、字東古川、字 天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字 味鈍字落合、大字喜惣治新田字 中島、福德町字七合、字溝向、 字戸太夫割	図面西37の 17の区域	昭和46年 8 月 1日

」

に、

「

太鼓ヶ根西 公園	守山区大字吉根字太鼓ヶ根	図面守山 116の区域	令和 2年 4 月 9日

」

を

「

太鼓ヶ根西 公園	守山区大字吉根字太鼓ヶ根	図面守山 116の区域	令和 2年 4 月 9日
西の原公園	守山区大字下志段味字池田、字 上東禅寺、字北荒田、字下東禅 寺、字西島、字西ノ原	図面守山 117の区域	令和 3年 3 月31日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年 3月31日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 205号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
メイト歯科	名古屋市名東区高間町 501番地の 1	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 206号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称	旧	i — c a r e
	新	ケアコール千種
介護事業所の所在地		名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号
変 更 年 月 日		令和 3年 1月 1日

介護事業者の名称		合同会社アンケアセンター
介護事業者の所在地		名古屋市千種区京命一丁目22番28号
介護事業所の名称	旧	訪問介護アンケアセンター
	新	a n c a r e

介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区光が丘一丁目21番 2号
	新	名古屋市千種区京命一丁目22番28号
変 更 年 月 日		令和 2年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社ひまわり
介護事業者の所在地		名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1
介護事業所の名称		介護ステーションひまわり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地
	新	名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1
変 更 年 月 日		令和 2年12月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称		ひのとり整形在宅クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目71番地
	新	名古屋市北区山田二丁目 4番58号
変 更 年 月 日		令和 3年 1月18日

介護事業者の名称		株式会社マザーズプラス
介護事業者の所在地		名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
介護事業所の名称		ナースステーションプラス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
	新	名古屋市中村区若宮町 1丁目32番地
変 更 年 月 日		令和 2年12月15日

介護事業所の名称	旧	医療法人社団躍心会やくし歯科医院
	新	医療法人社団躍心会やくし歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地		名古屋市南区岩戸町18番23号
変 更 年 月 日		令和 2年11月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		ひのとり整形在宅クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目71番地
	新	名古屋市北区山田二丁目 4番58号
変更年月日		令和 3年 1月18日

介護事業所の名称	旧	医療法人社団躍心会やくし歯科医院
	新	医療法人社団躍心会やくし歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地		名古屋市南区岩戸町18番23号
変更年月日		令和 2年11月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		ひのとり整形在宅クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目71番地
	新	名古屋市北区山田二丁目 4番58号
変更年月日		令和 3年 1月18日

介護事業所の名称	旧	もみじ薬局
	新	あおぞら薬局
介護事業所の所在地		名古屋市西区浅間二丁目 7番18号
変更年月日		令和 2年11月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人社団躍心会やくし歯科医院
	新	医療法人社団躍心会やくし歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地		名古屋市南区岩戸町18番23号
変更年月日		令和 2年11月 1日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社マザーズプラス
介護事業者の所在地		名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
介護事業所の名称		福祉用具貸与販売プラス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
	新	名古屋市中村区若宮町 1丁目32番地
変更年月日		令和 2年12月15日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		有限会社ハートアンドケア
介護事業者の所在地		名古屋市守山区市場14番18号
介護事業所の名称		ケアプラン・はーと
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区鳥羽見三丁目17番 4号
	新	名古屋市守山区市場14番18号
変更年月日		平成24年11月 1日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		株式会社マザーズプラス
介護事業者の所在地		名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
介護事業所の名称		福祉用具貸与販売プラス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
	新	名古屋市中村区若宮町 1丁目32番地
変更年月日		令和 2年12月15日

8 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		セキスイオアシス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
介護事業所の名称		療養通所介護オアシスセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地

地	新	名古屋市瑞穂区竹田町 3丁目11番地
変 更 年 月 日	令和元年 5月13日	

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	ナースコール株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
介護事業所の名称	旧	i - c a r e
	新	ケアコール千種
介護事業所の所在地	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	
変 更 年 月 日	令和 3年 1月 1日	

介護事業者の名称	合同会社アンケアセンター	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区京命一丁目22番28号	
介護事業所の名称	旧	訪問介護アンケアセンター
	新	a n c a r e
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区光が丘一丁目21番 2号
	新	名古屋市千種区京命一丁目22番28号
変 更 年 月 日	令和 2年12月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ひまわり	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1	
介護事業所の名称	介護ステーションひまわり	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地
	新	名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年12月 1日	

10 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称	ナースコール株式会社

介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称	旧	i — c a r e
	新	ケアコール千種
介護事業所の所在地		名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号
変 更 年 月 日		令和 3年 1月 1日

11 ミニデイ型通所サービス

介護事業者の名称		セキスイオアシス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
介護事業所の名称		療養通所介護オアシスセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地
	新	名古屋市瑞穂区竹田町 3丁目11番地
変 更 年 月 日		令和元年 5月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 207号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田眼科	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 5番地	令和 2年 12月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田眼科	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 5番地	令和 2年 12月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
吉田眼科	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 5番地	令和 2年 12月 31日
ぺんぎん調剤薬局本町通 店	名古屋市中区丸の内二丁目 6番10号	令和 2年 12月 16日
ユタカ薬局広小路伏見	名古屋市中区栄二丁目 2番 1号	令和 3年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 208号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社よし 名古屋市中川区高杉町 251 番 地	訪問介護にしほ 名古屋市中川区高杉町 251 番 地	令和 2年 12月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
公益社団法人愛知県看護協会 名古屋市昭和区円上町26番18	愛知県看護協会立訪問看護ス テーションたかつじ	令和 3年 4月 1日

号	名古屋市昭和区円上町26番15号	

3 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人豊隆会 名古屋市千種区今池南 4番 1号	さくらデイサービスセンター 名古屋市名東区社台二丁目205番地	令和 3年 1月31日

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
公益社団法人愛知県看護協会 名古屋市昭和区円上町26番18号	愛知県看護協会立居宅介護支援事業所たかつじ 名古屋市昭和区円上町26番15号	令和 3年 4月 1日
ピースライフケア 名古屋市緑区乗鞍一丁目1811番地の11	ピースライフケア 名古屋市緑区乗鞍一丁目1811番地の11	令和 2年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 209号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
イオン薬局ワンダーシテ ィ店	名古屋市西区二方町40番地	令和 3年 4月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
サンハート薬局日比野店	名古屋市熱田区神野町 1丁目97番地	令和 3年 2月 1日

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
医療法人東樹会あずまり ハビリテーション病院	名古屋市港区入船二丁目 1番15号	令和 3年 2月 1日
医療法人いなぐま整形外科クリニック	名古屋市天白区池場三丁目1215番地	令和 3年 2月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 210号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ソシオ 名古屋市名東区猪高台二丁目 1201 番地	かざぐるま訪問介護事業所 名古屋市名東区猪高台二丁目 1201 番地	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 211号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		一般社団法人雇用促進協会
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池三丁目12番13号
介護事業所の名称	旧	介護ステーションきずな大森
	新	K S K介護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大森二丁目2302番地
	新	名古屋市千種区今池五丁目 1番 5号
変 更 年 月 日		令和 3年 1月 1日

介護事業者の名称	旧	株式会社ひだまり
	新	キョーワライブケア株式会社
介護事業者の所在	旧	名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地

地	新	名古屋市東区泉二丁目26番 2号
介護事業所の名称		訪問介護サービスひだまり
介護事業所の所在地		名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地
変更年月日		令和 2年12月 1日

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称		ケアコール藤が丘
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤見が丘59番地
	新	名古屋市名東区明が丘79番地
変更年月日		令和 2年12月 2日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称	旧	吹上よろづ訪問看護ステーション
	新	ぬくケアちくさ訪問看護
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池五丁目37番15号
	新	名古屋市千種区今池三丁目13番10号
変更年月日		令和 2年12月11日

介護事業者の名称	旧	株式会社ひだまり
	新	キョーワライブケア株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地
	新	名古屋市東区泉二丁目26番 2号
介護事業所の名称		訪問看護サービスひだまり
介護事業所の所在地		名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地
変更年月日		令和 2年12月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		あおぞら薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区浅間二丁目 7番18号
	新	名古屋市西区名駅二丁目 8番22号— 1
変更年月日		令和 3年 3月 8日

介護事業所の名称	旧	セントラル薬局
	新	リリーフ薬局名駅店
介護事業所の所在地		名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
変更年月日		令和 3年 2月 1日

介護事業所の名称		日本調剤みなと薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区港明一丁目10番17号
	新	名古屋市港区港明一丁目10番15号
変更年月日		令和 3年 3月 1日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社アンプリライブ
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目 4番地
介護事業所の名称		株式会社アンプリライブ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区桜見町 2丁目12番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目 4番地
変更年月日		令和元年 7月25日

5 福祉用具貸与

介護事業者の名称	旧	株式会社ひだまり
	新	キョーワライブケア株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地

地	新	名古屋市東区泉二丁目26番 2号
介護事業所の名称		福祉用具レンタルひだまり
介護事業所の所在地		名古屋市北区東味鋤一丁目1028番地
変更年月日		令和 2年12月 1日

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称		株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称	旧	吹上よろづ定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	新	ぬくケアちくさ定期巡回
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池五丁目37番15号
	新	名古屋市千種区今池三丁目13番10号
変更年月日		令和 2年 8月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称		ケアコール藤が丘
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤見が丘59番地
	新	名古屋市名東区明が丘79番地
変更年月日		令和 2年12月 2日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		ナースコール株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市千種区池下一丁目11番21号
介護事業所の名称		ケアコール藤が丘
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤見が丘59番地
	新	名古屋市名東区明が丘79番地

変 更 年 月 日	令和 2年12月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 212号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あけぼの歯科	名古屋市昭和区曙町 3丁目 7番地	令和 3年 3月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あけぼの歯科	名古屋市昭和区曙町 3丁目 7番地	令和 3年 3月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あけぼの歯科	名古屋市昭和区曙町 3丁目 7番地	令和 3年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 213号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
ナースコール株式会社 名古屋市千種区池下一丁目11 番21号	ケアコール千種 名古屋市千種区上野一丁目 2 番 7号	令和 3年 4月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
ナースコール株式会社 名古屋市千種区池下一丁目11	ナースコール在宅センター訪 問サービス	令和 3年 4月 1日

番21号	名古屋市千種区池下一丁目11 番21号	

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター今池南 名古屋市千種区今池南29番10号	令和 3年 2月 1日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター瑞穂 名古屋市瑞穂区白龍町 1丁目 70番地	令和 3年 1月 31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター喜多山 名古屋市守山区小幡四丁目 9 番 7号	令和 3年 1月 31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター桃山 名古屋市緑区桃山三丁目 510 番地	令和 3年 1月 31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター名古屋東 名古屋市名東区高社一丁目89 番地	令和 3年 1月 31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター天白 名古屋市天白区井口一丁目 901番地	令和 3年 1月 31日
株式会社ウェリナ 名古屋市天白区焼山一丁目 1004番地	居宅介護支援事業所ウェリナ 名古屋市天白区焼山二丁目 419番地	令和 3年 3月 31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 214号

名古屋市森林整備計画について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更しましたので、次のとおり縦覧に供します。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く、午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時30分まで。

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 215 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
東区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
5 月 12 日（水）	千種生涯学習センター（駐輪場）
5 月 24 日（月）	東生涯学習センター（玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 216号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和 3年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
鈴 木 明 男	名古屋市守山区大字中志段味字吉田洞2911番地の 310

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 217号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）
の指定及び形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定の解
除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定
有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届
出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第
58条第 5項第12号に該当します。

この指定に伴い、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規
定に基づき、当該区域に係る令和 2年名古屋市告示第 735号により指定した形
質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の一部を解除します。

令和 3年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）に指定する土地
名古屋市港区潮風町76番の一部

- 2 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定を解除する土地
名古屋市港区潮風町76番の一部

- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ
及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにポ
リ塩化ビフェニル

4 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

5 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル（土壌溶出量基準）

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物（土壌含有量基準）

6 区域の種類を変更する理由

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号に該当しないことが判明したため。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 218号

土壌汚染等対策指針の一部改正について

土壌汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第 413号）の一部を次のように改正します。

令和 3年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

別表 6 カドミウム及びその化合物の項中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に、トリクロロエチレンの項中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この告示は、令和 3年 4月 1日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 219 号

令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た かし

1 令和 3 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	752,902 t / 年
し 尿 及 び 浄 化 槽 汚 泥	31,239kl / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

2 R の取組を推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働き

かけ、2 Rの取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進施策

協定方式による独自の「レジ袋有料化」を平成21年4月に全市拡大し、全国に先駆けて取組を進めてきました。令和2年7月から全国一律のレジ袋有料化が始まりましたが、これを受けてより一層レジ袋削減の取組を進めるとともに、市民の大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促すための広報等を実施します。

また、レジ袋以外にもペットボトルを始めとした使い捨て飲料容器の削減を進めるため、マイボトル・マイカップの普及啓発を実施するほか、近年世界的な問題となっているプラスチックによる海洋汚染に対応するため、市民・事業者による取組の拠り所となる指針の策定を進めます。

食品ロス削減の取組として、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解を広げるための広報や、消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」等を実施し、飲食店等の食品ロス削減に向けた「食べ残しゼロ協力店」登録制度を引き続き周知拡大します。

また、10月の食品ロス削減月間には、食品ロスに対する理解と関心を深めるための募集キャンペーン等を実施します。

さらに、生ごみの発生抑制の取組としては、生ごみの水切りを広く呼びかけるとともに、個人・地域での生ごみ堆肥化の取組を促進します。

(イ) 再使用の推進施策

インターネットオークション、フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう意識啓発に努めます。

また、リユース家具の展示・販売、アップサイクルなど、ものを長く大切に使う意識の醸成につながる講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組

を支援するとともに普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、食用油、水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

ごみ減量の取組を着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下しているプラスチック製容器包装及び紙製容器包装並びに、資源分別率が1割程度にとどまっている衣類・布類及び雑がみを重点品目に、学生や外国人など市政の情報が伝わりにくい市民や、分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、「なごやのごみ減量・資源化ガイド」等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

事業系一般廃棄物については、排出量の7割程度を占める紙類と生ごみの資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(7) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能な紙類）、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ちゅうたい 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するもの除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの （1）蛍光管 （2）水銀体温計・水銀温度計
資 源	（1）空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） （2）空き缶（飲食料用に限る。） （3）ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） （4）紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） （5）プラスチック製容器包装 （6）紙製容器包装 （7）小型家電（使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインで指定する特定対象品目のうち概ね縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） （8）食用油（植物性油に限る。）

環境美化 ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、ちゅうかい厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）

発火性 危険物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不燃ごみ	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食品 廃棄物等	残飯・野菜くず・菓子類などの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪定枝葉 ・芝草等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注４)	年間量	
市収集（注１）	可燃ごみ		市	週２回	指定袋による原則各戸収集	焼却・熔融施設	375,039 t	
	発火性危険物					破碎施設	572 t	
	不燃ごみ			月１回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	18,497 t	
	粗大ごみ					破碎施設	8,798 t	
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	122 t	
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,282 t 6 t	
	資源	空きびん		全市域	週１回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,627 t 9,957 t
		空き缶				指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,334 t 1,584 t
		ペットボトル			週１回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9,243 t
		紙パック			週２回	拠点回収		
		紙製容器包装			週１回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	12,655 t
		プラスチック製容器包装				指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26,014 t
		小型家電				拠点回収	—	168 t
		食用油			—		66 t	
		許可業者収集			可燃ごみ		許可業者	随時
発火性危険物			破碎施設 埋立処分場	2,833 t 22 t				
不燃ごみ			△焼却施設	12 t				
実験動物の死体等 食品廃棄物等（注２）			△資源化施設	26,961 t				
自己搬入	可燃ごみ		排出者			焼却・熔融施設	61,288 t	
	不燃ごみ					破碎施設 埋立処分場	5,826 t 2,209 t	
	せん 剪定枝葉・芝草等（注３）					△資源化施設	24,007 t	

(注1) ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8時（中区は7時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

(注2) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注3) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注4) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	374,780 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		129 t
許可業者収集	可燃ごみ		160,744 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		61,288 t
	不燃ごみ		26 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t
破碎処理後	破碎残渣		35,124 t

(イ) 破碎処理計画

区 分	処理主体	年 間 処理量	処分方法	年 間 処理量

市 収 集	不燃ごみ	市	18,497 t	焼 却 溶 融 埋 立 資源化	9,024 t 26,126 t 184 t 1,782 t
	粗大ごみ		8,798 t		
	環境美化 ごみ		1,282 t		
許可業者 収 集	不燃ごみ		2,833 t		
自己搬入	不燃ごみ		5,826 t		

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	572 t
	空きびん		13,584 t
	空き缶		2,918 t
	ペットボトル		9,243 t
	紙パック		36 t
	紙製容器包装		12,655 t
	プラスチック製容器包装		26,014 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	6 t
許可業者収集	不燃ごみ		22 t
自己搬入	不燃ごみ		3,309 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		11,460 t
	溶融飛灰		5,834 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物		184 t

エ 資源化計画

区 分	処理主体	年間処理量

市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	443 t
	空きびん		13,415 t
	空き缶		2,731 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,533 t
	紙パック		32 t
	紙製容器包装（古紙含む）		9,132 t
	プラスチック製容器包装		21,964 t
	小型家電		168 t
	食用油		66 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t
許可業者収集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	26,961 t
自 己 搬 入 （注２）	剪定枝葉・芝草等		24,007 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	10,000 t
	溶融スラグ		43,552 t
	溶融メタル		6,030 t
	溶融飛灰（山元還元）		5,548 t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,782 t

（注１）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（３）施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

（イ）焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番	ス ト ー カ 式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地	ス ト ー カ 式	450 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ス ト ー カ 式	560 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白 90 番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南 4047 番地の 13	横 型 回 転 式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	50 t / 5 h

(ロ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	全体容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	252, 590 m ²	4, 440, 000 m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町 67 番地	11, 300 m ²	96, 000 m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模

西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港資源選別センター	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクルプラザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	

双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島 131 番地 1
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山 5024 番地の 4 外 3 筆
株式会社エム・シー・エス	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
株式会社エイゼン	愛知県半田市鵜ノ池町 104 番 8
株式会社小枿屋	愛知県海部郡飛島村木場二丁目 80 番
株式会社本橋	岐阜県関市下有知字末洞 5560 番 8、5560 番 32、5562 番 1
	岐阜県関市尾太町 41 番、43 番

(ウ) 破砕施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町 2 丁目 2 番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター等
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分

コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の1	発火性危険物及び空き缶
株式会社ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目8番	発火性危険物
永一産商株式会社	愛知県飛島村木場2丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野村興産株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
有限会社サイテック	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色字襟44番地の2	空きびん
循環資源株式会社	愛知県豊田市貝津町西向畑7番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根103番地	
大成金属株式会社	名古屋市南区忠次一丁目8番15号	空き缶
株式会社石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地	
神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器包装
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	

株 式 会 社 オ ノ セ イ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁 目31番地の 1	
大 幸 商 事 株 式 会 社	名古屋市守山区太田井 3 番 5 号	ペットボトル及び紙 製容器包装
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地	紙製容器包装
	愛知県清須市西堀江2460番 地	
株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	
リメイキング 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 16番 1	

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃 棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号 地 1 番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	8,381kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		22,858kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl／日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分		処理方法	年 間 量	
			市内発生	市外発生
許 可 業 者 収 集	食品廃棄物 (注1)	飼料化	4,793 t	2,221 t
		堆肥化	17,093 t	2,137 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		18,632 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		635 t
	せん 剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 碎	24,007 t	101 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	572 t
	空きびん		9,957 t
	空き缶		504 t
	紙製容器包装		2,253 t
	蛍光管・水銀体温計等		122 t
許 可 業 者 収 集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等（注）	資源化	5,075 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,000 t
		資源化	9,437 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 220 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民御岳休暇村	長野県木曾郡王滝村3159番地25 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 理事長 齋 藤 晃

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第 221号

令和 3年度包括外部監査契約の締結について

令和 3年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

令和 3年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

3 契約の金額

10,993,400円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算定した執務費用の額を合算した金額に消費税及び地方消費税を加えた額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

北川 裕和

(2) 住所

名古屋市千種区徳川山町 1丁目 5番 8号

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 222 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 3 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 223号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和 3年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	36,430
	〃	38,360
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	23,190
	〃	22,890
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	16,590
	〃	16,430
アスファルトコンクリート舗装 （C－2）	〃	13,120
	〃	13,230
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	6,890
	〃	6,890
アスファルトコンクリート舗装（E）	〃	11,930
	〃	11,800
アスファルトコンクリート舗装（F）	〃	11,740
	〃	11,610
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,670
	〃	25,290
セメントコンクリート舗装	〃	46,990
	〃	48,470

（注）同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	45,710
	〃	38,360
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	34,920
	〃	22,890
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	28,630
	〃	16,430
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	23,660
	〃	13,230
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	13,120
	〃	6,890
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	22,340
	〃	11,800
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	22,160
	〃	11,610
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	37,120
	〃	25,290
セメントコンクリート舗装	〃	53,740
	〃	48,470
準歩道舗装	〃	24,120
	〃	20,440
歩道補強舗装 (A)	〃	32,250
	〃	27,220
歩道補強舗装 (B)	〃	14,440
	〃	9,030
歩道平板舗装	〃	27,370
	〃	12,500
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	22,630
	〃	11,720
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	27,180
	〃	11,960
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	21,720
	〃	11,730
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	26,110
	〃	11,960
歩道セメントコンクリート舗装	〃	18,570
	〃	13,430
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	12,220
	〃	7,970
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	〃	14,740
	〃	6,840
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,860
	〃	6,480

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通とする。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路幅境界	1 メートル 当 た り	24,210
歩車道境界 (A)	〃	24,540
歩車道境界 (B)	〃	23,690
街渠 ^{きよ} (A)	〃	40,310
街渠 ^{きよ} (B)	〃	38,040
L形側溝	〃	36,040
U形側溝 (A)	〃	49,360
U形側溝 (B)	〃	65,570
街渠 ^{きよ} ます (車道用) (A)	1 個 当 た り	130,900
街渠 ^{きよ} ます (歩道用) (B)	〃	128,580
側溝ます	〃	147,490
街路樹根囲い	1 組 当 た り	89,910
区域標設置 (A)	1 点 当 た り	21,960
区域標設置 (B)	〃	31,720
道路中心線 (破線) (A)	1 メートル 当 た り	1,250
道路中心線 (実線) (B)	〃	1,180

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コンクリート系)	1 メートル 当 た り	9,540
コンクリートカッター切断 (B) (アスファルト系)	〃	4,420

(注) 表 (1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	790
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,110

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	900

(注) 表 (1) (2) の各単価は消費税の対象外

名古屋市告示第 224 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5 及び第45号の 6 の
市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の 5 及び第45号の 6 の市長が告示で指定する建築物を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、条例第17条第45号の 5 及び第45号の 6 の申請を行う建築物とする。（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合している場合に限る。）

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写し
- 2 BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第 489 号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 225 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物を次のように定める。

なお、平成29年名古屋市告示第 247 号は廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 条例第17条第45号の10及び第45号の11の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする。（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し
 - (2) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し
- 2 条例第17条第45号の12の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする。（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の基準に適合しているものに限る。）
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第18条第1項の認定書（建築物全体に係る評価に係る

ものに限る。)の写し

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (6) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 226号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

令和 3年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市西区牛島町 6番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者による代理納付を開始する日
令和 3年 4月 1日から

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 227号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

令和 3年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社名古屋カード
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者による代理納付を開始する日
令和 3年 4月 1日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 228 号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について

平成27年名古屋市告示第 206 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市港プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
名古屋市名城プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市熱田プール	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市楠プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16		

	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

総 務 局
緑 政 土 木 局
東 山 総 合 公 園

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（補職名） 第 3 条 （略） 2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、<u>企画官</u>、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。 3 （略）	（補職名） 第 3 条 （略） 2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。 3 （略）

別表技術職員、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員の項中

「

診療放射線技師	診療放射線技師業務を行う。

を

」

「

診療放射線技師	診療放射線技師業務を行う。

に改める。

臨床工学技士	臨床工学技士業務を行う。

」

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 9 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員のサービスの宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 宣誓は新たに職員となった者が、その任命の辞令を伝達されるに際し、 <u>前条に定める</u> 所属長の前で宣誓書に署名し、これを朗読して所属長に提出することにより行う。	第 3 条 宣誓は新たに職員となった者が、その任命の辞令を伝達されるに際し、所属長の前で宣誓書に署名し、これを朗読して所属長に提出することにより行う。
第 7 条 （略）	第 7 条 （略）
	第 8 条 <u>臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員をいう。）及び再任用短時間勤務職員（同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第 2 条、第 3 条及び前 2 条の規定の適用については、第 2 条中「、初めて勤務すべき局区室（局又は区に属する室を除く。）」とあるのは「所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）」と、第 3 条中「その任命の辞令を伝達されるに際し」とあるのは「初めて勤務すべき日に」と、「これを朗読し</u>

	<u>て」とあるのは「これを」と、第6条中</u> <u>「その暦年中これを保管し、翌年1月末</u> <u>日までに総務局長」とあるのは「速やか</u> <u>に所属の人事担当課長」と、前条中「総</u> <u>務局長は前条」とあるのは「前条の人事</u> <u>担当課長は同条」とし、第4条及び第5</u> <u>条の規定は、適用しない。</u>

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（勤務時間の特例等） 第 2 条 （略） 2 ・ 3 （略）	（勤務時間の特例等） 第 2 条 （略） 2 ・ 3 （略） <u>4 前 3 項の規定の適用を受ける職員のうち別に所属長が定める者にあつては、これらの規定にかかわらず、規則第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前 3 項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に所属長が定めるところによる。</u>
（休憩時間の時限） 第 3 条 <u>職員（次項から第 5 項までに規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。</u>	（休憩時間の時限） 第 3 条 <u>職員（次項から第 4 項までに規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第 3（再任用短時間勤務職員にあつては、別表第 4）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</u>

2 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。	2 所属長は、職員（次項及び第4項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。
3 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあっては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分までの場合にあっては午後0時15分から午後1時までとする。	
4 （略）	3 （略）
5 業務の性質上第1項から第3項までの規定により難しい場合には、所属長は、総務局長の承認を得て、別段の定めをすることができる。	4 業務の性質上第1項及び第2項の規定により難しい場合には、所属長は、総務局長の承認を得て、別段の定めをすることができる。

別表第1 子ども青少年局ひばり荘の項中

「

R	午前11時55分から 午後 8 時30分まで	60

を

R	午前11時55分から 午後 8 時30分まで	60
S	午前10時から 午後 6 時20分まで	45
T	午前 9 時45分から 午後 6 時20分まで	60

に、

」

「業務士」を「洗濯業務に従事する業務士」に改める。

別表第2 スポーツ市民局の項中

「

なごや 人権啓 発セン ター	全職員	A	午前 8 時45分から 午後 3 時30分まで	45	月曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	
		B	午前10時30分から 午後 5 時15分まで	45		
		C	午後 1 時45分から 午後 8 時30分まで	45		

を

」

「

なごや 人権啓 発セン ター	全職員	A	午前 8 時45分から 午後 3 時30分まで	45	月曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	
		B	午前10時30分から 午後 5 時15分まで	45		
		C	午後 1 時45分から 午後 8 時30分まで	45		
スポー ツ施設 室	地域ス ポーツ センタ ーの管 理運営 に係る 指導業 務に従 事する 者	A	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	60	日曜日及 び土曜日 並びに月 曜日から 金曜日ま でのいず れか 1 日	
		B	午後 1 時から 午後 9 時30分まで	60		

に

」

改め、同表環境局減量推進室の項を削り、同表環境局の項中

「

環境事業所	運転士	A	午前 8 時から 午後 4 時30分まで	60	日曜日、 月曜日及 び土曜日	
	業務士	A	午前 8 時から 午後 2 時45分まで	45	日曜日及 び土曜日	
		B	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45		
		C	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45		

を

」

「

環境事業所（ 中環境事業所に 限る。）	運転士	A	午前 8 時から 午後 4 時30分まで	60	日曜日、 月曜日及 び土曜日	
	業務士	A	午前 6 時50分から 午後 1 時35分まで	45	日曜日及 び土曜日	
		B	午前 8 時から 午後 2 時45分まで	45		
		C	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45		
		D	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45		
環境事業所（ 中環境事業所 以外の環境事	運転士	A	午前 8 時から 午後 4 時30分まで	60	日曜日、 月曜日及 び土曜日	
	業務士	A	午前 8 時から 午後 2 時45分まで	45	日曜日及 び土曜日	
		B	午前 8 時30分から	45		

に

業所に 限 る。)			午後 3 時15分まで			
	C		午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45		

」

改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	正午から 午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から 午後 4 時30分まで	正午から 午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から 午後 5 時まで	
F	午前 9 時15分から 午後 6 時まで	
G	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	
H	午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	
J	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
K	午前10時から 午後 6 時30分まで	

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 8 時45分から 午後 3 時45分まで	正午から 午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から 午後 3 時30分まで	正午から 午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から 午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から 午後 2 時45分まで	正午から 午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から 午後 3 時15分まで	
F	午前 9 時15分から 午後 4 時15分まで	
G	午前 9 時45分から 午後 4 時45分まで	
H	午前 7 時45分から 午後 2 時30分まで	正午から 午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から 午後 3 時まで	
J	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
K	午前10時から 午後 4 時45分まで	

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 （1）～（6） （略） （7） <u>国土強じん化</u> 地域計画に関すること。 <u>（8）～（11）</u> （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 （1）～（6） （略） （7） <u>国土強靱化</u> 地域計画に関すること。 <u>（8）地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策室の主管に属するものを除く。）。</u> <u>（9）～（12）</u> （略） <u>主 査（地域強靱化に係る人材育成等）</u> <u>（1）地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策室の主管に属するものを除く。）。</u> <u>（2）被災者支援に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>（3）局長の指定する危機管理に係る企画</u>

(略)

主 査 (風水害対策)

(1)～(3) (略)

主 査 (防災に係る特命事項
の処理)

(1) 防災に係る特命事項の処理に関する
こと。

危機対策室

危機対策係

(略)

主 査 (新型コロナウイルス
感染症対策に係る総
合調整)

(1) (略)

(略)

総 務 局

総 務 課

(略)

法 制 課

文 書 係

(1) 文書の収受及び発送並びに行政文書
の保存に関すること。

(2) 文書の形式審査並びに行政文書事務
の指導及び改善に関すること。

(3) 市印、市役所印、市長印及び副市長
印の管守に関すること。

(4) 公告式及び庁中令達に関すること。

(5) 市公報に関すること。

(6) 市政資料館に関すること。

(7) 他係公所の主管に属しないこと。

法 規 係

(1) 法制度の調査研究に関すること。

(2) 条例、議案、規則、規程類その他の
法規文書の審査に関すること。

(3) 訴訟、調停等の総括に関すること。

及び総合調整に関すること。

(略)

主 査 (風水害対策)

(1)～(3) (略)

危機対策室

危機対策係

(略)

主 査 (新型コロナウイルス
感染症対策等に係る
総合調整・広報)

(1) 局長の指定する危機発生時の対応に
係る企画及び総合調整に関すること。

(2) (略)

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係
る広報に関すること。

(4) 局長の指定する危機発生時の対応に
係る関係機関及び団体との連携の推進
に関すること。

(略)

総 務 局

総 務 課

(略)

- (4) 行政不服審査会に関すること。
- (5) 不服申立てに関する事務の調整に関すること。
- (6) 行政手続に関する事務の調整に関すること。
- (7) 職員の損害賠償責任に関すること。
- (8) 例規類集の編集に関すること。
- 主 査（法規）
- (1) 局長の指定する局室区に係る法規文書の審査に関すること。
- (2) 局長の指定する訴訟、調停等の総括に関すること。
- 主 査（行政不服審査）
- (1) 行政不服審査会に関すること。
- (2) 局長の指定する不服申立てに関する事務の調整に関すること。
- (3) 局長の指定する行政手続に関する事務の調整に関すること。
- 行政改革推進部
- 行政改革推進室
- 行政改革推進係
- (1)～(4) (略)
- (5) 部内他課係の主管に属しないこと。
- (略)

行 政 部

行政改革推進室

行政改革推進係

- (1)～(4) (略)
- (5) 部内他課公所係の主管に属しないこと。
- (略)

法 制 課

文 書 係

- (1) 文書の收受及び発送並びに行政文書の保存に関すること。
- (2) 文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関すること。
- (3) 市印、市役所印、市長印及び副市長印の管守に関すること。
- (4) 公告式及び庁中令達に関すること。
- (5) 市公報に関すること。
- (6) 市政資料館に関すること。
- (7) 他係公所の主管に属しないこと。

法 規 係

- (1) 法制度の調査研究に関すること。
- (2) 条例、議案、規則、規程類その他の法規文書の審査に関すること。
- (3) 訴訟、調停等の総括に関すること。
- (4) 行政不服審査会に関すること。

情報化推進課 情報化企画係 (略) 主 査 (ICTの活用推進) (1) <u>情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。</u> (2) <u>電子市役所の企画及び推進に関すること。</u> (3) <u>事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。</u> (4) <u>格差のない情報化の推進に関すること。</u> (略) 企 画 部 (略) 大学政策室 主 査 (大学調整) (1) <u>公立大学法人名古屋市立大学に関すること。</u> (2) <u>名古屋市公立大学法人評価委員会に関すること。</u> (3) <u>その他局長の指定する大学等と連携した政策に係る企画及び連絡調整に関すること。</u>	(5) <u>不服申立てに関する事務の調整に関すること。</u> (6) <u>行政手続に関する事務の調整に関すること。</u> (7) <u>職員の損害賠償責任に関すること。</u> (8) <u>例規類集の編集に関すること。</u> 主 査 (法規) (1) <u>局長の指定する局室区に係る法規文書の審査に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する訴訟、調停等の総括に関すること。</u> 主 査 (行政不服審査) (1) <u>行政不服審査会に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する不服申立てに関する事務の調整に関すること。</u> (3) <u>局長の指定する行政手続に関する事務の調整に関すること。</u> 情報化推進課 情報化企画係 (略) 主 査 (デジタルトランスフォーメーションの推進) (2) (1) <u>デジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。</u> (略) 企 画 部 (略)

すること。
(4) 大学政策室の庶務及び経理に関する
こと。
主 査 (大学連携)
(1) 大学等と連携した政策の推進に関する
こと。
 総合調整部
 総合調整室
主 査 (調整) (3)
 (1)～(5) (略)

アジア競技大会推進室
 推 進 係
 (略)
主 査 (アジア競技大会に係
る連絡調整) (3)
 (1)・(2) (略)
 (略)

財 政 局
 (略)
 財 政 部
 財 政 課
 財政調査係
 (1)・(2) (略)

総合調整部
 総合調整室
主 査 (調整) (2)
 (1)～(5) (略)
主 査 (公民連携推進に係る
企画調整)
(1) 公民連携の推進に係る企画及び調整
に関すること。
(2) その他特命事項の処理に関するこ
と。
主 査 (大学連携等)
(1) 大学等と連携した政策の推進に関す
ること。
(2) その他特命事項の処理に関するこ
と。
 アジア競技大会推進室
 推 進 係
 (略)
主 査 (アジア競技大会に係
る連絡調整) (6)
 (1)・(2) (略)
 (略)

市立大学部
市立大学室
主 査 (市立大学) (2)
(1) 公立大学法人名古屋市立大学に関す
ること。
(2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に
関すること。
(3) 市立大学室の庶務及び経理に関する
こと。
 財 政 局
 (略)
 財 政 部
 財 政 課
 財政調査係
 (1)・(2) (略)

(3) 上下水道局、交通局及び病院局の予算に関すること。

(4) (略)

(略)

予算第二係

(略)

主 査 (予算に係る企画調整等)

(1)・(2) (略)

(略)

資 金 課

資 金 係

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(略)

契 約 部

契約監理課

(略)

調 達 係

(1) 物品の調達に関すること。

(2) 不用物品の売払いに関すること。

(3) 用品制度の管理及び運営に関すること。

(4) 建築物の清掃及び警備業務の委託の契約に関すること。

改善指導係

(1)～(7) (略)

工事契約課

(略)

建築契約係

(1)・(2) (略)

(3) 工事用資材の調達に関すること。

(3) 上下水道局及び交通局の予算に関すること。

(4) (略)

(略)

予算第二係

(略)

主 査 (予算に係る企画調整等) (2)

(1)・(2) (略)

(略)

資 金 課

資 金 係

(1)～(6) (略)

(7) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関すること。

(8) (略)

主 査 (歳入確保に係る特命事項の処理)

(1) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関すること。

(略)

契 約 部

契約監理課

(略)

改善指導係

(1)～(7) (略)

主 査 (契約事務の総合調整)

(1) 契約事務の総合調整に関すること。

(2) 電子調達システム及び工事契約管理システムの改善に関すること。

契 約 課

(略)

建築契約係

(1)・(2) (略)

主 査（総合評価等）
 (1)～(4) (略)

(略)
 スポーツ市民局
 (略)
 地域振興部
 区 政 課
 管 理 係
 (略)

主 査（区役所の庁舎営繕等）(2)

(1) (略)
主 査（特別定額給付金）
(3)
(1) 特別定額給付金等に関すること。
 (略)
 住 民 課
 戸籍住民係
 (略)

主 査（戸籍電算システム改修等）

(1) (略)

(略)
 スポーツ推進部
 (略)
 スポーツ施設室
 スポーツ施設係
 (1)～(6) (略)

(7) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。

主 査（総合評価等）
 (1)～(4) (略)

物品契約係
(1) 物品の調達に関すること。
(2) 不用物品の売払いに関すること。
(3) 用品制度の管理及び運営に関すること。
(4) 建築物の清掃及び警備業務の委託の契約に関すること。
 (略)

スポーツ市民局
 (略)
 地域振興部
 区 政 課
 管 理 係
 (略)

主 査（区役所の庁舎営繕等）(2)

(1) (略)

(略)
 住 民 課
 戸籍住民係
 (略)

主 査（戸籍電算システム改修等）

(1) (略)
主 査（住民記録システム再構築）
(1) 住民記録システムの再構築に関すること。
(2) 住民記録システムの再構築に係る企画及び調整に関すること。
 (略)

スポーツ推進部
 (略)
 スポーツ施設室
 スポーツ施設係
 (1)～(6) (略)

(略)	(略)
主 査 (瑞穂公園整備推進) (2)	主 査 (瑞穂公園整備推進) (2)
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選 定審議会に関すること。</u>	
主 査 (瑞穂公園陸上競技場 の改築)	主 査 (瑞穂公園陸上競技場 の改築) (2)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	<u>主 査 (アジア競技大会に係 る施設整備等)</u>
	<u>(1) アジア競技大会の競技会場に係るス ポーツ施設の整備に関すること。</u>
	<u>(2) スポーツ施設に係る特命事項の処理 に関すること。</u>
スポーツ戦略室	スポーツ戦略室
スポーツ戦略係	スポーツ戦略係
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	<u>(3) スポーツコミッションに係る企画、 調整等に関すること。</u>
	<u>(4) スポーツプロモーションの推進に関 すること。</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
	<u>主 査 (スポーツコミッシ ョンに係る企画調整 等)</u>
	<u>(1) スポーツコミッションに係る企画、 調整等に関すること。</u>
	<u>主 査 (スポーツプロモーシ ョンの推進)</u>
	<u>(1) スポーツプロモーションの推進に関 すること。</u>
主 査 (アジア競技大会等に 係る特命事項の処 理)	主 査 (アジア競技大会等に 係る特命事項の処 理)
(1) (略)	(1) (略)
<u>主 査 (スポーツを活かした 都市ブランドの向 上)</u>	
<u>(1) スポーツを活かした都市ブランドの 向上に関すること。</u>	
(略)	(略)
経 済 局	経 済 局

(略)

産業労働部

産業企画課

産業企画係

(1)～(7) (略)

(8) (略)

主 査 (企画調整)

(1)～(3) (略)

(略)

中小企業振興課

(略)

金 融 係

(1)～(4) (略)

商業・流通部

地域商業課

企 画 係

(1)～(4) (略)

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援に関すること。

(6) (略)

主 査 (大店立地)

(1)・(2) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事

(略)

産業労働部

産業企画課

産業企画係

(1)～(7) (略)

(8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関すること。

(9) (略)

主 査 (企画調整)

(1)～(3) (略)

主 査 (産業統計活用推進)

(1) 産業の統計の活用による産業経済に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 産業の統計の調査及び解析 (総務局の主管に属するものを除く。)に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等) (3)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関すること。

(略)

中小企業振興課

(略)

金 融 係

(1)～(4) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援に関すること。

商業・流通部

地域商業課

企 画 係

(1)～(4) (略)

(5) (略)

主 査 (大店立地)

(1)・(2) (略)

業者支援) (2)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援に関すること。

(略)

環 境 局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

施策推進係

(1)・(2) (略)

(3) 生物多様性に配慮した活動の促進に関すること。

(4)・(5) (略)

(6) (略)

(7) 生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。

(8) (略)

(略)

主 査 (生物多様性の保全)

(1)～(3) (略)

主 査 (国連生物多様性の10年最終年に係る企画調整等)

(1) 国連生物多様性の10年最終年に係る企画及び調整に関すること。

(2) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

(3) 生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。

主 査 (プレミアム付商品券) (2)

(1) プレミアム付商品券に関すること。

(略)

環 境 局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

施策推進係

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(5) 生物多様性の主流化の推進に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(略)

主 査 (生物多様性の保全)

(1)～(3) (略)

主 査 (生物多様性に係る連携推進)

(1) 生物多様性の主流化の推進に関すること。

(2) 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。

(3) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

(略)
ごみ減量部
減量推進室
(略)
主 査 (減量推進)
(1)・(2) (略)

(略)
施 設 部
(略)
工 場 課
計 画 係
(略)
主 査 (建設計画)
(1) (略)
主 査 (新工場建設推進)
(1) 新工場の建設推進に関すること。
主 査 (富田工場設備更新)
(1) 富田工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。
(略)
主 査 (南陽工場等整備に係る連絡調整)
(1) (略)
工場管理係
(略)
主 査 (鳴海工場運営調整)

(1) 鳴海工場の運営に係る調整に関する
こと。
健康福祉局
(略)
監 査 課
(略)
監 査 係
(略)
主 査 (施設監査) (2)
(1) (略)

(略)
ごみ減量部
減量推進室
(略)
主 査 (減量推進)
(1)・(2) (略)
主 査 (プラスチック資源循環の推進)

(1) プラスチック資源循環の推進に係る
企画及び調整に関すること。
(2) 総合的なプラスチック対策の指針策
定等に関すること。

(略)
施 設 部
(略)
工 場 課
計 画 係
(略)
主 査 (建設計画)
(1) (略)

(略)
主 査 (南陽工場等整備に係る連絡調整) (2)
(1) (略)
工場管理係
(略)
主 査 (鳴海・北名古屋工場
運営調整) (2)
(1) 鳴海工場及び北名古屋工場の運営に係る調整に関する
こと。

健康福祉局
(略)
監 査 課
(略)
監 査 係
(略)
主 査 (施設監査) (3)
(1) (略)

高齢福祉部 (略) 地域ケア推進課 地域福祉係 (1) (略) <u>(2)～(6) (略)</u> 地域支援係 (1)～(6) (略) <u>主 査 (認知症施策に係る企画調整)</u> <u>(1) 認知症施策に係る企画及び総合調整</u> <u>に関すること。</u> (略) 介護保険課 (略) 施設指定係 (1)～(4) (略) (略) 指 導 係 (1)～(4) (略) (5) 介護保険法により指定する事業者（<u>指定介護予防支援事業者を除く。</u>）<u>及び介護保険施設の指導監督に関する</u> <u>こと。</u> (6)・(7) (略) (8) 有料老人ホームに関する<u>こと。</u> 主 査 (事業者指導) (1) (略) (2) 介護保険法により指定する事業者（<u>指定介護予防支援事業者を除く。</u>）<u>及</u>	高齢福祉部 (略) 地域ケア推進課 地域福祉係 (1) (略) <u>(2) 包括的支援の推進に係る企画及び調</u> <u>整に関すること。</u> <u>(3) 生活困窮者に対する自立の支援に関</u> <u>すること。</u> <u>(4)～(8) (略)</u> <u>主 査 (包括的支援の推進に</u> <u>係る企画調整)</u> <u>(1) 包括的支援の推進に係る企画及び調</u> <u>整に関すること。</u> <u>(2) 生活困窮者に対する自立の支援に関</u> <u>すること。</u> 地域支援係 (1)～(6) (略) (略) 介護保険課 (略) 施設指定係 (1)～(4) (略) <u>(5) 有料老人ホームの届出に関するこ</u> <u>と。</u> (略) 指 導 係 (1)～(4) (略) (5) 介護保険法により指定する事業者（<u>指定介護予防支援事業者を除く。</u>）<u>、</u> <u>介護保険施設及び介護支援専門員の指</u> <u>導監督に関すること。</u> (6)・(7) (略) (8) 有料老人ホームの<u>指導監督</u>に関する こと。 主 査 (事業者指導) <u>(2)</u> (1) (略) (2) 介護保険法により指定する事業者（<u>指定介護予防支援事業者を除く。</u>）<u>、</u>

び介護保険施設の指導監督に関するこ
と。

(3) (略)

(4) 有料老人ホームに関すること。

(略)

障害福祉部

(略)

障害者支援課

(略)

指定指導係

(略)

主 査 (事業者指導) (2)

(1)・(2) (略)

(略)

生活福祉部

保 護 課

事 務 係

(1) (略)

(2) 生活困窮者に対する自立の支援に関
すること。

(3)～(7) (略)

(略)

保 護 係

(略)

主 査 (自立支援の推進)

(1)・(2) (略)

主 査 (困窮者支援・支援給
付)

(1) 生活困窮者に対する自立の支援に関
すること。

(2) 中国残留邦人等に対する支援給付に
関すること。

(略)

保険年金課

事 務 係

(1)～(4) (略)

(5) 国民健康保険システムに係る企画及

介護保険施設及び介護支援専門員の指
導監督に関すること。

(3) (略)

(4) 有料老人ホームの指導監督に関する
こと。

(略)

障害福祉部

(略)

障害者支援課

(略)

指定指導係

(略)

主 査 (事業者指導) (3)

(1)・(2) (略)

(略)

生活福祉部

保 護 課

事 務 係

(1) (略)

(2)～(6) (略)

(略)

保 護 係

(略)

主 査 (自立支援の推進)

(1)・(2) (略)

主 査 (困窮者支援に係る連
絡調整)

(1) 生活困窮者に対する自立の支援に係
る連絡調整に関すること (地域ケア推
進課の主管に属するものを除く。)

(略)

保険年金課

事 務 係

(1)～(4) (略)

(5) 国民健康保険及び国民年金システム

び調整に関すること。 (6) (略) 主 査 (国民健康保険システムに係る企画調整) (1) 国民健康保険システムに係る企画及び調整に関すること。 (略) 医療福祉課 後期高齢者医療係 (1)～(4) (略) (5) (略) 福祉医療係 (1)～(5) (略) 健康部 保健医療課 地域医療係 (略) 主 査 (陽子線がん治療施設事業) (1) (略) (略) 健康増進課 推進係 (1)～(4) (略) (5)～(9) (略) (略)	に係る企画及び調整に関すること。 (6) (略) 主 査 (国民健康保険・国民年金システムに係る企画調整) (1) 国民健康保険及び国民年金システムに係る企画及び調整に関すること。 (略) 医療福祉課 後期高齢者医療係 (1)～(4) (略) (5) 後期高齢者医療システムに係る企画及び調整に関すること。 (6) (略) 主 査 (後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る企画調整) (1) 後期高齢者医療及び福祉医療費システムに係る企画及び調整に関すること。 福祉医療係 (1)～(5) (略) (6) 福祉医療費システムに係る企画及び調整に関すること。 健康部 保健医療課 地域医療係 (略) 主 査 (陽子線がん治療施設事業) (1) (略) 主 査 (中央看護専門学校に係る総合調整) (1) 中央看護専門学校に係る総合調整に関すること。 (略) 健康増進課 推進係 (1)～(4) (略) (5) 局長の指定する公衆衛生看護に関すること。 (6)～(10) (略) (略)

主 査（食育推進等）
(1)～(3) (略)

主 査（受動喫煙対策推進）
(1) 喫煙対策の企画及び調整に関するこ
と（環境局の主管に属するものを除
く。）。

地域看護係
(1) 局長の指定する公衆衛生看護に関す
ること。
(略)

(略)
食品衛生課
食品衛生係
(1)・(2) (略)
主 査（H A C C P 導入の推
進）
(1) 局長の指定するH A C C Pに沿った
衛生管理の導入の推進等に関するこ
と。

(略)
獣 医 務 係

主 査（食育推進等）
(1)～(3) (略)

主 査（公衆衛生看護）
(1) 局長の指定する公衆衛生看護に関す
ること。

(略)

医療連携推進室
主 査（医療連携推進）
(1) 医療連携の推進に関すること。
(2) 医療連携推進室の庶務及び経理に関
すること。

主 査（医療関係施設に係る
特命事項の処理）
(5)
(1) 医療関係施設に係る特命事項の処理
に関すること。

主 査（緑市民病院に係る調
整）
(1) 緑市民病院に係る調整に関するこ
と。
(略)

食品衛生課
食品衛生係
(1)・(2) (略)

主 査（営業許可・届出等に
係る企画調整）
(1) 局長の指定する営業許可及び営業届
出制度等に係る企画及び調整に関する
こと。

(略)
獣 医 務 係

(1)～(4) (略)

主 査（動物愛護管理に係る
計画の策定等）

(1) 動物の愛護等に係る計画の策定等に
関すること。

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室

(1)～(4) (略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室

企 画 係

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症対策に係る企画及び調整に関す
ること。

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス
ワクチンに係る総合調整に関するこ
と。

(3) 他係の主管に属しないこと。

主 査（新型コロナウイルス
感染症対策に係る企
画調整）(2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症対策に係る企画及び調整に関す
ること。

主 査（新型コロナウイルス
ワクチンに係る総合
調整）(2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
ワクチンに係る総合調整に関するこ
と。

主 査（新型コロナウイルス
ワクチンに係る調
整）(4)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
ワクチンに係る調整に関すること。

推 進 係

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症対策の推進に関すること。

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症対策に係る保健センターの支援
に関すること。

(3) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症の軽症者等宿泊療養施設に関す
ること。

主 査（新型コロナウイルス

	<u>感染症対策の推進)</u> <u>(4)</u> <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。</u> 主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) <u>(3)</u> <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u>
主 査 (新型コロナウイルス感染症対策) (19) <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> 主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設) (2) (1)・(2) (略) 主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整) (2) <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> 主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (4) <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 子ども青少年局 (略) 企画経理課 企 画 係 (略) 主 査 (情報統計) (1)～(3) (略) 主 査 (子ども・子育て支援に係る特命事項の処理) <u>(1) 局長の指定する子ども・子育て支援に係る特命事項の処理に関すること。</u> (略)	主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設) (1)・(2) (略) 子ども青少年局 (略) 企画経理課 企 画 係 (略) 主 査 (情報統計) (1)～(3) (略) (略)

保 育 部 (略) 保育運営課 保育運営係 (1)～(5) (略) (略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) 子育て世帯への臨時特別給付金に 関すること。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) ひとり親世帯への臨時特別給付金に 関すること。</u> <u>(7)～(9) (略)</u> (略) 主 査 (子ども等の支援の推 進に係る特命事項の 処理) (1) (略) 主 査 (子育て世帯への臨時 特別給付金) <u>(1) 局長の指定する子育て世帯への臨時 特別給付金に关すること。</u> 主 査 (ひとり親世帯臨時特 別給付金) <u>(1) ひとり親世帯への臨時特別給付金に 関すること。</u> (略) 放課後事業推進室 放課後事業推進係 (1) (略) <u>(2)～(4) (略)</u> 主 査 (放課後事業に係る企 画調整) (1) (略)	保 育 部 (略) 保育運営課 保育運営係 (1)～(5) (略) 主 査 (保育所のリニューア ル改修等) <u>(1) 市立の保育所のリニューアル改修等 に关すること。</u> (略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(3) (略) (4) (略) <u>(5)～(7) (略)</u> (略) 主 査 (子ども等の支援の推 進に係る特命事項の 処理) (1) (略) (略) 放課後事業推進室 放課後事業推進係 (1) (略) <u>(2) 放課後事業に係る待機児童対策に 关すること。</u> <u>(3)～(5) (略)</u> 主 査 (放課後事業に係る企 画調整) (1) (略)

(2) トワイライトルームに関すること。

(3) (略)

住宅都市局

(略)

企画経理課

企 画 係

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(略)

都市計画部

(略)

街路計画課

(略)

高速道路係

(1) (略)

(2) 名古屋環状 2 号線及び伊勢湾岸道路
に係る都市計画の手續及び連絡調整に
関すること。

(3)～(5) (略)

(略)

交通施設管理課

(略)

経営管理係

(1) (略)

主 査 (鉄道管理)

(1) 市が出資する第 3 セクターが経営す
る鉄道事業に係る企画及び経営の管理
に関すること。

営 繕 部

企画保全課

(略)

企 画 係

(2) (略)

主 査 (放課後事業に係る待
機児童対策)

(1) 局長の指定する放課後事業に係る待
機児童対策に関すること。

(2) トワイライトルームに関すること。

住宅都市局

(略)

企画経理課

企 画 係

(1)～(4) (略)

(5) 公益財団法人名古屋まちづくり公社
に関すること。

(6) (略)

(略)

都市計画部

(略)

街路計画課

(略)

高速道路係

(1) (略)

(2) 名古屋環状 2 号線に係る連絡調整に
関すること。

(3)～(5) (略)

(略)

交通施設管理課

(略)

経営管理係

(1) (略)

主 査 (ガイドウェイバス次
期車両更新等)

(1) ガイドウェイバスの次期車両更新等
に関すること。

営 繕 部

企画保全課

(略)

企 画 係

(1)～(4) (略)

建築計画係

(1) (略)

主 査（国際展示場整備に係る調整）(2)

(1) 国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

主 査（国際会議場整備に係る調整）

(1) 国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

(略)

設 備 課

(略)

電気第一係

電気第二係

電気第三係

(1)・(2) (略)

(略)

住 宅 部

住宅企画課

企 画 係

(1)・(2) (略)

(3) 地域住宅計画等に関すること。

(4)～(7) (略)

民間住宅係

(1)・(2) (略)

(1)～(4) (略)

(5) 民間の活力を活用した公共施設等の整備の推進に関すること。

主 査（民間活力による施設整備の推進）(2)

(1) 民間の活力を活用した公共施設等の整備の推進に関すること。

主 査（国際展示場整備に係る調整）(3)

(1) 国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

主 査（国際会議場整備に係る調整）

(1) 国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

建築計画係

(1) (略)

(略)

設 備 課

(略)

電気第一係

電気第二係

電気第三係

(1)・(2) (略)

主 査（南陽工場等整備）

(1) 南陽工場等の整備に関すること。

(略)

住 宅 部

住宅企画課

企 画 係

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

民間住宅係

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

企 画 係

(1)～(3) (略)

(4) 公益財団法人名古屋まちづくり公社
に関すること。

(5) (略)

(略)

開発調整係

(略)

主 査 (港北まちづくり)

(1) (略)

主 査 (まちづくりに係る特
命事項の処理) (2)

(1) (略)

名港開発振興課

企 画 係

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (4)

(1) (略)

(略)

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

企 画 係

(1) (略)

(2) 都心部における民間再開発等に係る
調整に関すること (事業推進係及びリ
ニア関連・名駅周辺開発推進課の主管
に属するものを除く。)。

(3)・(4) (略)

(5) 栄バスターミナル、久屋大通公園の
市長の定める公園施設及びナディアパ
ークの管理に関すること。

(6) (略)

(3) 地域住宅計画等に関すること。

(4)～(8) (略)

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

企 画 係

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(略)

開発調整係

(略)

主 査 (港北まちづくり)

(1) (略)

主 査 (金山まちづくりに係
る連絡調整)

(1) 金山地区のまちづくりに係る連絡調
整に関すること。

主 査 (まちづくりに係る特
命事項の処理) (3)

(1) (略)

名港開発振興課

企 画 係

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (5)

(1) (略)

(略)

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

企 画 係

(1) (略)

(2) 都心部における民間再開発等に係る
調整に関すること (リニア関連・名駅
周辺開発推進課の主管に属するものを
除く。)。

(3)・(4) (略)

(5) 栄バスターミナル、久屋大通公園 (
北部園地・中央園地並びに市長の定め
る公園施設及び管理許可施設に限
る。)、ナディアパーク等の管理に
関すること。

(6) (略)

	<u>主 査（栄再開発）</u> <u>(1) 民間の活力を活用した栄地区の活性化に係る再開発事業の推進及び調整に関すること。</u>
	<u>主 査（栄地区の施設に係る管理・活用）</u> <u>(1) 栄バスターミナル、久屋大通公園（北部園地・中央園地並びに市長の定める公園施設及び管理許可施設に限る。）等の管理に関すること。</u>
事業推進係	事業推進係
(1) (略)	(1) (略)
(2) 栄地区における <u>民間再開発等に係る調整</u> に関すること。	(2) 栄地区における <u>地域の構成員との連携及び魅力の発信</u> に関すること。
(3) 久屋大通公園（北部園地・中央園地及び市長の定める管理許可施設に限る。）に関すること。	
<u>主 査（栄再開発）</u>	
(1) 民間の活力を活用した栄地区の活性化に係る再開発事業の推進及び調整に関すること。	
<u>主 査（栄公共空間）(2)</u>	<u>主 査（栄公共空間）</u>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 久屋大通公園（北部園地・中央園地及び市長の定める管理許可施設に限る。）に関すること。	
<u>主 査（久屋大通）</u>	
(1) 久屋大通における局長の指定する整備に係る事業の推進及び調整に関すること。	
リニア関連・名駅周辺開発推進課 (略)	リニア関連・名駅周辺開発推進課 (略)
リニア関連整備係 (略)	リニア関連整備係 (略)
<u>主 査（名駅ターミナル事業調整）</u>	<u>主 査（名駅ターミナル事業調整）</u>
(1) (略)	(1) (略)
(2) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。	
	<u>主 査（名駅ターミナル補償）</u> <u>(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名</u>

緑政土木局

総務課

庶務係

(1)～(6) (略)

(7) 局内他部課室公所係の主管に属しないこと。

(略)

路政部

(略)

道路維持課

(略)

安全対策係

(1) (略)

(2) 交通安全施設の新設及び改良の工事
に關すること。

(3) (略)

(略)

施設管理係

(1) (略)

(2) (略)

(略)

都市農業課

(略)

農業土木係

(1)～(5) (略)

(6) 森林の保護に關すること。

生産振興係

(1)～(10) (略)

(11)～(13) (略)

(略)

緑地部

緑地管理課

(略)

古屋駅のターミナル機能の強化の事業
に關する補償に關すること。

緑政土木局

総務課

庶務係

(1)～(6) (略)

(7) 局内他部課公所係の主管に属しない
こと。

(略)

路政部

(略)

道路維持課

(略)

安全対策係

(1) (略)

(2) 交通安全施設の新設及び改良の工事
に關すること (施設管理係の主管に属
するものを除く。)。

(3) (略)

(略)

施設管理係

(1) (略)

(2) 局長の指定する交通安全施設の新設
及び改良の工事に關すること。

(3) (略)

主 査 (県体育館の移転に伴
う横断施設整備)

(1) 局長の指定する交通安全施設の新設
及び改良の工事に關すること。

(略)

都市農業課

(略)

農業土木係

(1)～(5) (略)

生産振興係

(1)～(10) (略)

(11) 森林の保護に關すること。

(12)～(14) (略)

(略)

緑地部

緑地管理課

(略)

指 導 係 (略) 主 査 (公園適正利用) <u>(3)</u> (1) (略) (略)	指 導 係 (略) 主 査 (公園適正利用) <u>(2)</u> (1) (略) (略)

附 則

- この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 名古屋市公報発行事務取扱規程（昭和27年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(発行所及び発行人) 第2条 市公報は、名古屋市において発行し、編集並びに発行人は <u>総務局法制課長</u> （以下「法制課長」という。）とする。	(発行所及び発行人) 第2条 市公報は、名古屋市において発行し、編集並びに発行人は <u>総務局行政部法制課長</u> （以下「法制課長」という。）とする。

- 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																				
別表 <table border="1"> <tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr><td><u>〃</u></td><td><u>病院局長</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</td></tr> <tr><td><u>〃</u></td><td><u>病院局総務課長</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	交通局長	<u>〃</u>	<u>病院局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）	<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>	(略)		別表 <table border="1"> <tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	交通局長	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）	(略)	
委員	会計室長																																				
(略)																																					
〃	交通局長																																				
<u>〃</u>	<u>病院局長</u>																																				
(略)																																					
幹事	会計室出納課長																																				
(略)																																					
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）																																				
<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>																																				
(略)																																					
委員	会計室長																																				
(略)																																					
〃	交通局長																																				
(略)																																					
幹事	会計室出納課長																																				
(略)																																					
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）																																				
(略)																																					

- 4 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																				
別表	別表																																				
<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr> <td><u>〃</u></td><td><u>病院局長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</td></tr> <tr> <td><u>〃</u></td><td><u>病院局総務課長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	交通局長	<u>〃</u>	<u>病院局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）	<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	交通局長	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）	(略)	
委員	会計室長																																				
(略)																																					
〃	交通局長																																				
<u>〃</u>	<u>病院局長</u>																																				
(略)																																					
幹事	会計室出納課長																																				
(略)																																					
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）																																				
<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>																																				
(略)																																					
委員	会計室長																																				
(略)																																					
〃	交通局長																																				
(略)																																					
幹事	会計室出納課長																																				
(略)																																					
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）																																				
(略)																																					

- 5 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 1	別表 1
(略) 交通局長 <u>病院局長</u> (略)	(略) 交通局長 (略)
別表 2	別表 2
(略) 財政局契約部契約監理課長 <u>財政局契約部主幹（契約事務の総合調整）</u> 財政局契約部<u>工事契約課長</u> (略) 交通局営業本部企画財務部会計課長 <u>病院局経営企画部経営企画課長</u>	(略) 財政局契約部契約監理課長 財政局契約部<u>契約課長</u> (略) 交通局営業本部企画財務部会計課長
別表 3	別表 3

(略) 総務局法制課長 (略) 財政局契約部主幹（公正入札確保） <u>財政局契約部主幹（契約事務の総合調整）</u> 財政局契約部<u>工事契約課長</u> (略) 交通局営業本部企画財務部会計課長 <u>病院局経営企画部経営企画課長</u> (略)	(略) 総務局<u>行政部</u>法制課長 (略) 財政局契約部主幹（公正入札確保） 財政局契約部<u>契約課長</u> (略) 交通局営業本部企画財務部会計課長 (略)
別表 4	別表 4
(略) 総務局法制課法規係長 (略) 財政局契約部契約監理課審査係長 <u>財政局契約部契約監理課調達係長</u> (略) 財政局契約部<u>工事契約課</u>土木契約係長 財政局契約部<u>工事契約課</u>建築契約係長 (略) 交通局営業本部企画財務部会計課契約係長 <u>病院局経営企画部経営企画課主査（契約・資金等）</u> (略) 教育委員会事務局総務部企画経理課<u>経理係長</u> (略)	(略) 総務局<u>行政部</u>法制課法規係長 (略) 財政局契約部契約監理課審査係長 (略) 財政局契約部<u>契約課</u>土木契約係長 財政局契約部<u>契約課</u>建築契約係長 <u>財政局契約部契約課物品契約係長</u> (略) 交通局営業本部企画財務部会計課契約係長 (略) 教育委員会事務局総務部企画経理課<u>企画経理第二係長</u> (略)

6 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
本部員	会計室長	本部員	会計室長

(略)		(略)	
〃	交通局長	〃	交通局長
〃	病院局長		
(略)		(略)	
幹事	会計室出納課長	幹事	会計室出納課長
(略)		(略)	
〃	健康福祉局総務課長	〃	健康福祉局総務課長
		〃	健康福祉局高齢福祉部主幹 (包括的支援の推進に係る 企画調整)
(略)		(略)	
〃	健康福祉局生活福祉部主幹 (生活困窮者自立支援)	〃	健康福祉局生活福祉部主幹 (援護事業・保護施設)
(略)		(略)	
〃	交通局営業本部企画財務部 主幹 (企画調整・外郭団 体)	〃	交通局営業本部企画財務部 主幹 (企画調整・外郭団 体)
〃	病院局総務課長		
(略)		(略)	

7 名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
本部員	総務局長	本部員	総務局長
(略)		(略)	
〃	交通局長	〃	交通局長
〃	病院局長		
(略)		(略)	
幹事	総務局職員部主幹（メンタルヘルス・保健指導）	幹事	総務局職員部主幹（メンタルヘルス・保健指導）
(略)		(略)	
〃	交通局営業本部電車部駅務課長	〃	交通局営業本部電車部駅務課長
〃	病院局総務課長		
(略)		(略)	

- 8 名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程（平成20年名古屋市達第9号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) 緑政土木局長 <u>病院局長</u> (略)	別表 (略) 緑政土木局長 (略)

- 9 名古屋市環境首都づくり推進会議規程（平成20年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) 交通局長 <u>病院局長</u> (略)	別表 (略) 交通局長 (略)

- 10 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) 交通局長 <u>病院局長</u> (略)	別表 (略) 交通局長 (略)

- 11 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																		
別表（第3条、第6条関係）	別表（第3条、第6条関係）																		
<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>防災危機管理局長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr> <td><u>〃</u></td><td><u>病院局長</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	委員	防災危機管理局長	（略）		〃	交通局長	<u>〃</u>	<u>病院局長</u>	（略）		<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>防災危機管理局長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	委員	防災危機管理局長	（略）		〃	交通局長	（略）	
委員	防災危機管理局長																		
（略）																			
〃	交通局長																		
<u>〃</u>	<u>病院局長</u>																		
（略）																			
委員	防災危機管理局長																		
（略）																			
〃	交通局長																		
（略）																			
<table border="1"> <tr> <td>幹事</td><td>防災危機管理局危機管理企画室長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局技術本部施設部営繕課長</td></tr> <tr> <td><u>〃</u></td><td><u>病院局総務課長</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	幹事	防災危機管理局危機管理企画室長	（略）		〃	交通局技術本部施設部営繕課長	<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>	（略）		<table border="1"> <tr> <td>幹事</td><td>防災危機管理局危機管理企画室長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>交通局技術本部施設部営繕課長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	幹事	防災危機管理局危機管理企画室長	（略）		〃	交通局技術本部施設部営繕課長	（略）	
幹事	防災危機管理局危機管理企画室長																		
（略）																			
〃	交通局技術本部施設部営繕課長																		
<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>																		
（略）																			
幹事	防災危機管理局危機管理企画室長																		
（略）																			
〃	交通局技術本部施設部営繕課長																		
（略）																			

- 12 名古屋市市政資料館処務規程（平成元年名古屋市達第43号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）は、総務局に属し、名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）第2条に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関する事務をつかさどる。	第1条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）は、総務局 <u>行政部</u> に属し、名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）第2条に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関する事務をつかさどる。
2 （略）	2 （略）
第4条 副館長は、毎月の館務の処理状況を翌月の10日までに、 <u>法制課長</u> に報告しなければならない。	第4条 副館長は、毎月の館務の処理状況を翌月の10日までに、 <u>行政部長</u> に報告しなければならない。

- 13 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 書庫主管課 <u>総務局法制課</u> (以下「法制課」という。)並びに公所等及び区役所の書庫を管理する課をいう。 (6)～(12) (略) (行政文書の管理体制) 第10条 行政文書の管理に関する事務は総務局長が統括するものとし、<u>総務局法制課長</u> (以下「法制課長」という。)はこれを補佐するものとする。 2 (略)	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 書庫主管課 <u>総務局行政部法制課</u> (以下「法制課」という。)並びに公所等及び区役所の書庫を管理する課をいう。 (6)～(12) (略) (行政文書の管理体制) 第10条 行政文書の管理に関する事務は総務局長が統括するものとし、<u>総務局行政部法制課長</u> (以下「法制課長」という。)はこれを補佐するものとする。 2 (略)

14 名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前			改 正 後		
別表第 3			別表第 3		
階	職		階	職	
	(略)	西庁舎		(略)	西庁舎
(略)			(略)		
12階	(略)	総務局行政改革推進部情報化推進課情報化企画係長	12階	(略)	総務局行政部情報化推進課情報化企画係長
(略)			(略)		

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所に次の組織を置く。 （略） 保健福祉センター （略） 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1) <u>（東区、昭和区、熱田区及び天白区に限る。）</u> （略） 保健予防課 <u>主 幹(1)（南区に限る。）</u> ② （略）	第 1 条 区役所に次の組織を置く。 （略） 保健福祉センター （略） 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1) <u>（昭和区、熱田区、名東区及び天白区に限る。）</u> （略） 保健予防課 ② （略）
第 1 条の 3 保健管理課、 <u>健康安全課及び保健予防課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する主幹並びに環境薬務室及び公害対策室</u> は、福祉部に属しないものとする。	第 1 条の 3 保健管理課及び健康安全課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する主幹並びに <u>環境薬務室、公害対策室及び保健予防課</u> は、福祉部に属しないものとする。
第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 保健福祉センター （略） 保健予防課 (1)～(10) （略）	第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 保健福祉センター （略） 保健予防課 (1)～(10) （略）

<u>主 幹（医務）</u> <u>(1) 区長の指定する医務に関すること。</u> ②・③ （略）	②・③ （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 地域力推進室 地域力推進係 (略) 主 査 (安心・安全で快適なまちづくりの企画) (北区、中村区、瑞穂区、守山区及び<u>緑区</u>を除く。) (1)～(7) (略) 主 査 (区の特性に応じた地域の活力向上) (北区、中村区及び<u>守山区</u>に限る。) (1)～(4) (略) 主 査 (地域の魅力の向上・発信) (瑞穂区及び緑区に限る。)	第1条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 地域力推進室 地域力推進係 (略) 主 査 (安心・安全で快適なまちづくりの企画) (北区、中村区、<u>昭和区</u>、瑞穂区、守山区、<u>緑区及び天白区</u>を除く。) (1)～(7) (略) 主 査 (区の特性に応じた地域の活力向上) (北区、中村区、<u>守山区及び天白区</u>に限る。) (1)～(4) (略) 主 査 (地域の魅力の向上・発信) (<u>昭和区</u>、瑞穂区及び緑区に限る。)

(1)～(4) (略)	
市 民 課	
(略)	
住民記録係	
(1)～(15) (略)	
(略)	
保健福祉センター	
福 祉 部	
民生子ども課	
(略)	
保 護 係（中村区を除く。）	
(略)	
主 査（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区、 <u>名東区</u> 及び天白区に限る。）	
(1)・(2) (略)	
主 査（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区、港区 <u>及び守山区</u> に限る。）	
(1)・(2) (略)	
(略)	
保健予防課	
保健感染症係	
(略)	
主 査（医務）（ <u>東区</u> 、昭和区、熱田区及び天白区を除く。）	
(1) (略)	
	る。)
(1)～(4) (略)	
市 民 課	
(略)	
住民記録係	
(1)～(15) (略)	
	主 査（個人番号カード交付に係る調整）
	(1) <u>個人番号カードの交付に係る調整に</u> 関すること。
	(2) <u>区長の指定する個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること。</u>
	(3) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく届出及び申請の受付に関すること。</u>
(略)	
保健福祉センター	
福 祉 部	
民生子ども課	
(略)	
保 護 係（中村区を除く。）	
(略)	
主 査（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）	
(1)・(2) (略)	
主 査（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区、港区、 <u>守山区及び名東区</u> に限る。）	
(1)・(2) (略)	
(略)	
保健予防課	
保健感染症係	
(略)	
主 査（医務）（昭和区、熱田区、 <u>名東区</u> 及び天白区を除く。）	
(1) (略)	

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

観 光 文 化 交 流 局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 （略） 名古屋城調査研究センター （略） 主 査(2) <u>主 幹(1)</u>	第 3 条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 （略） 名古屋城調査研究センター （略） 主 査(2)
2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 名古屋城調査研究センター 調査研究係 （略） 主 査（石垣の調査・研究） (1) （略） <u>主 幹（建造物等の調査・研究及び普及）</u> <u>(1) 名古屋城の建造物等に係る調査及び研究並びに教育及び普及啓発に関すること。</u>	2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 名古屋城調査研究センター 調査研究係 （略） 主 査（石垣の調査・研究） (1) （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

経 済 局
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 5 条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 施 設 係 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （略） 施 設 係 (1)・(2) （略）	第 5 条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 施 設 係 <u>主 査(1)</u> 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （略） 施 設 係 (1)・(2) （略） <u>主 査（南部市場の施設長寿命化に係る計画の策定）</u> <u>(1) 土地、建物その他施設の長寿命化に係る計画の策定及び調整に関すること。</u>

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

環 境 局
処 分 場

名古屋市処分場処務規程（昭和47年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 （略） 2 係の分掌事務並びに主幹及び主査の分 担事項は、次のとおりとする。 主 幹（整備） (1)・(2) （略） 業 務 係 (1) ごみ等の埋立処分に関すること。 (2)～(4) （略） 整 備 係 (1)・(2) （略） (略) 3 ～ 6 （略）	第 3 条 （略） 2 係の分掌事務並びに主幹及び主査の分 担事項は、次のとおりとする。 主 幹（整備） (1)・(2) （略） <u>(3) ごみ等の埋立処分（第二処分場に係 るものに限る。）に関すること。</u> 業 務 係 (1) ごみ等の埋立処分 <u>（第二処分場に係 るものを除く。）</u> に関すること。 (2)～(4) （略） 整 備 係 (1)・(2) （略） <u>(3) ごみ等の埋立処分（第二処分場に係 るものに限る。）に関すること。</u> (略) 3 ～ 6 （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

健康福祉局
中央看護専門学校

名古屋市立中央看護専門学校処務規程（昭和50年名古屋市達第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 事務係 主査 <u>(1)</u> (略)	第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 事務係 主査 <u>(2)</u> (略)
2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管理課 事務係 (1)～(8) (略)	2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管理課 事務係 (1)～(8) (略)
<u>(9)</u> (略) 主査 (学生) (1)～(5) (略)	<u>(9) 学校に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>(10)</u> (略) 主査 (学生) (1)～(5) (略)
(略)	<u>主査 (中央看護専門学校に係る企画調整)</u> (1) 学校に係る企画及び調整に関すること。 (略)

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 健康増進課 推進係 <u>主査(1)</u> <u>地域看護係</u> 精神保健係 (略) 食品衛生課 (略) 主幹(1) <u>主査(1)</u> (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 健康増進課 推進係 精神保健係 <u>主幹(1)</u> <u>主査(1)</u> (略) 食品衛生課 (略) 主幹(1) (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 <u>企画係</u> <u>主査(2)</u> <u>推進係</u>

主 幹(5) 主 査(19)	主 査(4) 主 幹(4)
主 幹(1) 主 査(2) 参 事(1) 主 幹(1) 主 査(2) 参 事(2) 主 幹(4) 主 査(4) 主 幹(1) 主 査(3) 主 幹(1) 主 査(1)	参 事(1) 主 幹(1) 主 査(2) 参 事(2) 主 幹(4) 主 査(4) 主 幹(1) 主 査(3) 主 幹(1) 主 査(1)
(略) 保健センター (略) 健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） (略) 主 幹(1)（東、昭和、熱田及び天白の保健センターに限る。） 保健予防課 保健感染症係 主 査(3)（東、昭和、熱田及び天白の保健センターを除く。） 主 査(2)（東、昭和、熱田及び天白の保健センターに限る。） 主 幹(1)（南の保健センターに限る。）	(略) 保健センター (略) 健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） (略) 主 幹(1)（昭和、熱田、名東及び天白の保健センターに限る。） 保健予防課 保健感染症係 主 査(3)（昭和、熱田、名東及び天白の保健センターを除く。） 主 査(2)（昭和、熱田、名東及び天白の保健センターに限る。）
第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。	第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

地域医療係

(1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課室並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの主管に属するものを除く。）。

(2)～(6) (略)

(7) 他部課並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの主管に属しないこと。

(略)

健康増進課

推進係

(1)～(3) (略)

(4) (略)

主 査（受動喫煙対策推進）

(1) 受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に関すること。

地域看護係

(1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。

(2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。

(3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

精神保健係

(1) (略)

健康部

保健医療課

地域医療係

(1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属するものを除く。）。

(2)～(6) (略)

(7) 他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属しないこと。

(略)

健康増進課

推進係

(1)～(3) (略)

(4) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。

(5) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。

(6) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

(7) (略)

精神保健係

(1) (略)

主 幹（公衆衛生看護）

(1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。

(2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。

(3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

主 査（公衆衛生看護）

(略)

食品衛生課

食品衛生係

(1)～(5) (略)

主 査 (H A C C P 導入の推
進)

(1) H A C C P に沿った衛生管理の導入
の推進等に係る企画及び調整に関する
こと。

(略)

獣 医 務 係

(略)

主 幹 (動物愛護管理・検査業
務管理)

(1)～(5) (略)

主 査 (動物愛護管理に係る
計画の策定等)

(1) 動物の管理に係る企画及び調整に関
すること。

(2) 動物の管理に係る計画の策定等に関
すること。

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室

(1) 保健師の業務に係る企画及び調整に
関すること。

(2) 難病患者の保健に係る企画及び調整
に関すること。

(3) 医療社会事業に係る企画及び調整に
関すること。

(略)

食品衛生課

食品衛生係

(1)～(5) (略)

主 査 (営業許可・届出等に
係る企画調整)

(1) 営業許可及び営業届出制度等に係る
企画及び調整に関すること。

(略)

獣 医 務 係

(略)

主 幹 (動物愛護管理・検査業
務管理)

(1)～(5) (略)

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室
企 画 係

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係
る企画及び調整に関すること。

(2) 新型コロナウイルスワクチンに係る
総合調整に関すること。

(3) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (新型コロナウイルス
感染症対策に係る企

	<u>画調整）（2）</u> <u>（1）保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>推 進 係</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。</u> <u>（2）新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> <u>（3）新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルス感染症対策の推進）</u> <u>（4）</u> <u>（1）保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。</u> <u>主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）（4）</u> <u>（1）保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u>
<u>主 幹（新型コロナウイルス感染症対策）（5）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）（19）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u>	<u>参 事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）（2）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>参 事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）（2）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 幹（新型コロナウイルスワ</u>

	<u>ワクチンに係る調整)</u> <u>(4)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (4)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援)</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) (3)</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> (略) <u>主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設) (2)</u> (1)・(2) (略) <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>主 幹 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整) (2)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u>
	<u>ワクチンに係る調整)</u> <u>(4)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (4)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援)</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) (3)</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> (略) <u>主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)</u> (1)・(2) (略)

<u>主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）</u> <u>(4)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(4) <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> (略) 保健センター (略) 保健予防課 保健感染症係 (略) 主 査（医務）（東、昭和、熱田及び天白の保健センターを除く。） (1) (略) (略) 主 査（保健看護） (1) (略) <u>主 幹（医務）</u> <u>(1) 医務に関すること。</u> 2 ～ 9 (略)	(略) 保健センター (略) 保健予防課 保健感染症係 (略) 主 査（医務）（昭和、熱田、<u>名東</u>及び天白の保健センターを除く。） (1) (略) (略) 主 査（保健看護） (1) (略) 2 ～ 9 (略)

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 センターに次の組織を置く。 （略） 中央児童相談所 相 談 課 （略） 相談援助第一係 相談援助第二係 相談援助第三係 主 査 <u>(1)</u> （略） 主 幹(1) 主 査(1) （略） 2 （略） 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。 （略） 中央児童相談所 相 談 課 （略） 相談援助第一係	第 3 条 センターに次の組織を置く。 （略） 中央児童相談所 相 談 課 （略） 相談援助第一係 相談援助第二係 相談援助第三係 主 査 <u>(2)</u> （略） 主 幹(1) 主 査(1) 主 幹 <u>(1)</u> （略） 2 （略） 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。 （略） 中央児童相談所 相 談 課 （略） 相談援助第一係

相談援助第二係 相談援助第三係 (1)～(7) (略) (略) 保 護 係 (略) 主 査 (児童相談所に係る企画 調整) (1) (略) (略)	相談援助第二係 相談援助第三係 (1)～(7) (略) <u>主 査 (障害児に係る相談援助 等)</u> <u>(1) 障害児の一時保護、措置等に係る連 絡調整に関すること。</u> <u>(2) 中央児童相談所長の指定する障害児 の相談業務に関すること。</u> (略) 保 護 係 (略) 主 査 (児童相談所に係る企画 調整) (1) (略) <u>主 幹 (学校教育との連携)</u> <u>(1) 児童相談所に係る学校教育との連携 に関すること。</u> (略)

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市達第20号

子ども青少年局
保 育 園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 4 条の 2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（ <u>星ヶ丘保育園</u> 、東保育園、北保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、鳴子保育園、牧野池保育園及び平針原保育園に限る。）を置く。	第 4 条の 2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（ <u>星ヶ丘保育園</u> 、東保育園、北保育園、 <u>上飯田南保育園</u> 、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、 <u>大森保育園</u> 、鳴子保育園、牧野池保育園、 <u>島田第一保育園</u> 及び平針原保育園に限る。）を置く。
2・3 （略）	2・3 （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

住 宅 都 市 局
大曾根北・筒井
都市整備事務所

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所处務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 補 償 係 <u>主 査(1)</u> （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 補 償 係 (1)・(2) （略） <u>主 査（補償）</u> <u>(1) 所長の指定する事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。</u> <u>(2) 所長の指定する事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。</u> <u>(3) 所長の指定する事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。</u> （略）	第 2 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 補 償 係 （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 補 償 係 (1)・(2) （略） <u>(3) 事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。</u> （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第22号

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 4 条 （略） 2 （略） 3 <u>特に必要があるときは、第 3 条に定めるもののほか、動植物園に係る総合的な企画を分担する企画官を置くことができる。</u>	第 4 条 （略） 2 （略）
<u>4 ・ 5 （略）</u>	<u>3 ・ 4 （略）</u>
6 <u>企画官は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。</u>	
<u>7 ・ 8 （略）</u>	<u>5 ・ 6 （略）</u>

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任意務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（担任意務） 第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。 （略） 伊東副市長 （略） 交 通 局 <u>病 院 局</u> （略） 第 3 条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務及びまちづくりに関する事務は堀場副市長が、市民生活に関する事務及び女性の活躍推進に関する事務は伊東副市長が、子ども及び親の支援に関する事務、観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務並びに <u>I C T の活用</u>に関する事務は廣澤副市長が担任する。 2 （略）	（担任意務） 第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。 （略） 伊東副市長 （略） 交 通 局 （略） 第 3 条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務及びまちづくりに関する事務は堀場副市長が、市民生活に関する事務及び女性の活躍推進に関する事務は伊東副市長が、子ども及び親の支援に関する事務、観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務並びに <u>デジタルトランスフォーメーションの推進</u>に関する事務は廣澤副市長が担任する。 2 （略）

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 5 条第 3 項中「、上下水道局及び病院局」を「及び上下水道局」に改める。
第11条第 1 項及び第 3 項中「、交通局長及び病院局長」を「及び交通局長」に改める。

別表第 2 スポーツ市民局主管課長の項第 1 号及び第 2 号中「及び保健所次長」を「並びに保健管理課長及び健康安全課長」に改め、同表健康福祉局の項中「

主管部長	1	社会福祉法人（所管に係るものに限る。）の定款の変更の認可、解散の認可又は認定及び合併の認可に関すること（軽易なものに限る。）。

を

」

「

医 監	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2による協力の要請、勧告及び公表に関すること。
主管部長	1	社会福祉法人（所管に係るものに限る。）の定款の変更の認可、解散の認可又は認定及び合併の認可に関すること（軽易なものに限る。）。

に改め、

」

同局主管部長の項に次の2号を加える。

29	名古屋市病院事業会計予算の収益的支出に係る流用の決定に関すること。
30	病院事業に係る預り金の納付の証明に関すること。

別表第2健康福祉局主管課長の項第59号(1)中「第14条の2」を「第15条の3」に改め、「厚生労働大臣」の次に「及び管轄都道府県知事」を加え、「及び都道府県知事」を「並びに都道府県知事及び他の保健所設置市等の長」に改め、同号(2)中「他の都道府県知事」を「都道府県知事又は他の保健所設置市等の長」に改め、同項に次の3号を加える。

67	病院事業に係る出納取扱金融機関への払込みに関すること。
68	病院事業に係る支出、振替、更正及び戻入の承認に関すること。
69	病院事業に係る預り金の受払通知に関すること。

別表第2住宅都市局主管課長の項第12号中「第30条、第31条及び第36条」を「第35条、第36条及び第41条」に改め、同項第13号中「第32条」を「第37条」に改める。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1 財務関係の表中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第37号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 保健福祉センター所長の項第 1 号中「第18条の29第 1 項」を「第18条の34第 1 項」に改め、同表公害対策室長の項第 1 号中「第18条の31第 2 項」を「第18条の36第 2 項」に、「第18条の15第 1 項及び第 2 項、第18条の23第 1 項、第18条の24第 1 項並びに第18条の25第 1 項」を「第18条の17第 1 項及び第 2 項、第18条の28第 1 項、第18条の29第 1 項並びに第18条の30第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第18条の31第 1 項」を「第18条の36第 1 項」に改める。

別表第 3 部長の項の次に次のように加える。

区 政 部 長	1	使用料の年額又は総額が 720 万円以下の行政財産の使用許可（無償又は減額によるものを除く。）に関する こと。
	2	1 件の評価額が 360 万円以下の行政財産の無償又は減 額による使用許可に関すること。

別表第 3 企画経理室長の項第 1 号中「目的外使用の許可」を「使用許可（無償又は減額によるものを除く。）」に改め、同号ただし書を削る。

別表第 4 保健センター所長の項第49号中「第12条第 3 項（第 6 項）」を「第12条第 4 項（第 8 項）」に改め、「含む。」の次に「において準用する同条第 3

項及び第15条第14項」を加え、同項第50号中「第16条の2による協力の要請」を「第15条第8項による命令」に改める。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4保健センター所長の項第49号の改正規定（「含む。」）の次に「において準用する同条第3項及び第15条第14項」を加える部分のうち「及び第15条第14項」に係る部分を除く。）は、発布の日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市防災行政用無線管理運営規程（昭和60年名古屋市達第42号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（通信の系統） 第 3 条 防災行政用無線の送受信の業務（以下「無線通信業務」という。）を行うため、本市に<u>次の各号</u>に掲げる通信系統を設ける。 <u>(1) 多重固定系 固定局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する無線局をいう。）相互間で多重通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。</u> <u>(2) 同報系 固定局相互間で54メガヘルツを超え70メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。</u> <u>(3) デジタル移動系 基地局（施行規則</u>	（通信の系統） 第 3 条 防災行政用無線の送受信の業務（以下「無線通信業務」という。）を行うため、本市に<u>次</u>に掲げる通信系統を設ける。 <u>(1) 同報系 固定局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する無線局をいう。）相互間で54メガヘルツを超え70メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。</u> <u>(2) デジタル移動系 基地局（施行規則</u>

第4条第1項第6号に規定する無線局をいう。)と<u>移動局</u>(<u>施行規則第4条第1項第12号</u>に規定する無線局をいう。以下同じ。)との間又は<u>移動局</u>相互間で市町村デジタル移動通信系により無線通信業務を行う通信の系統をいう。	第4条第1項第6号に規定する無線局をいう。)と<u>陸上移動局</u>(<u>同項第12号</u>に規定する無線局をいう。以下同じ。)との間又は<u>陸上移動局</u>相互間で市町村デジタル移動通信系により無線通信業務を行う通信の系統をいう。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市達第27号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程

臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員をいう。）及び再任用短時間勤務職員（同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第 3 条第 1 項第 4 号に規定する「任命権者が別に定める日数」は、1 年間とする。

附 則

この達は、発布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																						
（構成） 第 3 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 委員及び幹事は、<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。 （1）（略） <u>（2）会長が指定する区の長及び企画経理室長の職にある者</u> <u>（3）（略）</u> 別表 <table><tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>交通局長</td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>病院局長</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>教育長</td></tr></table> <table><tr><td>幹 事</td><td>会計室出納課長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	委員	会計室長	（略）		〃	交通局長	<u>〃</u>	<u>病院局長</u>	（略）		〃	教育長	幹 事	会計室出納課長	（略）		（構成） 第 3 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 委員及び幹事は、<u>次</u>に掲げる者をもって充てる。 （1）（略） <u>（2）（略）</u> 別表 <table><tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>交通局長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>教育長</td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>市会事務局長</u></td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>総務局企画調整監</u></td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>中村区長</u></td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>中区長</u></td></tr></table> <table><tr><td>幹 事</td><td>会計室出納課長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	委員	会計室長	（略）		〃	交通局長	（略）		〃	教育長	<u>〃</u>	<u>市会事務局長</u>	<u>〃</u>	<u>総務局企画調整監</u>	<u>〃</u>	<u>中村区長</u>	<u>〃</u>	<u>中区長</u>	幹 事	会計室出納課長	（略）	
委員	会計室長																																						
（略）																																							
〃	交通局長																																						
<u>〃</u>	<u>病院局長</u>																																						
（略）																																							
〃	教育長																																						
幹 事	会計室出納課長																																						
（略）																																							
委員	会計室長																																						
（略）																																							
〃	交通局長																																						
（略）																																							
〃	教育長																																						
<u>〃</u>	<u>市会事務局長</u>																																						
<u>〃</u>	<u>総務局企画調整監</u>																																						
<u>〃</u>	<u>中村区長</u>																																						
<u>〃</u>	<u>中区長</u>																																						
幹 事	会計室出納課長																																						
（略）																																							

〃	交通局営業本部企画財務部経営企画課長	〃	交通局営業本部企画財務部経営企画課長
<u>〃</u>	<u>病院局総務課長</u>		
(略)		(略)	
〃	教育委員会事務局総務部人権教育室長	〃	教育委員会事務局総務部人権教育室長
		<u>〃</u>	<u>市会事務局総務課長</u>
		<u>〃</u>	<u>中村区区政部企画経理室長</u>
		<u>〃</u>	<u>中区区政部企画経理室長</u>

附 則

この達は、令和３年４月１日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

契約事務等の手続に関する規程（平成17年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（調達依頼） 第 8 条 一般物品（<u>工事中資材を除く。以下この条から第 10 条までにおいて同じ。</u>）の調達を必要とするときは、課長は、物品調達依頼書（第 2 号様式）に契約に必要な書類を添えて財政局主管課長に調達の依頼をしなければならない。 2 （略） （受入通知等） 第10条 課長は、納入があった一般物品について検査の手続が完了したときは、物品受入通知書によって所属の物品出納員に受入通知をしなければならない。ただし、物品受入通知書に代えて、当該通知書の記載要件を具備する他の書類によってこれを行うことができる。 2 （略） <u>（工事中資材の調達の手続）</u> 第11条 一般物品（<u>工事中資材に限る。</u>）の調達の手続については、第14条及び第	（調達依頼） 第 8 条 一般物品の調達を必要とするときは、課長は、物品調達依頼書（第 2 号様式）に契約に必要な書類を添えて財政局主管課長に調達の依頼をしなければならない。 2 （略） （受入通知等） 第10条 課長は、納入があった一般物品（<u>工事中資材を除く。</u>）について検査の手続が完了したときは、物品受入通知書によって所属の物品出納員に受入通知をしなければならない。ただし、物品受入通知書に代えて、当該通知書の記載要件を具備する他の書類によってこれを行うことができる。 2 （略） 第11条 削除

<u>15条の規定を準用する。</u>	

附 則

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規程

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和46年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「記名なつ印」を「記名」に改める。

「

別記第 2 号様式中 ㊦ を削り、同様式（注）を次のように改める。

」

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状

の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第4号様式中 ㊥ を削り、「名古屋市選挙管理委員会取扱者印」

」

を「名古屋市選挙管理委員会取扱者名」に改め、同様式（注）を次のように改める。

備考

- 1 掲示しようとするポスターの種類ごとに見本1枚を添付してください。
- 2 この検印票でポスター 枚の検印をします。ポスター 枚の検印が終わったときは、この検印票は名古屋市選挙管理委員会に返していただきます。なお、検印が 枚に達しないときは、名古屋市選挙管理委員会は、検印済枚数及び取扱者名を記載して提出者にお返しします。
- 3 政党その他の政治団体の責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第5号様式中 ㊥ を削り、「名古屋市選挙管理委員会取扱者印」

」

を「名古屋市選挙管理委員会取扱者名」に改め、同様式（注）を次のように改める。

備考

- 1 掲示しようとするポスターの種類ごとに確約書をつけた見本1枚を添付してください。
- 2 この交付票で証紙 枚を交付します。証紙 枚を交付したときは、この交付票は名古屋市選挙管理委員会に返していただきます。なお、証紙の交付が 枚に達しないときは、名古屋市選挙管理委員会は、交付済枚数及び取扱者名を記載して提出者にお返しします。
- 3 政党その他の政治団体の責任者本人が提出する場合にあっては本人確

認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第11号様式中 ㊦ を削り、同様式に備考として次のように加える。

」

備考 政党その他の政治団体の責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第12号様式中 ㊦ を削り、同様式に備考として次のように加える。

」

備考 政党その他の政治団体の責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正）

第2条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年名古屋市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

「

別記第2号様式中 ㊦ を削り、同様式備考を次のように改める。

」

備考

- 1 ※欄には記入しないこと。
- 2 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公

職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第 3 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考を次のように改める。

」

備考

- 1 ※欄には記入しないこと。
- 2 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「

別記第 4 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考 2 の次に次のように加える。

」

- 3 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部改正)

第 3 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成 5 年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

「

別記第 1 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考 3 の次に次のように加える。

」

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者

本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

「

別記第 2 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考 4 の次に次のように加える。

」

- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 4 号様式（その 1）、別記第 4 号様式（その 2）及び別記第 4 号様

「

式（その 3）中 ㊦ を削る。

」

「

別記第 5 号様式中 印 を削り、同様式備考 4 の次に次のように加える。

」

- 5 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正）

第 4 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成 5 年名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

「

別記第 1 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考を次のように改める。

」

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及びポスター作成業者が作成した契約

金額の明細書の写しを添付してください。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

「

別記第2号様式中 ㊞ を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

」

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

「

別記第4号様式中 ㊞ を削る。

」

「

別記第5号様式中 印 を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

」

- 5 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正）

第5条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年名古屋市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（名古屋市議会の議員の選挙にあつては区の委員会を経由して市の委員会に）」を「（名古屋市議会の議員の選挙にあつては区の委

員会を経由して市の委員会に対し)」に改める。

「

別記第 1 号様式中 ㊟ を削り、同様式備考を次のように改める。

」

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及びビラ作成業者が作成した契約金額の明細書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

「

別記第 2 号様式中 ㊟ を削り、同様式備考 3 の次に次のように加える。

」

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

「

別記第 4 号様式中 ㊟ を削る。

」

「

別記第 5 号様式中 印 を削り、同様式備考 4 の次に次のように加える。

」

- 5 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及

び証紙に関する規程の一部改正)

第 6 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程（平成20年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

「

別記第 1 号様式中 ㊦ を削り、「名古屋市議会議員選挙（ 選挙

」

区）」を「（名古屋市議会議員選挙（ 選挙区））」に改め、同様式備考 2 の次に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第 2 号様式中「 年 月 執行」を「 年 月 日執行」に改める。

「

別記第 4 号様式中 ㊦ を削り、「名古屋市選挙管理委員会取扱者印」

」

を「名古屋市選挙管理委員会取扱者名」に、「を記載し取扱者の印を押して」を「及び取扱者名を記載して」に改め、同様式備考 2 の次に次のように加える。

3 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて

作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、
当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市監査委員規程第 1 号

名古屋市監査委員監査基準の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査委員監査基準の一部を改正する規程

名古屋市監査委員監査基準（令和 2 年 1 月 24 日名古屋市監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（監査等の実施手続） 第12条 （略） 2 監査委員は、監査の実施に当たり、 <u>市長等又は監査の対象とする団体の長</u> に対し、監査の種類、対象、実施時期、実施担当課室等をあらかじめ通知するものとする。	（監査等の実施手続） 第12条 （略） 2 監査委員は、監査の実施に当たり、 <u>財務監査及び行政監査にあつては市長等（市会事務局を監査の対象とする場合にあつては議長）</u> に対し、 <u>財政援助団体等監査にあつては市長等及び監査の対象とする団体の長</u> に対し、監査の種類、対象、実施時期、実施担当課室等をあらかじめ通知するものとする。
（監査等の結果に関する報告等の <u>作成</u> 及び提出） 第16条 <u>監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を決定しようとするとき</u>	（監査等の結果に関する報告等の <u>決定</u> 及び提出） 第16条 <u>監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を決定し、議会及び市長</u>

は、別に定める場合を除き、市長等又は監査の対象となった団体の長から見解を聴取するものとする。 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告を作成したときは、市長等又は監査の対象となった団体の長に対し講評を実施した上で、議会及び市長等に提出するものとする。ただし、別に定める場合にあつては、講評を実施しないことができる。 3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。 4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。 5 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、市長に対し講評を実施し、意見を市長に提出するものとする。 (措置状況の公表等) 第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があつた場合は当該措置の内容を公表するものとする。	等に提出するものとする。 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。 3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告の決定に当たっては、別に定める場合を除き、財務監査及び行政監査にあつては局室区の長から、財政援助団体等監査にあつては局室区の長及び監査の対象となった団体の長から見解を聴取するものとする。 4 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告の提出に当たっては、別に定めるところにより、財務監査及び行政監査にあつては局室区の長に対し、財政援助団体等監査にあつては局室区の長及び監査の対象となった団体の長に対し、講評を実施することができる。 5 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。 6 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。 (措置状況の公表等) 第20条 監査委員は、別に定めるところにより、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。 2 監査委員は、前項の措置状況の報告があつたときは、別に定めるところにより、当該措置状況を公表するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

名古屋市監査委員規程第 2 号

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 監査第一課 庶務係 （略） 監査係 （1）防災危機管理局、上下水道局、交通局、 <u>病院局</u> 及び消防局の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。 （2）～（5） （略） 監査第二課 （略） 特別監査室 主査（特別監査） （1）～（5） （略） （6） <u>実地検査</u> 当日に通知して実施する	別表 監査第一課 庶務係 （略） 監査係 （1）防災危機管理局、上下水道局、交通局及び消防局の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。 （2）～（5） （略） 監査第二課 （略） 特別監査室 主査（特別監査） （1）～（5） （略） （6） <u>実査</u> 当日に通知して実施する監査

監査に関すること。 (7) (略)	に関すること。 (7) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

名古屋市監査委員規程第 3 号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年名古屋市監査委員規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（起案の方法） 第19条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第5号様式）を利用して起案することができる。	（起案の方法） 第19条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第5号様式）を利用して起案することができる。 <u>この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。</u>
（決裁の手続） 第22条 （略）	（決裁の手続） 第22条 （略）

2～ 6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、<u>加除訂正した者の印を押すものとする。</u> （公印） 第28条 <u>行政文書の浄書に当たっては、別に定める手続により公印を押さなければならない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、電子情報である行政文書又はその内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、公印を押すことを要しない。</u> 3 <u>行政文書の浄書に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。</u> （電子署名） 第29条 <u>総合行政ネットワークを利用して施行する行政文書には、電子署名を行うものとする。ただし、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を行うことを要しない。</u> 2 （略）	2～ 6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、<u>加除訂正した者が押印し、又は署名するものとする。</u> （契印） 第28条 行政文書の<u>施行</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 （電子署名） 第29条 <u>法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するもの</u>には、電子署名を行うものとする。 2 （略）

第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条生涯学習部の項中「生涯学習課」を「生涯学習課
部活動振興室」に改める。

第 3 条生涯学習部生涯学習課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同項の次に次のように加える。

部活動振興室

- (1) 学校における部活動に関すること。
- (2) 部活動関係団体に関すること。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

第 6 条第 2 項中「部」の次に「若しくは担当部」を加える。

第 9 条第 3 項中「規定する主幹を置く部」の次に「及び担当部」を加え、「分担事項及び」を「分担事項並びに」に改め、同項の表主幹を置く部の項中「

部」の次に「及び担当部」を加え、同表教務部の項の次に次のように加える。

子ども応援委員会制度担当部	生徒指導に係る調整	1 生徒指導に係る調整に関する事。	1

第9条第3項の表指導部の項中

「

小学校給食調理業務の効率化	1 学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。以下同じ。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整に関する事。 2 学校給食の衛生管理に関する事。 3 学校給食に係る設備の整備に関する事。	1

を

」

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関する事。	1

に改め、

」

同表生涯学習部の項中

「

図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関する事。	1
部活動振興	1 学校における部活動に関する事。 2 小学校における部活動の見直しの推進に関する事。	1

を

」

「

図書館改革 の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に 関すること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「並びに休憩時間の時限」を削り、同条第 2 項中「若しくは第 2 項又は本条第 2 項若しくは第 3 項」を「から第 4 項まで」に改め、「この場合において、その者の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。」を削り、同条中第 3 項から第 5 項までを次のように改める。

3 前 2 項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、これらの規定にかかわらず、規則第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前 2 項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業

の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

- 4 職員（次項及び第6項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第3（再任用短時間勤務職員にあっては、別表第4）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 5 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

第2条に次の1項を加える。

- 6 第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条第1項関係）

職員の 範囲	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

備考 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日
総務部総務課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおける業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおける業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

	D	1 日について午後 2 時15分から午後 9 時までの間において 6 時間とする。		
総務部学校整備課に所属する職員のうち、学校施設の環境整備の推進に関する業務に従事する者		1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部学校整備課に所属する職員のうち、旧学校施設における管理運営に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午後 2 時から午後 9 時までの間において 6 時間とする。		
教務部教職員課に所属する職員のうち、施設管理に関する業務に従事する者		1 日について午前 8 時から午後 2 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
教務部教職員課に所属する職員のうち、給食調理に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。		
	C	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。		
	D	1 日について午前 9 時から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。		
教務部教職員課に所属する職員のうち、介助に関する業務に従事する者		1 日について午前 7 時45分から午後 2 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
教務部学事課に所属する職員のうち、就学援		1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

助及び就学 奨励に関する業務に従事する者				
子ども応援 委員会制度 担当部子ども も応援室に 所属する職員 のうち、 子ども応援 委員会の運営 に関する業務 に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	
指導部指導室に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、日本語教育及び国際理解教育の指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
指導部学校保健課に所	A	1日について午前6時30分から午後0時30分までの間におい		日曜日及び土曜日とする。

属する職員のうち、中学校スクールランチの衛生及び管理に関する業務に従事する者		て6時間とする。		
	B	1日について午前7時30分から午後2時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	
	C	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部学校保健課に所属する職員のうち、学校給食費の未納徴収事務及び未納整理に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後1時から午後8時までの間において6時間とする。		
生涯学習部部活動振興室に所属する職員のうち、部活動振興に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
C	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
D	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
E	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
F	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
G	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
H	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
I	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで

J	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 （第 2 条第 4 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

（名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正）

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

（名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正）

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委

員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「並びに休憩時間の時限」を削り、同条中第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、規則第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。
- 3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

第4条の2に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、所長が定める。

別表第1中「及びその時限」を削り、「とし、その時限は所長が定める。」を「とする。」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条の2第3項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
C	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで

D	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
学校事務に関する業務に従事する者	A 1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日並びに 4 週間を通じて 4 日とする。
	B 1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間30分とする。		
	C 1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。		
	D 1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。		

E	1日について午前8時15分から午後3時15分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
F	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		
G	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		
H	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。		

(上汐田教育集会所処務規則の一部改正)

第5条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「（所長を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第3項を第4項とし、同条第2項中「、週休日の割振り及び休憩時間の時限」を「及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第2中

「

A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
B	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		

を

」

A	1 日について午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とする。	月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
B	1 日について午後 3 時から午後 9 時までの間において 6 時間とする。		

に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第 6 条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和 54 年名古屋市教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「、週休日の割振り及び休憩時間の時限」を「及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第 7 条 名古屋市図書館処務規則（昭和 39 年名古屋市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第 2 中央図書館の項中

中央図書館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。	を
	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。			
	C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。			
	D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。			
	E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。			

奉仕課における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。	に
	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。			
	C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。			
	D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。			
	E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。			
整理課収集整理係における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。	
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。			

改める。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第8条 名古屋市美術館処務規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号)

の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、

第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

（名古屋市科学館処務規則の一部改正）

第 9 条 名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「主査(1)」を「主査(2)」に改め、同条第 2 項総務課庶務係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第 3 条第 2 項総務課主査（施設）の項の次に次のように加える。

主査（博物館の魅力向上）

(1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則

（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）
の一部を次のように改正する。

				「学校情報化支援部	
				「学校情報化支援部	
				事務係	
第 2 条第 1 項中	事務係	を	主 幹 (1)		に改め、同条
	主 査 (1) 」		主 査 (1) 」		

第 2 項中「主査の」を「主幹及び主査の」に改め、同項主査（個別最適化され
た学びに係る I C T 環境整備の推進）の項を次のように改める。

主幹（個別最適化された学びに係る I C T 環境整備の推進）

(1) 個別最適化された学びに係る I C T 環境整備の推進に関する事。

主査（個別最適化された学びに係る I C T 環境整備の推進）

(1) 個別最適化された学びに係る I C T 環境整備の推進に関する事。

第 3 条第 3 項中「主査」を「主幹及び主査」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「並びに休憩時間の時限」を削り、同条中第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、規則第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3 職員（次項及び第 5 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第 2（再任用短時間勤務職員にあつては、別表第 3）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前 11 時 30 分から午後 2 時までの間において連続して 60 分（規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、45 分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時 0 分、15 分、30 分又は 45 分とする。

第 3 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、所長が定める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条の 2 第 1 項関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間	週 休 日
学校復帰に係る教育相談及び家庭への支援に関する主任の業務に従事する者	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
学校復帰に係る教育相談及び家庭	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

への支援に関する業務に従事する者				
教職員並びに幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する主任の業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時から午後7時までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	1日について1時間とする。	
	E	1日について午前11時から午後7時までの間において7時間とする。		
	F	1日について午前9時15分から午後0時15分までの間において3時間とする。		
教職員並びに幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時から午後7時までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	1日について1時間とする。	
	E	1日について午前11時から午後7時までの間において7時間とする。		
	F	1日について午前9時15分から午後0時15分までの間において3時間とする。		
指導力向上を要する教員に対する指導に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日、月曜日及び土曜日とする。
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		1日について午前8時15分か		

関する主任の業務に従事する者	B	ら午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。		
	C	1 日について午前 9 時から正午までの間において 3 時間とする。		
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。		
	C	1 日について午前 9 時から正午までの間において 3 時間とする。		
特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援に関する主任の業務に従事する者		1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援の業務に従事する者		1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
センターにおける技術的及び専門的な管理運営に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時15分から午後 1 時15分までの間において 5 時間とする。		4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 1 時45分までの間において 5 時間とする。		
	C	1 日について午前 8 時45分から午後 2 時45分までの間において 5 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	
	D	1 日について午後 0 時30分から午後 5 時30分までの間において 5 時間とする。		
	E	1 日について午後 4 時15分から午後 9 時15分までの間において		

		て5時間とする。		
	F	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	
	G	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。		
	H	1日について午後0時45分から午後9時15分までの間において7時間30分とする。		
	I	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		
	J	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
名古屋市の教育資料及び教育に関わる事項の調査研究に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
図書の整備計画、管理及びレファレンスサービス並びに教育に関する情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
教師力フォローアップにおける教員に対する指導助言に関する主任の業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。
教師力フォローアップにおける教員に対する指導助言に関する業務		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。

に従事する者			
センター (分館を除く。)における管理運営に関する業務に従事する者(主たる業務が施設の警守である者に限る。)	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。	
	C	1日について午前11時15分から午後5時15分までの間において5時間とする。	
	D	1日について午後1時から午後6時までの間において5時間とする。	
	E	1日について午後3時15分から午後8時15分までの間において5時間とする。	
	F	1日について午後4時15分から午後9時15分までの間において5時間とする。	
	G	1日について午前6時から午後2時30分までの間において7時間30分とする。	
	H	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	
	I	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	
	J	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間30分とする。	
	K	1日について午前11時45分から午後8時15分までの間において7時間30分とする。	
	L	1日について午後0時45分から午後9時15分までの間において7時間30分とする。	
	M	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間30分とする。	
	N	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	
センター (分館に限る。)における管理運営に関する業務に従事	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。	

する者	C	1 日について午後 0 時15分から午後 5 時15分までの間において 5 時間とする。	
	D	1 日について午後 0 時40分から午後 5 時40分までの間において 5 時間とする。	
	E	1 日について午後 4 時20分から午後 9 時20分までの間において 5 時間とする。	
	F	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。
	G	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
	H	1 日について午後 0 時50分から午後 9 時20分までの間において 7 時間30分とする。	
	I	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	
	J	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 3 条の 2 第 3 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 3 条の 2 第 3 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 5 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立桜台高等学校の項中「960 人」を「920 人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,000 人」を「960 人」に改め、同表名古屋市立名東高等学校の項中「960 人」を「920 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立西養護学校の項中「158 人」を「174 人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「267 人」を「286 人」に改め、同表名古屋市立守山養護学校の項中「166 人」を「171 人」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式

		()部受付番号第 号	
入 学 願 年 月 日 (宛先) 名古屋市立 養護学校長 保護者 住所 氏名 電話番号 下記の子どもを 部第 学年に入学させたいのでお願いします。 記			
(ふりがな) 氏 名			生年 月日 年 月 日生
住 所			
在学学校(園) 又は出身校 (園)			
就学義務の 猶予又は免除 の有無	有 ・ 無	年 月 日から 就学義務の (猶予) を (年 月 日まで (免除) (受けている。 (受けたことがある。))	
訪問教育の 希望の有無	有 ・ 無		

注 1 太線の枠内に必要事項を記入してください。

2 住所の欄は、保護者と子どもの住所が同じである場合には記入する必要はありません。

3 就学義務の猶予又は免除及び訪問教育の希望の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

名古屋市立報徳幼稚園	60人	2	を

」

「

名古屋市立報徳幼稚園	30人	1	に、

」

「

名古屋市立はとり幼稚園	60人	2	を
名古屋市立比良西幼稚園	85人	3	

」

「

名古屋市立はとり幼稚園	30人	1
名古屋市立比良西幼稚園	60人	2

に改

」

める。

第 1 号様式を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 8 号

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則（令和 2 年名古屋市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 項中「第 3 第 1 号」を「第 2 章第 1 節第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「という。）」の次に「の事務局職員又は委員会」を、「学校」の次に「その他の教育機関」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和2年度における」を削り、同項中「令和2年」を「奨学金の支給を受けようとする年（基準日の属する年をいう。）」に、「令和2年度に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(12) オンライン学習通信費

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第 1 条 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「（以下「中村図書館等」という。）」を削る。

第27条第 1 号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第 7 条」を「第 7 条第 4 項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

第30条第 1 項中「中村図書館等」を「東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）」に改め、同条第 3 項中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

第33条及び第34条中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第6条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第

13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正)

第7条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

第 7 条の 2 学校施設の使用に関し、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する通常の実例価額を基準として定める使用料の額は、委員会が別に定める。

第 7 条の 3 委員会は、条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる者が本市の事業を支援するために学校施設を使用するときは、無償で使用させることができる。

- (1) 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）別表第 1 に定める者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園の設置者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条第 2 項に規定する家庭的保

育事業等を行う者

第12条中「においては、特に定める場所以外」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 この規則に定めるもののほか、学校施設の使用については、規則第3章第2節の規定を準用する。この場合において、同節（第20条第2項を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と、規則第1号様式及び第2号様式中「名古屋市市長」とあるのは「名古屋市教育委員会」と読み替えるものとする。

「

第1号様式中  を削る。

」

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市教育委員会告示第 5号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 3年 4月 1日から施行します。

令和 3年 4月 1日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

個人演説会等公営施設設備及び費用額 守山区の表中

「

名古屋市立 下志段味小学校	体育館	1,061	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 大森小学校	特別活動室	87	椅子 50脚 50人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

」

を

「

名古屋市立 下志段味小学校	体育館	1,061	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 上志段味小学校	体育館	716	椅子 560脚 560人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 大森小学校	特別活動室	87	椅子 50脚 50人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

」

に改め、

「

名古屋市立 下志段味小学校	特別活動室	100	椅子 50脚 50人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 守山東中学校	体育館	570	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

を

「

名古屋市立 下志段味小学校	特別活動室	100	椅子 50脚 50人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 上志段味小学校	特別活動室	80	椅子 50脚 50人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 守山東中学校	体育館	570	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名教委訓令第 3 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（発送） 第32条 行政文書の発送は、次の各号に定める手続により行わなければならない。 （1）郵便による発送 事務局の課にあっては<u>総務局法制課</u>（以下「法制課」という。）に発送の手続を依頼し、公所~~にあつては当該公所~~において発送の手続を行う。 （2）～（6） （略） 2 （略）	（発送） 第32条 行政文書の発送は、次の各号に定める手続により行わなければならない。 （1）郵便による発送 事務局の課にあっては<u>総務局行政部法制課</u>（以下「法制課」という。）に発送の手続を依頼し、公所~~にあつては当該公所~~において発送の手続を行う。 （2）～（6） （略） 2 （略）

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名教委訓令第 4 号

各 学 校

名古屋市立学校文書管理規程（平成12年名教委訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（発送） 第20条 文書の発送は、次の各号に定める 手続によらなければならない。 （1）（略） （2）交換所による送達 教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）、<u>総務局法制課</u>その他市の機関に設置されている交換所において、所定の方法に従い行う。 （3）（略）	（発送） 第20条 文書の発送は、次の各号に定める 手続によらなければならない。 （1）（略） （2）交換所による送達 教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）、<u>総務局行政部法制課</u>その他市の機関に設置されている交換所において、所定の方法に従い行う。 （3）（略）

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成14年
名教委訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第 1 条 この規程は、職員の勤務時間及び 休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条 令第48号）第 4 条第 2 項及び職員の勤務 時間及び休暇に関する条例施行規則（昭 和26年名古屋市人事委員会規則第11号） 第 1 条第 5 項の規定に基づき、名古屋市 立の小学校、中学校、高等学校、特別支 援学校及び幼稚園に勤務する職員（技術 職員（学校栄養職員を除く。））を除く。 以下「学校職員」という。）の勤務時間 の割振り、休憩時間の時限及び週休日に ついて定めるものとする。 （勤務時間の特例等） 第 2 条 （略）	（趣旨） 第 1 条 この規程は、職員の勤務時間及び 休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条 令第48号）第 4 条第 2 項及び職員の勤務 時間及び休暇に関する条例施行規則（昭 和26年名古屋市人事委員会規則第11号。 <u>以下「規則」という。）</u>第 1 条第 5 項の 規定に基づき、名古屋市立の小学校、中 学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚 園に勤務する職員（技術職員（学校栄養 職員を除く。））を除く。以下「学校職 員」という。）の勤務時間の割振り、休 憩時間の時限及び週休日について定める ものとする。 （勤務時間の特例等） 第 2 条 （略） <u>2 災害その他の特別の事由により前項の 規定によることができない職員並びにそ の者の勤務時間の割振り及び週休日は、 別に教育長が定めるところによる。</u> <u>3 前 2 項の規定の適用を受ける職員のう ち別に教育長が定める者にあつては、こ れらの規定にかかわらず、規則第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前 2 項の規</u>

定により定められた勤務時間の割振りに
ついて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、
又は繰り下げることができるものとし、
その者の勤務時間の割振り及び週休日は、
別に教育長が定めるところによる。

別表第 2（第 2 条関係）

学 校		職員の範囲		勤務時間の割振り	週休日
小学校、 中学校及 び特別支 援学校		教諭等		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>1 週間に ついて 2 日とする。</u>
		事務職員		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>1 週間に ついて 1 日とする。</u>
				D (略)	
				E (略)	
高 等 学 校	工業 高等 学校 及び 中央 高等 学校	教 諭 等	全日制 課程及 び定時 制課程 (昼間) に勤務 する者	(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>1 週間に ついて 2 日とする。</u>
			定時制 課程 (夜間) に勤務 する者	(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>1 週間に ついて 2 日とする。</u>
		(略)			
		その 他の 高等 学校		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>1 週間に</u>

別表第 2（第 2 条関係）

学 校		職員の範囲		勤務時間の割振り	週休日
小学校、 中学校及 び特別支 援学校		教諭等		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>月曜日から金曜日 までのい ずれか 2 日とする。</u>
		事務職員		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>月曜日から金曜日 までのい ずれか 1 日とする。</u>
				D (略)	
				E (略)	
高 等 学 校	工業 高等 学校 及び 中央 高等 学校	教 諭 等	全日制 課程及 び定時 制課程 (昼間) に勤務 する者	(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>月曜日から金曜日 までのい ずれか 2 日とする。</u>
			定時制 課程 (夜間) に勤務 する者	(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>月曜日から金曜日 までのい ずれか 2 日とする。</u>
		(略)			
		その 他の 高等 学校		(略)	日曜日 及び土曜 日並びに <u>月曜日から</u>

			ついて2日とする。				ら金曜日までのいずれか2日とする。	
幼稚園	(略)		日曜日及び土曜日とする。	幼稚園	(略)			日曜日及び土曜日とする。
				事務職員		1日について午前9時から午後3時45分までの間において6時間とする。		
						1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
				</				

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名教委教訓令第 1 号

事 務 局

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。 総務部 （略） 企画経理課 <u>企画統計係</u> <u>経理係</u> （略） 教務部 教職員課 <u>管理係</u> （略） 生涯学習部 生涯学習課 （略） <u>部活動振興係</u> （略）	第 1 条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。 総務部 （略） 企画経理課 <u>企画経理第一係</u> <u>企画経理第二係</u> （略） 教務部 教職員課 <u>管理第一係</u> <u>管理第二係</u> （略） 生涯学習部 生涯学習課 （略） <u>部活動振興室</u> <u>部活動振興係</u> （略）
第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務部 （略）	第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務部 （略）

企画経理課 企画統計係 (1)～(9) (略) (10) (略) 経理係 (1) 予算及び決算に関すること。 (2)・(3) (略) (略) 教育環境計画室 計画係 (1)～(10) (略) (略) 学校整備課 (略) 営繕係 (略) 主査（学校施設の環境整備の推進） (1) (略) 教務部 教職員課 管理係 (1) <u>学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員の人事に関すること。</u> (2) (略) (3) <u>教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。</u> (4)・(5) (略) (6) 学校事務（他の部の主管に属するこ	企画経理課 企画経理第一係 (1)～(9) (略) (10) <u>決算の総括に関すること。</u> (11) <u>教育長の指定する予算及び決算に関すること。</u> (12) (略) 企画経理第二係 (1) <u>予算の総括に関すること。</u> (2) <u>教育長の指定する予算及び決算に関すること。</u> (3)・(4) (略) (5) <u>教育長の指定する重要事項の企画及び調整に関すること。</u> (略) 教育環境計画室 計画係 (1)～(10) (略) 主査（市立幼稚園のあり方検討） (1) <u>幼児教育に係る教育施設のあり方に関すること。</u> (略) 学校整備課 (略) 営繕係 (略) 主査（学校施設の環境整備の推進） (1) (略) 主査（学校体育館の空調整備） (1) <u>学校の体育館の空調設備の整備に関すること。</u> 教務部 教職員課 管理第一係 (1) 業務士及び調理員の人事に関すること。 (2) (略) (3)・(4) (略) (5) 学校事務（他の課の主管に属するこ

とを除く。)の改革推進に関すること。
(7)～(10) (略)

(11) 学校事務職員、業務士及び調理員
の組織する職員団体に関すること。

(12)・(13) (略)

主査（学校運営システム改革）

(1)・(2) (略)

(3) 学校事務（他の部の主管に属するこ
とを除く。）の改革推進に関すること。

(4)～(6) (略)

(略)

安全衛生係

(1)～(3) (略)

管理主事

(1)～(3) (略)

(4) 学校事務（他の部の主管に属するこ
とを除く。）の改革推進に関すること。

(5)～(10) (略)

(略)

子ども応援委員会制度担当部

子ども応援室

子ども応援係

(1)～(3) (略)

(4) 総合援助職、スクールカウンセラー、ス
クールソーシャルワーカー、ス

とを除く。)の改革推進に関すること。
(6)～(9) (略)

(10) 業務士及び調理員の組織する職員
団体に関すること。

(11)・(12) (略)

管理第二係

(1) 教職員の給料（職員の給与に関する
条例（昭和26年名古屋市条例第5号）
第4条に規定するものをいう。）の決
定に関すること。

(2) 教職員の勤務条件の運用に関するこ
と。

(3) 学校事務職員及び学校栄養職員の人
事に関すること。

(4) 学校事務職員の組織する職員団体に
関すること。

主査（服務等）

(1)・(2) (略)

(3) 学校事務（他の課の主管に属するこ
とを除く。）の改革推進に関すること。

(4)～(6) (略)

(略)

安全衛生係

(1)～(3) (略)

主査（教職員のメンタルヘルス・保
健指導）

(1) 教職員（業務士及び調理員を除く。
次号において同じ。）の心の健康保持
増進に関すること。

(2) 教職員の健康管理及び保健指導に係
る企画及び調整に関すること。

管理主事

(1)～(3) (略)

(4) 学校事務（他の課の主管に属するこ
とを除く。）の改革推進に関すること。

(5)～(10) (略)

(略)

子ども応援委員会制度担当部

子ども応援室

子ども応援係

(1)～(3) (略)

(4) 総合援助職、スクールカウンセラー、ス
クールソーシャルワーカー、ス

<u>ルアドバイザー及びスクールポリスの</u> 人事及び労務の連絡調整（他の部の主 管に属するものを除く。）に関するこ と。 (5) (略) (略) 指導主事 (1) (略) (2) 総合援助職、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、<u>スケー ルアドバイザー及びスクールポリスの</u> 間の連携協力の総括に関すること（主 任指導主事に限る。）。 (3) (略) 指導部 指導室 (略) 事務係 (略) 主査（高等学校・幼稚園教育に係る 特命事項の処理） (1) (略) (略) 学校保健課 保健体育係 (1)～(10) (略) (略)	<u>ルセクレタリー及びスクールポリスの</u> 人事及び労務の連絡調整（他の部の主 管に属するものを除く。）に関するこ と。 (5) (略) (略) 指導主事 (1) (略) (2) 総合援助職、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、<u>スケー ルセクレタリー及びスクールポリスの</u> 間の連携協力の総括に関すること（主 任指導主事に限る。）。 (3) (略) 指導部 指導室 (略) 事務係 (略) 主査（高等学校・幼稚園教育に係る 特命事項の処理） (1) (略) <u>主査（市立幼稚園のあり方検討に係 る調整）</u> (1) <u>幼児教育に係る教育施設のあり方の 調整に関すること。</u> (略) 学校保健課 保健体育係 (1)～(10) (略) <u>主査（学校における新型コロナウイ ルス感染症対策等）</u> (1) <u>学校における新型コロナウイルス感 染症（病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス（令和2年1月に、 中華人民共和国から世界保健機関に対 して、人に伝染する能力を有すること が新たに報告されたものに限る。）で ある感染症をいう。以下同じ。）対策 に係る連絡調整に関すること。</u> (2) <u>学校における新型コロナウイルス感 染症対策に係る物品に関すること。</u> (略)

生涯学習部 生涯学習課 (略) <u>部活動振興係</u> <u>(1) 学校における部活動に関すること。</u> <u>(2) 部活動関係団体に関すること。</u> <u>(3) 部活動に関する行事の計画及び実施</u> <u>に関すること。</u> 主査（女性教育） (1)～(3) (略)	生涯学習部 生涯学習課 (略) 主査（女性教育） (1)～(3) (略) <u>部活動振興室</u> <u>部活動振興係</u> <u>(1) 学校における部活動に関すること。</u> <u>(2) 部活動関係団体に関すること。</u> <u>(3) 部活動に関する行事の計画及び実施</u> <u>に関すること。</u> 主査（ <u>小学校部活動振興</u> ）(2) (1) (略) (略)

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第 6 条第 2 項中「主管の部長」を「教育センター所長又は主管の部長」に、
「、科学館副館長及び教育センター所長」を「及び科学館副館長」に改める。

別表第 1 人事・服務関係の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課 長	を

」

「

	教 育 次 長	教育センター所長、 部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（教 育センター所 長及び鶴舞中 央図書館長を 除く。）	課 長	に

」

改め、同表第 2 号教育次長の欄中「部長」を「教育センター所長、部長」に、
「、科学館副館長及び教育センター所長に限る。以下この欄において「所属部
長等」という。」を「及び科学館副館長に限る。」に改め、同表第 3 号中「、
科学館副館長及び教育センター所長」を「及び科学館副館長」に、「部長、鶴
舞中央図書館長及び」を「教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長（以
下この欄において「所長等」という。）並びに」に改め、同表第 4 号中「部長、

鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に、「科学館副館長及び教育センター所長」を「及び科学館副館長」に改め、同表第5号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に改め、「（鶴舞中央図書館長を除く。）」を削り、「課長以上」を「課長」に改め、同表第6号教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「ただし」の次に「教育センター所長にあつては指導部長に」を加え、同号公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「課長以上及び分館の館長」を「課長及び公所の長」に、「博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長」を「副館長等」に改め、同表第7号中「鶴舞中央図書館、」を「教育センター、鶴舞中央図書館、」に、「科学館及び教育センター」を「及び科学館」に、「部長級公所」を「局部長級公所」に、「鶴舞中央図書館長」を「教育センター所長及び鶴舞中央図書館長（以下この欄において「所長及び館長」という。）」に改め、同表第8号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に改め、同表第9号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に改め、同表第10号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に改め、同表第11号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に改め、同表第12号中「部長、鶴舞中央図書館長」を「所長等」に、「課長以上」を「課長」に改める。

別表第1 財務関係の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央図書館長	公 所 の 長	課長（公所に属する課長を除く。）	を

」

「

	教 育 次 長	教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）	課長（公所に属する課長を除く。）	に

」

改め、同表中「（鶴舞中央図書館長」を「（所長及び館長」に改める。

別表第 1 事業執行関係の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課 長	を

」

「

	教 育 次 長	教育センター所長、 部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（教育センター所 長及び鶴舞中央図書館長を 除く。）	課 長	に

」

改め、同表第 2 号中「総務局法制課長」を「総務局行政部法制課長」に改め、
同表第 6 号中「（鶴舞中央図書館長）」を「（所長及び館長）」に改める。

別表第 1 全般の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課 長	を

」

「

	教 育 次 長	教育センター所長、 部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（教育センター所 長及び鶴舞中央図書館長を 除く。）	課 長	に

」

改める。

別表第 1 備考第 3 号中「部長級公所」を「局部長級公所」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、教育センター及び鶴舞中央図書館に關することであつて、所長及び館長の代決権限事項が規定された事項を除く。

別表第 1 備考中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 教育センター所長は、教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長の欄に共通代決権限事項が定められていない場合で、かつ、公所の長

（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）の欄に共通代決権限事項が定められている場合、当該公所の長の代決権限事項について代決することができる。

別表第2 学事課長の項第2号中「及び幼稚園費」を「、幼稚園費、小学校職員費、中学校職員費、高等学校職員費、幼稚園職員費及び特別支援学校職員費」に改め、同表学校事務センター所長の項第2号ただし書及び第3号ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「、人事委員会の承認を得たものを除き」を削る。

第13条第 1 項中「第21条の 4」を「第21条の 4 第 1 項」に改める。

第17条の 2 第 1 項中「限り」を「実施する選考について」に、「選考において筆記試験を」を「、筆記試験を」に改め、同条第 2 項中「限り」を「実施する選考について」に、「本来の」を「、本来の」に改める。

別表第 2 段階別職位表局長段階の項中「教育次長」の次に「、教育センター所長」を加え、「、病院局次長、東部医療センター病院長、西部医療センター長、西部医療センター病院長、西部医療センター技監」を削り、同表部長段階の項中「、教育センター所長」及び「、東部医療センター病院院長代行、東部医療センター病院副院長、東部医療センター病院のセンター長、西部医療セン

ター病院院長代行、西部医療センター病院副院長、西部医療センター病院のセンター長」を削り、同表課長段階の項中「、企画官」を削り、「消防署副署長」の次に「、営業センター長」を加え、「、東部医療センター病院の部長、西部医療センター病院の部長、副室長（係長段階に属するものを除く。）」を削り、同表係長段階の項中「、東部医療センター病院の副部長、東部医療センター病院臨床工学室副室長、東部医療センター病院経営戦略室副室長、西部医療センター病院の副部長、西部医療センター病院経営戦略室副室長、助産師長」を削る。

別表第3 職員昇任基準年数表備考6中「項」を「欄」に、「当該段階」を「係員段階」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会達第3号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市人事委員会委員長 細井土夫

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（事務局長代決事項） 第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) （略） <u>(7)～(22)</u> （略） 2 （略） 附 則 <u>1 （略）</u> <u>2 課長以上の段階の職へ昇任させる場合の選考に関する事項は、第2条第1項各号の規定にかかわらず、令和2年7月31日までの間、事務局長の代決事項とする。</u>	（事務局長代決事項） 第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) （略） <u>(7) 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成24年名古屋市人事委員会規則第6号）第20条第5項（第42条において準用する場合を含む。）、第24条の2第4項、第26条第3項（第42条において準用する場合を含む。）及び第27条第2項（第42条において準用する場合を含む。）の規定による送付に関すること。</u> <u>(8)～(23)</u> （略） 2 （略） 附 則 （略）

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

名古屋市固定資産評価審査委員会公告式規程（昭和26年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 規程を公表しようとするときは、 <u>公表の旨の前文、</u> 年月日及び委員会名を記入しなければならない。	第 2 条 規程を公表しようとするときは、年月日及び委員会名を記入しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

名古屋市固定資産評価審査委員会告示第2号

名古屋市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年名古屋市固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

名古屋市固定資産評価審査委員会

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（審査の申出） 第13条 （略） 2 （略） 3 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> 4 <u>代理人によって審査の申出をする場合において、前項の規定によって審査申出書に代理人が押印するほか、審査申出人もこれに押印しているときは、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する代理人の資格の証明があったものとする。</u> 5 <u>前項の規定に該当する場合を除き、審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、行政不服審査法施行令第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u> 6 （略）	（審査の申出） 第13条 （略） 2 （略） 3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。 4 （略）

(口頭審理における出席及び証言) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (審査記録調書の作成) 第19条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない。 (1) ～ (8) (略)	(口頭審理における出席及び証言) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (審査記録調書の作成) 第19条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印<u>又は署名</u>しなければならない。 (1) ～ (8) (略)

第1号様式（その1）を次のように改める。

第1号様式(その1)

固定資産評価審査申出書（土地）

_____市税事務所 No.

（宛 先）名古屋市固定資産評価審査委員会

地方税法第432条の規定により、_____年度土地（補充）課税台帳登録価格について、下記のとおり審査の申出をします。

審査申出人	住 所 (所在地)	〒		
	ふりがな			
	氏 名 (名 称)		TEL	— 番

年 月 日 提出

（郵送日付 年 月 日）

☐ 代表者	住 所 ふりがな	〒		☐ 総代	住 所 ふりがな	〒	
☐ 管理人	氏 名		TEL — 番	☐ 代理人	氏 名		TEL — 番

※総代互選書又は委任状等を必ず添付してください。

審査台帳 申出登録 土地事項	所在	区	町・通(区画整理組合)・丁目・字(ブツガ)	地番(番号)	地 目	地 積 m ²	価 格 円
		住 所 (所 在 地)			氏 名 (名 称)		
	所有者						

納税通知書の交付を受けた日		年 月 日		案内図(土地の所在する場所を、目標になるものをして書いてください。)	
申出の趣旨	申出価格	円			
	算出根拠	(上記申出価格の計算方法を示してください。)			
申出の理由		(できるだけ具体的に書いてください。)			

添付書類				備考	

☐のついている欄は該当項目に☑を記入してください。

この審査の申出に係る通知書（納税通知書、価格等（決定・修正）登録通知書）等の写しを添付してください。

法人等が審査の申出をするときは、その代表者等の資格を証する書面（登記事項証明書等）を添付してください。

口頭による意見陳述を行いたい方は、その旨を「備考」欄に記載してください。

審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求めることがあります。

第1号様式（その2）を次のように改める。

第1号様式(その2)

固定資産評価審査申出書（家屋）

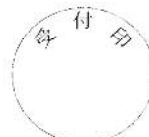
_____市税事務所 No.

（宛 先）名古屋市固定資産評価審査委員会

地方税法第432条の規定により、_____年度家屋（補充）課税台帳登録価格について、下記のとおり審査の申出をします。

審査申出人	住 所 (所在地)	〒	
	ふりがな 氏 名 (名 称)		TEL — 番

_____年 _____月 _____日 提出



(郵送日付 _____年 _____月 _____日)

☐ 代表者	住 所 ふりがな 氏 名	〒		☐ 総代	住 所 ふりがな 氏 名	〒	
☐ 管理人			TEL — 番	☐ 代理人			TEL — 番

※総代互選書又は委任状等を必ず添付してください。

審査台帳 申出登録 家屋事項	所有者	住 所 (所 在 地)		氏 名 (名 称)		価 格	
						円	
	所在	区	町・通・丁目・字	番 地	家屋番号	種 類	構 造
							m ²

納税通知書の交付を受けた日		_____年 _____月 _____日		案内図(家屋の所在する場所を、目標になるものを示して書いてください。)	
申出の趣旨	申出価格	_____円			
	算出根拠	(上記申出価格の計算方法を示してください。)			
申出の理由		(できるだけ具体的に書いてください。)			

添付書類				備 考	

□のついている欄は該当項目に☑を記入してください。

この審査の中出に係る通知書（納税通知書、価格等（決定・修正）登録通知書）等の写しを添付してください。

法人等が審査の中出をするときは、その代表者等の資格を証する書面（登記事項証明書等）を添付してください。

口頭による意見陳述を行いたい方は、その旨を「備考」欄に記載してください。

審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求めることがあります。

第 1 号様式（その 3）を次のように改める。

第 1 号様式(その 3)

固定資産評価審査申出書（償却資産）

市税事務所 No.

（宛 先）名古屋市固定資産評価審査委員会

地方税法第 4 3 2 条の規定により、 年度償却資産課税台帳登録価格について、下記のとおり審査の申出をします。

審査申出人	住所 (所在地)	〒
	ふりがな 氏 名 (名 称)	TEL — 番

年 月 日 提出



(郵送日付 年 月 日)

☐ 代表者	住所	〒	☐ 総代	住所	〒
☐ 管理人	ふりがな 氏 名	TEL — 番	☐ 代理人	ふりがな 氏 名	TEL — 番

※総代互選書又は委任状等を必ず添付してください。

審査台帳 申出登録 資産事項	所有者	住 所 (所 在 地)				氏 名 (名 称)				
	審査申出資産	所在地								
		種 類	構築物	機械及び装置	船 舶	航空機	車輛及び運搬具	工具、器具及び備品	合 計	
		価 格	円	円	円	円	円	円	円	
申出の趣旨	申出価格	円	円	円	円	円	円	円		
	算出根拠	(上記申出価格の計算方法を示してください。)								
申出の理由	(できるだけ具体的に書いてください。)									
納税通知書の 交付を受けた日	年 月 日				備考					
添付書類										

□のついている欄は該当項目に☑を記入してください。

この審査の申出に係る通知書（納税通知書、価格等（決定・修正）登録通知書）等の写しを添付してください。

法人等が審査の申出をするときは、その代表者等の資格を証する書面（登記事項証明書等）を添付してください。

口頭による意見陳述を行いたい方は、その旨を「備考」欄に記載してください。

審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求めることがあります。

第2号様式

※ 申 出 番 号	



補正書

年 月 日

(宛 先) 名古屋市固定資産評価審査委員会

审查申出人 ()

住所（所在地）

氏 名 (名 称)

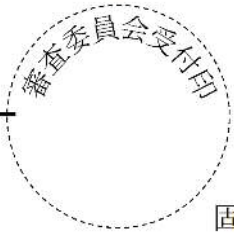
年 月 日に提出した審査申出書について、次のとおり補正します。

記

[illegible]

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式

 固定資産評価審査申出取下書	※ 該当市税 事務所	※ 申出番号

年 月 日

(宛 先)
 名古屋市固定資産評価審査委員会

審査申出人

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者、管理人又は代理人

住 所

氏 名

土 地
 下記の 家 屋 に係る審査の申出を取り下げます。
 償却資産

土地・家屋・償却	
資産の所在・地番	

(注) 代理人が取り下げる場合は、取下げについて審査申出人から特別の委任を受けたことを証する書面を添付してください。

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式

 固定資産評価審査口述書	※ 該当市税 事務所	※ 申出番号
年 月 日 (宛 先) 名古屋市固定資産評価審査委員会 住 所 氏 名 下記のとおり口頭による証言に代えて口述書を提出します。		
口 述 事 項		
その他必要な 事 項		

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式

 固定資産評価審査指定証人承認申請書		※ 該当市税 事務所	※ 申出番号
年 月 日 (宛 先) 名古屋市固定資産評価審査委員会 住 所 申請者 氏 名 下記のとおり指定証人の承認をお願いします。			
申 請 者	住 所 (所 在 地)		氏 名 (名 称)
	代表者、管 理人、代理 人又は総代	住 所	氏 名
指 定 する 証 人	住 所		氏 名
指定の理由			

第7号様式を次のように改める。

第7号様式



記 録 の 閲 覧 申 請 書

年 月 日

(宛 先)

名古屋市固定資産評価審査委員会

地方税法第433条第10項の規定により、同条第9項に規定する審査の議事及び決定に関する記録の閲覧を下記のとおり申請します。

1 審査申出人

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

2 閲覧申請人

住 所	☐ 審査申出人と同じ			
氏 名	☐ 審査申出人と同じ			
審査申出人 との 関係	☐ 本人 ☐ 総代	☐ 代表者 ☐ その他 (	☐ 管理人)	☐ 代理人

3 閲覧を申請する理由

()

※ここから下は記載しないでください。

備			申出番号
考			

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式

	提出書類等の閲覧・写しの交付申請書			
	年 月 日			
(宛 先) 名古屋市固定資産評価審査委員会				
地方税法第433条第11項で準用する行政不服審査法第38条第1項の規定により、同項に規定する提出書類等の閲覧又は写しの交付を下記のとおり申請します。				
1 審査申出人				
住 所 (所在地)				
氏 名 (名 称)				
2 申請人				
住 所	☐ 審査申出人と同じ			
氏 名	☐ 審査申出人と同じ			
審査申出人 との 関係	☐ 本人 ☐ 総代	☐ 代表者 ☐ その他 (	☐ 管理人)	☐ 代理人
3 申請事項				
☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送を希望する ☐ 郵送を希望しない)				
4 申請する理由 ()				
5 閲覧又は写しの交付を求める提出書類等 ()				

※ここから下は記載しないでください。

備		申出番号
考		

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 4号

火災予防条例に基づく炉等の点検及び整備を行わせるために必要な知識及び技能を有する者の指定の一部改正について

平成 4年名古屋市消防局告示第 1号の一部を次のように改正し、令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 3年 3月29日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

2中「第14条の 2第 2項」を「第14条の 2第 3項」に改め、同・(5) 中「公益社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人日本サイン協会」に改める。

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市上下水道局告示第3号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 経営本部営業部営業センター

名称	位置	所管区域
名古屋市上下水道局 東部営業センター	千種区振甫町3丁目34番地 2	千種区 東区 中区 守山区 名東区

2 経営本部営業部営業所

名称	位置	所管区域
名古屋市上下水道局 北営業所	北区田幡二丁目4番5号	北区 西区 北名古屋市
名古屋市上下水道局 中村営業所	中村区黄金通1丁目20番地 7	中村区 清須市 あま市 海部郡大治町
名古屋市上下水道局 瑞穂営業所	瑞穂区牧町1丁目39番地	昭和区 瑞穂区 天白区
名古屋市上下水道局 中川営業所	中川区富川町2丁目1番地	熱田区 中川区
名古屋市上下水道局 港営業所	港区港明一丁目10番13号	港区 南区

名古屋市上下水道局 緑営業所	緑区青山二丁目16番地	緑区

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域についての廃止)
- 2 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域について（平成12年名古屋市上下水道局告示第1号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局告示第4号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項収納取扱金融機関中「株式会社京都銀行」を「株式会社京都銀行
株式会社第三十三銀行」
に改め、「株式会社三重銀行」及び「株式会社第三銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第5号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「営業部料金課長」を「営業部料金課長 営業センター長」に、「営業部料金課徴収管理係長」を「営業部料金課徴収管理係長 営業センター主査（営業事務担当） 営業センター主査（徴収関係事務担当）」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第6号

下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の
徴収事務の一部委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の徴収事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 委託の相手方

三菱UFJファクター株式会社

2 委託する事務の範囲

- (1) 下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の納入の受領
- (2) 前号により収納した償還金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託開始年月日

令和3年4月1日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第1条第1項中「給排水設備課」を「給排水設備課
営業センター」に改める。

第11条育成総括係の項第6号中「経営企画係の項第9号及び技術調整係の項第7号」を「技術調整係の項第8号」に改める。

第19条給排水係の項第5号中「経営本部営業部」の次に「営業センター及び同部」を加える。

第20条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「経営本部営業部営業所」を「経営本部営業部営業センター」に改め、同条第2項営業係の部分中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第3章中第20条の次に次の1条を加える。

（経営本部営業部営業所）

第20条の2 経営本部営業部営業所の名称及び所管区域は、別表第1の2のとおりとする。

2 経営本部営業部営業所の係の名称及びその分掌事務は、前条第2項の例による。ただし、サービスステーションを置く経営本部営業部営業所においては、営業係の分掌事務に次に定める事務を加えるものとする。

(1) サービスステーションとの連絡調整に関すること。

第21条事務係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条計画第一係の項第4号を削り、同条計画第三係の項に次の1号を加える。

(3) 名古屋市雨水流出抑制推進会議に關すること。

第23条技術システム管理係の項第7号中「上下水道施設工事」の次に「（いずれも局長が別に定める工事に限る。）」を加え、同条管路情報係の項第9号中「上下水道土木工事」の次に「（局長が別に定める工事に限る。）」を加える。

第25条事務係の項第6号中「部内他部課公所係」を「部内他課公所係」に改める。

第29条管路計画係の項第3号を削る。

第29条の2管路工事調整係の項第1号中「事務及び」を削り、同項第9号を削る。

第30条設計第一係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設計業務の効率化推進における企画調整に關すること。

第30条設計第二係の項及び設計第三係の項に次の1号を加える。

(3) 設計業務の効率化推進における企画調整に關すること。

第31条設計第一係の項第1号ただし書及び設計第二係の項第1号ただし書を削り、同条設計第三係の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第34条事務係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中「第20条」を「第20条の2」に改め、千種営業所の項、中営業所の項及び守山営業所の項を削り、同表備考を削り、同表を別表第1の2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第20条關係）

名称	所管区域
東部営業センター	千種区 東区 中区 守山区 名東区

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる公所に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の公所に対応する同表右欄の公所に勤務を命ぜられたものとみなす。

経営本部営業部千種営業所	経営本部営業部東部営業センター
経営本部営業部中営業所	
経営本部営業部守山営業所	

（名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 経営本部営業部営業センター工事係に工務長を3名置く。

（名古屋市上下水道局公告式規程の一部改正）

- 4 名古屋市上下水道局公告式規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び」を「並びに」に改め、「経営本部営業部」の次に「営業センター及び同部」を加える。

（名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

- 5 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「営業所長」を「営業センター長、営業所長」に改める。

（名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）

- 6 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「経営本部営業部」の次に「営業センター又は同部」を加える。

（名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正）

- 7 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

別表総務部調査課（本庁）の項中「（本庁）」を削り、同表中

「

経営本部営業部給排水 設備課（量水器係）		
経営本部営業部千種営業所	経営本部営業部千種営業所	営業係長 工事係長

」

を

「

経営本部営業部給排水 設備課（量水器係）	経営本部営業部給排水 設備課（量水器係）	主査（量水器管理体制の整備担当）
経営本部営業部東部営業センター（本部）	経営本部営業部東部営業センター（本部）	営業係長 工事係長
経営本部営業部東部営業センター（中分室）	経営本部営業部東部営業センター（中分室）	主査（営業事務担当） 主査（工事事務担当）
経営本部営業部東部営業センター（守山分室）	経営本部営業部東部営業センター（守山分室）	主査（営業事務担当） 主査（工事事務担当）

」

に改め、同表経営本部営業部中営業所の項及び経営本部営業部守山営業所の項を削り、同表技術本部管路部北部管路センター（本部）の項中「配水維持係長」を「事務係長 配水維持係長」に改め、同表技術本部管路部南部管路センターの項中「配水維持係長」を「事務係長 配水維持係長」に、「下水維持係長」を「下水維持係長 下水工事係長」に改め、同表中

「

技術本部施設部南部宝神水処理事務所（本部）	宝神水処理センター	事務係長 処理第一係長

」

を

「

技術本部施設部南部宝 神水処理事務所（本 部）	宝神水処理センター	事務係長 処理第 一係長
	空見スラッジリサイク ルセンター	主査（空見スラッ ジリサイクルセン ター管理調整担 当）

」

に改める。

（名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正）

- 8 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「経営本部企画経理部資産活用課（船付分室を除く。）」を「経営本部企画経理部資産活用課（本庁）」に、「経営本部営業部料金課（東分室を除く。） 経営本部営業部料金課（東分室）」を「経営本部営業部料金課（本庁）」に、「経営本部営業部千種営業所」を「経営本部営業部東部営業センター 経営本部営業部東部営業センター（中分室） 経営本部営業部東部営業センター（守山分室）」に、「経営本部営業部中村営業所 経営本部営業部中営業所」を「経営本部営業部中村営業所」に、「経営本部営業部港営業所 経営本部営業部守山営業所」を「経営本部営業部港営業所」に、「技術本部計画部技術開発室技術本部建設部建設工事事務所」を「技術本部計画部技術開発室 技術本部建設部施設課 技術本部建設部建設工事事務所」に、「技術本部施設部南部宝神水処理事務所（山崎水処理センター） 技術本部施設部南部宝神水処理事務所（千年水処理センター） 技術本部施設部南部宝神水処理事務所（空見スラッジリサイクルセンター）」を「技術本部施設部南部宝神水処理事務所（空見スラッジリサイクルセンター） 技術本部施設部南部宝神水処理事務所（山崎水処理センター） 技術本部施設部南部宝神水処理事務所（千年水処理センター）」に改める。

（名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正）

- 9 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

を

「

に、

「

を

「

に、

「

を

「

に改める。

（名古屋市上下水道局会計規程の一部改正）

- 10 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「経営本部営業部」の次に「営業センター及び同部」を加え、「「営業所」」を「「営業センター等」」に、「及び局長」を「並びに

局長」に改める。

第30条の2中「営業所」を「営業センター等」に改める。

第67条第2項中「営業所長」を「営業センター長、営業所長」に改める。

第70条第2項中「営業所長」を「営業センター長及び営業所長」に改める。

(名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程の一部改正)

- 11 名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「経営本部営業部給排水設備課」を「経営本部営業部給排水設備課
経営本部営業部営業センター」に改める。

(名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程の一部改正)

- 12 名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「経営本部営業部営業所等」を「経営本部営業部営業センター等」に、「所管営業所長等」を「所管営業センター長等」に改め、同条第4項中「所管営業所長等」を「所管営業センター長等」に改める。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

- 13 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第9号様式中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第4財務関係の表第11号中「計画部技術管理課長」を「計画部下水道計画課長」に改め、別表第4事業執行関係の表第13号の次に次のように加える。

13の 2		公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関すること。（企画経理部長）	公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関すること。（資産活用課長）

別表第4事業執行関係の表主管本部長の欄第17号中「経営本部営業部」の次に「営業センター及び同部」を加え、「「営業所」」を「「営業センター等」」に改め、同表主管部長の欄及び主管課公所長の欄第17号中「営業所」を「営業センター等」に改め、同表第19号、第22号の2、第25号、第27号及び第34号から第42号までの規定中「営業所長」を「営業センター長、営業所長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第15条第2項中「総務局法制課」を「総務局行政部法制課」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。

第26条第7項中「の印を押す」を「が押印し、又は署名する」に改める。

第32条の見出しを「（契印）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「浄書」を「施行」に改め、同項を同条とする。

第33条第1項中「総合行政ネットワーク」を「法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワーク」に、「行政文書」を「もの」に改め、同項ただし書を削る。

第36条第4項中「前条第3号」を「第35条第3号」に改める。

第51条中「所管課公所長は」の次に「、別に定める準則を参考にして」を加える。

第52条中「別に定める基準により」を「所管部長（行政文書その他の情報を所管する部の長をいう。）が包括許可対象文書申請書（第8号様式）により局情報管理委員会に申請し、局情報管理委員会が指定する情報について」に改める。

第53条中「より、」を「よる」に、「及び記録媒体（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。以下同じ。）」を「等（記録媒体を除く。）」に改め、「使用」の次に「及び同条第5号ただし書の規定による機密情報の記録」を加える。

第60条第1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項後段を削り、同条に次の2項を加える。

- 5 情報システム管理者及び所管課公所長は、前項に規定する場合において、記録媒体に記録された電子情報の消去を局以外の者に委託するときは、職員が当該消去の作業を現地で確認するとともに、写真その他の証拠を添えた証明書等の提出をさせることとする。ただし、職員による現地確認ができないときは、当該記録媒体を引き取り、電子情報保護管理者のもとに持参することとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、民間データセンターに設置する記録媒体の取扱いについては、別に定める。

第1号様式備考及び第5号様式備考を削る。

第6号様式中「印」を削り、同様式備考を削る。

第7号様式備考を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

包括許可対象文書申請書

所管部	
年 月 日現在	

文書の名称又は種類等		
	管理方法	
	所管課公所	
	特例の取扱いの必要性	
文書の名称又は種類等		
	管理方法	
	所管課公所	
	特例の取扱いの必要性	
文書の名称又は種類等		
	管理方法	
	所管課公所	
	特例の取扱いの必要性	
文書の名称又は種類等		
	管理方法	
	所管課公所	
	特例の取扱いの必要性	
文書の名称又は種類等		
	管理方法	
	所管課公所	
	特例の取扱いの必要性	

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

職員分限条例の施行に関する規程及び名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(職員分限条例の施行に関する規程の一部改正)

第1条 職員分限条例の施行に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号」の次に「。以下「職免規程」という。」を、「第3条第5項」の次に「又は名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。）第23条第4項」を加え、「同規程第2条第8号」を「職免規程第2条第8号又は会計年度勤務時間規程第22条第5号」に改める。

(名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第18条第3号中「経営本部営業部」の次に「営業センターに属する主幹又は同部」を加え、同条第4号中「（以下「管路センター」という。）」を削る。

第38条中「第2条第8号」の次に「又は名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。）第22条第5号」を加え、「又は同項第3号の2」を「若しくは第3号の2又は会計年度勤務時間規程第23条第1項第3号若しくは第4号」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、職免規程第3条第1項第3号の2及び会計年度勤務時間規程第23条第1項第4号に規定する「局長が別に定める日数」は、1年間とする。ただし、臨時的に任用される職員、会計年度任用職員（会計年度勤務時間規程の適用を受ける職員をいう。）及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に係る当該日数は、当該職員の任期を超えることができない。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第3条第6項中「次に掲げる事由に該当する」及び「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「割振りの間において1日7時間45分」を「とおりに改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表の勤務区分欄に掲げる区分1から区分6までに定める勤務時間の割振りとすることができる職員は、次に掲げる事由に該当する職員に限る。

第3条第7項を次のように改める。

- 7 再任用短時間勤務職員に対する勤務時間の割振りについては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第5項」と、「別表第1」とあるのは「当該職員の正規の勤務時間に対応する別表第2」と読み替えるものとする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 局長は、職員の休憩時間の時限について、職員の申出を考慮して当該職員の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において休憩時間の時限を定めることができる。

第15条第3項中「第1項第1号」の次に「及び第6号」を加え、「、同項第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

ア 正規の勤務時間が午前8時45分から午後5時15分までである者

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前 7 時45分から午後 4 時まで	正午から午後 0 時45分まで
2	午前 8 時15分から午後 4 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
3	午前 8 時45分から午後 5 時まで	正午から午後 0 時45分まで
4	午前 9 時から午後 5 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
5	午前 9 時30分から午後 5 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
6	午前10時から午後 6 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
7	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
8	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
9	午前 9 時15分から午後 5 時45分まで	正午から午後 1 時まで
10	午前 9 時45分から午後 6 時15分まで	正午から午後 1 時まで

イ 正規の勤務時間が午前 8 時45分から午後 4 時30分までである者

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前 7 時45分から午後 3 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
2	午前 8 時15分から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
3	午前 8 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
4	午前 9 時から午後 4 時30分まで	午後 0 時15分から午

		後 1 時まで
5	午前 9 時30分から午後 5 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
6	午前10時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
7	午前 7 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 1 時まで
8	午前 8 時15分から午後 4 時まで	正午から午後 1 時まで
9	午前 9 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
10	午前 9 時45分から午後 5 時30分まで	正午から午後 1 時まで

ウ 正規の勤務時間が午前 8 時45分から午後 3 時45分までである者

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
2	午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
3	午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
4	午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
5	午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
6	午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
7	午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
8	午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで

		で
9	午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
10	午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで

エ 正規の勤務時間が午前 9 時から午後 4 時までである者

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前 8 時から午後 2 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
2	午前 8 時30分から午後 3 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
3	午前 9 時から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
4	午前 9 時15分から午後 4 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
5	午前 9 時45分から午後 4 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
6	午前10時15分から午後 5 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
7	午前 8 時から午後 3 時まで	正午から午後 1 時まで
8	午前 8 時30分から午後 3 時30分まで	正午から午後 1 時まで
9	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時まで
10	午前10時から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びにこれに伴う出勤簿の整理に関し」を「その他就業に関して」に改める。

第2条を次のように改める。

(登退庁)

第2条 職員は、その者の勤務する職場に登庁したとき及びその者の勤務する職場を退庁するときは、自ら電子的方式によりその時刻を記録しなければならない。ただし、これにより難い場合は、自らタイムレコーダーによりその時刻を記録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、平日（週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日（第10条に定める休日をいう。）以外の日をいう。）の正規の勤務時間（第3条に定める勤務時間をいう。）の終了時刻前にその者の勤務する職場を退庁するときは、退庁時刻の記録を要しない。

第4条第1項中「（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第21条第19号中「（H）」の次に「（Hの前に時間数を入れるものとする。）」を加える。

附則第 6 項及び附則第 7 項を削る。

附則第 8 項中「出勤補助簿に印を押された」を「登庁時刻の記録が行われた」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 9 項を附則第 7 項とする。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式 削除

（名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正）

第 2 条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和 2 年名古屋市上下水道局管理規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 業務の性質上、前項の規定によることができないときは、別段の定めをすることができる。

第 23 条第 1 項第 4 号中「公務傷病」の次に「の療養」を加える。

第 24 条を次のように改める。

（登退庁）

第 24 条 会計年度任用職員は、その者の勤務する職場に登庁したとき及びその者の勤務する職場を退庁するときは、自らタイムレコーダーによりその時刻を記録しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、平日（週休日又は休日以外の日をいう。）の正規の勤務時間の終了時刻前にその者の勤務する職場を退庁するときは、退庁時刻の記録を要しない。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（出勤簿）

第 24 条の 2 勤務時間規程第 20 条、第 21 条及び附則第 6 項の規定は、会計年度任用職員の出勤簿について準用する。この場合において、同規程附則第 6 項中「第 2 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 24 条第 1 項」と読み替えるものとする。

別記様式第 1 及び別記様式第 2 中

「
（毎週 曜日, 月 日） を
」

「
（毎週 曜日, 週間を通じて 日） に、
」

「
・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合
・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合
・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合
・健康診断の結果に代える受診
・公務外傷病の療養の場合
・満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合
・要介護者の介護その他の世話の場合
・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合
・選挙権その他公民としての権利の行使の場合
・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合
・その他局長が承認した場合
・満1歳までの子の保育の場合
・公務上傷病の療養の場合
・要介護者の介護の場合
・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合
・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合
・骨髄バンク事業への協力の場合
を
」

「
・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の
」

事故等による出勤困難の場合

- ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合
 - ・風水震災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合
 - ・健康診断の結果に代える受診
 - ・公務外傷病の療養の場合
 - ・満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合
 - ・要介護者の介護その他の世話の場合
 - ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合
 - ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合
 - ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合
 - ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合
 - ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合
 - ・その他局長が承認した場合
-
- ・満1歳までの子の保育の場合
 - ・公務上傷病の療養の場合
 - ・要介護者の介護の場合
 - ・骨髄バンク事業への協力の場合

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程に基づく会計年度任用職員の任用を行うために必要な手続その他の行為は、施行前においても行うことができる。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第4号中「1週間の勤務日数が4日以上である者で、」を「別に定めるところにより」に改め、同条第5号中「1週間の勤務日数が3日以下である者で、」を「別に定めるところにより」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 企業職給料表（1） 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号。以下「給与規程」という。）

別表第1で定める給料表

(7) 企業職給料表（2） 給与規程別表第2で定める給料表

第3条の見出し中「初任給」を「給料表、職務の級及び号給の上限」に改め、同条中「額の直近上位の額の」を削り、「第5号に掲げる職員にあっては、同号」を「企業職給料表（保健師）の適用を受ける職員にあっては、各号括弧内」に改め、同条第1号中「224,310円」を「42号給（42号給）」に改め、同条第2号中「210,750円」を「55号給（47号給）」に改め、同条第3号中「186,980円」を「31号給（23号給）」に改め、同条第4号中「173,583円」を「37号給」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

フルタイム勤務職員に適用する給料表の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健師である者 企業職給料表（保健師）
- (2) 技能労務業務の補助的業務を行う者 企業職給料表（2）
- (3) 前2号に掲げる職員以外の者 企業職給料表（1）

2 フルタイム勤務職員の職務は、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次の各号に掲げる級の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 1 級 次号に掲げる職員以外の者の職務

(2) 2 級 企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者の職務

第4条を次のように改める。

(フルタイム勤務職員の給料決定)

第4条 新たにフルタイム勤務職員となった者の職務の級及び号給は、別表第2における号給欄に定めるとおりとする。

2 別表第2の適用は、職欄の区分に対応するそれぞれの号給欄を用いるものとし、同表の学歴免許欄の区分は、職員の有する資格に応じ、同表に定めるものによるほか、学歴免許等資格区分表（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号。以下「初任給規程」という。）別表第3）に定める区分によるものとする。

3 初任給規程第4条並びに第5条第1項（ただし書を除く。）、第2項及び第4項の規定は、新たにフルタイム勤務職員となった者について準用する。
この場合において、当分の間、同規程第5条第1項中「18月（5年までの経験年数の月数については、12月）で除して得た数（以下この項において「経験調整数」といい、1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験調整数に1に満たない端数がある場合で、その端数となる月数（当該月数のうち、経験年数の月数を12月で除した結果切り捨てられた端数となる月数については、当該月数に1.5を乗じて得た月数）が12月以上のときは当該号給の号数に2を、6月以上12月未満のときは当該号給の号数に1を加えて得た数を号数とする号給）」とあるのは、「12月で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給」と読み替えるものとする。

第5条の見出し中「初任給」を「給料決定」に改め、同条第1項中「の初任給」を「の給料の額」に、「新たにフルタイム勤務職員となったとしたならば」を「前2条の規定の適用を受ける場合において」、「初任給に相当する額に算出率」を「号給の給料月額に、算出率」に改め、同条第3項を削り、同条第

2 項中「前項」を「前 2 項」に、「局長」を「上下水道局長」に、「初任給」を「給料の額」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 時給制短時間勤務職員の給料は、その者が現に勤務した時間数に応じて支給するものとし、その 1 時間当たりの給料の額は、その者が前 2 条の規定の適用を受ける場合において決定される号給の給料月額を 163 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別に定めるところにより支給する。

第 6 条第 2 項中「の額」を削り、「及び超過勤務手当」を「、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当」に改める。

第 7 条第 2 項中「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成 12 年名古屋市上下水道局管理規程第 31 号。以下「給与規程」という。）」を「給与規程」に、「「これに対する」を「、「これに対する」に、「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「同規程」を「退職等規程」に、「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 2 項」に改める。

第 10 条第 3 項中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 3 項第 1 号」に改める。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削る。

附則第 4 項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 3 項第 5 号」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附則第 5 項を削る。

附則第 6 項中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 3 項第 5 号」に、「おいては」を「おいて」に改め、「令和 2 年 12 月 1 日前 1 月以内に退職等したときは「100 分の 39」とし」を削り、「100 分の 104」」の次に「と読み替えるもの」を加え、同項を附則第 3 項とする。

附則第 7 項を削る。

附則第 8 項の見出し中「勤務」を削り、同項を附則第 4 項とする。

附則第 9 項及び附則別表を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

企業職給料表(保健師)

職務の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,500	157,000
2	151,700	158,200
3	152,800	159,400
4	153,900	160,500
5	155,000	161,600
6	156,500	163,300
7	158,000	164,900
8	159,500	166,500
9	160,900	168,100
10	162,700	171,100
11	164,500	174,000
12	166,300	176,900
13	168,100	179,800
14	171,100	181,500
15	174,000	183,100
16	176,900	184,700
17	179,800	186,300
18	181,400	187,900
19	183,000	189,500
20	184,500	191,100
21	186,000	192,700
22	187,000	194,300
23	188,000	195,900
24	189,000	197,500

25	189,900	199,100
26	190,900	200,700
27	191,900	202,300
28	192,900	203,900
29	193,800	205,500
30	194,800	207,100
31	195,800	208,700
32	196,800	210,300
33	197,700	211,900
34	198,700	213,500
35	199,700	215,100
36	200,700	216,700
37	201,600	218,300
38	202,600	219,900
39	203,600	221,500
40	204,600	223,100
41	205,500	224,700
42	206,500	226,300
43	207,500	227,900
44	208,400	229,500
45	209,300	231,100
46	210,300	232,700
47	211,300	234,300
48	212,200	235,900
49	213,100	237,500
50	214,100	239,100

51	215,100	240,700
52	216,000	242,300
53	216,900	243,900
54	217,700	245,500
55	218,500	247,100
56	219,300	248,700
57	220,100	250,300
58	220,900	251,900
59	221,700	253,500
60	222,500	255,100
61	223,300	256,600
62	224,100	258,200
63	224,900	259,800
64	225,700	261,300
65	226,500	262,800
66	227,300	263,800
67	228,100	264,800
68	228,900	265,800
69	229,600	266,700
70	230,400	267,700
71	231,200	268,700
72	232,000	269,700
73	232,700	270,600
74	233,300	271,500
75	233,900	272,400
76	234,400	273,300

77	234,900	274,200
78	235,400	275,100
79	235,900	276,000
80	236,300	276,800
81	236,700	277,600
82	237,200	278,500
83	237,600	279,400
84	238,000	280,200
85	238,400	281,000
86	238,900	281,800
87	239,300	282,600
88	239,700	283,400
89	240,100	284,100
90		284,800
91		285,500
92		286,200
93		286,800
94		287,500
95		288,200
96		288,900
97		289,500
98		290,200
99		290,900
100		291,500
101		292,100
102		292,600

103	293,100
104	293,600
105	294,000
106	294,400
107	294,800
108	295,200
109	295,600
110	296,000
111	296,400
112	296,800
113	297,200
114	297,600
115	298,000
116	298,400
117	298,800
118	299,200
119	299,600
120	300,000
121	300,300
122	300,700
123	301,100
124	301,500
125	301,800
126	302,200
127	302,600
128	303,000

129		303,300
130		303,700
131		304,100
132		304,400
133		304,700
134		305,100
135		305,500
136		305,800
137		306,100

別表第2番号の項中「学歴」の次に「免許」を加え、同表1の項中「第3条第2号」を「第3条第3項第2号」に、「・1級」を「1級」に改め、同表2の項及び3の項中「第3条第5号」を「第3条第3項第5号」に、「給与規程別表第1・」を「企業職給料表（1）」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第10条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「8級以上で」を「8級で」に、「企8級以上職員」を「企8級職員」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第4条に規定する」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、企業職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「企9級職員」という。）に対しては、支給しない。

第11条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「（企9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、企9級職員から企9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」を加え、同項第1号中「場合」の次に「（企9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第1項」を「前条第2項」に改め、「至った場合」の次に「及び企9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加える。

第13条第1項中「扶養親族がある場合にあってはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第11条第1項」を「扶養親族（企9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、企9級

職員から企 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第11条第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその職員が企 9 級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（企 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項」に、「生じた場合にあつて」を「生じたとき」に、「退職等した場合にあつては」を「退職等した場合においては」に、「扶養手当を支給されている職員の扶養親族」を「企 9 級職員以外の職員から企 9 級職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が企 9 級職員となった日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族（企 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」に、「至った場合にあつては」を「至った場合においては」に、「行われたとき」を「されたとき」に改め、同条第 3 項第 2 号中「職員の扶養親族」の次に「（企 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同項第 3 号中「父母等」の次に「及び扶養親族たる子」を加え、「企 8 級以上職員」を「企 9 級職員」に改め、同項第 4 号中「職員で企 8 級以上職員以外のものが企 8 級以上職員」を「企 8 級職員が企 8 級職員及び企 9 級職員以外の職員」に改め、同項第 5 号を同項第 7 号とし、同項第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第11条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で企 9 級職員以外のものが企 9 級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第11条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で企 8 級職員及び企 9 級職員以外のものが企 8 級職員となった場合

第16条第 1 項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、「を超えない範囲内において別に定める額」を削り、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「500円」に改め、「を超えない範囲内において別に定める額」を削る。

第17条第 3 項中「これに出張所」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	157,000	215,400	229,900	244,700	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,300	413,500
2	143,100	158,200	217,000	231,400	246,800	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	397,500	417,100
3	144,200	159,400	218,600	232,900	248,800	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	400,700	420,700
4	145,200	160,500	220,200	234,300	250,800	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	403,900	424,200
5	146,200	161,600	221,700	235,700	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,000	427,700
6	147,300	163,300	223,300	237,700	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,100	431,400
7	148,400	164,900	224,900	239,700	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,200	435,100
8	149,500	166,500	226,500	241,700	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,300	438,800
9	150,500	168,100	228,100	243,600	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400	442,500
10	151,700	171,100	230,100	245,600	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,400	446,200
11	152,800	174,000	232,100	247,600	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	425,400	449,800
12	153,900	176,900	234,000	249,600	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	428,400	453,400
13	155,000	179,800	235,900	251,500	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	431,300	457,000
14	156,500	181,500	237,900	253,600	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	434,200	460,500
15	158,000	183,100	239,800	255,700	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	437,100	464,000
16	159,500	184,700	241,700	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	440,000	467,500
17	160,900	186,300	243,600	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	442,800	470,900
18	162,700	187,900	245,500	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	445,700	474,200
19	164,500	189,500	247,400	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	448,500	477,500
20	166,300	191,100	249,300	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	451,300	480,700
21	168,100	192,700	251,200	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	454,100	483,900
22	171,100	194,300	253,100	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	456,700	487,000
23	174,000	195,900	255,000	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	459,300	490,100
24	176,900	197,500	256,900	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	258,800	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	464,500	496,200
26	181,400	200,700	260,700	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	466,400	499,300
27	183,000	202,300	262,600	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	468,300	502,400
28	184,500	203,900	264,500	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	470,200	505,400
29	186,000	205,500	266,400	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	472,100	508,400
30	187,000	207,100	268,300	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	474,000	511,500
31	188,000	208,700	270,200	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	475,900	514,500
32	189,000	210,300	272,100	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	189,900	211,900	274,000	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	479,500	520,500
34	190,900	213,500	275,900	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	481,000	523,500
35	191,900	215,100	277,800	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	482,500	526,500
36	192,900	216,700	279,700	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	484,000	529,500
37	193,800	218,300	281,600	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	485,400	532,400
38	194,800	219,900	283,500	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	486,800	535,200
39	195,800	221,500	285,400	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	488,200	537,900
40	196,800	223,100	287,300	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	489,500	540,600

41	197,700	224,700	289,100	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	490,800	543,300
42	198,700	226,300	291,000	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	492,100	546,000
43	199,700	227,900	292,900	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	493,300	548,700
44	200,700	229,500	294,800	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	494,500	551,400
45	201,600	231,100	296,600	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	495,700	554,000
46	202,600	232,700	298,500	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	496,800	556,700
47	203,600	234,300	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	497,900	559,300
48	204,600	235,900	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	499,000	561,900
49	205,500	237,500	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,900 (440,600)	500,100	564,500
50	206,500	239,100	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	413,600 (441,300)	501,200	567,100
51	207,500	240,700	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	414,200 (442,000)	502,300	569,700
52	208,400	242,300	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	414,800 (442,600)	503,300	572,300
53	209,300	243,900	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	415,400 (443,200)	504,300	574,900
54	210,300	245,500	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	416,100 (443,900)	505,400	577,500
55	211,300	247,100	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	416,700 (444,600)	506,400	580,100
56	212,200	248,700	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	417,300 (445,200)	507,400	582,700
57	213,100	250,300	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,900 (445,800)	508,400	585,200
58	214,100	251,900	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	418,600 (446,500)	509,500	587,800
59	215,100	253,500	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	419,200 (447,200)	510,500	590,400
60	216,000	255,100	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	419,800 (447,800)	511,500	593,000
61	216,900	256,600	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	420,400 (448,400)	512,500	595,500
62	217,700	258,200	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	421,100 (449,100)		
63	218,500	259,800	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	421,700 (449,800)		
64	219,300	261,300	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	422,300 (450,400)		
65	220,100	262,800	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,900 (451,000)		
66	220,900	263,800	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	423,600 (451,700)		
67	221,700	264,800	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)		
68	222,500	265,800	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	424,800 (453,000)		
69	223,300	266,700	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	425,400 (453,600)		
70	224,100	267,700	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	426,100 (454,300)		
71	224,900	268,700	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	426,700 (455,000)		
72	225,700	269,700	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	427,300 (455,600)		
73	226,500	270,600	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,900 (456,200)		
74	227,300	271,500	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	428,600 (456,900)		
75	228,100	272,400	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200 (457,600)		
76	228,900	273,300	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800 (458,200)		
77	229,600	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400 (458,800)		
78	230,400	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100 (459,500)		
79	231,200	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700 (460,200)		
80	232,000	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300 (460,800)		
81	232,700	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900 (461,400)		
82	233,300	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600		
83	233,900	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200		
84	234,400	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800		

85	234,900	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400		
86	235,400	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)	436,100		
87	235,900	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	436,700		
88	236,300	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300		
89	236,700	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	437,900		
90	237,200	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600		
91	237,600	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200		
92	238,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800		
93	238,400	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400		
94	238,900	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100		
95	239,300	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700		
96	239,700	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300		
97	240,100	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900		
98		290,200	354,200	366,600	385,200	405,500			
99		290,900	354,800	367,200	385,900	406,100			
100		291,500	355,300	367,800	386,500	406,700			
101		292,100	355,800	368,300	387,100	407,300			
102		292,600	356,400	368,900	387,800	407,900			
103		293,100	356,900	369,500	388,500	408,500			
104		293,600	357,400	370,000	389,100	409,100			
105		294,000	357,900	370,500	389,700	409,700			
106		294,400	358,400	371,100	390,400	410,300			
107		294,800	358,900	371,700	391,100	410,900			
108		295,200	359,400	372,200	391,700	411,500			
109		295,600	359,900	372,700	392,300	412,100			
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700			
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300			
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900			
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400			
114		297,600	362,400	375,500	395,500				
115		298,000	362,900	376,100	396,100				
116		298,400	363,400	376,600	396,700				
117		298,800	363,900	377,100	397,300				
118		299,200	364,400	377,700	398,000				
119		299,600	364,900	378,300	398,600				
120		300,000	365,400	378,800	399,200				
121		300,300	365,900	379,300	399,800				
122		300,700		379,900	400,500				
123		301,100		380,500	401,100				
124		301,500		381,000	401,700				
125		301,800		381,500	402,300				
126		302,200		382,100	403,000				
127		302,600		382,700	403,600				
128		303,000		383,200	404,200				

129		303,300		383,700	404,800			
130		303,700		384,300	405,400			
131		304,100		384,900	406,000			
132		304,400		385,400	406,600			
133		304,700		385,900	407,200			
134		305,100		386,500				
135		305,500		387,100				
136		305,800		387,600				
137		306,100		388,100				
138		306,500		388,700				
139		306,800		389,300				
140		307,100		389,800				
141		307,400		390,300				
142		307,800		390,900				
143		308,100		391,500				
144		308,400		392,000				
145		308,700		392,500				
146				393,100				
147				393,700				
148				394,200				
149				394,700				
150				395,300				
151				395,900				
152				396,400				
153				396,900				
154				397,500				
155				398,100				
156				398,600				
157				399,100				

備考1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

企業職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	132,300	150,000	205,200	230,000
2	133,300	151,400	206,500	231,100
3	134,300	152,800	207,800	232,200
4	135,200	154,200	209,100	233,300
5	136,100	155,600	210,400	234,300
6	137,100	157,000	211,800	235,400
7	138,100	158,400	213,200	236,500
8	139,000	159,800	214,600	237,600
9	139,900	161,200	215,900	238,600
10	140,900	162,600	217,700	239,700
11	141,900	164,000	219,500	240,800
12	142,900	165,400	221,200	241,900
13	143,800	166,800	222,900	242,900
14	144,900	168,200	224,100	244,000
15	145,900	169,600	225,200	245,100
16	146,900	171,000	226,300	246,200
17	147,900	172,400	227,400	247,200
18	149,100	173,800	228,600	248,300
19	150,300	175,200	229,700	249,400
20	151,500	176,600	230,800	250,500
21	152,700	178,000	231,900	251,500
22	153,900	179,400	233,100	252,600
23	155,100	180,800	234,200	253,700
24	156,300	182,200	235,300	254,800
25	157,500	183,600	236,400	255,800
26	159,000	185,000	237,600	257,000
27	160,500	186,400	238,700	258,200
28	161,900	187,800	239,800	259,300
29	163,300	189,200	240,900	260,400
30	164,800	190,600	242,100	261,500
31	166,300	192,000	243,200	262,600
32	167,700	193,400	244,300	263,600
33	169,100	194,800	245,400	264,600
34	170,900	196,000	246,600	265,600
35	172,700	197,200	247,700	266,600
36	174,500	198,300	248,800	267,600
37	176,200	199,400	249,900	268,500
38	177,900	200,500	251,100	269,500
39	179,600	201,600	252,200	270,500
40	181,200	202,600	253,300	271,500

41	182,800	203,600	254,400	272,400
42	184,200	204,700	255,500	273,400
43	185,600	205,700	256,600	274,400
44	187,000	206,700	257,700	275,300
45	188,400	207,700	258,700	276,200
46	189,800	208,800	259,800	277,200
47	191,200	209,800	260,800	278,200
48	192,500	210,800	261,800	279,100
49	193,800	211,800	262,800	280,000
50	195,000	212,800	263,900	281,000
51	196,100	213,800	264,900	282,000
52	197,200	214,800	265,900	282,900
53	198,300	215,800	266,900	283,800
54	199,400	216,800	267,900	284,700
55	200,500	217,800	268,900	285,600
56	201,500	218,800	269,900	286,500
57	202,500	219,800	270,900	287,300
58	203,600	220,800	271,900	288,200
59	204,600	221,800	272,900	289,100
60	205,600	222,800	273,900	290,000
61	206,600	223,800	274,900	290,800
62	207,500	224,800	275,900	291,700
63	208,400	225,800	276,900	292,600
64	209,200	226,800	277,800	293,400
65	210,000	227,800	278,700	294,200
66	210,700	228,800	279,500	295,100
67	211,400	229,800	280,300	296,000
68	212,100	230,800	281,100	296,800
69	212,700	231,700	281,800	297,600
70	213,200	232,700	282,600	298,300
71	213,700	233,700	283,400	299,000
72	214,200	234,700	284,100	299,700
73	214,700	235,600	284,800	300,400
74	215,200	236,600	285,600	301,100
75	215,700	237,600	286,300	301,800
76	216,200	238,500	287,000	302,500
77	216,700	239,400	287,700	303,200
78	217,200	240,300	288,200	303,900
79	217,700	241,200	288,700	304,600
80	218,200	242,100	289,200	305,300
81	218,700	242,900	289,600	306,000
82	219,200	243,800	290,100	306,700
83	219,700	244,600	290,600	307,400
84	220,200	245,400	291,100	308,000

85	220,600	246,200	291,500	308,600
86	221,100	247,100	292,000	309,200
87	221,600	247,900	292,500	309,800
88	222,100	248,700	293,000	310,400
89	222,500	249,500	293,400	310,900
90	223,000	250,300	293,900	311,400
91	223,500	251,100	294,400	311,800
92	223,900	251,800	294,800	312,200
93	224,300	252,500	295,200	312,600
94	224,800	253,000	295,700	313,000
95	225,300	253,400	296,200	313,400
96	225,700	253,800	296,600	313,800
97	226,100	254,200	297,000	314,200
98	226,600	254,700	297,500	314,500
99	227,100	255,100	298,000	314,800
100	227,500	255,500	298,400	315,100
101	227,900	255,900	298,800	315,400
102	228,400	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	

129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137		266,100		
138		266,400		
139		266,700		
140		266,900		
141		267,100		
142		267,400		
143		267,700		
144		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		
149		269,100		
150		269,400		
151		269,700		
152		269,900		
153		270,100		
154		270,400		
155		270,700		
156		270,900		
157		271,100		
158		271,400		
159		271,700		
160		271,900		
161		272,100		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
(最高号給を超える給料月額等の切替え等)
- 2 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で別に定める者（次項の適用を受ける者を除く。）の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。
(施行日前の異動者の号給等)
- 3 令和２年４月１日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、別に定める者の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。
(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 4 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第７号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	147,800	215,400	229,900	244,700
2	133,100	149,000	217,000	231,400	246,800
3	133,900	150,200	218,600	232,900	248,800
4	134,700	151,300	220,200	234,300	250,800
5	135,500	152,400	221,700	235,700	252,800
6	136,300	153,600	223,300	237,700	254,900
7	137,100	154,800	224,900	239,700	256,900
8	137,900	155,900	226,500	241,700	258,900
9	138,700	157,000	228,100	243,600	260,900
10	139,600	158,200	230,100	245,600	263,000
11	140,400	159,400	232,100	247,600	265,100
12	141,200	160,500	234,000	249,600	267,200
13	142,000	161,600	235,900	251,500	269,200
14	143,100	163,300	237,900	253,600	271,300
15	144,200	164,900	239,800	255,700	273,400
16	145,200	166,500	241,700	257,800	275,500
17	146,200	168,100	243,600	259,800	277,500
18	147,300	171,100	245,500	262,000	279,600
19	148,400	174,000	247,400	264,100	281,700
20	149,500	176,900	249,300	266,200	283,800
21	150,500	179,800	251,200	268,300	285,900
22	151,700	181,500	253,100	270,500	288,100
23	152,800	183,100	255,000	272,600	290,200
24	153,900	184,700	256,900	274,700	292,300
25	155,000	186,300	258,800	276,800	294,400
26	156,500	187,900	260,700	279,000	296,600
27	158,000	189,500	262,600	281,100	298,700
28	159,500	191,100	264,500	283,200	300,800
29	160,900	192,700	266,400	285,300	302,900
30	162,700	194,300	268,300	287,500	305,100
31	164,500	195,900	270,200	289,600	307,300
32	166,300	197,500	272,100	291,700	309,400
33	168,100	199,100	274,000	293,800	311,500
34	171,100	200,700	275,900	296,000	313,800
35	174,000	202,300	277,800	298,200	316,100
36	176,900	203,900	279,700	300,400	318,400
37	179,800	205,500	281,600	302,500	320,600
38	181,400	207,100	283,500	304,600	322,800
39	183,000	208,700	285,400	306,700	325,000
40	184,500	210,300	287,300	308,800	327,100

41	186,000	211,900	289,100	310,800	329,200
42	187,000	213,500	291,000	312,700	331,300
43	188,000	215,100	292,900	314,600	333,300
44	189,000	216,700	294,800	316,500	335,300
45	189,900	218,300	296,600	318,300	337,300
46	190,900	219,900	298,500	320,200	339,200
47	191,900	221,500	300,400	322,000	341,000
48	192,900	223,100	302,200	323,800	342,800
49	193,800	224,700	304,000	325,600	344,600
50	194,800	226,300	305,900	327,500	346,400
51	195,800	227,900	307,700	329,300	348,200
52	196,800	229,500	309,500	331,100	350,000
53	197,700	231,100	311,300	332,900	351,700
54	198,700	232,700	313,100	334,400	352,900
55	199,700	234,300	314,800	335,800	354,100
56	200,700	235,900	316,500	337,200	355,300
57	201,600	237,500	318,200	338,600	356,400
58	202,600	239,100	319,700	339,700	357,300
59	203,600	240,700	321,200	340,800	358,200
60	204,600	242,300	322,600	341,800	359,100
61	205,500	243,900	324,000	342,800	360,000
62	206,500	245,500	325,400	343,800	360,900
63	207,500	247,100	326,800	344,800	361,800
64	208,400	248,700	328,200	345,800	362,700
65	209,300	250,300	329,600	346,800	363,500
66	210,300	251,900	330,900	347,500	364,200
67	211,300	253,500	332,200	348,100	364,900
68	212,200	255,100	333,500	348,700	365,600
69	213,100	256,600	334,700	349,300	366,300
70	214,100	258,200	335,800	349,900	367,000
71	215,100	259,800	336,900	350,500	367,700
72	216,000	261,300	338,000	351,100	368,300
73	216,900	262,800	339,000	351,700	368,900
74	217,700	263,800	339,700	352,300	369,600
75	218,500	264,800	340,400	352,900	370,300
76	219,300	265,800	341,100	353,500	370,900
77	220,100	266,700	341,700	354,100	371,500
78	220,900	267,700	342,400	354,700	372,200
79	221,700	268,700	343,000	355,300	372,900
80	222,500	269,700	343,600	355,900	373,500
81	223,300	270,600	344,200	356,500	374,100
82	224,100	271,500	344,800	357,100	374,800
83	224,900	272,400	345,400	357,700	375,500
84	225,700	273,300	346,000	358,300	376,100

85	226,500	274,200	346,600	358,900	376,700
86	227,300	275,100	347,200	359,500	377,400
87	228,100	276,000	347,800	360,100	378,100
88	228,900	276,800	348,400	360,700	378,700
89	229,600	277,600	349,000	361,300	379,300
90	230,400	278,500	349,600	361,900	380,000
91	231,200	279,400	350,200	362,500	380,700
92	232,000	280,200	350,800	363,100	381,300
93	232,700	281,000	351,400	363,700	381,900
94	233,300	281,800	352,000	364,300	382,600
95	233,900	282,600	352,600	364,900	383,300
96	234,400	283,400	353,100	365,500	383,900
97	234,900	284,100	353,600	366,000	384,500
98	235,400	284,800	354,200	366,600	385,200
99	235,900	285,500	354,800	367,200	385,900
100	236,300	286,200	355,300	367,800	386,500
101	236,700	286,800	355,800	368,300	387,100
102	237,200	287,500	356,400	368,900	387,800
103	237,600	288,200	356,900	369,500	388,500
104	238,000	288,900	357,400	370,000	389,100
105	238,400	289,500	357,900	370,500	389,700
106	238,900	290,200	358,400	371,100	390,400
107	239,300	290,900	358,900	371,700	391,100
108	239,700	291,500	359,400	372,200	391,700
109	240,100	292,100	359,900	372,700	392,300
110		292,600	360,400	373,300	393,000
111		293,100	360,900	373,900	393,600
112		293,600	361,400	374,400	394,200
113		294,000	361,900	374,900	394,800
114		294,400	362,400	375,500	395,500
115		294,800	362,900	376,100	396,100
116		295,200	363,400	376,600	396,700
117		295,600	363,900	377,100	397,300
118		296,000		377,700	398,000
119		296,400		378,300	398,600
120		296,800		378,800	399,200
121		297,200		379,300	399,800
122		297,600		379,900	400,500
123		298,000		380,500	401,100
124		298,400		381,000	401,700
125		298,800		381,500	402,300
126		299,200		382,100	
127		299,600		382,700	
128		300,000		383,200	

129		300,300		383,700	
130		300,700		384,300	
131		301,100		384,900	
132		301,500		385,400	
133		301,800		385,900	
134		302,200		386,500	
135		302,600		387,100	
136		303,000		387,600	
137		303,300		388,100	
138		303,700		388,700	
139		304,100		389,300	
140		304,400		389,800	
141		304,700		390,300	
142		305,100		390,900	
143		305,500		391,500	
144		305,800		392,000	
145		306,100		392,500	
146				393,100	
147				393,700	
148				394,200	
149				394,700	
150				395,300	
151				395,900	
152				396,400	
153				396,900	
154				397,500	
155				398,100	
156				398,600	
157				399,100	

(名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程の一部改正)

- 5 名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

附則第2条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年齢	金額	年齢	金額
16歳	137,100円	17歳	139,000円
18歳	141,900円	19歳	143,800円
20歳	147,900円	21歳	150,300円
22歳	153,900円	23歳	157,500円
24歳	161,900円	25歳	166,300円
26歳	172,700円	27歳	177,900円
28歳	181,200円	29歳	184,200円
30歳	189,800円	31歳	195,000円
32歳	200,500円	33歳	200,500円
34歳	200,500円	35歳	200,500円
36歳	200,500円	37歳	202,500円
38歳	203,600円	39歳	206,600円
40歳以上	210,000円		

別表第2 初任給表ア企業職給料表(1)の表正規の試験の項中「175,600」を「183,000」に、「155,600」を「158,000」に、「145,900」を「148,400」に改め、同表その他の項中「169,100」を「174,000」に、「155,600」を「158,000」に、「141,700」を「144,200」に改める。

別表第2 初任給表イ企業職給料表(2)の表中「159,100」を「160,500」に、

「140,600」を「141,900」に、「136,800」を「138,100」に改める。

別表第6及び別表第6の2を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表（第8条関係）

ア 企業職給料表(1)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	26	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	27	35
42	36	14	38	41	31	42	27	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

45	39	17	41	44	34	45	28	37
46	40	18	42	45	35	46	28	37
47	41	19	43	46	36	47	28	37
48	42	20	44	47	37	48	28	38
49	43	21	45	48	38	49	29	38
50	43	22	46	49	39	50	29	38
51	44	23	47	50	40	51	29	39
52	44	24	48	51	41	52	29	39
53	45	25	49	52	42	53	30	39
54	45	26	50	53	43	54	30	40
55	46	27	51	54	44	55	30	40
56	46	28	52	55	45	56	30	40
57	47	29	53	56	46	57	31	41
58	47	30	54	57	47	58	31	41
59	48	31	55	58	48	59	31	42
60	48	32	56	59	49	60	31	42
61	49	33	57	60	50	61	32	43
62	49	34	58	61	51	62	32	
63	50	35	59	62	52	63	32	
64	50	36	60	63	53	64	32	
65	51	37	61	64	54	65	33	
66	51	37	62	65	54	66	33	
67	52	38	63	66	54	67	33	
68	52	38	64	67	55	68	34	
69	53	39	65	68	55	69	34	
70	53	39	66	69	55	70	34	
71	54	40	67	70	56	71	35	
72	54	40	68	71	56	72	35	
73	55	41	69	72	56	73	35	
74	55	41	70	72	57	74	36	
75	56	42	71	73	57	75	36	
76	56	42	72	73	57	76	36	
77	57	43	73	74	58	77	37	
78	57	43	74	74	58	78	37	
79	58	44	75	75	59	79	37	
80	58	44	76	75	59	80	38	
81	59	45	77	76	60	81	38	
82	59	45	78	77	60	82		
83	59	46	79	78	61	83		
84	60	46	80	79	61	84		
85	60	47	81	80	62	85		
86	60	47	82	81	62	86		
87	61	48	83	82	63	87		
88	61	48	84	83	63	88		
89	61	49	85	84	64	89		
90	62	49	86	85	64			
91	62	49	87	86	65			

92	62	50	88	87	65			
93	63	50	89	88	66			
94	63	50	90	89	67			
95	63	51	91	90	68			
96	63	51	92	91	69			
97	64	51	93	92	70			
98		52	94	93	71			
99		52	95	94	72			
100		52	96	95	73			
101		53	97	96	74			
102		53	98	97	75			
103		53	99	98	76			
104		54	100	99	77			
105		54	100	100	78			
106		54	101	100	79			
107		55	102	101	80			
108		55	103	101	81			
109		55	104	102	82			
110		56	105	102	83			
111		56	106	103	84			
112		56	107	103	85			
113		57	108	104	86			
114		57	109	105	87			
115		57	110	106	88			
116		57	111	107	89			
117		57	112	108	90			
118		58	113	109	91			
119		58	114	110	92			
120		58	115	111	93			
121		58	116	112	94			
122		58		113	95			
123		59		114	96			
124		59		115	97			
125		59		116	98			
126		59		117	99			
127		59		118	100			
128		60		119	101			
129		60		120	102			
130		60		121	103			
131		60		122	104			
132		60		123	105			
133		60		124	106			
134		60		124				
135		60		125				
136		60		125				
137		60		126				
138		61		126				

139		61		127				
140		61		127				
141		61		128				
142		61		129				
143		62		130				
144		62		131				
145		62		132				
146				133				
147				133				
148				133				
149				133				
150				133				
151				133				
152				133				
153				133				
154				133				
155				133				
156				133				
157				133				

イ 企業職給料表(2)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	2	1	1
2	2	1	1
3	2	1	1
4	2	1	1
5	2	1	1
6	2	1	1
7	2	1	1
8	2	1	1
9	2	1	1
10	2	1	2
11	2	1	3
12	2	1	4
13	2	1	5
14	2	1	6
15	2	1	7
16	2	1	8
17	2	1	9
18	3	1	10
19	4	1	11
20	5	1	12
21	6	1	13
22	7	1	14
23	8	1	15
24	9	1	16
25	10	1	17
26	11	1	18
27	12	1	19
28	13	1	20
29	14	1	21
30	15	1	22
31	16	1	23
32	17	1	24
33	18	1	25
34	19	2	26
35	20	3	27
36	21	4	28
37	22	5	29
38	23	6	30
39	24	7	31
40	25	8	32
41	26	9	33
42	27	10	34
43	28	11	35
44	29	12	36

45	30	13	37
46	31	14	38
47	32	15	39
48	33	16	40
49	34	17	41
50	35	17	42
51	36	18	43
52	37	18	44
53	38	19	45
54	39	19	46
55	40	20	47
56	41	20	48
57	42	21	49
58	43	22	50
59	44	23	51
60	45	24	52
61	46	25	53
62	47	26	54
63	48	27	55
64	49	28	56
65	50	29	57
66	51	30	58
67	52	31	59
68	53	32	60
69	54	33	61
70	55	34	62
71	56	35	63
72	57	36	64
73	58	37	65
74	59	38	66
75	60	39	67
76	61	40	68
77	62	41	69
78	62	41	70
79	63	42	71
80	63	42	72
81	64	43	73
82	64	43	74
83	65	44	75
84	65	44	76
85	66	45	77
86	66	46	78
87	67	47	79
88	67	48	80
89	68	49	81
90	68	50	81
91	69	51	82

92	69	52	82
93	70	53	83
94	70	53	83
95	71	54	84
96	71	54	84
97	72	55	85
98	72	55	86
99	73	56	87
100	73	56	88
101	74	57	89
102	74	57	89
103	74	57	90
104	75	57	90
105	75	58	91
106	75	58	91
107	76	58	92
108	76	58	92
109	76	59	93
110	77	59	93
111	77	59	94
112	77	59	94
113	78	60	95
114	78	60	95
115	79	60	96
116	79	60	96
117	80	61	97
118	80	61	97
119	81	61	98
120	81	62	98
121	82	62	99
122		62	99
123		63	100
124		63	100
125		63	101
126		64	102
127		64	103
128		64	104
129		65	105
130		65	105
131		65	106
132		65	106
133		66	107
134		66	
135		66	
136		66	
137		67	
138		67	

139		67	
140		67	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		68	
146		68	
147		68	
148		68	
149		69	
150		69	
151		69	
152		69	
153		70	
154		70	
155		70	
156		70	
157		71	
158		71	
159		71	
160		71	
161		72	

別表第6の2 降格時号給対応表（第10条関係）

ア 企業職給料表(1)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	2	2	2
3	9	31	7	5	14	3	3	3
4	10	32	8	5	15	4	4	4
5	11	33	9	6	16	5	5	5
6	12	34	10	7	17	6	6	6
7	13	35	11	8	18	7	7	7
8	14	36	12	9	19	8	8	8
9	15	37	13	10	20	9	9	9
10	16	38	14	11	21	10	10	10
11	17	39	15	12	22	11	11	11
12	18	40	16	13	23	12	12	12
13	19	41	17	14	24	13	13	13
14	20	42	18	15	25	14	14	14
15	21	43	19	16	26	15	15	15
16	22	44	20	17	27	16	16	16
17	23	45	21	18	28	17	18	17
18	24	46	22	19	29	18	20	18
19	25	47	23	20	30	19	22	19
20	26	48	24	21	31	20	24	20
21	27	49	25	22	32	21	26	21
22	28	50	26	23	33	22	28	22
23	29	51	27	24	34	23	30	23
24	30	52	28	25	35	24	32	24
25	31	53	29	26	36	25	36	25
26	32	54	30	27	37	26	40	26
27	33	55	31	28	38	27	44	27
28	34	56	32	29	39	28	48	28
29	35	57	33	30	40	29	52	30
30	36	58	34	31	41	30	56	32
31	37	59	35	32	42	31	60	34
32	38	60	36	33	43	32	64	36
33	39	61	37	34	44	33	67	38
34	40	62	38	35	45	34	70	40
35	41	63	39	36	46	35	73	42
36	42	64	40	37	47	36	76	44
37	43	66	41	38	48	37	79	47
38	44	68	42	39	49	38	81	50
39	45	70	43	40	50	39	81	53
40	46	72	44	41	51	40	81	56
41	47	74	45	42	52	41	81	58
42	48	76	46	43	53	42	81	60
43	50	78	47	44	54	43	81	61
44	52	80	48	45	55	44	81	61

45	54	82	49	46	56	45	81	61
46	56	84	50	47	57	46	81	61
47	58	86	51	48	58	47	81	61
48	60	88	52	49	59	48	81	61
49	62	91	53	50	60	49	81	61
50	64	94	54	51	61	50	81	61
51	66	97	55	52	62	51	81	61
52	68	100	56	53	63	52	81	61
53	70	103	57	54	64	53	81	61
54	72	106	58	55	67	54	81	61
55	74	109	59	56	70	55	81	61
56	76	112	60	57	73	56	81	61
57	78	117	61	58	76	57	81	61
58	80	122	62	59	78	58	81	61
59	83	127	63	60	80	59	81	61
60	86	137	64	61	82	60	81	61
61	89	142	65	62	84	61	81	61
62	92	145	66	63	86	62		
63	96	145	67	64	88	63		
64	97	145	68	65	90	64		
65	97	145	69	66	92	65		
66	97	145	70	67	93	66		
67	97	145	71	68	94	67		
68	97	145	72	69	95	68		
69	97	145	73	70	96	69		
70	97	145	74	71	97	70		
71	97	145	75	72	98	71		
72	97	145	76	74	99	72		
73	97	145	77	76	100	73		
74	97	145	78	78	101	74		
75	97	145	79	80	102	75		
76	97	145	80	81	103	76		
77	97	145	81	82	104	77		
78	97	145	82	83	105	78		
79	97	145	83	84	106	79		
80	97	145	84	85	107	80		
81	97	145	85	86	108	81		
82	97	145	86	87	109	82		
83	97	145	87	88	110	83		
84	97	145	88	89	111	84		
85	97	145	89	90	112	85		
86	97	145	90	91	113	86		
87	97	145	91	92	114	87		
88	97	145	92	93	115	88		
89	97	145	93	94	116	89		
90	97	145	94	95	117	89		
91	97	145	95	96	118	89		

92	97	145	96	97	119	89		
93	97	145	97	98	120	89		
94	97	145	98	99	121	89		
95	97	145	99	100	122	89		
96	97	145	100	101	123	89		
97	97	145	101	102	124	89		
98	97	145	102	103	125			
99	97	145	103	104	126			
100	97	145	105	106	127			
101	97	145	106	108	128			
102	97	145	107	110	129			
103	97	145	108	112	130			
104	97	145	109	113	131			
105	97	145	110	114	132			
106	97	145	111	115	133			
107	97	145	112	116	133			
108	97	145	113	117	133			
109	97	145	114	118	133			
110	97	145	115	119	133			
111	97	145	116	120	133			
112	97	145	117	121	133			
113	97	145	118	122	133			
114	97	145	119	123				
115	97	145	120	124				
116	97	145	121	125				
117	97	145	121	126				
118	97	145	121	127				
119	97	145	121	128				
120	97	145	121	129				
121	97	145	121	130				
122	97		121	131				
123	97		121	132				
124	97		121	134				
125	97		121	136				
126	97		121	138				
127	97		121	140				
128	97		121	141				
129	97		121	142				
130	97		121	143				
131	97		121	144				
132	97		121	145				
133	97		121	146				
134	97		121					
135	97		121					
136	97		121					
137	97		121					
138	97		121					

139	97		121					
140	97		121					
141	97		121					
142	97		121					
143	97		121					
144	97		121					
145	97		121					
146			121					
147			121					
148			121					
149			121					
150			121					
151			121					
152			121					
153			121					
154			121					
155			121					
156			121					
157			121					

イ 企業職給料表(2)

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	17	33	9
2	17	34	10
3	18	35	11
4	19	36	12
5	20	37	13
6	21	38	14
7	22	39	15
8	23	40	16
9	24	41	17
10	25	42	18
11	26	43	19
12	27	44	20
13	28	45	21
14	29	46	22
15	30	47	23
16	31	48	24
17	32	50	25
18	33	52	26
19	34	54	27
20	35	56	28
21	36	57	29
22	37	58	30
23	38	59	31
24	39	60	32
25	40	61	33
26	41	62	34
27	42	63	35
28	43	64	36
29	44	65	37
30	45	66	38
31	46	67	39
32	47	68	40
33	48	69	41
34	49	70	42
35	50	71	43
36	51	72	44
37	52	73	45
38	53	74	46
39	54	75	47
40	55	76	48
41	56	78	49
42	57	80	50
43	58	82	51
44	59	84	52

45	60	85	53
46	61	86	54
47	62	87	55
48	63	88	56
49	64	89	57
50	65	90	58
51	66	91	59
52	67	92	60
53	68	94	61
54	69	96	62
55	70	98	63
56	71	100	64
57	72	104	65
58	73	108	66
59	74	112	67
60	75	116	68
61	76	119	69
62	78	122	70
63	80	125	71
64	82	128	72
65	84	132	73
66	86	136	74
67	88	140	75
68	90	148	76
69	92	152	77
70	94	156	78
71	96	160	79
72	98	161	80
73	100	161	81
74	103	161	82
75	106	161	83
76	109	161	84
77	112	161	85
78	114	161	86
79	116	161	87
80	118	161	88
81	120	161	90
82	121	161	92
83	121	161	94
84	121	161	96
85	121	161	97
86	121	161	98
87	121	161	99
88	121	161	100
89	121	161	102
90	121	161	104
91	121	161	106

92	121	161	108
93	121	161	110
94	121	161	112
95	121	161	114
96	121	161	116
97	121	161	118
98	121	161	120
99	121	161	122
100	121	161	124
101	121	161	125
102	121	161	126
103	121	161	127
104	121	161	128
105	121	161	130
106	121	161	132
107	121	161	133
108	121	161	133
109	121	161	133
110	121	161	133
111	121	161	133
112	121	161	133
113	121	161	133
114	121	161	133
115	121	161	133
116	121	161	133
117	121	161	133
118	121	161	133
119	121	161	133
120	121	161	133
121	121	161	133
122	121	161	
123	121	161	
124	121	161	
125	121	161	
126	121	161	
127	121	161	
128	121	161	
129	121	161	
130	121	161	
131	121	161	
132	121	161	
133	121	161	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		
138	121		

139	121		
140	121		
141	121		
142	121		
143	121		
144	121		
145	121		
146	121		
147	121		
148	121		
149	121		
150	121		
151	121		
152	121		
153	121		
154	121		
155	121		
156	121		
157	121		
158	121		
159	121		
160	121		
161	121		

別表第 7 昇給号給数表備考を同表備考第 1 項とし、同表備考に次の 1 項を加える。

- 2 基準条例第 3 条の 2 に規定する管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定めるものに対するこの表の適用については、同表特に良好の欄中「5」とあるのは「6」と、「3」とあるのは「4」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成 29 年名古屋市上下水道局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を次のように改める。

附則別表第1 昇格時号給対応表

企業職給料表(2)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	3
2	2	1	1	3
3	2	1	1	3
4	2	1	1	3
5	2	1	1	3
6	2	1	2	4
7	2	1	3	5
8	2	1	4	6
9	2	1	5	7
10	2	1	6	8
11	2	1	7	9
12	2	1	8	10
13	2	1	9	11
14	2	1	10	12
15	2	1	11	13
16	2	1	12	14
17	2	1	13	15
18	3	1	14	16
19	4	1	15	17
20	5	1	16	18
21	6	1	17	19
22	7	1	18	20
23	8	1	19	21
24	9	1	20	22
25	10	1	21	23
26	11	1	22	24
27	12	1	23	25
28	13	1	24	26
29	14	1	25	27
30	15	1	26	28
31	16	1	27	29
32	17	1	28	30
33	18	1	29	31
34	19	1	30	32
35	20	1	31	33
36	21	1	32	34
37	22	1	33	35
38	23	2	34	36
39	24	3	35	37
40	25	4	36	38
41	26	5	37	39
42	27	6	38	40
43	28	7	39	41
44	29	8	40	42

45	30	9	41	43
46	31	10	42	44
47	32	11	43	45
48	33	12	44	46
49	34	13	45	47
50	35	14	46	48
51	36	15	47	49
52	37	16	48	50
53	38	17	49	51
54	39	18	50	52
55	40	19	51	53
56	41	20	52	54
57	42	21	53	55
58	42	22	54	56
59	43	23	55	57
60	43	24	56	58
61	44	25	57	59
62	44	26	58	60
63	45	27	59	61
64	45	28	60	62
65	46	29	61	63
66	47	30	62	64
67	48	31	63	65
68	49	32	64	66
69	50	33	65	67
70	50	34	66	68
71	51	35	67	69
72	51	36	68	70
73	52	37	69	71
74	52	37	70	71
75	53	38	71	72
76	53	38	72	72
77	54	39	73	73
78	54	39	74	73
79	55	40	75	74
80	55	40	76	74
81	56	41	77	75
82	56	41	78	76
83	57	42	79	77
84	57	42	80	78
85	58	43	81	79
86	58	43	82	80
87	59	44	83	81
88	59	44	84	82
89	60	45	85	83
90	60	45	86	84
91	61	46	87	85

92	61	46	88	86
93	62	47	89	87
94	62	47	90	88
95	62	48	91	89
96	63	48	92	90
97	63	49	93	91
98	63	49	94	92
99	64	49	95	93
100	64	50	96	94
101	64	50	96	95
102	65	50	97	96
103	65	51	98	97
104	65	51	99	98
105	66	51	100	99
106	66	52	101	99
107	66	52	102	100
108	66	52	103	100
109	67	53	104	101
110		53	105	101
111		53	106	102
112		54	107	102
113		54	108	103
114		54	109	104
115		55	110	105
116		55	111	106
117		55	112	107
118		56		108
119		56		109
120		56		110
121		57		111
122		57		112
123		57		113
124		57		114
125		57		115
126		58		116
127		58		117
128		58		118
129		58		119
130		58		120
131		58		121
132		58		122
133		58		123
134		58		123
135		58		124
136		59		124
137		59		125
138		59		125

139		59		125
140		59		125
141		60		125
142		60		125
143		60		125
144		60		125
145		60		125
146				125
147				125
148				125
149				125
150				125
151				125
152				125
153				125
154				125
155				125
156				125
157				125

附則別表第2 降格時号給対応表

企業職給料表(2)

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	37	5	5
2	17	38	6	5
3	18	39	7	5
4	19	40	8	6
5	20	41	9	7
6	21	42	10	8
7	22	43	11	9
8	23	44	12	10
9	24	45	13	11
10	25	46	14	12
11	26	47	15	13
12	27	48	16	14
13	28	49	17	15
14	29	50	18	16
15	30	51	19	17
16	31	52	20	18
17	32	53	21	19
18	33	54	22	20
19	34	55	23	21
20	35	56	24	22
21	36	57	25	23
22	37	58	26	24
23	38	59	27	25
24	39	60	28	26
25	40	61	29	27
26	41	62	30	28
27	42	63	31	29
28	43	64	32	30
29	44	65	33	31
30	45	66	34	32
31	46	67	35	33
32	47	68	36	34
33	48	69	37	35
34	49	70	38	36
35	50	71	39	37
36	51	72	40	38
37	52	74	41	39
38	53	76	42	40
39	54	78	43	41
40	55	80	44	42
41	56	82	45	43
42	58	84	46	44
43	60	86	47	45
44	62	88	48	46

45	64	90	49	47
46	65	92	50	48
47	66	94	51	49
48	67	96	52	50
49	68	99	53	51
50	70	102	54	52
51	72	105	55	53
52	74	108	56	54
53	76	111	57	55
54	78	114	58	56
55	80	117	59	57
56	82	120	60	58
57	84	125	61	59
58	86	135	62	60
59	88	140	63	61
60	90	145	64	62
61	92	145	65	63
62	95	145	66	64
63	98	145	67	65
64	101	145	68	66
65	104	145	69	67
66	108	145	70	68
67	109	145	71	69
68	109	145	72	70
69	109	145	73	71
70	109	145	74	72
71	109	145	75	74
72	109	145	76	76
73	109	145	77	78
74	109	145	78	80
75	109	145	79	81
76	109	145	80	82
77	109	145	81	83
78	109	145	82	84
79	109	145	83	85
80	109	145	84	86
81	109	145	85	87
82	109	145	86	88
83	109	145	87	89
84	109	145	88	90
85	109	145	89	91
86	109	145	90	92
87	109	145	91	93
88	109	145	92	94
89	109	145	93	95
90	109	145	94	96
91	109	145	95	97

92	109	145	96	98
93	109	145	97	99
94	109	145	98	100
95	109	145	99	101
96	109	145	101	102
97	109	145	102	103
98	109	145	103	104
99	109	145	104	106
100	109	145	105	108
101	109	145	106	110
102	109	145	107	112
103	109	145	108	113
104	109	145	109	114
105	109	145	110	115
106	109	145	111	116
107	109	145	112	117
108	109	145	113	118
109	109	145	114	119
110	109	145	115	120
111	109	145	116	121
112	109	145	117	122
113	109	145	117	123
114	109	145	117	124
115	109	145	117	125
116	109	145	117	126
117	109	145	117	127
118	109		117	128
119	109		117	129
120	109		117	130
121	109		117	131
122	109		117	132
123	109		117	134
124	109		117	136
125	109		117	137
126	109		117	
127	109		117	
128	109		117	
129	109		117	
130	109		117	
131	109		117	
132	109		117	
133	109		117	
134	109		117	
135	109		117	
136	109		117	
137	109		117	
138	109		117	

139	109		117	
140	109		117	
141	109		117	
142	109		117	
143	109		117	
144	109		117	
145	109		117	
146			117	
147			117	
148			117	
149			117	
150			117	
151			117	
152			117	
153			117	
154			117	
155			117	
156			117	
157			117	

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1中

「 経営本部営業部営業所（以下「営業所」という。）に勤務する者（所長、副所長及び業務士の職にある者を除く。）に限る。 」	「 経営本部営業部営業センター及び同部営業所（以下「営業センター等」という。）に勤務する者（センター長、所長、副所長、主幹及び業務士の職にある者を除く。）に限る。 」

「 <table><tr><td data-bbox="276 1397 339 1518">作業用シャツ</td><td data-bbox="339 1397 472 1518">半袖</td><td data-bbox="472 1397 572 1518">2</td><td data-bbox="572 1397 673 1518">4</td><td data-bbox="673 1397 774 1518">3</td><td data-bbox="774 1397 1034 1518">7月1日から8月31日まで</td><td data-bbox="1034 1397 1332 1518"></td></tr><tr><td data-bbox="276 1518 339 1825"></td><td data-bbox="339 1518 472 1825">長袖（甲）</td><td data-bbox="472 1518 572 1825">2</td><td data-bbox="572 1518 673 1825">3</td><td data-bbox="673 1518 774 1825">3</td><td data-bbox="774 1518 1034 1825">5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで</td><td data-bbox="1034 1518 1332 1825"></td></tr><tr><td data-bbox="276 1825 339 2011"></td><td data-bbox="339 1825 472 2011">半外とう</td><td data-bbox="472 1825 572 2011">1</td><td data-bbox="572 1825 673 2011">6</td><td data-bbox="673 1825 774 2011">9</td><td data-bbox="774 1825 1034 2011">12月1日から翌年の3月31日まで</td><td data-bbox="1034 1825 1332 2011">料金課（利用促進係に限る。）に勤務する者及び料金</td></tr></table> 」							作業用シャツ	半袖	2	4	3	7月1日から8月31日まで			長袖（甲）	2	3	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで			半外とう	1	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	料金課（利用促進係に限る。）に勤務する者及び料金
作業用シャツ	半袖	2	4	3	7月1日から8月31日まで																						
	長袖（甲）	2	3	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで																						
	半外とう	1	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	料金課（利用促進係に限る。）に勤務する者及び料金																					

					課主査（普及促進担当）に限る。

」

「

作業用シャツ	半袖	2 (2)	4 (3)	3	7月1日から 8月31日まで	括弧書きは、建設工事事務所又は水処理事務所に勤務する者に適用する。
	長袖 (甲)	2	3	3	5月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から10月31日 まで	
	半外とう	1	6	9	12月1日から 翌年の3月31 日まで	料金課（利用促進係に限る。）に勤務する者及び料金課主査（普及促進担当）に限る。

に、

」

「

営業所に勤務する者（所長、副所長及び業務士の職にある者を除く。）に限る。

を

「

営業センター等に勤務する者（センター長、所長、副所長、主幹及び業務士の職にある者を除く。）に限る。

に、

」

「

人材育成推進室、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営

「

人材育成推進室、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営

業所、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部の公所（以下「管路部の公所」という。）に勤務する者に限る。	を	業センター等、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部の公所（以下「管路部の公所」という。）に勤務する者に限る。	に、
「	」	「	」
人材育成推進室、給排水設備課、営業所、建設工事事務所、配水課又は管路部の公所に勤務する者に限る。	を	人材育成推進室、給排水設備課、営業センター等、建設工事事務所、配水課又は管路部の公所に勤務する者に限る。	に、
「	」	「	」
人材育成推進室、給排水設備課、営業所、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。	を	人材育成推進室、給排水設備課、営業センター等、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。	に改
「	」	「	」

める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第34条中「汚水を」の次に「名古屋市上下水道局が所管する」を、「雨水管渠」の次に「又は雨水ポンプ所（放流管渠その他の附帯設備を含む。）」を、「場合」の次に「（他の管渠等を経由する場合を含む。）」を加える。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第16条、第21条関係)

取付管
排水設備工事(承認)申請書
水洗便所

(宛先)名古屋市上下水道局長

年 月 日

		完成	年 月 日		水栓番号	第 号	
		検査	年 月 日		完成予定	年 月 日	
工 事 種 別	1. 新增築 2. くみ取改造 3. 浄化槽廃止 4. その他				排除方式	合 流 ・ 分 流	
施 工 場 所	区				屋号、またはアパート等住宅名		戸数
	住 所				氏 名		電話番号
申 請 者							
代 理 人							
使 用 者	(申請者と同一であれば記入しないでください。)						
建物所有者	(申請者と同一であれば記入しないでください。)						
	合 流		分 流			建 物 ・ 土 地	
	取 付 管		汚 水 取 付 管		雨 水 排 水		
既 設	150mm 箇所 200mm 箇所 mm 箇所		100mm 箇所 150mm 箇所 mm 箇所		※該当項目に○ ・U字側溝 ・雨水取付管(既設: mm) ・雨水取付管(新設: mm) ・雨水取付管(撤去: mm) ・その他()		地上 階 地下 階
申 請	築造 mm 箇所	築造 mm 箇所	敷地面積 m ² 敷地面積 m ²				
	築造 mm 箇所	築造 mm 箇所					
	撤去 mm 箇所 撤去 mm 箇所	撤去 mm 箇所 撤去 mm 箇所					
業 種 等	1. 一般住宅・共同住宅 2. 事務所 3. 工場・事業所(具体的に:) 4. 店舗施設(具体的に:) 5. その他(具体的に:)						
給水工事	1. 水道メータ取付部分の口径50mm以上の給水工事 2. 配水管布設を伴う給水工事				市水以外の他水使用(井水・工水・その他:)		
特記事項	阻集器 有 ・ 無 ディスボータ排水処理システム 有 ・ 無 地下排水槽 有 ・ 無 通気方式 各個・ループ・伸頂・無 雨水流出抑制 有 ・ 無 【 浸透雨水ます(個)浸透トレンチ(m) 雨水貯留(m ³) その他()】						
	設計・審査	年 月 日		竣工	年 月 日		
本 管 径	θ	mm	θ	mm	備 考		
本管土被	H	m	H	m			
取付延長	L	m	L	m			
舗装種別		m		m			
毎 延 長		m		m			
		m		m			
道 路 分	指示番号			指定排水設備工事店 (指定番号 氏名又は名称 電話番号)			
請負施工	発行番号						
名古屋市指定水道工事店協同組合							
第 号							

注 この申請による工事には、名古屋市下水道条例の適用があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市下水道条例施行規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(水洗便所の築造に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 水洗便所の築造に関する条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第59号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「15日」を「20日」に改める。

(名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「15日」を「20日」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第2号

名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について
の一部改正について

令和2年名古屋市交通局告示第10号（名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について）の一部を次のように改正します。

令和3年3月31日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第7項中「令和2年11月16日から令和3年3月31日まで」を「令和2年11月16日から令和3年5月31日まで」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第3号

なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

なごや観光ルートバスの運行にあたって、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行し、なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類を次のように定めます。なお、なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和2年名古屋市交通局告示第5号。以下「旧告示」という。）は、令和3年3月31日限り廃止します。

令和3年3月31日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

- 1 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行します。

- (1) 乗車券の名称

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット

- (2) 料金

ア 大人 500円

イ 小児 250円

- (3) 有効期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

- (4) 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

(5) 使用条件

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

(6) 発行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(7) 料金の払戻し

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの払戻しは行いません。

(8) 不正使用

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

(9) 様式

ア 大人券

(表)



(裏)



イ 小児券

(表)



(裏)



- 2 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I C カード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

3 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなしたなごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、この告示により発行されたものとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第10号

勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第1条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第9項を次のように改める。

- 9 第5項から第7項までの規定に基づいて取得した年次休暇が付与日から1年以内において5日（時間年休を含まず、規程第14条第2項に規定する半日に区分して利用する年次休暇及び繰越分を含む。）に満たないことが見込まれる場合は、その満たない日数について、所属長は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、規程第15条第1項及び第2項の規定により年次休暇が10日以上付与された場合に限る。

第5条の3第1項中「前3項」を「前2項」に改め、同条第2項中「規程第13条第2項」を「規程第15条第3項」に改める。

第6条第1項中「規程第16条第1号」の次に「及び第6号」を加え、「、同条第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の4を第3条の3とする。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通

局管理規程第 11 号。以下「職免規程」という。) 第 2 条第 7 号、第 7 号の 2、第 9 号の 2 の 2 又は第 12 号の規定による職務に専念する義務の免除(以下「専念義務免除」という。)の承認を得ている職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日を通じて 2 時間から当該専念義務免除の承認を得ている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 4 条第 5 項中「、第 7 号の 2」を削る。

(乗務員等組長規程の一部改正)

第 3 条 乗務員等組長規程(平成 6 年名古屋市交通局管理規程第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表を次のように改める。

区 分		組 数	構 成 員	備 考
営業所		6 組(ただし鳴尾営業所については 8 組)	運輸主事及び自動車運輸主事(運転士の業務に従事する者に限る。地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)	
駅務区	東山線	8 組	運輸主事及び電車運輸主事(駅務員の業務に従事する者に限る。)	各駅をそれぞれ 1 組とする。
	名城線 北部	7 組	〃	上飯田駅を除く 各駅をそれぞれ 1 組とする。

	名城線 南部	1 6 組	〃	各駅をそれぞれ 1 組とする。
	鶴舞線	1 5 組	〃	上小田井駅を除 く各駅をそれぞ れ 1 組とする。
	桜通線	1 5 組	〃	各駅をそれぞれ 1 組とする。
運 転 区	東山線	8 組	運 輸 主 事 及 び 電 車 運 輸 主 事 (運 転 士 、 車 掌 又 は 駅 務 員 の 業 務 に 従 事 す る 者 に 限 る 。)	
	名城線	5 組		
	鶴舞線	8 組		
	桜通線	5 組		

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第11号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

第4条中「2回」を「4回」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 4 会計年度任用職員の年次休暇は、1年度につき20日を超えない範囲内とする。

第25条中「給与規程」を「名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「給与規程」という。）」に改める。

第30条中「163時間」の次に「（第28条に規定する夜勤手当の支給に当たっては、148時間）」を加える。

第32条第4項中「給料」を「給与」に、「方法」を「場合及び名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号）第11条に定める場合」に改める。

第35条中「名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）」を「給与規程」に改める。

附則第3項中「給料（以下「給料」という。）の額については」の次に「、庶務事務職員及び業務補助員を除き」を加える。

附則第7項中「2回」を「4回」に改める。

別表第1中「の給料月額（173,583円の直近上位の額の号給を超えない範囲内とする。）」を「（32号給を超えない範囲内とする。）の給料月額」に、「の給料月額（210,250円の直近上位の額の号給を超えない範囲内とする。）」を「（47号給を超えない範囲内とする。）の給料月額」に改め

る。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行し、この規程による改正後の会計年度任用職員就業規程第３０条、第３２条第４項及び附則第３項の規定は、令和２年４月１日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 12 号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和 42 年名古屋市交通局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 3 第 1 項各号中「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、12,000 円」を「16,000 円」に改め、「を超えない範囲内において別に定める額」を削り、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「500 円」に改め、「を超えない範囲内において別に定める額」を削る。

附則第 16 項各号中「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	157,000	215,400	229,900	244,700	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,300	413,500
2	143,100	158,200	217,000	231,400	246,800	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	397,500	417,100
3	144,200	159,400	218,600	232,900	248,800	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	400,700	420,700
4	145,200	160,500	220,200	234,300	250,800	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	403,900	424,200
5	146,200	161,600	221,700	235,700	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,000	427,700
6	147,300	163,300	223,300	237,700	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,100	431,400
7	148,400	164,900	224,900	239,700	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,200	435,100
8	149,500	166,500	226,500	241,700	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,300	438,800
9	150,500	168,100	228,100	243,600	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400	442,500
10	151,700	171,100	230,100	245,600	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,400	446,200
11	152,800	174,000	232,100	247,600	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	425,400	449,800
12	153,900	176,900	234,000	249,600	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	428,400	453,400
13	155,000	179,800	235,900	251,500	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	431,300	457,000
14	156,500	181,500	237,900	253,600	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	434,200	460,500
15	158,000	183,100	239,800	255,700	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	437,100	464,000
16	159,500	184,700	241,700	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	440,000	467,500
17	160,900	186,300	243,600	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	442,800	470,900
18	162,700	187,900	245,500	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	445,700	474,200
19	164,500	189,500	247,400	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	448,500	477,500
20	166,300	191,100	249,300	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	451,300	480,700
21	168,100	192,700	251,200	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	454,100	483,900
22	171,100	194,300	253,100	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	456,700	487,000
23	174,000	195,900	255,000	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	459,300	490,100
24	176,900	197,500	256,900	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	461,900	493,200
25	179,800	199,100	258,800	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	464,500	496,200
26	181,400	200,700	260,700	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	466,400	499,300
27	183,000	202,300	262,600	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	468,300	502,400
28	184,500	203,900	264,500	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	470,200	505,400
29	186,000	205,500	266,400	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	472,100	508,400
30	187,000	207,100	268,300	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	474,000	511,500
31	188,000	208,700	270,200	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	475,900	514,500
32	189,000	210,300	272,100	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	189,900	211,900	274,000	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	479,500	520,500
34	190,900	213,500	275,900	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	481,000	523,500
35	191,900	215,100	277,800	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	482,500	526,500
36	192,900	216,700	279,700	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	484,000	529,500
37	193,800	218,300	281,600	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	485,400	532,400
38	194,800	219,900	283,500	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	486,800	535,200
39	195,800	221,500	285,400	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	488,200	537,900
40	196,800	223,100	287,300	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	489,500	540,600

4 1	197, 700	224, 700	289, 100	310, 800	329, 200	356, 500 (394, 100)	407, 300 (435, 400)	490, 800	543, 300
4 2	198, 700	226, 300	291, 000	312, 700	331, 300	358, 300 (394, 800)	408, 100 (436, 100)	492, 100	546, 000
4 3	199, 700	227, 900	292, 900	314, 600	333, 300	360, 000 (395, 500)	408, 900 (436, 800)	493, 300	548, 700
4 4	200, 700	229, 500	294, 800	316, 500	335, 300	361, 700 (396, 200)	409, 600 (437, 400)	494, 500	551, 400
4 5	201, 600	231, 100	296, 600	318, 300	337, 300	363, 400 (396, 900)	410, 300 (438, 000)	495, 700	554, 000
4 6	202, 600	232, 700	298, 500	320, 200	339, 200	365, 200 (397, 600)	411, 000 (438, 700)	496, 800	556, 700
4 7	203, 600	234, 300	300, 400	322, 000	341, 000	366, 900 (398, 300)	411, 700 (439, 400)	497, 900	559, 300
4 8	204, 600	235, 900	302, 200	323, 800	342, 800	368, 600 (399, 000)	412, 300 (440, 000)	499, 000	561, 900
4 9	205, 500	237, 500	304, 000	325, 600	344, 600	370, 300 (399, 700)	412, 900 (440, 600)	500, 100	564, 500
5 0	206, 500	239, 100	305, 900	327, 500	346, 400	371, 600 (400, 400)	413, 600 (441, 300)	501, 200	567, 100
5 1	207, 500	240, 700	307, 700	329, 300	348, 200	372, 900 (401, 100)	414, 200 (442, 000)	502, 300	569, 700
5 2	208, 400	242, 300	309, 500	331, 100	350, 000	374, 100 (401, 800)	414, 800 (442, 600)	503, 300	572, 300
5 3	209, 300	243, 900	311, 300	332, 900	351, 700	375, 300 (402, 500)	415, 400 (443, 200)	504, 300	574, 900
5 4	210, 300	245, 500	313, 100	334, 400	352, 900	376, 400 (403, 200)	416, 100 (443, 900)	505, 400	577, 500
5 5	211, 300	247, 100	314, 800	335, 800	354, 100	377, 500 (403, 800)	416, 700 (444, 600)	506, 400	580, 100
5 6	212, 200	248, 700	316, 500	337, 200	355, 300	378, 500 (404, 400)	417, 300 (445, 200)	507, 400	582, 700
5 7	213, 100	250, 300	318, 200	338, 600	356, 400	379, 500 (405, 000)	417, 900 (445, 800)	508, 400	585, 200
5 8	214, 100	251, 900	319, 700	339, 700	357, 300	380, 200 (405, 700)	418, 600 (446, 500)	509, 500	587, 800
5 9	215, 100	253, 500	321, 200	340, 800	358, 200	380, 900 (406, 300)	419, 200 (447, 200)	510, 500	590, 400
6 0	216, 000	255, 100	322, 600	341, 800	359, 100	381, 600 (406, 900)	419, 800 (447, 800)	511, 500	593, 000
6 1	216, 900	256, 600	324, 000	342, 800	360, 000	382, 300 (407, 500)	420, 400 (448, 400)	512, 500	595, 500
6 2	217, 700	258, 200	325, 400	343, 800	360, 900	383, 000 (408, 200)	421, 100 (449, 100)		
6 3	218, 500	259, 800	326, 800	344, 800	361, 800	383, 600 (408, 800)	421, 700 (449, 800)		
6 4	219, 300	261, 300	328, 200	345, 800	362, 700	384, 200 (409, 400)	422, 300 (450, 400)		
6 5	220, 100	262, 800	329, 600	346, 800	363, 500	384, 800 (410, 000)	422, 900 (451, 000)		
6 6	220, 900	263, 800	330, 900	347, 500	364, 200	385, 500 (410, 700)	423, 600 (451, 700)		
6 7	221, 700	264, 800	332, 200	348, 100	364, 900	386, 100 (411, 300)	424, 200 (452, 400)		
6 8	222, 500	265, 800	333, 500	348, 700	365, 600	386, 700 (411, 900)	424, 800 (453, 000)		
6 9	223, 300	266, 700	334, 700	349, 300	366, 300	387, 300 (412, 500)	425, 400 (453, 600)		
7 0	224, 100	267, 700	335, 800	349, 900	367, 000	388, 000 (413, 200)	426, 100 (454, 300)		
7 1	224, 900	268, 700	336, 900	350, 500	367, 700	388, 600 (413, 800)	426, 700 (455, 000)		
7 2	225, 700	269, 700	338, 000	351, 100	368, 300	389, 200 (414, 400)	427, 300 (455, 600)		
7 3	226, 500	270, 600	339, 000	351, 700	368, 900	389, 800 (415, 000)	427, 900 (456, 200)		
7 4	227, 300	271, 500	339, 700	352, 300	369, 600	390, 500 (415, 600)	428, 600 (456, 900)		
7 5	228, 100	272, 400	340, 400	352, 900	370, 300	391, 100 (416, 200)	429, 200 (457, 600)		
7 6	228, 900	273, 300	341, 100	353, 500	370, 900	391, 700 (416, 800)	429, 800 (458, 200)		
7 7	229, 600	274, 200	341, 700	354, 100	371, 500	392, 300 (417, 400)	430, 400 (458, 800)		
7 8	230, 400	275, 100	342, 400	354, 700	372, 200	393, 000 (418, 000)	431, 100 (459, 500)		
7 9	231, 200	276, 000	343, 000	355, 300	372, 900	393, 600 (418, 600)	431, 700 (460, 200)		
8 0	232, 000	276, 800	343, 600	355, 900	373, 500	394, 200 (419, 200)	432, 300 (460, 800)		
8 1	232, 700	277, 600	344, 200	356, 500	374, 100	394, 800 (419, 800)	432, 900 (461, 400)		
8 2	233, 300	278, 500	344, 800	357, 100	374, 800	395, 500 (420, 400)	433, 600		
8 3	233, 900	279, 400	345, 400	357, 700	375, 500	396, 100 (421, 000)	434, 200		
8 4	234, 400	280, 200	346, 000	358, 300	376, 100	396, 700 (421, 600)	434, 800		

8 5	234, 900	281, 000	346, 600	358, 900	376, 700	397, 300 (422, 200)	435, 400
8 6	235, 400	281, 800	347, 200	359, 500	377, 400	398, 000 (422, 800)	436, 100
8 7	235, 900	282, 600	347, 800	360, 100	378, 100	398, 600 (423, 400)	436, 700
8 8	236, 300	283, 400	348, 400	360, 700	378, 700	399, 200 (424, 000)	437, 300
8 9	236, 700	284, 100	349, 000	361, 300	379, 300	399, 800 (424, 600)	437, 900
9 0	237, 200	284, 800	349, 600	361, 900	380, 000	400, 500	438, 600
9 1	237, 600	285, 500	350, 200	362, 500	380, 700	401, 100	439, 200
9 2	238, 000	286, 200	350, 800	363, 100	381, 300	401, 700	439, 800
9 3	238, 400	286, 800	351, 400	363, 700	381, 900	402, 300	440, 400
9 4	238, 900	287, 500	352, 000	364, 300	382, 600	403, 000	441, 100
9 5	239, 300	288, 200	352, 600	364, 900	383, 300	403, 600	441, 700
9 6	239, 700	288, 900	353, 100	365, 500	383, 900	404, 200	442, 300
9 7	240, 100	289, 500	353, 600	366, 000	384, 500	404, 800	442, 900
9 8		290, 200	354, 200	366, 600	385, 200	405, 500	
9 9		290, 900	354, 800	367, 200	385, 900	406, 100	
1 0 0		291, 500	355, 300	367, 800	386, 500	406, 700	
1 0 1		292, 100	355, 800	368, 300	387, 100	407, 300	
1 0 2		292, 600	356, 400	368, 900	387, 800	407, 900	
1 0 3		293, 100	356, 900	369, 500	388, 500	408, 500	
1 0 4		293, 600	357, 400	370, 000	389, 100	409, 100	
1 0 5		294, 000	357, 900	370, 500	389, 700	409, 700	
1 0 6		294, 400	358, 400	371, 100	390, 400	410, 300	
1 0 7		294, 800	358, 900	371, 700	391, 100	410, 900	
1 0 8		295, 200	359, 400	372, 200	391, 700	411, 500	
1 0 9		295, 600	359, 900	372, 700	392, 300	412, 100	
1 1 0		296, 000	360, 400	373, 300	393, 000	412, 700	
1 1 1		296, 400	360, 900	373, 900	393, 600	413, 300	
1 1 2		296, 800	361, 400	374, 400	394, 200	413, 900	
1 1 3		297, 200	361, 900	374, 900	394, 800	414, 400	
1 1 4		297, 600	362, 400	375, 500	395, 500		
1 1 5		298, 000	362, 900	376, 100	396, 100		
1 1 6		298, 400	363, 400	376, 600	396, 700		
1 1 7		298, 800	363, 900	377, 100	397, 300		
1 1 8		299, 200	364, 400	377, 700	398, 000		
1 1 9		299, 600	364, 900	378, 300	398, 600		
1 2 0		300, 000	365, 400	378, 800	399, 200		
1 2 1		300, 300	365, 900	379, 300	399, 800		
1 2 2		300, 700		379, 900	400, 500		
1 2 3		301, 100		380, 500	401, 100		
1 2 4		301, 500		381, 000	401, 700		
1 2 5		301, 800		381, 500	402, 300		
1 2 6		302, 200		382, 100	403, 000		
1 2 7		302, 600		382, 700	403, 600		
1 2 8		303, 000		383, 200	404, 200		

1 2 9	303,300	383,700	404,800				
1 3 0	303,700	384,300	405,400				
1 3 1	304,100	384,900	406,000				
1 3 2	304,400	385,400	406,600				
1 3 3	304,700	385,900	407,200				
1 3 4	305,100	386,500					
1 3 5	305,500	387,100					
1 3 6	305,800	387,600					
1 3 7	306,100	388,100					
1 3 8	306,500	388,700					
1 3 9	306,800	389,300					
1 4 0	307,100	389,800					
1 4 1	307,400	390,300					
1 4 2	307,800	390,900					
1 4 3	308,100	391,500					
1 4 4	308,400	392,000					
1 4 5	308,700	392,500					
1 4 6		393,100					
1 4 7		393,700					
1 4 8		394,200					
1 4 9		394,700					
1 5 0		395,300					
1 5 1		395,900					
1 5 2		396,400					
1 5 3		396,900					
1 5 4		397,500					
1 5 5		398,100					
1 5 6		398,600					
1 5 7		399,100					

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2 この表の6級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 企業職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,100	169,800	210,500	255,900	266,700
2	131,600	171,200	211,900	257,700	268,800
3	133,100	172,600	213,200	259,500	270,800
4	134,500	174,000	214,500	261,300	272,800
5	135,900	175,400	215,800	263,000	274,800
6	137,400	176,800	217,100	264,800	276,900
7	138,800	178,100	218,400	266,600	279,000
8	140,200	179,400	219,700	268,300	281,000
9	141,600	180,700	220,900	270,000	283,000
1 0	143,100	182,100	222,100	271,700	285,200
1 1	144,600	183,500	223,300	273,400	287,400
1 2	146,000	184,900	224,500	275,100	289,600
1 3	147,400	186,200	225,600	276,700	291,700
1 4	148,900	187,500	226,800	278,300	293,900
1 5	150,400	188,800	228,000	279,800	296,000
1 6	151,900	190,000	229,200	281,300	298,100
1 7	153,300	191,200	230,300	282,800	300,200
1 8	154,800	192,500	231,500	284,300	302,300
1 9	156,300	193,800	232,700	285,800	304,400
2 0	157,700	195,100	233,900	287,300	306,400
2 1	159,100	196,400	235,000	288,800	308,400
2 2	160,600	197,700	236,200	290,200	310,300
2 3	162,000	198,900	237,400	291,600	312,200
2 4	163,400	200,100	238,500	292,900	314,000
2 5	164,800	201,300	239,600	294,200	315,800
2 6	166,300	202,500	240,800	295,600	317,700
2 7	167,700	203,700	242,000	296,900	319,600
2 8	169,100	204,900	243,200	298,200	321,400
2 9	170,500	206,000	244,400	299,500	323,200
3 0	172,000	207,300	245,600	300,700	325,000
3 1	173,400	208,500	246,800	301,800	326,800
3 2	174,800	209,700	247,900	302,900	328,600
3 3	176,200	210,900	249,000	304,000	330,400
3 4	177,600	212,000	250,200	305,100	331,900
3 5	179,000	213,100	251,400	306,200	333,400
3 6	180,400	214,100	252,500	307,200	334,800
3 7	181,800	215,100	253,600	308,200	336,200

3 8	183, 100	216, 300	254, 700	309, 300	337, 600
3 9	184, 400	217, 500	255, 800	310, 300	339, 000
4 0	185, 700	218, 700	256, 900	311, 300	340, 400
4 1	186, 900	219, 900	257, 900	312, 300	341, 700
4 2	187, 900	221, 200	259, 000	313, 400	342, 700
4 3	188, 800	222, 400	260, 100	314, 400	343, 700
4 4	189, 700	223, 600	261, 100	315, 400	344, 600
4 5	190, 600	224, 800	262, 100	316, 400	345, 500
4 6	191, 500	226, 100	263, 200	317, 400	346, 500
4 7	192, 400	227, 300	264, 300	318, 400	347, 500
4 8	193, 300	228, 500	265, 300	319, 400	348, 400
4 9	194, 100	229, 700	266, 300	320, 400	349, 300
5 0	195, 200	230, 900	267, 400	321, 300	350, 200
5 1	196, 200	232, 100	268, 400	322, 200	351, 000
5 2	197, 200	233, 300	269, 400	323, 100	351, 800
5 3	198, 200	234, 400	270, 400	324, 000	352, 600
5 4	199, 300	235, 600	271, 400	324, 900	353, 300
5 5	200, 400	236, 800	272, 400	325, 700	353, 900
5 6	201, 400	238, 000	273, 400	326, 500	354, 500
5 7	202, 400	239, 100	274, 300	327, 300	355, 100
5 8	203, 500	240, 300	275, 300	328, 100	355, 700
5 9	204, 600	241, 500	276, 300	328, 900	356, 200
6 0	205, 600	242, 700	277, 200	329, 700	356, 700
6 1	206, 600	243, 800	278, 100	330, 500	357, 200
6 2	207, 800	245, 000	279, 000	331, 300	357, 800
6 3	208, 900	246, 200	279, 900	332, 100	358, 300
6 4	210, 000	247, 400	280, 800	332, 800	358, 800
6 5	211, 100	248, 500	281, 700	333, 500	359, 300
6 6	212, 300	249, 600	282, 700	334, 000	359, 900
6 7	213, 400	250, 700	283, 600	334, 500	360, 400
6 8	214, 500	251, 800	284, 500	335, 000	360, 900
6 9	215, 600	252, 900	285, 400	335, 500	361, 400
7 0	216, 700	254, 000	286, 200	336, 000	362, 000
7 1	217, 800	255, 100	287, 000	336, 500	362, 500
7 2	218, 900	256, 200	287, 800	337, 000	363, 000
7 3	219, 900	257, 300	288, 500	337, 400	363, 500
7 4	221, 100	258, 400	289, 200	337, 900	364, 100
7 5	222, 200	259, 500	289, 900	338, 400	364, 600
7 6	223, 300	260, 600	290, 600	338, 900	365, 100

7 7	224, 400	261, 600	291, 300	339, 400	365, 600
7 8	225, 600	262, 700	292, 000	339, 900	366, 200
7 9	226, 700	263, 800	292, 700	340, 400	366, 800
8 0	227, 800	264, 800	293, 400	340, 900	367, 400
8 1	228, 900	265, 800	294, 000	341, 300	367, 900
8 2	230, 100	266, 800	294, 700	341, 800	368, 600
8 3	231, 200	267, 800	295, 400	342, 200	369, 200
8 4	232, 300	268, 800	296, 100	342, 600	369, 800
8 5	233, 400	269, 800	296, 800	343, 000	370, 400
8 6	234, 400	270, 700	297, 500	343, 500	371, 000
8 7	235, 400	271, 600	298, 100	343, 900	371, 600
8 8	236, 400	272, 400	298, 700	344, 300	372, 200
8 9	237, 400	273, 200	299, 300	344, 700	372, 800
9 0	238, 400	274, 000	299, 900	345, 200	373, 500
9 1	239, 400	274, 700	300, 500	345, 600	374, 100
9 2	240, 400	275, 400	301, 000	346, 000	374, 700
9 3	241, 300	276, 100	301, 500	346, 400	375, 300
9 4	242, 200	276, 800	302, 000	346, 900	375, 900
9 5	243, 100	277, 500	302, 400	347, 300	376, 500
9 6	244, 000	278, 200	302, 800	347, 700	377, 100
9 7	244, 900	278, 900	303, 200	348, 100	377, 700
9 8	245, 700	279, 400	303, 600	348, 600	378, 300
9 9	246, 500	279, 900	304, 000	349, 000	378, 900
1 0 0	247, 300	280, 400	304, 400	349, 400	379, 500
1 0 1	248, 000	280, 800	304, 800	349, 800	380, 000
1 0 2	248, 500	281, 300	305, 200	350, 300	380, 600
1 0 3	249, 000	281, 800	305, 600	350, 700	381, 200
1 0 4	249, 500	282, 300	306, 000	351, 100	381, 800
1 0 5	250, 000	282, 700	306, 300	351, 500	382, 400
1 0 6	250, 500	283, 200	306, 700	352, 000	383, 000
1 0 7	251, 000	283, 700	307, 100	352, 400	383, 600
1 0 8	251, 500	284, 200	307, 400	352, 800	384, 200
1 0 9	251, 900	284, 700	307, 700	353, 200	384, 800
1 1 0	252, 300	285, 200	308, 100	353, 700	385, 500
1 1 1	252, 700	285, 700	308, 500	354, 100	386, 100
1 1 2	253, 100	286, 100	308, 800	354, 500	386, 700
1 1 3	253, 500	286, 500	309, 100	354, 900	387, 300
1 1 4	253, 900	287, 000	309, 500	355, 400	387, 900
1 1 5	254, 200	287, 400	309, 900	355, 800	388, 500

1 1 6	254, 500	287, 800	310, 200	356, 200	389, 100
1 1 7	254, 800	288, 200	310, 500	356, 600	389, 600
1 1 8	255, 100	288, 700	310, 900	357, 100	390, 200
1 1 9	255, 400	289, 100	311, 300	357, 500	390, 800
1 2 0	255, 700	289, 500	311, 600	357, 900	391, 300
1 2 1	256, 000	289, 900	311, 900	358, 300	391, 800
1 2 2	256, 300	290, 300	312, 300	358, 700	392, 500
1 2 3	256, 600	290, 700	312, 700	359, 100	393, 100
1 2 4		291, 100	313, 000	359, 500	393, 700
1 2 5		291, 500	313, 300	359, 900	394, 300
1 2 6		291, 900	313, 700	360, 300	
1 2 7		292, 300	314, 100	360, 700	
1 2 8		292, 600	314, 400	361, 100	
1 2 9		292, 900	314, 700	361, 500	
1 3 0		293, 300	315, 100	362, 000	
1 3 1		293, 700	315, 500	362, 500	
1 3 2		294, 000	315, 800	363, 000	
1 3 3		294, 300	316, 100	363, 400	
1 3 4		294, 600	316, 500	364, 000	
1 3 5		294, 900	316, 900	364, 500	
1 3 6		295, 200	317, 200	365, 000	
1 3 7		295, 500	317, 500	365, 500	
1 3 8		295, 800	317, 900		
1 3 9		296, 100	318, 300		
1 4 0		296, 400	318, 600		
1 4 1		296, 700	318, 900		
1 4 2		297, 000	319, 300		
1 4 3		297, 300	319, 700		
1 4 4		297, 600	320, 000		
1 4 5		297, 900	320, 300		
1 4 6		298, 200	320, 700		
1 4 7		298, 500	321, 100		
1 4 8		298, 800	321, 400		
1 4 9		299, 100	321, 700		
1 5 0		299, 400	322, 100		
1 5 1		299, 700	322, 400		
1 5 2		300, 000	322, 700		
1 5 3		300, 200	323, 000		
1 5 4			323, 400		

1 5 5			323,800		
1 5 6			324,100		
1 5 7			324,400		

備考 この給料表は、技術職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 補職名規程第3条第1項から第5項までに規定する補職名を冠する職員
- (2) 技師、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員

別表第4を次のように改める。

別表第4 企業職給料表(4)

号	職務の級	1 級
	給	給料月額
		円
1		130,100
2		131,600
3		133,100
4		134,500
5		135,900
6		137,400
7		138,800
8		140,200
9		141,600
1 0		143,100
1 1		144,600
1 2		146,000
1 3		147,400
1 4		148,900
1 5		150,400
1 6		151,900
1 7		153,300
1 8		154,800
1 9		156,300
2 0		157,700
2 1		159,100
2 2		160,600
2 3		162,000
2 4		163,400
2 5		164,800
2 6		166,300
2 7		167,700
2 8		169,100
2 9		170,500

3 0	172,000
3 1	173,400
3 2	174,800
3 3	176,200
3 4	177,600
3 5	179,000
3 6	180,400
3 7	181,800
3 8	183,100
3 9	184,400
4 0	185,700
4 1	186,900
4 2	187,900
4 3	188,800
4 4	189,700
4 5	190,600
4 6	191,500
4 7	192,400
4 8	193,300
4 9	194,100
5 0	195,200
5 1	196,200
5 2	197,200
5 3	198,200
5 4	199,300
5 5	200,400
5 6	201,400
5 7	202,400
5 8	203,500
5 9	204,600
6 0	205,600
6 1	206,600

6 2	207,800
6 3	208,900
6 4	210,000
6 5	211,100
6 6	212,300
6 7	213,400
6 8	214,500
6 9	215,600
7 0	216,700
7 1	217,800
7 2	218,900
7 3	219,900
7 4	221,100
7 5	222,200
7 6	223,300
7 7	224,400
7 8	225,600
7 9	226,700
8 0	227,800
8 1	228,900
8 2	230,100
8 3	231,200
8 4	232,300
8 5	233,400
8 6	234,400
8 7	235,400
8 8	236,400
8 9	237,400
9 0	238,400
9 1	239,400
9 2	240,400
9 3	241,300

9 4	242, 200
9 5	243, 100
9 6	244, 000
9 7	244, 900
9 8	245, 700
9 9	246, 500
1 0 0	247, 300
1 0 1	248, 000
1 0 2	248, 500
1 0 3	249, 000
1 0 4	249, 500
1 0 5	250, 000
1 0 6	250, 500
1 0 7	251, 000
1 0 8	251, 500
1 0 9	251, 900
1 1 0	252, 300
1 1 1	252, 700
1 1 2	253, 100
1 1 3	253, 500
1 1 4	253, 900
1 1 5	254, 200
1 1 6	254, 500
1 1 7	254, 800
1 1 8	255, 100
1 1 9	255, 400
1 2 0	255, 700
1 2 1	256, 000
1 2 2	256, 300
1 2 3	256, 600

備考 この給料表は、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員に適用する。

別表第7級別基準職務表2企業職給料表(3)中「以下」を「本表において」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員である場合	企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける職員である場合
18歳		146,000円
19		148,900
20	147,900円	150,400
21	150,300	151,900
22	153,900	154,800
23	157,500	157,700
24	161,900	163,400
25	166,300	166,300
26	172,700	167,700
27	177,900	173,400
28	181,200	179,000
29	184,200	184,400
30	189,800	186,900
31	195,000	188,800
32	200,500	188,800
33	200,500	188,800
34	200,500	192,400
35	200,500	193,300
36	200,500	194,100
37	202,500	196,200
38	203,600	196,200
39	206,600	196,200
40	210,000	199,300
41	210,000	199,300

4 2	2 1 0, 0 0 0	1 9 9, 3 0 0
4 3	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 4	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 5 歳以上	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0

別表第 2 初任給表 1 企業職給料表(1) の表中

「		「		
	1 7 5, 6 0 0 円		1 8 3, 0 0 0 円	
	1 5 5, 6 0 0		1 5 8, 0 0 0	
	1 4 5, 9 0 0	を	1 4 8, 4 0 0	に改める。
	1 6 9, 1 0 0		1 7 4, 0 0 0	
	1 5 5, 6 0 0		1 5 8, 0 0 0	
	1 4 1, 7 0 0		1 4 4, 2 0 0	
」				」

別表第 2 初任給表 3 企業職給料表(3) の表中

「		「		
	1 6 4, 9 0 0 円		1 6 7, 7 0 0 円	
	1 4 7, 6 0 0		1 5 0, 4 0 0	
	1 5 9, 2 0 0	を	1 6 2, 0 0 0	に改め、同
	1 5 3, 4 0 0		1 5 6, 3 0 0	
	1 4 7, 6 0 0		1 5 0, 4 0 0	
」				」

表備考第 1 項を削り、同表備考第 2 項中「前項に定める」を「当該初任給」に改め、同項を同表備考第 1 項とし、同表備考第 3 項を同表備考第 2 項とし、同表備考第 4 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 5 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同表備考第 4 項とする。

別表第 2 初任給表 4 企業職給料表(4) 中「1 4 4, 3 0 0 円」を「1 4 4, 6 0 0 円」に改める。

別表第 6 を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	26	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	27	35
42	36	14	38	41	31	42	27	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

4 5	3 9	1 7	4 1	4 4	3 4	4 5	2 8	3 7
4 6	4 0	1 8	4 2	4 5	3 5	4 6	2 8	3 7
4 7	4 1	1 9	4 3	4 6	3 6	4 7	2 8	3 7
4 8	4 2	2 0	4 4	4 7	3 7	4 8	2 8	3 8
4 9	4 3	2 1	4 5	4 8	3 8	4 9	2 9	3 8
5 0	4 3	2 2	4 6	4 9	3 9	5 0	2 9	3 8
5 1	4 4	2 3	4 7	5 0	4 0	5 1	2 9	3 9
5 2	4 4	2 4	4 8	5 1	4 1	5 2	2 9	3 9
5 3	4 5	2 5	4 9	5 2	4 2	5 3	3 0	3 9
5 4	4 5	2 6	5 0	5 3	4 3	5 4	3 0	4 0
5 5	4 6	2 7	5 1	5 4	4 4	5 5	3 0	4 0
5 6	4 6	2 8	5 2	5 5	4 5	5 6	3 0	4 0
5 7	4 7	2 9	5 3	5 6	4 6	5 7	3 1	4 1
5 8	4 7	3 0	5 4	5 7	4 7	5 8	3 1	4 1
5 9	4 8	3 1	5 5	5 8	4 8	5 9	3 1	4 2
6 0	4 8	3 2	5 6	5 9	4 9	6 0	3 1	4 2
6 1	4 9	3 3	5 7	6 0	5 0	6 1	3 2	4 3
6 2	4 9	3 4	5 8	6 1	5 1	6 2	3 2	
6 3	5 0	3 5	5 9	6 2	5 2	6 3	3 2	
6 4	5 0	3 6	6 0	6 3	5 3	6 4	3 2	
6 5	5 1	3 7	6 1	6 4	5 4	6 5	3 3	
6 6	5 1	3 7	6 2	6 5	5 4	6 6	3 3	
6 7	5 2	3 8	6 3	6 6	5 4	6 7	3 3	
6 8	5 2	3 8	6 4	6 7	5 5	6 8	3 4	
6 9	5 3	3 9	6 5	6 8	5 5	6 9	3 4	
7 0	5 3	3 9	6 6	6 9	5 5	7 0	3 4	
7 1	5 4	4 0	6 7	7 0	5 6	7 1	3 5	
7 2	5 4	4 0	6 8	7 1	5 6	7 2	3 5	
7 3	5 5	4 1	6 9	7 2	5 6	7 3	3 5	
7 4	5 5	4 1	7 0	7 2	5 7	7 4	3 6	
7 5	5 6	4 2	7 1	7 3	5 7	7 5	3 6	
7 6	5 6	4 2	7 2	7 3	5 7	7 6	3 6	
7 7	5 7	4 3	7 3	7 4	5 8	7 7	3 7	
7 8	5 7	4 3	7 4	7 4	5 8	7 8	3 7	
7 9	5 8	4 4	7 5	7 5	5 9	7 9	3 7	
8 0	5 8	4 4	7 6	7 5	5 9	8 0	3 8	
8 1	5 9	4 5	7 7	7 6	6 0	8 1	3 8	
8 2	5 9	4 5	7 8	7 7	6 0	8 2		
8 3	5 9	4 6	7 9	7 8	6 1	8 3		
8 4	6 0	4 6	8 0	7 9	6 1	8 4		
8 5	6 0	4 7	8 1	8 0	6 2	8 5		
8 6	6 0	4 7	8 2	8 1	6 2	8 6		
8 7	6 1	4 8	8 3	8 2	6 3	8 7		
8 8	6 1	4 8	8 4	8 3	6 3	8 8		
8 9	6 1	4 9	8 5	8 4	6 4	8 9		
9 0	6 2	4 9	8 6	8 5	6 4			
9 1	6 2	4 9	8 7	8 6	6 5			

92	62	50	88	87	65			
93	63	50	89	88	66			
94	63	50	90	89	67			
95	63	51	91	90	68			
96	63	51	92	91	69			
97	64	51	93	92	70			
98		52	94	93	71			
99		52	95	94	72			
100		52	96	95	73			
101		53	97	96	74			
102		53	98	97	75			
103		53	99	98	76			
104		54	100	99	77			
105		54	100	100	78			
106		54	101	100	79			
107		55	102	101	80			
108		55	103	101	81			
109		55	104	102	82			
110		56	105	102	83			
111		56	106	103	84			
112		56	107	103	85			
113		57	108	104	86			
114		57	109	105	87			
115		57	110	106	88			
116		57	111	107	89			
117		57	112	108	90			
118		58	113	109	91			
119		58	114	110	92			
120		58	115	111	93			
121		58	116	112	94			
122		58		113	95			
123		59		114	96			
124		59		115	97			
125		59		116	98			
126		59		117	99			
127		59		118	100			
128		60		119	101			
129		60		120	102			
130		60		121	103			
131		60		122	104			
132		60		123	105			
133		60		124	106			
134		60		124				
135		60		125				
136		60		125				
137		60		126				
138		61		126				

1 3 9		6 1		1 2 7				
1 4 0		6 1		1 2 7				
1 4 1		6 1		1 2 8				
1 4 2		6 1		1 2 9				
1 4 3		6 2		1 3 0				
1 4 4		6 2		1 3 1				
1 4 5		6 2		1 3 2				
1 4 6				1 3 3				
1 4 7				1 3 3				
1 4 8				1 3 3				
1 4 9				1 3 3				
1 5 0				1 3 3				
1 5 1				1 3 3				
1 5 2				1 3 3				
1 5 3				1 3 3				
1 5 4				1 3 3				
1 5 5				1 3 3				
1 5 6				1 3 3				
1 5 7				1 3 3				

3 企業職給料表(3)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	5
6	1	1	1	6
7	1	1	1	7
8	1	1	1	8
9	1	1	1	9
10	1	1	1	10
11	1	1	1	11
12	1	1	1	12
13	1	1	1	13
14	1	1	1	14
15	1	1	1	15
16	1	1	1	16
17	1	1	1	17
18	1	1	1	18
19	1	1	1	19
20	1	1	1	20
21	1	1	1	21
22	2	1	1	22
23	3	1	1	23
24	4	1	1	24
25	5	1	1	25
26	6	2	1	25
27	7	3	1	26
28	8	4	1	26
29	9	5	1	27
30	10	6	2	27
31	11	7	3	28
32	12	8	4	28
33	13	9	5	29
34	14	10	6	30
35	15	11	7	31
36	16	12	8	32
37	17	13	9	33
38	18	14	10	33
39	19	15	11	34
40	20	16	12	34
41	21	17	13	35
42	22	18	13	35
43	23	19	14	36

4 4	2 4	2 0	1 4	3 6
4 5	2 5	2 1	1 5	3 7
4 6	2 6	2 2	1 5	3 7
4 7	2 7	2 3	1 6	3 8
4 8	2 8	2 4	1 6	3 8
4 9	2 9	2 5	1 7	3 9
5 0	3 0	2 6	1 8	3 9
5 1	3 1	2 7	1 9	4 0
5 2	3 2	2 8	2 0	4 0
5 3	3 3	2 9	2 1	4 1
5 4	3 4	3 0	2 1	4 1
5 5	3 5	3 1	2 2	4 2
5 6	3 6	3 2	2 2	4 2
5 7	3 7	3 3	2 3	4 3
5 8	3 8	3 4	2 3	4 3
5 9	3 9	3 5	2 4	4 4
6 0	4 0	3 6	2 4	4 4
6 1	4 1	3 7	2 5	4 5
6 2	4 2	3 8	2 5	4 5
6 3	4 3	3 9	2 6	4 6
6 4	4 4	4 0	2 6	4 6
6 5	4 5	4 1	2 7	4 7
6 6	4 6	4 2	2 7	4 7
6 7	4 7	4 3	2 8	4 8
6 8	4 8	4 4	2 8	4 8
6 9	4 9	4 5	2 9	4 9
7 0	5 0	4 6	3 0	4 9
7 1	5 1	4 7	3 1	5 0
7 2	5 2	4 8	3 2	5 0
7 3	5 3	4 9	3 3	5 1
7 4	5 4	5 0	3 3	5 1
7 5	5 5	5 1	3 4	5 2
7 6	5 6	5 2	3 4	5 2
7 7	5 7	5 3	3 5	5 3
7 8	5 8	5 4	3 5	5 3
7 9	5 9	5 5	3 6	5 4
8 0	6 0	5 6	3 6	5 4
8 1	6 1	5 7	3 7	5 5
8 2	6 2	5 8	3 7	5 5
8 3	6 3	5 9	3 8	5 6
8 4	6 4	6 0	3 8	5 6
8 5	6 5	6 1	3 9	5 7
8 6	6 6	6 2	3 9	5 8
8 7	6 7	6 3	4 0	5 9
8 8	6 8	6 4	4 0	6 0

8 9	6 9	6 5	4 1	6 1
9 0	6 9	6 6	4 2	6 1
9 1	7 0	6 7	4 3	6 2
9 2	7 0	6 8	4 4	6 2
9 3	7 1	6 9	4 5	6 3
9 4	7 1	7 0	4 5	6 3
9 5	7 2	7 1	4 5	6 4
9 6	7 2	7 2	4 6	6 4
9 7	7 3	7 3	4 6	6 5
9 8	7 4	7 4	4 6	6 6
9 9	7 5	7 5	4 7	6 7
1 0 0	7 6	7 6	4 7	6 8
1 0 1	7 7	7 7	4 7	6 9
1 0 2	7 7	7 8	4 8	7 0
1 0 3	7 8	7 9	4 8	7 1
1 0 4	7 8	8 0	4 8	7 2
1 0 5	7 9	8 1	4 9	7 3
1 0 6	7 9	8 2	4 9	7 3
1 0 7	8 0	8 3	4 9	7 4
1 0 8	8 0	8 4	5 0	7 4
1 0 9	8 1	8 5	5 0	7 5
1 1 0	8 1	8 5	5 0	7 5
1 1 1	8 2	8 6	5 1	7 6
1 1 2	8 2	8 6	5 1	7 6
1 1 3	8 3	8 7	5 1	7 7
1 1 4	8 3	8 7	5 2	7 8
1 1 5	8 4	8 8	5 2	7 9
1 1 6	8 4	8 8	5 2	8 0
1 1 7	8 5	8 9	5 3	8 1
1 1 8	8 5	9 0	5 3	8 2
1 1 9	8 5	9 1	5 3	8 3
1 2 0	8 6	9 2	5 4	8 4
1 2 1	8 6	9 3	5 4	8 5
1 2 2	8 6	9 3	5 4	8 5
1 2 3	8 7	9 4	5 5	8 6
1 2 4		9 4	5 5	8 6
1 2 5		9 5	5 5	8 7
1 2 6		9 5	5 6	8 7
1 2 7		9 6	5 6	8 8
1 2 8		9 6	5 6	8 8
1 2 9		9 7	5 7	8 9
1 3 0		9 7	5 7	9 0
1 3 1		9 8	5 8	9 1
1 3 2		9 8	5 8	9 2
1 3 3		9 9	5 9	9 3

1 3 4		9 9	5 9	9 4
1 3 5		1 0 0	6 0	9 5
1 3 6		1 0 0	6 0	9 6
1 3 7		1 0 1	6 1	9 7
1 3 8		1 0 2	6 1	
1 3 9		1 0 3	6 1	
1 4 0		1 0 4	6 2	
1 4 1		1 0 5	6 2	
1 4 2		1 0 6	6 2	
1 4 3		1 0 7	6 3	
1 4 4		1 0 8	6 3	
1 4 5		1 0 9	6 3	
1 4 6		1 0 9	6 4	
1 4 7		1 1 0	6 4	
1 4 8		1 1 0	6 4	
1 4 9		1 1 1	6 5	
1 5 0		1 1 1	6 5	
1 5 1		1 1 2	6 6	
1 5 2		1 1 2	6 6	
1 5 3		1 1 3	6 7	
1 5 4			6 7	
1 5 5			6 8	
1 5 6			6 8	
1 5 7			6 9	

備考 職務の級 2 級の最高号給を含む上位 1 7 号給から職務の級 3 級に昇格する場合に決定される号給は、別に定める者を除き、この表の昇格後の号給欄に定める号給より 1 号給下位の号給とする。

別表第 6 の 2 を次のように改める。

別表第6の2 降格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	2 9	5	5	1 3	1	1	1
2	9	3 0	6	5	1 3	2	2	2
3	9	3 1	7	5	1 4	3	3	3
4	1 0	3 2	8	5	1 5	4	4	4
5	1 1	3 3	9	6	1 6	5	5	5
6	1 2	3 4	1 0	7	1 7	6	6	6
7	1 3	3 5	1 1	8	1 8	7	7	7
8	1 4	3 6	1 2	9	1 9	8	8	8
9	1 5	3 7	1 3	1 0	2 0	9	9	9
1 0	1 6	3 8	1 4	1 1	2 1	1 0	1 0	1 0
1 1	1 7	3 9	1 5	1 2	2 2	1 1	1 1	1 1
1 2	1 8	4 0	1 6	1 3	2 3	1 2	1 2	1 2
1 3	1 9	4 1	1 7	1 4	2 4	1 3	1 3	1 3
1 4	2 0	4 2	1 8	1 5	2 5	1 4	1 4	1 4
1 5	2 1	4 3	1 9	1 6	2 6	1 5	1 5	1 5
1 6	2 2	4 4	2 0	1 7	2 7	1 6	1 6	1 6
1 7	2 3	4 5	2 1	1 8	2 8	1 7	1 8	1 7
1 8	2 4	4 6	2 2	1 9	2 9	1 8	2 0	1 8
1 9	2 5	4 7	2 3	2 0	3 0	1 9	2 2	1 9
2 0	2 6	4 8	2 4	2 1	3 1	2 0	2 4	2 0
2 1	2 7	4 9	2 5	2 2	3 2	2 1	2 6	2 1
2 2	2 8	5 0	2 6	2 3	3 3	2 2	2 8	2 2
2 3	2 9	5 1	2 7	2 4	3 4	2 3	3 0	2 3
2 4	3 0	5 2	2 8	2 5	3 5	2 4	3 2	2 4
2 5	3 1	5 3	2 9	2 6	3 6	2 5	3 6	2 5
2 6	3 2	5 4	3 0	2 7	3 7	2 6	4 0	2 6
2 7	3 3	5 5	3 1	2 8	3 8	2 7	4 4	2 7
2 8	3 4	5 6	3 2	2 9	3 9	2 8	4 8	2 8
2 9	3 5	5 7	3 3	3 0	4 0	2 9	5 2	3 0
3 0	3 6	5 8	3 4	3 1	4 1	3 0	5 6	3 2
3 1	3 7	5 9	3 5	3 2	4 2	3 1	6 0	3 4
3 2	3 8	6 0	3 6	3 3	4 3	3 2	6 4	3 6
3 3	3 9	6 1	3 7	3 4	4 4	3 3	6 7	3 8
3 4	4 0	6 2	3 8	3 5	4 5	3 4	7 0	4 0
3 5	4 1	6 3	3 9	3 6	4 6	3 5	7 3	4 2
3 6	4 2	6 4	4 0	3 7	4 7	3 6	7 6	4 4
3 7	4 3	6 6	4 1	3 8	4 8	3 7	7 9	4 7
3 8	4 4	6 8	4 2	3 9	4 9	3 8	8 1	5 0
3 9	4 5	7 0	4 3	4 0	5 0	3 9	8 1	5 3
4 0	4 6	7 2	4 4	4 1	5 1	4 0	8 1	5 6
4 1	4 7	7 4	4 5	4 2	5 2	4 1	8 1	5 8
4 2	4 8	7 6	4 6	4 3	5 3	4 2	8 1	6 0
4 3	5 0	7 8	4 7	4 4	5 4	4 3	8 1	6 1
4 4	5 2	8 0	4 8	4 5	5 5	4 4	8 1	6 1

4 5	5 4	8 2	4 9	4 6	5 6	4 5	8 1	6 1
4 6	5 6	8 4	5 0	4 7	5 7	4 6	8 1	6 1
4 7	5 8	8 6	5 1	4 8	5 8	4 7	8 1	6 1
4 8	6 0	8 8	5 2	4 9	5 9	4 8	8 1	6 1
4 9	6 2	9 1	5 3	5 0	6 0	4 9	8 1	6 1
5 0	6 4	9 4	5 4	5 1	6 1	5 0	8 1	6 1
5 1	6 6	9 7	5 5	5 2	6 2	5 1	8 1	6 1
5 2	6 8	1 0 0	5 6	5 3	6 3	5 2	8 1	6 1
5 3	7 0	1 0 3	5 7	5 4	6 4	5 3	8 1	6 1
5 4	7 2	1 0 6	5 8	5 5	6 7	5 4	8 1	6 1
5 5	7 4	1 0 9	5 9	5 6	7 0	5 5	8 1	6 1
5 6	7 6	1 1 2	6 0	5 7	7 3	5 6	8 1	6 1
5 7	7 8	1 1 7	6 1	5 8	7 6	5 7	8 1	6 1
5 8	8 0	1 2 2	6 2	5 9	7 8	5 8	8 1	6 1
5 9	8 3	1 2 7	6 3	6 0	8 0	5 9	8 1	6 1
6 0	8 6	1 3 7	6 4	6 1	8 2	6 0	8 1	6 1
6 1	8 9	1 4 2	6 5	6 2	8 4	6 1	8 1	6 1
6 2	9 2	1 4 5	6 6	6 3	8 6	6 2		
6 3	9 6	1 4 5	6 7	6 4	8 8	6 3		
6 4	9 7	1 4 5	6 8	6 5	9 0	6 4		
6 5	9 7	1 4 5	6 9	6 6	9 2	6 5		
6 6	9 7	1 4 5	7 0	6 7	9 3	6 6		
6 7	9 7	1 4 5	7 1	6 8	9 4	6 7		
6 8	9 7	1 4 5	7 2	6 9	9 5	6 8		
6 9	9 7	1 4 5	7 3	7 0	9 6	6 9		
7 0	9 7	1 4 5	7 4	7 1	9 7	7 0		
7 1	9 7	1 4 5	7 5	7 2	9 8	7 1		
7 2	9 7	1 4 5	7 6	7 4	9 9	7 2		
7 3	9 7	1 4 5	7 7	7 6	1 0 0	7 3		
7 4	9 7	1 4 5	7 8	7 8	1 0 1	7 4		
7 5	9 7	1 4 5	7 9	8 0	1 0 2	7 5		
7 6	9 7	1 4 5	8 0	8 1	1 0 3	7 6		
7 7	9 7	1 4 5	8 1	8 2	1 0 4	7 7		
7 8	9 7	1 4 5	8 2	8 3	1 0 5	7 8		
7 9	9 7	1 4 5	8 3	8 4	1 0 6	7 9		
8 0	9 7	1 4 5	8 4	8 5	1 0 7	8 0		
8 1	9 7	1 4 5	8 5	8 6	1 0 8	8 1		
8 2	9 7	1 4 5	8 6	8 7	1 0 9	8 2		
8 3	9 7	1 4 5	8 7	8 8	1 1 0	8 3		
8 4	9 7	1 4 5	8 8	8 9	1 1 1	8 4		
8 5	9 7	1 4 5	8 9	9 0	1 1 2	8 5		
8 6	9 7	1 4 5	9 0	9 1	1 1 3	8 6		
8 7	9 7	1 4 5	9 1	9 2	1 1 4	8 7		
8 8	9 7	1 4 5	9 2	9 3	1 1 5	8 8		
8 9	9 7	1 4 5	9 3	9 4	1 1 6	8 9		
9 0	9 7	1 4 5	9 4	9 5	1 1 7	8 9		
9 1	9 7	1 4 5	9 5	9 6	1 1 8	8 9		

92	97	145	96	97	119	89			
93	97	145	97	98	120	89			
94	97	145	98	99	121	89			
95	97	145	99	100	122	89			
96	97	145	100	101	123	89			
97	97	145	101	102	124	89			
98	97	145	102	103	125				
99	97	145	103	104	126				
100	97	145	105	106	127				
101	97	145	106	108	128				
102	97	145	107	110	129				
103	97	145	108	112	130				
104	97	145	109	113	131				
105	97	145	110	114	132				
106	97	145	111	115	133				
107	97	145	112	116	133				
108	97	145	113	117	133				
109	97	145	114	118	133				
110	97	145	115	119	133				
111	97	145	116	120	133				
112	97	145	117	121	133				
113	97	145	118	122	133				
114	97	145	119	123					
115	97	145	120	124					
116	97	145	121	125					
117	97	145	121	126					
118	97	145	121	127					
119	97	145	121	128					
120	97	145	121	129					
121	97	145	121	130					
122	97		121	131					
123	97		121	132					
124	97		121	134					
125	97		121	136					
126	97		121	138					
127	97		121	140					
128	97		121	141					
129	97		121	142					
130	97		121	143					
131	97		121	144					
132	97		121	145					
133	97		121	146					
134	97		121						
135	97		121						
136	97		121						
137	97		121						
138	97		121						

1 3 9	9 7		1 2 1					
1 4 0	9 7		1 2 1					
1 4 1	9 7		1 2 1					
1 4 2	9 7		1 2 1					
1 4 3	9 7		1 2 1					
1 4 4	9 7		1 2 1					
1 4 5	9 7		1 2 1					
1 4 6			1 2 1					
1 4 7			1 2 1					
1 4 8			1 2 1					
1 4 9			1 2 1					
1 5 0			1 2 1					
1 5 1			1 2 1					
1 5 2			1 2 1					
1 5 3			1 2 1					
1 5 4			1 2 1					
1 5 5			1 2 1					
1 5 6			1 2 1					
1 5 7			1 2 1					

2 企業職給料表(3)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	2 1	2 5	2 9	1
2	2 2	2 6	3 0	2
3	2 3	2 7	3 1	3
4	2 4	2 8	3 2	4
5	2 5	2 9	3 3	5
6	2 6	3 0	3 4	6
7	2 7	3 1	3 5	7
8	2 8	3 2	3 6	8
9	2 9	3 3	3 7	9
1 0	3 0	3 4	3 8	1 0
1 1	3 1	3 5	3 9	1 1
1 2	3 2	3 6	4 0	1 2
1 3	3 3	3 7	4 2	1 3
1 4	3 4	3 8	4 4	1 4
1 5	3 5	3 9	4 6	1 5
1 6	3 6	4 0	4 8	1 6
1 7	3 7	4 1	4 9	1 7
1 8	3 8	4 2	5 0	1 8
1 9	3 9	4 3	5 1	1 9
2 0	4 0	4 4	5 2	2 0
2 1	4 1	4 5	5 4	2 1
2 2	4 2	4 6	5 6	2 2
2 3	4 3	4 7	5 8	2 3
2 4	4 4	4 8	6 0	2 4
2 5	4 5	4 9	6 2	2 6
2 6	4 6	5 0	6 4	2 8
2 7	4 7	5 1	6 6	3 0
2 8	4 8	5 2	6 8	3 2
2 9	4 9	5 3	6 9	3 3
3 0	5 0	5 4	7 0	3 4
3 1	5 1	5 5	7 1	3 5
3 2	5 2	5 6	7 2	3 6
3 3	5 3	5 7	7 4	3 8
3 4	5 4	5 8	7 6	4 0
3 5	5 5	5 9	7 8	4 2
3 6	5 6	6 0	8 0	4 4
3 7	5 7	6 1	8 2	4 6
3 8	5 8	6 2	8 4	4 8
3 9	5 9	6 3	8 6	5 0
4 0	6 0	6 4	8 8	5 2
4 1	6 1	6 5	8 9	5 4
4 2	6 2	6 6	9 0	5 6
4 3	6 3	6 7	9 1	5 8

4 4	6 4	6 8	9 2	6 0
4 5	6 5	6 9	9 5	6 2
4 6	6 6	7 0	9 8	6 4
4 7	6 7	7 1	1 0 1	6 6
4 8	6 8	7 2	1 0 4	6 8
4 9	6 9	7 3	1 0 7	7 0
5 0	7 0	7 4	1 1 0	7 2
5 1	7 1	7 5	1 1 3	7 4
5 2	7 2	7 6	1 1 6	7 6
5 3	7 3	7 7	1 1 9	7 8
5 4	7 4	7 8	1 2 2	8 0
5 5	7 5	7 9	1 2 5	8 2
5 6	7 6	8 0	1 2 8	8 4
5 7	7 7	8 1	1 3 0	8 5
5 8	7 8	8 2	1 3 2	8 6
5 9	7 9	8 3	1 3 4	8 7
6 0	8 0	8 4	1 3 6	8 8
6 1	8 1	8 5	1 3 9	9 0
6 2	8 2	8 6	1 4 2	9 2
6 3	8 3	8 7	1 4 5	9 4
6 4	8 4	8 8	1 4 8	9 6
6 5	8 5	8 9	1 5 0	9 7
6 6	8 6	9 0	1 5 2	9 8
6 7	8 7	9 1	1 5 4	9 9
6 8	8 8	9 2	1 5 6	1 0 0
6 9	9 0	9 3	1 5 7	1 0 1
7 0	9 2	9 4	1 5 7	1 0 2
7 1	9 4	9 5	1 5 7	1 0 3
7 2	9 6	9 6	1 5 7	1 0 4
7 3	9 7	9 7	1 5 7	1 0 6
7 4	9 8	9 8	1 5 7	1 0 8
7 5	9 9	9 9	1 5 7	1 1 0
7 6	1 0 0	1 0 0	1 5 7	1 1 2
7 7	1 0 2	1 0 1	1 5 7	1 1 3
7 8	1 0 4	1 0 2	1 5 7	1 1 4
7 9	1 0 6	1 0 3	1 5 7	1 1 5
8 0	1 0 8	1 0 4	1 5 7	1 1 6
8 1	1 1 0	1 0 5	1 5 7	1 1 7
8 2	1 1 2	1 0 6	1 5 7	1 1 8
8 3	1 1 4	1 0 7	1 5 7	1 1 9
8 4	1 1 6	1 0 8	1 5 7	1 2 0
8 5	1 1 9	1 1 0	1 5 7	1 2 2
8 6	1 2 2	1 1 2	1 5 7	1 2 4
8 7	1 2 3	1 1 4	1 5 7	1 2 6
8 8	1 2 3	1 1 6	1 5 7	1 2 8

8 9	1 2 3	1 1 7	1 5 7	1 2 9
9 0	1 2 3	1 1 8	1 5 7	1 3 0
9 1	1 2 3	1 1 9	1 5 7	1 3 1
9 2	1 2 3	1 2 0	1 5 7	1 3 2
9 3	1 2 3	1 2 2	1 5 7	1 3 3
9 4	1 2 3	1 2 4	1 5 7	1 3 4
9 5	1 2 3	1 2 6	1 5 7	1 3 5
9 6	1 2 3	1 2 8	1 5 7	1 3 6
9 7	1 2 3	1 3 0	1 5 7	1 3 7
9 8	1 2 3	1 3 2	1 5 7	1 3 7
9 9	1 2 3	1 3 4	1 5 7	1 3 7
1 0 0	1 2 3	1 3 6	1 5 7	1 3 7
1 0 1	1 2 3	1 3 7	1 5 7	1 3 7
1 0 2	1 2 3	1 3 8	1 5 7	1 3 7
1 0 3	1 2 3	1 3 9	1 5 7	1 3 7
1 0 4	1 2 3	1 4 0	1 5 7	1 3 7
1 0 5	1 2 3	1 4 1	1 5 7	1 3 7
1 0 6	1 2 3	1 4 2	1 5 7	1 3 7
1 0 7	1 2 3	1 4 3	1 5 7	1 3 7
1 0 8	1 2 3	1 4 4	1 5 7	1 3 7
1 0 9	1 2 3	1 4 6	1 5 7	1 3 7
1 1 0	1 2 3	1 4 8	1 5 7	1 3 7
1 1 1	1 2 3	1 5 0	1 5 7	1 3 7
1 1 2	1 2 3	1 5 2	1 5 7	1 3 7
1 1 3	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 4	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 5	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 6	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 7	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 8	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 1 9	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 0	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 1	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 2	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 3	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 4	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 5	1 2 3	1 5 3	1 5 7	1 3 7
1 2 6	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 2 7	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 2 8	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 2 9	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 0	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 1	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 2	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 3	1 2 3	1 5 3	1 5 7	

1 3 4	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 5	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 6	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 7	1 2 3	1 5 3	1 5 7	
1 3 8	1 2 3	1 5 3		
1 3 9	1 2 3	1 5 3		
1 4 0	1 2 3	1 5 3		
1 4 1	1 2 3	1 5 3		
1 4 2	1 2 3	1 5 3		
1 4 3	1 2 3	1 5 3		
1 4 4	1 2 3	1 5 3		
1 4 5	1 2 3	1 5 3		
1 4 6	1 2 3	1 5 3		
1 4 7	1 2 3	1 5 3		
1 4 8	1 2 3	1 5 3		
1 4 9	1 2 3	1 5 3		
1 5 0	1 2 3	1 5 3		
1 5 1	1 2 3	1 5 3		
1 5 2	1 2 3	1 5 3		
1 5 3	1 2 3	1 5 3		
1 5 4		1 5 3		
1 5 5		1 5 3		
1 5 6		1 5 3		
1 5 7		1 5 3		

別表第7昇給号給数表備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

- 2 給与規程第9条に規定する管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定めるものに対するこの表の適用については、同表特に良好の欄中「5」とあるのは「6」と、「3」とあるのは「4」とする。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第3条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第7項中「第2項」を「第1項」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 3 初任給規程別表第7の備考第2項に規定する「別に定めるもの」は、職員の勤務成績を考慮して、別に定めるところによるものとする。

第24条第2項中「の採用日の属する年度の翌年度（以下本項において「採用翌年度」という。）」を「（採用日の属する年度の翌年度（以下この項において「採用翌年度」という。）において給与規程第5条第6項の規定の適用を受けることとなる職員を除く。）の採用翌年度」に改め、同条第5項中「第6条の2」を「第6条の2の2」に、「7の項まで又は11の項」を「10の項まで」に改める。

別表第2備考第11項中「第6項」を「第7項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第10項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第9項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 給与規程第9条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（別に定める者を除く。）に対する11の項及び12の項の規定の適用については、別に定めるところによる。

(住居手当規程の一部改正)

第4条 住居手当規程（昭和47年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部

を次のように改正する。

第4条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

（通勤手当規程の一部改正）

第5条 通勤手当規程（昭和51年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5条から前条まで」を「第6条及び第7条」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「新たに第5条から第7条まで」を「新たに第6条及び第7条」に、「及び第5条から第7条まで」を「並びに第6条及び第7条」に改め、同項第3号中「第5条から第7条まで」を「第6条及び第7条」に改め、同条第2項中「第5条から第7条まで」を「第6条及び第7条」に改める。

第10条、第11条、第12条及び第14条の規定中「第5条から第7条まで」を「第6条及び第7条」に改める。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第6条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「派遣職員」の次に「（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の規定に基づく独立行政法人国際協力機構が行う青年海外協力隊事業に参加する職員に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 附則第7項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程附則第4項の規定は、令和2年4月1日から適用し、第3条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目

に関する規程第24条第5項の規定は、令和2年10月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額等の切替え等）

- 3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で別に定めるもの（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。

（施行日前の異動者の号給等）

- 4 令和2年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、別に定める職員の施行日における号給又は給料月額は、別に定める。

（昇給の号給数の調整）

- 5 令和2年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第2条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

- 6 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「最高号給の4号給下位の号給から最高号給までのそれぞれの号給の額の差額を、最高号給の額に順次繰り返し加えて得た額とする。」を「別に定める額とする。」に改め、附則別表第1を次のように改める。

附則別表第1

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1 3 8				98
1 3 9				99
1 4 0				100
1 4 1				101
1 4 2				101
1 4 3				102
1 4 4				102
1 4 5				103
1 4 6				103
1 4 7				104
1 4 8				104
1 4 9				105
1 5 0				106
1 5 1				107
1 5 2				108
1 5 3				109
1 5 4		114		110
1 5 5		115		111
1 5 6		116		112
1 5 7		117		113
1 5 8		118	69	114
1 5 9		119	70	115
1 6 0		120	70	116
1 6 1		121	71	117
1 6 2		122	71	118
1 6 3		123	72	119
1 6 4		124	72	120
1 6 5		125	73	121
1 6 6		126	73	121
1 6 7		127	74	122
1 6 8		128	74	122
1 6 9		129	75	123
1 7 0		129	75	123
1 7 1		130	76	124
1 7 2		130	76	124
1 7 3		131	77	125
1 7 4		131	78	126
1 7 5		132	79	127
1 7 6		132	80	128
1 7 7		133	81	129
1 7 8		134	81	130
1 7 9		135	82	131
1 8 0		136	82	132
1 8 1		137	83	133
1 8 2		138	83	133
1 8 3		139	84	133

1 8 4	140	84	133
1 8 5	141	85	133
1 8 6	142	86	133
1 8 7	143	87	133
1 8 8	144	88	133
1 8 9	145	89	133
1 9 0	146	90	
1 9 1	147	91	
1 9 2	148	92	
1 9 3	149	93	
1 9 4	150	93	
1 9 5	151	94	
1 9 6	152	94	
1 9 7	153	95	
1 9 8	153	95	
1 9 9	154	96	
2 0 0	154	96	
2 0 1	155	97	
2 0 2	155	98	
2 0 3	156	99	
2 0 4	156	100	
2 0 5	157	101	
2 0 6	158	102	
2 0 7	159	103	
2 0 8	160	104	
2 0 9	161	105	
2 1 0	162	105	
2 1 1	163	106	
2 1 2	164	106	
2 1 3	165	107	
2 1 4	166	107	
2 1 5	167	108	
2 1 6	168	108	
2 1 7	169	109	
2 1 8	170	110	
2 1 9	171	111	
2 2 0	172	112	
2 2 1	173	113	
2 2 2	174	114	
2 2 3	175	115	
2 2 4	176	116	
2 2 5	177	117	
2 2 6	178	117	
2 2 7	179	118	
2 2 8	180	118	
2 2 9	181	119	
2 3 0	182	119	
2 3 1	183	120	
2 3 2	184	120	

2 3 3	185	121
2 3 4	186	122
2 3 5	187	123
2 3 6	188	124
2 3 7	189	125
2 3 8	190	126
2 3 9	191	127
2 4 0	192	128
2 4 1	193	129
2 4 2	194	130
2 4 3	195	131
2 4 4	196	132
2 4 5	197	133
2 4 6	198	134
2 4 7	199	135
2 4 8	200	136
2 4 9	201	137
2 5 0	202	137
2 5 1	203	138
2 5 2	204	138
2 5 3	205	139
2 5 4	206	139
2 5 5	207	140
2 5 6	208	140
2 5 7	209	141
2 5 8	210	142
2 5 9	211	143
2 6 0	212	144
2 6 1	213	145
2 6 2	214	145
2 6 3	215	146
2 6 4	216	146
2 6 5	217	147
2 6 6	218	147
2 6 7	219	148
2 6 8	220	148
2 6 9	221	149
2 7 0	222	150
2 7 1	223	151
2 7 2	224	152
2 7 3	225	153
2 7 4	226	153
2 7 5	227	154
2 7 6	228	154
2 7 7	229	155
2 7 8	230	155
2 7 9	231	156
2 8 0	232	156
2 8 1	233	157

2 8 2	234	158
2 8 3	235	159
2 8 4	236	160
2 8 5	237	161
2 8 6	238	162
2 8 7	239	163
2 8 8	240	164
2 8 9	241	165
2 9 0	242	165
2 9 1	243	166
2 9 2	244	166
2 9 3	245	167
2 9 4	246	167
2 9 5	247	168
2 9 6	248	168
2 9 7	249	169
2 9 8	250	170
2 9 9	251	171
3 0 0	252	172
3 0 1	253	173
3 0 2	254	173
3 0 3	255	174
3 0 4	256	174
3 0 5	257	175
3 0 6	258	175
3 0 7	259	176
3 0 8	260	176
3 0 9	261	177
3 1 0	261	178
3 1 1	262	179
3 1 2	262	180
3 1 3	263	181
3 1 4	263	181
3 1 5	264	182
3 1 6	264	182
3 1 7	265	183
3 1 8	266	
3 1 9	267	
3 2 0	268	
3 2 1	269	
3 2 2	270	
3 2 3	271	
3 2 4	272	
3 2 5	273	
3 2 6	274	
3 2 7	275	
3 2 8	276	
3 2 9	277	
3 3 0	278	

3 3 1	279
3 3 2	280
3 3 3	281
3 3 4	282
3 3 5	283
3 3 6	284
3 3 7	285
3 3 8	286
3 3 9	287
3 4 0	288
3 4 1	289
3 4 2	290
3 4 3	291
3 4 4	292
3 4 5	293
3 4 6	294
3 4 7	295
3 4 8	296
3 4 9	297
3 5 0	298
3 5 1	299
3 5 2	300
3 5 3	301
3 5 4	302
3 5 5	303
3 5 6	304
3 5 7	305
3 5 8	306
3 5 9	307
3 6 0	308
3 6 1	309
3 6 2	310
3 6 3	311
3 6 4	312
3 6 5	313
3 6 6	314
3 6 7	315
3 6 8	316
3 6 9	317

備考

1 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額を受ける職員が昇格した場合における昇格後の号給については、次の各号に掲げる昇格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

(1) 2級 3 1 7

(2) 3級 1 8 6

(3) 4級 1 3 3

2 職務の級2級の最高号給を含む上位17号給から職務の級3級に昇格する場合に決定される号給は、別に定める者を除き、この表の昇格後の号給欄に定める号給より1号給下位の号給とする。

附則別表第 1 の 2 を次のように改める。

附則別表第 1 の 2

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	25	29	1
2	22	26	30	2
3	23	27	31	3
4	24	28	32	4
5	25	29	33	5
6	26	30	34	6
7	27	31	35	7
8	28	32	36	8
9	29	33	37	9
1 0	30	34	38	10
1 1	31	35	39	11
1 2	32	36	40	12
1 3	33	37	42	13
1 4	34	38	44	14
1 5	35	39	46	15
1 6	36	40	48	16
1 7	37	41	49	17
1 8	38	42	50	18
1 9	39	43	51	19
2 0	40	44	52	20
2 1	41	45	54	21
2 2	42	46	56	22
2 3	43	47	58	23
2 4	44	48	60	24
2 5	45	49	62	26
2 6	46	50	64	28
2 7	47	51	66	30
2 8	48	52	68	32
2 9	49	53	69	33
3 0	50	54	70	34
3 1	51	55	71	35
3 2	52	56	72	36
3 3	53	57	74	38
3 4	54	58	76	40
3 5	55	59	78	42
3 6	56	60	80	44
3 7	57	61	82	46
3 8	58	62	84	48
3 9	59	63	86	50
4 0	60	64	88	52
4 1	61	65	89	54
4 2	62	66	90	56
4 3	63	67	91	58

4 4	64	68	92	60
4 5	65	69	95	62
4 6	66	70	98	64
4 7	67	71	101	66
4 8	68	72	104	68
4 9	69	73	107	70
5 0	70	74	110	72
5 1	71	75	113	74
5 2	72	76	116	76
5 3	73	77	119	78
5 4	74	78	122	80
5 5	75	79	125	82
5 6	76	80	128	84
5 7	77	81	130	85
5 8	78	82	132	86
5 9	79	83	134	87
6 0	80	84	136	88
6 1	81	85	139	90
6 2	82	86	142	92
6 3	83	87	145	94
6 4	84	88	148	96
6 5	85	89	150	97
6 6	86	90	152	98
6 7	87	91	154	99
6 8	88	92	156	100
6 9	90	93	158	101
7 0	92	94	160	102
7 1	94	95	162	103
7 2	96	96	164	104
7 3	97	97	166	106
7 4	98	98	168	108
7 5	99	99	170	110
7 6	100	100	172	112
7 7	102	101	173	113
7 8	104	102	174	114
7 9	106	103	175	115
8 0	108	104	176	116
8 1	110	105	178	117
8 2	112	106	180	118
8 3	114	107	182	119
8 4	116	108	184	120
8 5	119	110	185	122
8 6	122	112	186	124
8 7	123	114	187	126
8 8	123	116	188	128

8 9	123	117	189	129
9 0	123	118	190	130
9 1	123	119	191	131
9 2	123	120	192	132
9 3	123	122	194	133
9 4	123	124	196	134
9 5	123	126	198	135
9 6	123	128	200	136
9 7	123	130	201	137
9 8	123	132	202	138
9 9	123	134	203	139
1 0 0	123	136	204	140
1 0 1	123	137	205	142
1 0 2	123	138	206	144
1 0 3	123	139	207	146
1 0 4	123	140	208	148
1 0 5	123	141	210	149
1 0 6	123	142	212	150
1 0 7	123	143	214	151
1 0 8	123	144	216	152
1 0 9	123	146	217	153
1 1 0	123	148	218	154
1 1 1	123	150	219	155
1 1 2	123	152	220	156
1 1 3	123	153	221	157
1 1 4	123	154	222	158
1 1 5	123	155	223	159
1 1 6	123	156	224	160
1 1 7	123	157	226	161
1 1 8	123	158	228	162
1 1 9	123	159	230	163
1 2 0	123	160	232	164
1 2 1	123	161	233	166
1 2 2	123	162	234	168
1 2 3	123	163	235	170
1 2 4	123	164	236	172
1 2 5	123	165	237	173
1 2 6	123	166	238	174
1 2 7	123	167	239	175
1 2 8	123	168	240	176
1 2 9	123	170	241	177
1 3 0	123	172	242	178
1 3 1	123	174	243	179
1 3 2	123	176	244	180
1 3 3	123	177	245	181

1 3 4	123	178	246
1 3 5	123	179	247
1 3 6	123	180	248
1 3 7	123	181	250
1 3 8	123	182	252
1 3 9	123	183	254
1 4 0	123	184	256
1 4 1	123	185	257
1 4 2	123	186	258
1 4 3	123	187	259
1 4 4	123	188	260
1 4 5	123	189	262
1 4 6	123	190	264
1 4 7	123	191	266
1 4 8	123	192	268
1 4 9	123	193	269
1 5 0	123	194	270
1 5 1	123	195	271
1 5 2	123	196	272
1 5 3	123	198	274
1 5 4	123	200	276
1 5 5	123	202	278
1 5 6	123	204	280
1 5 7	123	205	281
1 5 8	123	206	282
1 5 9	123	207	283
1 6 0	123	208	284
1 6 1	123	209	285
1 6 2	123	210	286
1 6 3	123	211	287
1 6 4	123	212	288
1 6 5	123	213	290
1 6 6	123	214	292
1 6 7	123	215	294
1 6 8	123	216	296
1 6 9	123	217	297
1 7 0	123	218	298
1 7 1	123	219	299
1 7 2	123	220	300
1 7 3	123	221	302
1 7 4	123	222	304
1 7 5	123	223	306
1 7 6	123	224	308
1 7 7	123	225	309
1 7 8	123	226	310

1 7 9	123	227	311
1 8 0	123	228	312
1 8 1	123	229	314
1 8 2	123	230	316
1 8 3	123	231	317
1 8 4	123	232	317
1 8 5	123	233	317
1 8 6	123	234	317
1 8 7	123	235	317
1 8 8	123	236	317
1 8 9	123	237	317
1 9 0	123	238	
1 9 1	123	239	
1 9 2	123	240	
1 9 3	123	241	
1 9 4	123	242	
1 9 5	123	243	
1 9 6	123	244	
1 9 7	123	245	
1 9 8	123	246	
1 9 9	123	247	
2 0 0	123	248	
2 0 1	123	249	
2 0 2	123	250	
2 0 3	123	251	
2 0 4	123	252	
2 0 5	123	253	
2 0 6	123	254	
2 0 7	123	255	
2 0 8	123	256	
2 0 9	123	257	
2 1 0	123	258	
2 1 1	123	259	
2 1 2	123	260	
2 1 3	123	261	
2 1 4	123	262	
2 1 5	123	263	
2 1 6	123	264	
2 1 7	123	265	
2 1 8	123	266	
2 1 9	123	267	
2 2 0	123	268	
2 2 1	123	269	
2 2 2	123	270	
2 2 3	123	271	

2 2 4	123	272		
2 2 5	123	273		
2 2 6	123	274		
2 2 7	123	275		
2 2 8	123	276		
2 2 9	123	277		
2 3 0	123	278		
2 3 1	123	279		
2 3 2	123	280		
2 3 3	123	281		
2 3 4	123	282		
2 3 5	123	283		
2 3 6	123	284		
2 3 7	123	285		
2 3 8	123	286		
2 3 9	123	287		
2 4 0	123	288		
2 4 1	123	289		
2 4 2	123	290		
2 4 3	123	291		
2 4 4	123	292		
2 4 5	123	293		
2 4 6	123	294		
2 4 7	123	295		
2 4 8	123	296		
2 4 9	123	297		
2 5 0	123	298		
2 5 1	123	299		
2 5 2	123	300		
2 5 3	123	301		
2 5 4	123	302		
2 5 5	123	303		
2 5 6	123	304		
2 5 7	123	305		
2 5 8	123	306		
2 5 9	123	307		
2 6 0	123	308		
2 6 1	123	310		
2 6 2	123	312		
2 6 3	123	314		
2 6 4	123	316		
2 6 5	123	317		
2 6 6	123	318		
2 6 7	123	319		
2 6 8	123	320		

2 6 9	123	321		
2 7 0	123	322		
2 7 1	123	323		
2 7 2	123	324		
2 7 3	123	325		
2 7 4	123	326		
2 7 5	123	327		
2 7 6	123	328		
2 7 7	123	329		
2 7 8	123	330		
2 7 9	123	331		
2 8 0	123	332		
2 8 1	123	333		
2 8 2	123	334		
2 8 3	123	335		
2 8 4	123	336		
2 8 5	123	337		
2 8 6	123	338		
2 8 7	123	339		
2 8 8	123	340		
2 8 9	123	341		
2 9 0	123	342		
2 9 1	123	343		
2 9 2	123	344		
2 9 3	123	345		
2 9 4	123	346		
2 9 5	123	347		
2 9 6	123	348		
2 9 7	123	349		
2 9 8	123	350		
2 9 9	123	351		
3 0 0	123	352		
3 0 1	123	353		
3 0 2	123	354		
3 0 3	123	355		
3 0 4	123	356		
3 0 5	123	357		
3 0 6	123	358		
3 0 7	123	359		
3 0 8	123	360		
3 0 9	123	361		
3 1 0	123	362		
3 1 1	123	363		
3 1 2	123	364		
3 1 3	123	365		

3 1 4	123	366		
3 1 5	123	367		
3 1 6	123	368		
3 1 7	123	369		
3 1 8	123			
3 1 9	123			
3 2 0	123			
3 2 1	123			
3 2 2	123			
3 2 3	123			
3 2 4	123			
3 2 5	123			
3 2 6	123			
3 2 7	123			
3 2 8	123			
3 2 9	123			
3 3 0	123			
3 3 1	123			
3 3 2	123			
3 3 3	123			
3 3 4	123			
3 3 5	123			
3 3 6	123			
3 3 7	123			
3 3 8	123			
3 3 9	123			
3 4 0	123			
3 4 1	123			
3 4 2	123			
3 4 3	123			
3 4 4	123			
3 4 5	123			
3 4 6	123			
3 4 7	123			
3 4 8	123			
3 4 9	123			
3 5 0	123			
3 5 1	123			
3 5 2	123			
3 5 3	123			
3 5 4	123			
3 5 5	123			
3 5 6	123			
3 5 7	123			
3 5 8	123			

3 5 9	123			
3 6 0	123			
3 6 1	123			
3 6 2	123			
3 6 3	123			
3 6 4	123			
3 6 5	123			
3 6 6	123			
3 6 7	123			
3 6 8	123			
3 6 9	123			

備考 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額の適用を受ける職員が降格した場合における降格後の号給については、次の各号に掲げる降格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

- (1) 2級 1 2 3
- (2) 3級 3 6 9
- (3) 4級 3 1 7
- (3) 5級 1 8 9

- 7 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成30年名古屋市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（経過措置）

- 4 適用日から令和3年3月31日までの間における改正後初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)及び3企業職給料表(3)の適用については、改正後初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の表中「175,600」とあるのは「183,500」と、「155,600」とあるのは「158,400」と、「145,900」とあるのは「148,800」と、「169,100」とあるのは「174,500」と、「141,700」とあるのは「144,600」とし、改正後初任給規程別表第2初任給表3企業職給料表(3)の表中「164,900」とあるのは「167,700」と、「147,600」とあるのは「150,500」と、「159,200」とあるのは「162,000」と、「153,400」とあるのは「156,300」とする。

名古屋市交通局管理規程第 13 号

高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第 1 条 高速電車安全管理規程（平成 18 年名古屋市交通局管理規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「運転指令室長を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第 17 号中「要員に関する業務」を「防災及び危機管理に関する総括的な業務、要員に関する業務」に改め、同項中第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 総務課長 総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な防災及び危機管理に関する総括的な業務を管理する。

第 17 条中「要員に関する業務」を「防災及び危機管理に関する総括的な業務、要員に関する業務」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(総務課長の責務)

第 17 条の 2 総務課長は、輸送の安全の確保に必要な防災及び危機管理に関する総括的な業務を行う。

第 21 条第 1 項中「運輸課長、駅務課長、電車運転課長、運転指令室長、施設計画課長、工務課長、営繕課長、設備課長、電車車両課長、電気課長、人事課長、労務課長、安全監理課長、人材育成課長及び財務課長」を「第 4 条第 1 項に規定する各課長」に改める。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(災害防止対策の検討)

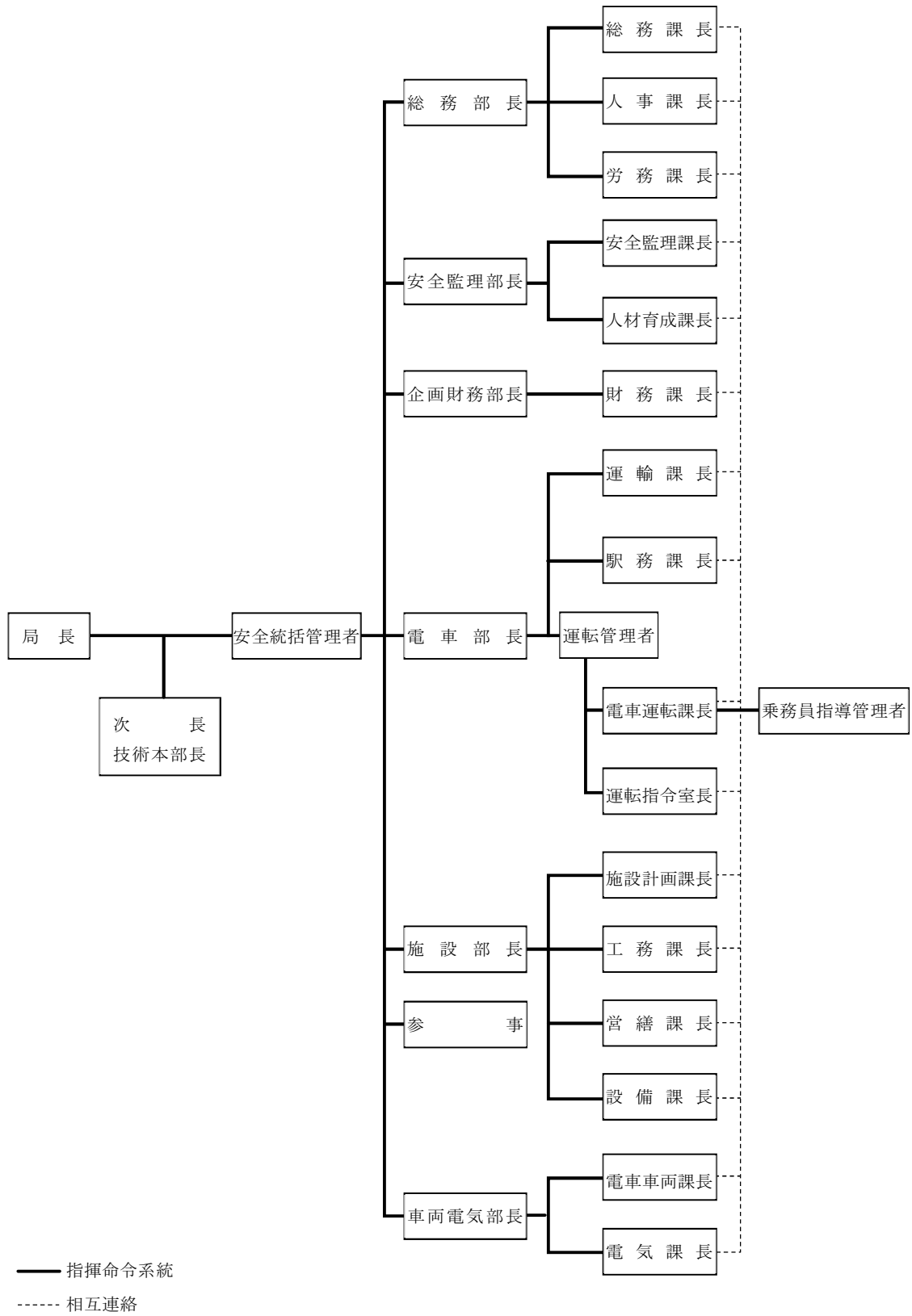
第 23 条の 2 第 4 条第 1 項に規定する各部長及び参事並びに各課長は、災害に関する情報を分析、整理し、災害の防止対策の検討を行わなければならない

らない。

- 2 安全統括管理者は、前条第1項の検討を通じて、災害の防止対策に関し、局長等に対して、輸送の安全の確保に関する職務を行う上で必要な意見を述べなければならない。

別図1を次のように改める。

別図1 輸送の安全の確保に関する体制図（第4条関係）



第41条第6項中「事故」の次に「、災害」を加える。

(自動車安全管理規程の一部改正)

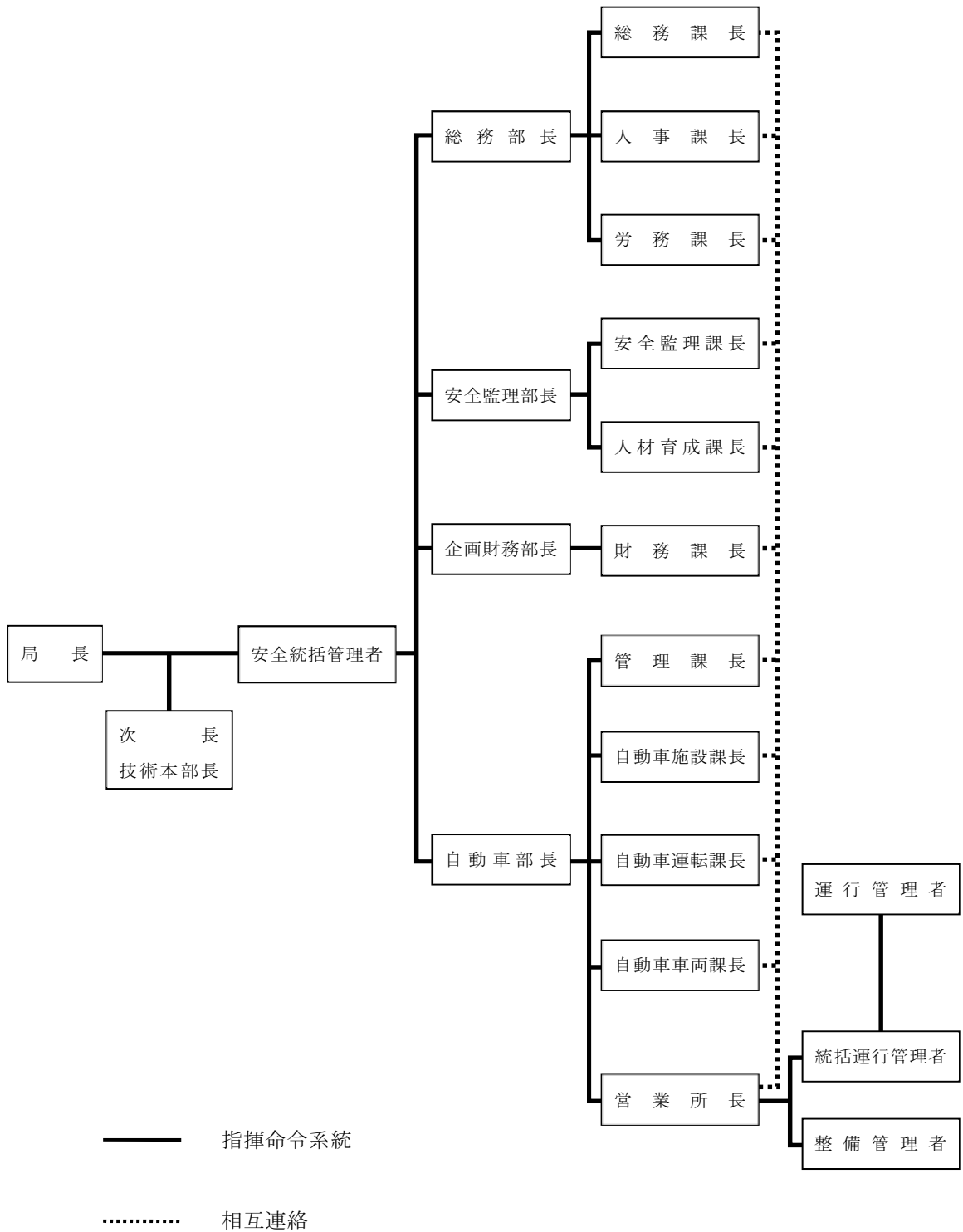
第2条 自動車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第11号中「要員に関する業務」を「防災及び危機管理に関する総括的な業務、要員に関する業務」に、「、人事課長」を「、総務課長、人事課長」に改め、同項中第12号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 総務課長 総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な防災及び危機管理に関する総括的な事項を統括する。

別図1を次のように改める。

別図 1 輸送の安全の確保に関する体制図（第 7 条関係）



附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第10条の4中「証明書が」を「証明書等が」に改める。

第29条第1項本文中「証明書等」の次に「（携帯電話機を媒体とするもの（次の各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。以下本条において同じ。）」を加える。

第33条中「いつでも」の次に「証明書等（携帯電話機を媒体とするもの（第29条第1項各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。）を」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「証明書が」を「証明書等が」に改める。

第38条中「証明書等」の次に「（携帯電話機を媒体とするもの（第40条第1項各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。）」を加える。

第40条第1項本文中「証明書等」の次に「（携帯電話機を媒体とするもの（次の各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。以下次条及び第40条の3において同じ。）」を加える。

第58条中「いつでも」の次に「証明書等（携帯電話機を媒体とするもの（第40条第1項各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。）を」を加える。

（連絡運輸規程の一部改正）

第3条 連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の6第1項本文及び第17条の6の3中「証明書等」の次に「（携帯電話機を媒体とするもの（次の各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。）」を加える。

（ICカード乗車券取扱規程の一部改正）

第4条 ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「公的証明書等」の次に「（携帯電話機を媒体とするもの（乗合規程第29条第1項各号及び高速規程第40条第1項各号に掲げる証明書等の所有者の本人確認に利用することができるものとして認めたものに限る。）を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市立病院条例施行規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和 3年 3月29日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

名古屋市立病院条例施行規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 名古屋市立病院条例施行規程（平成20年病院局管理規程第42号）
- (2) 名古屋市病院局分課規程（平成20年病院局管理規程第 1号）
- (3) 名古屋市病院局課長代理設置規程（平成20年病院局管理規程第 2号）
- (4) 名古屋市病院局副係長設置規程（平成20年病院局管理規程第 3号）
- (5) 市立病院特任診療科部長設置規程（平成21年病院局管理規程第16号）
- (6) 名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年病院局管理規程第 9号）
- (7) 名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年病院局管理規程第 17号）
- (8) 名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年病院局管理規程第 8号）
- (9) 名古屋市病院局公印規程（平成20年病院局管理規程第 8号）
- (10) 名古屋市病院局公告式規程（平成20年病院局管理規程第 9号）
- (11) 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年病院局管理規程第10号）
- (12) 名古屋市病院局聴聞規程（平成20年病院局管理規程第11号）
- (13) 名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程（平成20年病院局管理規程第12号）
- (14) 職員分限条例の施行に関する規程（平成20年病院局管理規程第13号）
- (15) 職員懲戒条例の施行に関する規程（平成20年病院局管理規程第14号）
- (16) 名古屋市病院局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程（平成20年病院局管理規程第15号）

- (17) 名古屋市病院局職員き章規程（平成20年病院局管理規程第16号）
- (18) 名古屋市病院局職員の名札着用に関する規程（平成20年病院局管理規程第17号）
- (19) 名古屋市病院局職員証規程（平成20年病院局管理規程第18号）
- (20) 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年病院局管理規程第19号）
- (21) 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年病院局管理規程第20号）
- (22) 名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年病院局管理規程第21号）
- (23) 名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成20年病院局管理規程第22号）
- (24) 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年病院局管理規程第19号）
- (25) 名古屋市病院局職員表彰規程（平成20年病院局管理規程第47号）
- (26) 名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年病院局管理規程第23号）
- (27) 名古屋市病院局職員の給与の特例に関する規程（平成25年病院局管理規程第 8号）
- (28) 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年病院局管理規程第25号）
- (29) 名古屋市病院局の任期付職員の給与の特例に関する規程（平成21年病院局管理規程第 2号）
- (30) 名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第26号）
- (31) 名古屋市病院局職員の住居手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第27号）
- (32) 名古屋市病院局職員の通勤手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第28号）
- (33) 名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程（平成20年病院局

- 管理規程第29号)
- (34) 名古屋市病院局職員の単身赴任手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第30号）
 - (35) 名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第31号）
 - (36) 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第32号）
 - (37) 名古屋市病院局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成20年病院局管理規程第33号）
 - (38) 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成20年病院局管理規程第34号）
 - (39) 名古屋市病院局職員の災害派遣手当等の支給に関する規程（平成20年病院局管理規程第35号）
 - (40) 名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成20年病院局管理規程第36号）
 - (41) 名古屋市病院局公務災害等見舞金支給規程（平成20年病院局管理規程第37号）
 - (42) 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する規程（平成22年病院局管理規程第31号）
 - (43) 名古屋市債権管理条例施行規程（平成24年病院局管理規程第21号）
 - (44) 名古屋市病院局会計規程（平成20年病院局管理規程第38号）
 - (45) 名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程（平成28年病院局管理規程第25号）
 - (46) 名古屋市病院事業基金条例施行規程（平成25年病院局管理規程第20号）
 - (47) 名古屋市病院局契約規程（平成20年病院局管理規程第39号）
 - (48) 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成20年病院局管理規程第40号）
 - (49) 名古屋市病院局公有財産規程（平成20年病院局管理規程第41号）
 - (50) 名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程（平成22年病院局管理規程第20号）

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3年 4月 1日から適用する。
(名古屋市病院局会計規程の廃止に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行日前に行われた病院事業の業務については、この規程による廃止前の名古屋市病院局会計規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 3 年 3 月 29 日懲戒処分に付した。

令和 3 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 3年 3月29日懲戒処分に付した。

令和 3年 3月29日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校校長	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 3年 3月29日懲戒処分に付した。

令和 3年 3月29日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	減給10分の 1 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号